

(要旨) 合名会社又は合資会社の唯一の代表者は、その他の社員全員の同意を得てその会社と取引をすることができる。

(注) 昭13年法律第72号商法改正により、第75条をもって自己取引に関する規定が新設され、合名会社の社員（代表社員を含む）が会社と取引するには、他の社員の過半数の決議による同意を要することとなった（同法第147条により合資会社に準用）。

(照会) 左ノ事項ニ付公正証書作成ノ嘱託アリタル場合ハ該契約ハ無効若クハ取消シ得キ法律行為トシテ其証書ノ作成ヲ為スコカラサルモノナリヤ又ハ適法ノ契約トシテ其証書ヲ作成スコキモノナリヤ

1から3まで 略

4 合名会社又ハ合資会社代表社員1名ナルトキ総社員ノ同意ヲ得テ該代表社員カ会社ヲ代表シ該代表社員トノ間ニ利益相反スル契約ヲ為ストキ

(回答) 1から3まで 略

4 合名会社又ハ合資会社ノ一人ノ代表社員ハ総社員ノ同意ヲ得テ其会社ト取引ヲ為スコトヲ得

4 合資会社ノ一人ノ無限責任社員ノ代表権ニ関スル件

(昭11.5.1金沢公証人市川仙太郎照会)

(昭11.6.30民事甲569号民事局長回答)

(要旨) 合資会社の唯一の無限責任社員は、他の社員全員の同意があるときは、自己の債務につき会社財産を担保に供し、又は会社を連帯保証人としてすることができる。

(照会) 無限責任社員一人ノミヲ有スル合資会社ニ於テ其ノ無限責任社員個人ノ債務ニ付会社カ連帯保証ヲ為シ又ハ会社所有財産ヲ担保ニ供スル場合ニ其無限責任社員ハ当然会社ヲ代表スルコトヲ得ルヤ

右ニ対シ左記3説アリ

甲説 本問ノ場合ハ会社ト当該無限責任社員（以下単ニ代表者ト称ス）ト利益相反スル行為ナルヲ以テ当該代表者ハ他ノ総社員ノ同意ヲ得タルトキニ限り会社ヲ代表スルコトヲ得ルモノトス真理由トスル所ハ本問利益相反スル行為ハ代表者カ会社ト利益相反スル「取引」ヲ為ス場合ト其ノ

軌ヲ一ニスルヲ以テ本問行為ハ則チ会社トノ利益相反スル「取引」ト解スルヲ相当トシテ代表者カ本問行為ヲナスニハ総社員ノ同意ヲ要スヘキモノトス（末記大審院判例其他参照）

附記 本問ノ場合ニハ其法律行為自体カ会社ノ営業ニ関スルヤ否ヤニ付問題ヲ生スル虞アリ公証人トシテハ公証人法第2条第26条第33条及公証人法施行細則第11条（現規則第13条）ノ精神ニ依リ甲説ヲ相当ト信ス

乙説 本問ノ場合ハ商法第58条（現行第72条）ノ規定ニ依リ総社員ノ同意ヲ得テ当該代表者会社ヲ代表スルコトヲ得ルモノト為シ同条ハ会社ノ内部ニ関スル規定ニ属スルモ同条ニ依ルヲ相当トス

丙説 本問ノ場合当該代表者ハ当然会社ヲ代表スルモノニシテ真理由トスル所ハ会社代表者ハ会社ヲ代表シテ会社ノ営業ニ関スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有シ苟モ会社ヲ代表シテ為ス行為ハ総て会社ニ其効力ヲ及ホスコトハ商法第62条第1項第2項（現行第78条第1項、第2項）民法第44条第1項及第54条ノ規定ニ依リ明カナリ而シテ本問保証等ノ行為カ会社ノ営業ニ関スルヤ否ヤハ事実問題ニ属シ且其行為カ会社トノ取引ニ非スシテ単ニ利益相反スルニ過キサル場合ハ民法第108条ニ抵触セサルモノトス

右各説ノ内孰レヲ正当トスヘキヤ

(参考文献) 1 昭和4年9月17日根本松美氏稟伺昭和5年2月20日司法省民事局長ノ回答

2 東京公証人会集会所昭和8年10月3日決議

「無限責任ノ一名ノミヲ有スル合資会社ニ於テ其無限責任社員個人ノ債務ニ付其会社カ担保ヲ提供シ連帯保証人トナル場合ニハ総社員ノ同意ヲ得テ無限責任社員其会社ヲ代表ス」

3 大審院民事部昭和9年6月15日判決（日判例大成1巻344頁）

4 商法中改正法律案第75条

(回答) 客月11日附稟伺公証事務取扱方ニ関スル疑義ノ件ハ左ノ通り思考致候他ノ社員全員ノ同意アルトキハ自己ノ債務ニ付会社財産ヲ担保ニ供シ又ハ会社ヲ連帯保証人ト為スコトヲ得

5 公証事務取扱に関する件

(昭28.10.1民事甲1333号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 1 株式会社の代表取締役が自己の債務につき会社を代表して連帯保証をし、又は会社所有の財産を担保に供するには、取締役会の承認を要する。

2 右承認は、第三者の許可又は同意に該当する。

3 右承認については、法第36条第5号により証書に記載する。

4(1) 取締役会の議事録の謄本は、第41条但書により公正証書に連続する。

(2) 取締役会の議事録は、出席取締役の印鑑又は署名に関する官公署の証明書を提出させてその真正なことを証明させる。

(3) 第36条第5号による承認者の記載は単に会社の本店と何々株式会社取締役会と表示すれば足りる。

(4) 右(2)の取締役については、商業登記簿謄抄本を提出させて資格を証明させる。

(注) 昭40.6.30民事甲1710号民事局長回答により取締役会の議事録の写の真正なることを証明する者は代表取締役で足りることとなった。なお現行制度上、登記所は会社の平取締役の印鑑の登録証明事務を取扱わないこととなっている(商業登記法20条、17条2項)

(通達) 標記に関し、別紙甲号のとおり東京公証人会々長から照会があったので、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴局所属公証人に周知方しかるべく取り計らわれない。

別紙甲号

別紙の通り高野会員から伺がありましたので貴局の御意見拝承いたしたく至急何分の御回示を御願い申し上げます。

別紙

公証事務取扱上の疑に対する指示りん請

左記事項に関し公証事務取扱上疑義がありますので至急何分の御指示を頂きたくよろしく御願します。

第1 株式会社の代表取締役が自己個人の債務につき会社を代表して連帯保証をなし、或は会社所有の財産に抵当権の担保物権を設定するには商

法第265条に依り取締役会の承認を要するや。

この問題については消極積極の両説がある。

1 消極説 商法第265条はその法文の示す如く会社の取締役と会社との利益相反行為につき取締役会の承認を必要とするものである。然るに本問の場合における連帯保証行為若しくは担保権設定の契約は何れも会社と債権者間の契約であって取締役個人と会社間の取引でないから商法第265条に該当しない、従って取締役の承認を要しない。

2 積極説 本問題の場合、会社の債務保証行為若しくは担保権設定行為は表面的形態においては取締役個人と会社との直接的法律行為ではないけれども、商法第265条は取締役個人と会社との利害相反の取引につき取締役がその優越的地位を利用して自己に有利な条件をもって取引をなし会社に損害を蒙らしめるおそれあることを慮り、取締役の専横を抑止し会社の利益を保護するため取締役の権限に一種の制限を加えたものである。然るに消極説の如く取締役が単に自己個人の債務に会社をして保証させ或は会社の財産に担保権を設定するが如きは、間接的ではあるが取締役の専横を許し会社に不利益を蒙らせ、会社の利益保護に欠くる結果を招来し商法第265条が庶幾する目的精神の達成は遂に望み得ないことになるであろう、又これを経済的効果より観れば取締役個人が会社と直接取引して会社に損害を与えるのと毫も異なる所がない、故に商法第265条の目的精神を類推拡張して本問の如き場合には取締役会の承認を必要とする。

参 考

小職は積極説を正当と思料する。

第2 右積極説の如く取締役会の承諾を要するとせば(イ)右承認は公証人法第33条の第三者の許可又は同意に該当するか如何か。

この点についても甲乙両説がある。

甲説 (消極) 取締役会は会社内部の一機関、換言すれば同一人格内の一構成機関に過ぎない、会社に対する関係においては第三者的地位を有しない、未成年者に対する親権者又は後見人の関係とは異なる。故に取締役会の承認は第三者の同意又は許可に当たらない。

乙説 公証人法第33条の第三者は甲説の如く狭義に解すべきではなく、第三者の同意又は許可を必要とした法令の精神目的を考慮して広義に解すべきものである。従来訓令回答は、市町村の理事者が一定の法律行為を為すには市町村議会の同意を必要とする場合、その同意又は許可は等しく同一法人格内の一機関である議会の同意又は許可であるが公証人法第33条の第三者の同意又は許可に該当すると解釈している。

故に取締役会の承認は会社内部機関の意思表示ではあるが会社の業務執行者である取締役に対しては取締役会を第三者とする方が立法の精神より見て正当である。

参 考

小職は乙説が正論であると思料する。

第3 若し前記の如く取締役会の承認が第三者の許可又は同意に該当するとせば、公証人は公正証書作成に際し公証人法第33条第36条第5号の手続を為すべきものと思料するが如何。

第4 右手続を採るべきものとせば、取締役会は人格を有せず従って住所、職業、氏名、年齢、印鑑がない、又名称事務所がなく署名することも不可能である、公正証書に如何なる範囲程度に表示記載すべきか。

1 取締役の承認決議書は通常会社に保存することに定款で定めているから、一応その原本を提出させて承認事項を証明させ、公証人法第41条によりこれを囑託人に還付し、その謄本を提出させてこれを公正証書に連綴すべきか。

2 承認決議書は多くの場合私署証書であるから、官公署の作成した印鑑又は署名に関する証明書を提出させて決議書の真正を証明させなければならないが、取締役会自体には印鑑、又は署名がない。従って、法第33条2項、第32条第2項による決議書の真正を証明させることが出来ないから、この手続を採らなくともよいのか或は、取締役会の構成員である取締役の印鑑又は署名に関する官公署の証明書を提出させて承認決議書の真正を証明させるべきか。

3 公証人法第36条第5号による記載は、単に会社の本店と何々株式会社取締役会と表示すれば足るか。或は何何会社取締役会として次に出

席した各取締役の氏名をも表示し、これに各その住所、年齢、職業を表すべきや。

4 なお右取締役が真実その会社の取締役であるか否か確むるためこれを証明するに足る商業登記簿謄本を提出させる必要があるか。

別紙乙号

7月13日付をもって照会にかかる標記について左記のとおり回答する。

記

第1, 第2, 第3 積極に解する。

第4 1 「取締役の承認決議書」とあるのを「取締役会の議事録」とする外は、貴見のとおり。

2 「承認決議書」とあるのを「取締役会の議事録」とする外は、後段貴見のとおり。

3 前段貴見のとおり。

4 商業登記簿の謄本又は抄本を提出させるのが相当である。

6 合資会社が無限責任社員の個人の債務につき保証をなす場合について

(昭29.10.23日記総1411号静岡地方務局長照会)

(昭29.12.6民事甲2535号民事局長回答)

(要旨) 無限責任社員個人の債務につき会社が保証するには、他に無限責任社員がいないときは、有限責任社員の過半数の決議を要し、他に無限責任社員がいるときは、その社員及び有限責任社員の過半数の決議を要する。

(照会) 合資会社において無限責任社員個人の債務につき会社が保証をなすには、他の無限責任社員の過半数の決議を必要とし、有限責任社員については、別段決議を要せざるものと思われまるところ、無限責任社員が一名のみの場合においては、有限責任社員の過半数の決議があれば有効に保証をなし得るものと解すべきでしょうか(参照昭和8年(特)第2432号、昭和9年6月15日大審院民事部判決、法曹会発行民事判例集第13巻(中)1473頁乃至1488頁所掲)。

管下公証人から伺出の次第でもありますので、御垂示を仰ぎます。

(回答) 10月23日付日記総第1411号で照会のあった標記の件については、無限

責任社員が一名のみの場合は有限責任社員の過半数の決議があれば有効に保証をなし得るものとする。

なお、無限責任社員が数人ある場合には、当該無限責任社員を除く他の社員（他の無限責任社員のほか、有限責任社員を含む）の過半数の決議を要するから、念のため申し添える。

7 親権者及び後見人の代理権について

(昭32.11.28総3853号福岡法務局長照会)

(昭32.12.17民事甲2392号民事局長回答)

(要旨) 会社代表者が会社債務のため、その親権又は後見に服する未成年の子の不動産を担保に供する場合、その未成年の子を連帯保証人とする場合及び代表者、未成年の子ともに連帯保証人となる場合は、いずれも子のために特別代理人を選任することを要する。

(照会) 公証事務取扱上、標記の代理権について、左記事案の場合については特別代理人の選任が必要であるという積極説と、その必要はないという消極説があります。当職は設問の場合においてはいずれも積極説を妥当と解しますが、適切な先例も見当らずいささか疑義があつて決し兼ねますので、何分の御指示を仰ぎます。

参照 民法826条、851条4号、860条

記

1 金銭消費貸借並に抵当権設定契約において、株式会社又は有限会社の代表取締役が会社債務のため、その親権又は後見に服する未成年者所有の不動産を担保に供する場合。

2 前項の場合、更に未成年者を連帯保証人とするとき。

3 1項の場合、代表取締役も未成年者と共に連帯保証人となるとき。

(回答) 11月28日総第3853号をもって照会のあつた標記については、特別代理人を選任するのを相当と考える。

8 自己契約又は双方代理による囑託の可否について

(昭34.9.22東京法務局所属公証人高野正保照会)

(昭35.5.23民事甲1262号民事局長回答)

(要旨) 自己契約又は双方代理による公正証書作成の囑託には応じないのが相当である。

(照会) 左記公証事務の取扱に関し疑義がありますので何分の御指示をお願いします。

既に成立又は発生した契約その他の法律行為若しくは私権に関する事実につき代理人に依り公正証書の作成を囑託する案件に付ては民法第108条の適用ありや、否や、即ち、当事者の一方が相手を代理し又は一人が当事者双方を代理して公正証書の作成を囑託することができるか。

当職は右の如き公正証書の作成囑託は私法上の法律行為ではなく国家機関である公証人に対し法律行為又は私権に関する事実につき公の証明力付与行為の遂行を申請する公法上の行為であるから民法第108条の適用がなく従つて双方代理並に相手方代理は差支ないものと思料致しますが、聊か疑義がありますので御指示を給りたい。

(参考) 大審昭19.2.4判決（登記申請に関するもの）大審昭18.5.18判決

(回答) 昭和34年9月22日付をもって問合せのあつた標記の件については、所問の代理による公正証書の囑託には応じないのが相当である。

9 公証人法第33条に関する件

(昭40.5.10東京公証人三堀博照会)

(昭40.6.30民事甲1710号民事局長回答)

(要旨) 取締役と会社間の取引についての証書作成の際、法33条所定の証書として取締役会の議事録の写を提出させる場合には、代表取締役（唯一又は全部の代表取締役が当該取引の相手方である等事故あるときは、取締役会の決議に参加した取締役）をして議事録の写に相違なき旨の証明をさせるのが相当である。

(照会) 商法第265条有限会社法第30条等所定の取引に際し公証人法第33条所定の証書として、たとえば取締役会の議事録とその署名者全員の印鑑証明書を提出させているが取締役多数にして各地に散在または出張中などの場合には繁雑な手続となるので、議事録の写に代表取締役をして相違なき旨

の証明をさせ、そのものの印鑑証明書のみを提出させている。この後の場合において(1)その代表取締役が当該取引の相手方であっても差し支えないか、(2)所管部課長等事務職員の証明でも差し支えないか、以上2点につき多少疑問がありますので御意見を伺いたく照会致します。

(回答) 5月10日付をもって照会にかかる標記の件については、次のとおり考える。

(1)について 当該取引の相手方である代表取締役に証明させることは相当でない。

(2)について 代表取締役に証明させるのが相当である。なお、代表取締役に事故のある場合(前記(1)の場合を含む)には、当該取締役会で決議に参加した取締役に証明させるのが相当である。

10 国家公務員共済組合の資金貸付に関する契約締結上の疑義について

(昭43.9.14日本公証人連合会長照会)

(昭43.11.5民事甲3095号民事局長回答)

(要旨) 国家公務員共済組合の資金貸付について、支部長個人が借受人となる場合には、組合があらかじめ自己契約を許諾していない限り、支部長以外の者が組合の代理人となって借受人である支部長個人と契約を締結するのが相当である。

(照会) 別紙問題につき回答として3説が考えられ、当会法規委員会においては現在は第2説に賛するものが多数であります、何分の御教示を得たくお願いいたします。

別紙

問題

国家公務員共済組合(以下「組合」という)から、その組合員である組合支部(以下「支部」という)職員に対し、資金の貸付が行われる場合は、借受人が所属する支部の支部長が組合の代理人となって借受人と金銭消費貸借契約が締結されているが、支部長個人が借受人となる場合にも、その支部長は組合の代理人となって、自己と金銭消費貸借契約を締結しても差し支えないか。

回答

第1説 組合の許諾が必要である。

貸主である組合の代理人の支部長が、一面組合を代理し、一面自己の資格で、組合、支部長個人間の契約を締結することは、いわゆる自己契約で、民法108条により原則として禁じられている。その理由は、専ら本人である組合を保護するためと解すべきであるから、組合が許諾するときは有効に成立するものと解すべきである。(大審院判例大正12.11.26ドイツ民法181条参照)

第2説 支部長代行者が組合の代理人となるべきである。

支部長の所属する庁の行政事務処理規程等で定められている、支部長の代行者が組合の代理人となって、支部長個人と契約を締結すべきものである。

例えば、裁判所長個人が借受人である場合は、所長代行者が組合の代理人となるべきである。

第3説 差し支えない。

国家公務員共済組合法は、組合員で支部職員である支部長個人にも資金の貸付を行う場合のあることを予想して立法されたものであり、また貸付条件も予め法令に定められているので、支部長が一面組合を代理し、一面自己の資格で、組合、支部長個人間の契約を締結しても組合の利益が侵されるおそれがないから差し支えないものと解する。

(回答) 昭和43年9月14日付照会の標記の件については、公証事務取扱のうえからは、支部長以外の者が組合の代理人となって借受人である支部長個人と契約を締結するのが相当であるが、組合があらかじめ自己契約を許諾するときは、支部長が組合の代理人となってもさしつかえないと考えます。

5 代理権限証書

1 法人ノ代表者ノ権限証明ニ関スル件

(明42.7.9長野地裁所長照会)

(明42.7.30民刑704号民事局長回答)

(要旨) 特殊法人又は公法人の代表者についても其権限を証する書面を要する。

(照会) 日本銀行、勸業銀行等特殊ノ法人ノ代表者ニ付テモ其権限ヲ証スル書面ヲ要スルヤ又知事、郡市長、町村長等公ノ法人ノ代表者ニ付テモ同様ナルヤ

(回答) 貴見ノ通

(参考) 会社代表者ノ資格証明ニ関スル件 (昭8.10.7甲1528号民事局長通牒)
訴訟事件、執行事件、非訟事件又ハ公証事件ニ関シ会社ヲ代表スル権限ナキ無限責任社員又ハ取締役カ代表権証明ノ書類トシテ自己ニ関スル商業登記簿ノ抄本(単ニ無限責任社員又ハ取締役タルコトヲ証スル登記簿ノ抄本)ノミヲ提出シテ代表者名義ノ申請其他ノ行為ヲ為シ当該係員ニ於テモ其儘看過シテ之ヲ受理スルノ事例 (正当ナル権限者ヨリ準完ノ場合ハ別問題トス) 往々ニシテ有之哉ニ聞及候ニ付右代表権証明ノ書類ノ審査ニ付テハ固ヨリ十分ノ注意有之様貴管下職員、執達吏及公証人ニ対シ可然御通達相煩度為念及通牒候也

2 在監人ノ委任状ニ関スル件

(明42.7.9長野地裁所長照会)

(明42.7.30民刑704号民事局長回答)

(要旨) 在監人が拇印した委任状で、監獄官吏で認証したものは法第32条第1項の証書となり得る。

(照会) 在監人ニシテ委任状ニ拇印ヲ用キタルモノハ代理権限ヲ証スル書面ト為スコトヲ得サルヤ

(回答) 貴見ノ通ナルモ監獄官吏カ在監人ノ拇印シタル委任状ニ認証ヲ与フルコトハ従前ヨリノ慣例ナルニ付キ此ノ如キ委任状ハ認証ヲ受ケタル私署証書トシテ第32条第1項ノ証書タルヲ妨ケサルヘシ

3 多数時事件ノ嘱託ニ関スル件

(明42.7.21東京公証人小川正直照会)

(明42.8.21民刑831号民事局長回答)

(要旨) 1 同一法定代理人により屢々証書を作成する場合は、前の証書に附属書類として連続した代理権を証する証書の謄本を作り後の証書に使用する

ることができる。

2 規則第14条の規定は、法定代理人が同時に数個の嘱託をする場合におけるその代理権限を証する書面に準用すべきではない。

(照会) 法定代理人ノ代理権ヲ証スル証書ハ嘱託毎ニ之ヲ提出セシムヘキモノナルヤノ債務者カ法定代理人ニ於テ屢々証書ノ作成ヲ嘱託スル場合ハ多数アルモノニ非サルカ故ニ同時ニ数事件ヲ嘱託スル場合ノ外法人ノ場合ト雖モ嘱託毎ニ之ヲ提出セシムルハ敢テ困難ヲ感セサルノミナラス寧ろ其ノ必要アルモノト思料スレトモ一人ノ法人カ法定代理人ニ依テ屢々証書ノ作成ヲ嘱託スルハ多ク債権者タル場合ニシテ其ノ著名ナル者ハ勸業銀行、農工銀行其他ノ銀行諸会社ナリ此ノ法定代理人ノ如キハ屢々変更スルモノニ無之又時ニ変更スルコトアルモ公示方法アルモノナルカ故ニ其変更ハ容易ニ知ルコトヲ得ヘシ故ニ此ノ場合ハ其ノ代表者ノ変更セサル間ハ先ノ証書ニ附属書類トシテ連続シアル其ノ代理権ヲ証シタル証書ノ謄本ヲ作り之ヲ後ノ嘱託ノ証書ニ連続スルコトトシ差支無之哉又法定代理人ニ依テ同時ニ数個ノ嘱託ヲナス場合ニハ其ノ代理権ヲ証スル証書ハ公証人法施行細則第19条 (現規則第14条) ノ例ニ準シテ取扱可然哉

(回答) 代理人ノ権限ヲ証シタル証書カ認証ヲ受ケサル私署証書ニ非ス且其謄本カ公証人法第51条乃至第56条ノ規定ニ該当スルモノナルニ於テハ貴見ノ通第1項ノ振合ニ依ルコトヲ得ヘキモ施行細則第19条ノ規定ヲ準用スヘキモノニアラス

4 法人ノ代表者ノ資格証明ニ関スル件

(明42.8.9宮崎公証人広木幹照会)

(明42.9.6民刑925号民事局長回答)

(要旨) 1 公法人の代表者は、その都度職印を押捺した書面を提出することによってその資格を証明できる。

2 私法人の代表者については、一度資格証明書を提出した後は、その謄本を作つてその後の嘱託に使用することができる。

(照会) 第32条第1項ノ代理権限ヲ証スル証明ノ要否ニ関シ政府委員ハ衆議院ノ調査委員会ニ於テ「公法人ノ代表者カ其法人ヲ代表シテ為シタル行為ノ

証書作成ヲ囑託スル場合ハ其使用スル官印若クハ公印カ自ラ其資格ヲ証明シ居ルニ付キ別ニ資格ノ証明ヲ要セサル旨ノ説明有之又私法人ノ代表者ノ資格証明ニ関シテモ一度登記ノ謄本ヲ提出シ其謄本カ公証人役場ノ附属書類ト為リタルトキハ公証人ニ於テ其写ヲ作り之ヲ其後ノ囑託証書ニ貼付スルコトモ出来ル」トノ説明有之候ヘハ公法人ノ代表者ニ付テハ一度資格証明書ヲ提出シタル後ハ右写ヲ作りテ其後ノ囑託ニ応用シ可然候哉
 法人ノ代表者ハ素ヨリ永久不動ノモノニハ無之候ヘ共日本勸業又農工銀行ノ如キ毎日若クハ数日置キ（一日中ニ数個ノ囑託ヲ為シ来ルコトモ往々有之）ニ囑託ヲ為スモノニ対シ1個ノ囑託毎ニ代表者ノ資格証明書ヲ提出セシムルカ如キハ實際ニ必要ナクシテ囑託人ニ費用ト手数トヲ要セシムル義ニ付一度登記謄本ヲ提出セシメ其後ノ囑託ニハ之カ写ヲ作りテ連綴スルコトニセハ事ニ害ナクシテ大ニ囑託人ニ利便ヲ与フル義ト思考致候

（回答）公法人ノ代表者ト雖モ其資格ヲ証明スヘキモノナルモ其職印ヲ押捺セル書面ヲ提出スルニ於テハ之ヲ以テ其資格ヲ証明シ得ヘキニ付必シモ他ノ証明書ヲ提出スルコトヲ要セサルヘシ議會ニ於ケル政府委員ノ説明モ右ノ趣意ニ外ナラス（稟伺者ノ引用シタル速記ノ写ニ誤記アリ）私法人ノ代表者ノ証明ニ付テハ貴見ノ通但現時尚代表者ナルヤ否ヤニ付疑アルトキハ可成最近ノ登記謄本ヲ提出セシムル様ニ努メラルヘシ

5 公法人ノ代表者ノ資格証明ニ関スル件

（明42.9.7長野地裁所長照会）

（明42.9.13民刑1025号民刑局長回答）

（要旨）知事、市町村長が囑託人である場合にもその資格を証明すべきものであるが、職印を押捺した書面を提出したときは、これによってその資格を証明することができる。

（照会）知事、郡市長、町村長カ囑託人ナルトキハ其法人ノ代表者ナルコトヲ証明セシムルニハ及ハサルヤ
 前項若シ証明ヲ要スルモノトセハ如何ナル書面ヲ以テ証明セシムルヲ相当トスルヤ
 右ハ本年7月30日民刑第704号御回答ニ依レハ公法人ノ場合ニ於テモ私法

人ノ場合ト同シク其代表者タルコトヲ証明セシムルヲ要スルカ如ク相見ヘ候ヘ共如此代表者ノ任命ハ官報又ハ県報ニ依リ一般ニ知得シ居ルモノナレハ之ヲ証明セシムルノ必要ナカルヘシト思料セラレ且ツ之ヲ証明セシムルモノトセハ如何ナル書面ヲ徴スルヲ相当トスルカ疑有之候ニ付今一応至急御意見承知致度此段及御問候也

（回答）本月7日附二リノ二第5803号ヲ以テ御問合相成候公証人法ノ疑義ニ関スル件、知事、郡市長、町村長カ囑託人ナルトキト雖モ其資格ヲ証明スヘキモノナルモ其職印ヲ押捺セル書面ヲ提出スルニ於テハ之ヲ以テ其資格ヲ証明シ得ヘシト思考致候此段及回答候也

6 代理権ノ証明ニ関スル件

（明42.8.23東京公証人小川正直伺）

（明42.9.14民刑990号民刑局長回答）

（要旨）同一人から数日の間において再度囑託を受けた場合、前の事件で提出した登記又は戸籍の謄本があるときは、囑託人の請求により、その謄本を作成して代理権を証明させることができる。

（照会）代理人ノ権限ヲ証スヘキ証書ハ其作成ト提出トノ間ニ法令上別段ノ規定ナキヲ以テ其間1日乃至数月ノ差アリトモ之カ採否ハ公証人ノ心証ニ一任セラレタルモノト解スヘケレハ之ト等シク証書作成上登記若クハ戸籍謄本ニ依リ法定代理人ノ権限ヲ証セシムヘキ場合ニ於テ数日前同一人ヨリ囑託ヲ受ケタル事件ニ付提出セシメル登記若クハ戸籍謄本アルトキハ公証人ハ囑託人ノ請求ニ依リ其附属書類ノ謄本ヲ作成シ（此間資格ニ変動ナシト信シ得ヘキ場合）之ニ依リ代理権ヲ証明セシメ可然哉

（回答）貴見ノ通

7 代理権ノ証明ニ関スル件

（明42.8.23東京公証人小川正直照会）

（明42.9.14民刑990号民刑局長回答）

（要旨）2個の代理事項を1通の委任状に併記し、一の事項についての証書作成の際、これを提出した後、他の事項について囑託するときは、当該委任

状の謄本を請求させ、これを提出させるのが相当である。

(注) 昭32.7.25号民事甲1435号民事局長通達参照

(照会) 例 (甲「借金」乙「借地」) 2個ノ代理ヲ委任セラレタル者甲事件ノミ
ノ証書作成ノ嘱託ニ付其権限ヲ一紙ニ併記シタル委任状及其署名者ノ印鑑
証明書ヲ提出シタルヲ以テ公証人ハ之ヲ証書ノ原本ニ連綴セリ然ルニ其後
数日ヲ過キ同代理人ハ乙事件ノ証書作成ヲ同一公証人ニ嘱託スルニ付公証
人ノ作成シタル甲事件ノ附属書類タル前委任状ノ謄本ヲ提出シタリ) 此委
任状謄本ノ原書ハ甲事件ニ付既ニ印鑑証明書ヲ提出シ其真正ヲ証明シタル
モノナレハ更ニ之ヲ繰返サシムルノ要ナキノミナラス印影ノ如キハ謄本ニ
其形状等迄詳細ニ模写スヘキモノニアラサレハ印鑑アリトモ之ヲ対照スル
ニ由ナキヲ以テ斯ル場合ニハ公証人法施行細則第19条(現規則第14条)ノ
規定ヲ準用シ可然哉

(回答) 問合面ノ如キ場合ニ於テハ嘱託人ヲシテ甲事件ノ附属書類タル前委任
状ノ謄本ヲ請求セシメ乙事件ノ嘱託ニ之ヲ提出セシムルヲ相当トス

8 委任状ノ記載方ニ関スル件

(明42.12.30東京公証人小川正直照会)

(明43.3.2民刑32号民刑局長回答)

(要旨) 代理の委任状には、代理権限の範囲を明確に記載することを要する。

(照会) 明治35年2月10日公証人菅原良三郎ヨリ代理ニ於ケル意思表示ハ代理
人ノ意思表示ニシテ本人ノ意思表示ニアラサルヲ以テ代理権ヲ証スル書面
即チ委任状中「拙者所有ノ土地又ハ動産物売渡契約ヲ結ビ公正証書作成ヲ
嘱託云々」ト記載アルトキハ代理人ハ其土地ノ所在反別又ハ動産物ノ種類
数等明細ナル意思表示ヲ為スコトヲ得又委任状中ニ「特約付ニテ金何千円
借用ノ契約ヲ結ビ公正証書作成ヲ嘱託云々」ト記載アルトキハ代理人ハ債
務者カ第三者ヨリ仮差押ヲ受ケタルトキハ期限ノ利益ヲ失ヒ即時借入金ノ
弁済ヲ為スヘシ又ハ債務ヲ履行セサルトキハ直ニ強制執行ヲ受クヘシ等ノ
意思表示ヲ為シ得ヘキモノトシ其嘱託ニ応シ証書ヲ作ルヲ得ル義ト相心得
可然哉トノ伺ニ対シ同年3月19日民刑局長ヨリ御見込ノ通りトノ回答有之
候処右ハ公証人法実施ノ今日ヨリ見ルトキハ前伺ニ例示スルカ如キ委任状

ニテハ其代理権ノ範囲明瞭ト認ムルヲ得サルモノノ如シト雖モ右伺ニ対ス
ル民刑局長ノ回答ハ尚全部準用スルモ得ヘキヤ右稟伺候也

(回答) 客年12月30日稟伺ニ係ル公証人法ノ疑義ニ関スル件ハ問合面ノ委任状
ニ依リテハ代理人ハ問合ニ係ル代理権ヲ有スルモノト認ムルヲ得サル義ト
思考致候此段本官ヨリ及回答候也

(参考) 委任状記載方法ニ関スル件(昭11.4.22東京公証人会長照会, 同
12.12.28東京地裁所長通牒)

客年4月22日附委任状記載方法ニ関スル請訓ハ左記ノ通り取扱ハレ度及通
牒候

左記委任状公正証書ノ謄本ノ如キ特定ノ法律行為ニ付テ一定ノ代理権限
ヲ定ムルコトナキ委任状ヲ提出シテ公正証書ノ作成ヲ嘱託セラルルモ之ヲ
受理セサルヲ相当トスルニ付此ノ如キ委任状謄本ヲ提出シテ公正証書ノ作
成ヲ嘱託セラルルモ之ヲ受理シテ公正証書ヲ作成スヘカラス, 且此ノ如キ
委任状公正証書ノ作成ヲ嘱託セラレタル場合ニ於テモ之ヲ受理シテ公正証
書ヲ作成スヘカラス

- 1 土地又ハ建物ノ所有者カ甲ニ対シ一定ノ土地又ハ建物(目的物ヲ明確
ニ表示)ニ付適当ト認ムル賃借人ト賃貸借ニ関スル要件ヲ協定シテ賃貸
借契約ヲ締結スルコト及該賃貸借契約ニ基ク公正証書ヲ作成スルコトヲ
各委任スル旨ノ委任状公正証書
- 2 貯蓄銀行ノ代表者カ甲ニ対シ一定ノ金額ニ付適当ト認ムル借主ト貸借
ニ関スル要件ヲ協定シテ消費貸借契約ヲ締結スルコト及該契約ニ基ク公
正証書ヲ作成セルコトヲ各委任スル旨ノ委任状公正証書
- 3 無尽会社ノ代表者カ甲ニ対シ無尽加入者ニ対スル落札金又ハ当籤金ニ
付其ノ弁済ニ関スル要件ヲ協定シテ弁済契約ヲ締結スルコト及該契約ニ
基ク公正証書ヲ作成スルコトヲ各委任スル旨ノ委任状公正証書

9 代理権証明書ノ提出方ニ関スル件

(明43.5.16宮崎公証人広木幹照会)

(明43.11.25民刑475号民刑局長回答)

(要旨) 法定代理人の資格証明書は、嘱託人からその都度提出させるべきであ

って、公証人が前に提出された資格証明書の写を作成してこれに代えることはできない。

(照会) 法定代理人ノ資格ヲ証明スヘキ証書(私法人ノ代表者ニ於ケル登記簿ノ如キ)ハ一度証書ノ囑託ニ付キ之ヲ提出シ其証書カ公正証書ノ附属書類トナリタル後ハ公証人ニ於テ之カ写ヲ作成シ以テ爾後ノ囑託ノ資格証明書ト為スコトヲ得ルコトハ曩ニ伺ヲ為シ民事局長ノ御回答ヲ得候処右ハ其作成方式ニ於テ公証人法第52条ノ要件ヲ具備スヘキハ勿論ニ候得共囑託人ヲシテ謄本交付ノ請求ヲ為サシメ随テ手数料ヲ支払ハシムルノ手續及費用ヲ省キ公証人ノ手許ニ於テ之ヲ作成ノ上其資格証明ニ充テ可然哉(之カ手数料ヲ徴取スルコトキハ登記簿ノ抄本等ヨリ却テ費用ヲ増シ囑託人ニ便宜ヲ与フル趣旨ニ副ハサル義ト思考致候)

(回答) 法定代理人ノ資格ヲ証スヘキ証書ハ毎囑託ニ付必ス之ヲ提出セシムヘク他ノ附属書類ノ謄本ヲ請求シテ之ヲ提出スルモ登記又ハ戸籍ノ謄本ヲ提出スルモ囑託人ノ任意ナリト雖モ問合面ノ如キ手續ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得サルモノトス

10 代理権限及許可同意ノ証明ニ関スル件

(大6.10.22広島公証人岩佐樟坪照会)

(大6.11.9民2118号法務局長回答)

(要旨) 囑託人が代理権限又は許可同意を証すべき証書を提出しないときは、囑託を拒絶すべきであって、他日追完する条件で証書を作成することはできない。

(照会) 卑職伏言公証人法第32条第33条ノ法文解釈ニ付下記甲乙両議アルコトヲ近頃聞知致候取テ所信ナキニハアラサルモ此両議ノ取捨如何ハ職責上ニ重大ノ關係有之候ニヨリ慎重ノ研究ヲ要スヘキコトト奉存候因テ左ニ問題及面議ノ大意ヲ述ヘ御指令奉仰候

問題 法律行為ノ公正証書作成ノ囑託人カ或ハ代理人ナル場合ニ代理権限ヲ証明スヘキ適法ノ証書ヲ提出セス或ハ第三者ノ許可又ハ同意ヲ要スヘキ場合ナルニ許可又ハ同意ヲ証明スヘキ適法ノ証書ヲ提出セサルコトキハ公証人ハ絶対ニ其囑託ヲ拒絶スヘキヤ或ハ公証人法施行細則第11条(現

施行規則12条)ニ依リ囑託人ニ注意ヲナシ其説明ヲ聞キタル後公証人ニ於テ相当ナリト料シタルトキハ他日追完スヘキ条件ノ下ニ之ヲ受理シ公正証書ヲ作成スヘキヤ如何

甲議 公証人法第32条ノ代理人ノ権限ヲ証スヘキ証書及第33条ノ第三者ノ許可又ハ同意ヲ証スヘキ証書ハ何レモ各同条第1項ニ証書ヲ提出セシメ証明セシムルコトヲ要ストアルニ付キ公証人適法ナル証書ノ提出ナキコトヲ発見シタルトキハ其囑託ヲ拒絶セサル可ラス只右兩条共末項ニ欠缺ヲ追完シタルトキハ効力ヲ妨ケラレルコトナキ規定ヲ設ケラレタル所以ハ公証人其不適法ナル点アルコトヲ発見セス誤テ之ヲ受理シ証書ヲ作成シタル場合ニ於テ法律ハ囑託人ニ同情シテ追完ノ便法ヲ設ケタルニ過キサルナリ若シ其レ追完ヲ条件トシテ之ヲ受理シ得ルモノトセハ代理ノ委任状ナキトキモ之ヲ受理シテ証書ヲ作成スルノ奇觀ヲ呈スヘシ且同法第28条第1項ニモ囑託人ノ氏名ヲ知り且面識アルコトヲ要ストアリテ追完ノ規定ナキニヨリ同条ニ違反スルコトキハ公証人始メヨリ其囑託ヲ受理ス可ラサルコト勿論ナラン然ラハ其レト同文詞ヲ用ヒ要スト記載アル第32条第33条ノ場合ニ於テ偶々追完ノ規定アルカ為法律ノ要求条件不備ノ儘之ヲ受理シ証書ヲ作成シ得ヘシトナスハ事理ニ適セサル曲論ナリト云フニ在リ

乙議 公証人法第32条第33条ニ何々ヲ要スト記載シタルハ同法第2条ノ公証人ノ作成シタル文書ハ本法及他ノ法律ノ定ムル要件ヲ具備スルニ非サレハ公正ノ効力ヲ有セストノ法文ヲ受ケ当然公正証書ノ効力ヲ發生スヘキ文書ヲ作成スル場合ヲ前提トシテ之ヲ要求シタル条件ト解スヘシ故ニ囑託人ニ於テ直ニ公正証書ノ効力ヲ發生セシメサルモ可ナリト為ス場合ニ於テ公証人法施行細則第11条(現施行規則12条)ニ依リ注意ヲナシタル後日追完スヘキコトヲ条件トシテ之ヲ受理シ証書ヲ作成スルモ敢テ妨ケナキモノト做ササル可カラス何トナレハ同法第26条第27条ニハ何々云々証書ヲ作成スルコトヲ得ストアリテ嚴然禁止セルニ拘ハラステ第32条第33条ニハ文例ヲ異ニシテ何々ヲ要スト記載セルヲ以テナリ若シ甲議ノ如ク均シク禁止ナラシメンニハ立法者何ヲ苦シミテ如此ニ様ノ文法ヲ用ヒシヤ其理由ヲ解スルコト能サルニ至ルハ

シ世豈ニ如是理由アランヤ甲議者曰ク第28条ニ違反シテ作成シタル法律行為ノ証書ハ同条ニ追完ノ規定ナキヲ以テ公正証書ヲ作成セシムルノ要ナカルヘシ然ルニ尚何々ヲ要スト記載シ何々シ得ストノ禁止文ナキヲ以テ見レハ其要スト云得スト云フ文詞ノ差異ハ敢テ重キヲ為スニ足ラスト曰ク否凡法律行為ニ於テ当事者相互ノ知氏名面識ハ其要素ニアラス要ハ人違ヒナキコトヲ期スルニ在ルヲ以テ一般ノ規定トナス故ニ氏名ノ真偽未タ確定セサルノ一事ヲ以テ直ニ証書作成ヲ禁止スルトセハ惹キテ要素ニ瑕瑾ナキ法律行為ヲ禁止スルノ結果トナリ立法論トシテ穩当ナラス何トナレハ若シ之ヲ禁止スルトセハ其禁モ犯シタル証書ハ絶対無効ノ反古紙ニ帰着シ意思表示ナキト等シキヲ以テナリ元來面知氏名面識ハ公正証書作成ノ一要式ニ過キス故ニ此要式ノ欠ハ要スル公正証書ノ効力ヲ失却セシムルヲ以テ足り之ヲシテ直チニ其法律行為ノ効力ヲモ併セテ失却セシメ絶対無効ニ帰セシムルハ民法上ノ一般ノ規定ト矛盾スルヲ免レス是ヲ以テ立法者敢テ之ヲ禁止セス以テ法律行為ノ成立ニ妨ケナカラシメタリ而シテ公証人ハ職トシテ公正証書ヲ作成スヘキモノナレハ公正ノ効力ナキ証書ノ作成ハ之ヲ拒絶スヘキコト固ヨリ其所ナリト雖モ禁止ノ明文ナキニヨリ之ヲ作成シタリトセハ只公証人手数料規則第32条ニ依リ手数料等ヲ徴収ス可ラサルノミ其証書ハ固ヨリ私署証書トシテ完全ナル証拠力ヲ有スルモノトス而シテ公証人法ニ其追完ヲ許ササルモノハ法律行為ノ公正証書ハ私署証書ト異ナリ公証人法第35条ニ依リ囑託人ノ陳述ヲ録取シテ之ヲ作成スルモノナレハ囑託人ハ実ニ公正証書作成ノ要素ナリト做ササル可ラサルヲ以テナリ既ニ之ヲ要素トナス以上ハ其欠如ノ際追完ヲ許ス可ラサルコト更ニ多弁モ要セス甲議者曰ク公証人法第32条第33条ニ追完ノ規定アルヲ以テ証書ヲ作成シ得ヘシト做セハ全然委任状ノ提出ナキ場合モ漫然代理人トシテ証書ニ表示スルト奇觀ヲ呈スヘシト曰ク然リ之ヲ奇觀ナリトハ誠ニ奇觀ナリ然レトモ民事訴訟法第70条ニモ委任状ノ欠缺アルトキ追完ヲ条件トシテ訴訟ヲ進行セシムルノ規定嚴然トシテ存ス此場合ニ於テハ裁判所ハ口頭弁論調書ヲ作成シ敢テ怪マサルナリ此調書モ亦公正証書ナリ均シク公正証書ニシテ公証人ノミ独リ奇觀ナリトシ

テ其作成ヲ禁止スヘキ理由果シテ正当ナリヤ大ニ疑ヒナキ能ハス甲議者曰ク公証人法第32条第33条ノ追完ヲ許シタルモノハ元來証書ノ作成ヲ禁止セラレタルモノナルモ公証人誤テ之ヲ受理作成シタル上ハ囑託人ニ同情シテ其追完ヲ認メタルノミト曰ク此説ハ甚タ巧妙ナルニ似タルモ亦思ハサルノ甚シキモノナリ如此解スルトキハ公証人ノ注意疎密如何ニ因テ公正証書ヲ作成シ得ルト否トノ區別ヲ生シ公証人書類ノ調査如何ニ因リ一ハ条件付公正ノ効力アル証書ヲ得他ハ此証書ヲ得サルノ差異ヲ釀ス画一ヲ主義トスル公証人法ニシテ豈如此偏預ノ規定ヲ設クルノ理由アランヤ

要之甲議ハ法律行為ノ成立条件ト公正証書ノ発効条件トヲ混同シ何々ヲ要ストノ法文ニ拘泥シテ他ヲ顧ミルノ違ナク遂ニ不法ノ論決ヲ為スニ至リタルモノナリト云フニ在リ

前記兩議ノ是非果シテ如何卑職ハ乙議ヲ相当ナリト思料スル者ニ候ヘ共甲議ハ有力者ノ唱道スル所ニシテ卑職殆ト其取捨ニ迷ヒ申候依テ茲ニ状ヲ具シ奉稟伺候翼クハ可成速ニ御指令奉願候以上

(回答) 本月22日附稟伺ニ係ル公正証書作成ニ関スル疑義ノ件公証人法第32条第1項ノ場合ニ於テ代理人カ代理権限ヲ証明スヘキ証書ヲ提出セス又ハ同法第33条第1項ノ場合ニ第三者ノ許可又ハ同意ヲ証明スヘキ証書ヲ提出セサルトキハ公証人ハ其囑託ヲ拒絶スヘク他日其ノ欠缺ヲ追完スヘキ条件ノ下ニ公正証書ヲ作成スルコトヲ得サル儀ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

11 囑託人ノ資格証明書ニ関スル件

(大15.10.15岐阜公証人大熊三之照会)

(大15.12.9民事局長回答)

(要旨) 囑託人が資格証明書1通を提出し同時に数個の囑託をしたときは、公証人は施行規則第14条第2項の取扱をすることができる。

(照会) 公正証書作成ニ際シ同時ニ数個ノ囑託ヲ為ス場合ニ於テハ資格証明書ハ印鑑証明書ト同様1通ヲ提出スレハ可ナリヤ(公証人法施行細則第19条)

(理由) 公正証書作成ニ際シ印鑑証明書ヲ提出セシムル必要ト資格証明書ヲ提

出セシムル必要トハ輕重ノ區別アルヲ發見仕ラス殊ニ会社法人ノ如キハ必ス登記ノ上公告ヲ為スヘキ法規ナル以上ハ公知ノ事實ニ屬ス然ルニ同時ニ受付タル事件ニ付件々資格証明書ヲ提出セシムルカ如キハ徒ニ勞シテ其要ヲ認ムル能ハス右ハ施行細則ノ制定ニ際シ(第19条)脱漏セシモノナリヤ或ハ解釈上包含スルモノト見解スヘキ哉疑義有之候間何分ノ御指示相成度候也

(参考) 不動産登記法施行細則第44条ノ5ノ法意御參酌ヲ乞フ

(回答) 公正証書ノ作成ニ際シ同時ニ數個ノ囑託アリタル場合ニ於テ囑託人カ其資格ヲ証スル為登記簿又ハ戸籍簿ノ謄本, 抄本其ノ他官公署ノ作成シタル書面1通ヲ提出シタルトキハ公証人ハ公証人法施行細則第19条第2項ノ取扱ヲ為スコトヲ得ヘシ

右本官ヨリ及回答候也

(参照) 公証事務を取扱う法務局又は支局において登記を受けている法人が囑託人である場合は, 人違いでないことの証明書及び代理権限を証する証明は提出させなくてもよい(昭33. 7.11民事甲1425号民事局長心得通達)。

12 資格証明書の取扱に関する件

(昭6.5.1岐阜公証人倉橋準太郎伺)

(昭6.6.4民事502号民事局長回答)

(要旨) 2個の委任事項を1通の委任状に併記し同時に2通の公正証書を作成する場合は, 施行規則第14条に準じて取扱うことができる。

(照会) 甲乙2個ノ委任事項ヲ1通ノ委任状ニ併記シタル場合ニ於テ甲事項ノ公正証書ヲ作成シタル後數日ヲ経過シテ更ニ同一代理人ニ依リ乙事項ノ公正証書ヲ作成セントスルトキハ前任委任状ノ謄本ヲ請求セシメ之ヲ提出セシメ得ルコトハ(東京)小川公証人ノ稟伺ニ対スル明治42年9月14日民刑局長ノ御回答モ有之候処若シ同一事例ニシテ同時ニ2通ノ公正証書ヲ作成スル場合ハ同時ニ數通ノ公正証書ヲ作成スル同一法定代理人ノ代理權ヲ証明スル資格証書提出ノ場合ニ於ケル取扱ニ付(岐阜)大熊公証人ノ稟伺ニ対スル大正15年12月9日民事局長御回答ノ趣旨ニ依リ施行細則第19条(現施行規則第14条)ニ準シ取扱フモ差支無之義ト相心得可然哉

(回答) 貴見ノ通り取扱フコトヲ得ヘシ

(参考) 昭6.6.4民事504号民事局長回答(昭6.5.1岐阜公証人倉橋準太郎照会)

(要旨) 寄留簿ノ謄抄本ノ記載によつて親権者であることの資格を証明させるのは相当でない。

(照会) 親権者カ公正証書作成ヲ囑託スルニ際シ其法定代理権限ヲ証明スルニハ戸籍簿ノ謄本若クハ抄本ヲ提出スルヲ本則トスルハ勿論ナルヘキノ処遠隔地ニ本籍ヲ有スル者ニ在リテハ相当ノ日時ト費用トヲ要シ不便不鈔ヲ以テ寄留簿ノ謄本若クハ抄本ヲ提出シテ之ヲ証明セントスル者有之右ハ直接身分証明ノ公簿ニ非サルモ其内容ハ寄留手續令ニ依リ世帯主ト寄留者ノ続柄及家族ナルトキハ戸主トノ続柄其他本籍, 出生年月日等ヲ記載シ此等ノ記載ニ依リ其親権者タル身分ノ明瞭ナルトキハ均シク公正証書ニ依ル証明トシテ取扱ヒ可然哉

(回答) 寄留簿ノ謄本又ハ抄本ノ記載ニ依リテ親権者タルコトノ資格ヲ証セシムルハ相当ナラス

13 定款ノ認証ノ付屬書類ニ関スル件

(昭14.11.27東京公証人秀島雄次郎照会)

(昭14.12.8民事甲1341号民事局長回答)

(要旨) 法第62条ノ4の「代理人の権限を証すべき証書等」には, 戸籍謄本, 又は委任状, 印鑑証明書等を包含する。

(照会) 商法第167条及其準用規定ニ依ル定款ノ認証ニ関シ左記疑義有之候間何分ノ御回示相成度此段奉伺候也

公証人法第62条ノ4「代理人ノ権限ヲ証スヘキ証書等」ニハ親権者カ未成者ニ代ハリ定款ニ署名シタル場合ノ法定代理権限ヲ証スル戸籍謄本(若シ母ナル場合ハ親族会ノ同意書及之ニ関スル書類)又委任代理ニ依リ定款ニ署名シタル場合ハ委任状, 印鑑証明書等モ包含スルモノト解スヘキヤ

(回答) 貴見ノ通ト思考致候此段及回答候也

14 公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件

(昭24.5.30民事甲1282号各司法事務局長あて民事局長通達)

(通達) 公証事務に関しては、公証人法等の一部改正並びに公証人審査会令、公証人身元保証金令、公証人法施行規則及び確定日附簿及び日附印章調製規則の制定により本年6月1日より相当広範囲に改正されることとなったから、その取扱については、右諸法令の外、左記に準拠し、万遺憾なきを期するとともに、所属公証人に対してもその周知徹底を図らわれない。
右通達する。

記

1及び2 略

3 同時に数個の嘱託があった場合に代理人又は承継人が提出するその権限を証する証明書が登記又は戸籍の謄抄本その他官公署の作成したものであるときは、公証人法施行規則第14条の規定による取扱をしても差し支えないこと。

4から17まで 略

15 登記簿謄本の提出に関する件

(昭25.8.7東京公証人宮地貞顕照会)

(昭25.8.25民事甲2370号民事局長回答)

(要旨) 公証役場に保存されている代理(代表)権限を証する登記簿謄本の内容に変更がなくても、以後の嘱託の際にはこれを援用することはできない。

(照会) 公証人法第32条第1項により代理人の権限を証すべき登記簿謄本の記載事項が同一公証人役場に保存する登記簿謄本の記載事項と異ならないときは、その旨を記載した書面を作って公正証書の原本につづり、これで登記簿謄本が提出されたものとするれば嘱託人のため簡便でありますから、公証人法第32条第2項但書の精神並に公証人法施行規則第14条第2項に準じ右のように処理するも差支えありませんか、右御指示を願います。

(回答) 問合せに係る標記の件に関しては代理人の代理権限を証する登記簿謄本が同一公証人役場に保存する登記簿謄本とその記載事項を異にしない場合でも嘱託の都度これを提出させるべきものと思料する。

なお、公証人法第32条第2項は代理権限を証する私署証書の真正なることの証明に関する規定であり、又同施行規則第14条は同時に数個の嘱託を

する場合右に関連して当事者の便宜を考えて設けられた規定であるが、これらはいずれも代理権限を証する証書自体に関するものではないから、念のため申し添える。

16 公証人法第32条第2項但書の「公証人の保存する書類」の意義等について

(昭26.10.16釧総668号釧路地方法務局長照会)

(昭26.10.31民事甲2129号民事局長回答)

(要旨) 法第32条第2項但書の「当該公証人ノ保存スル書類」は、印鑑及び署名に関する証明書に限らないが、登記簿又は戸籍の謄抄本は含まれる余地がない。

(照会) 標記の件については左記事務取扱に疑義がありますので何分の御指示を願ひ度御伺い致します。

追って、本件は差掛りたる事件がありますので電信により御指示を願ひます。

記

公証人法第32条第2項の但書に「当該公証人の保存する書類により証書の真正なること明かなる場合はこの限りに在らず」と定められ、右但書中「公証人の保存する書類」とは、「官公署の作成したる印鑑又は署名に関する証明書」を指したもので、既に提出されて公証人が保存している書類(官公署の作成したる印鑑又は署名に関する証明書)によって証書の真正なることが明かなる場合は、公証人はその書類を援用して取扱うことができる限り、更に印鑑証明書又は署名に関する証明書を提出させなくとも良いと規定されていますが、この場合、登記又は戸籍の謄抄本は同法第32条第2項の「署名に関する証明書」の中に包含されないから、同条第2項但書の適用を受けないと解すべきでせうか。

(回答) 本月16日付総第668号をもって照会の件、公証人法第32条第2項但書の「当該公証人ノ保存スル書類」は、同項本文の「官公署の作成したる印鑑又は署名に関する証書」に限らないと解するけれども登記簿又は戸籍の謄抄本によっては、代理人の権限を証すべき私署証書の真正なることを明

らかにし得ないから、これ等の書類には同項但書適用の余地がない。

17 公証人役場に提出する公庫登記簿抄本について

(昭28.1.7住公発一住宅金融公庫副総裁照会)

(昭28.2.5民事甲162号民事局長通知)

(要旨) 代理(代表)権限を証する登記簿抄本は、法第32条第1項により嘱託の都度提出しなければならないが、原本の還付を請求することができる。

(通知) 標記に関し、別紙甲号のとおり住宅金融公庫副総裁の照会に対し、別紙乙号のとおり回答したから、参考までに通知する。

別紙甲号

住宅金融公庫においては、貸付資金に係る債権の確保を期するため債務者と公正証書による債務弁済抵当権設定契約を締結しているが、今回当公庫高松支所から別紙のような照会があり、当公庫の取扱をなるべく統一一致したいので、これが方法につき、可然御教示賜りたい。

別紙

公証役場に提出の公庫登記簿抄本について

標記については従来公証人役場との交渉により同一役場に対しては一通提出すれば6か月間有効のことに了解済となっていたのであるが、一部公証人役場(松山地方務局所属公証人〇〇〇〇役場)に於ては、過日法務局関係の査閲を受けた際この点を注意されたため、別紙写質疑応答書(略)の通り今後1回毎に1通を必要とする旨要求があり、他の3県と取扱が異なっているため、当所としては管内4県の遣り方を統一一致したいと思料するから、法務省当局より松山地方務局に対し特別取扱方の依頼状を発する等の交渉方御配慮願ひ度い。

別紙乙号

客月7日付住公発第1号をもって照会に係る標記については、嘱託の都度代理権限を証する登記簿抄本を添付しなければならないことは、公証人法第32条第1項によって明らかであるが、同法第41条の規定により、嘱託人は、付属書類の原本の還付を請求し得ることになっているから、後日再び当該登記簿抄本を使用する必要があるれば、その都度還付を受けて、他日

の嘱託の際使用するよう取り扱われたい。但し、この場合にも、作成後6か月を経過した登記簿抄本は、使用しないこととされたく、念のため申し添える。

18 白紙委任状による公正証書作成の代理嘱託について

(昭28.11.30民事甲2235号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 嘱託人が白紙委任状を交付したと見受けられる代理嘱託の場合は、委任事項について有効な授権がされていることを確認した上で処理すべきである。

(通達) 公正証書の作成を嘱託するため、当事者の一方がその相手方に対して自己の代理人の選任を委任する場合において白紙委任状を相手方に交付する事例があるように見受けられるが、この場合には、右委任事項の特定が困難となり、代理人においてその権限を越える行為をし、又は完全な無権代理行為が行われる虞があり、ひいては法律行為の無効を来す危険を生ずる。

公証人が無効の法律行為につき証書を作成することができないことは、公証人法第26条の規定により明らかであるから、公証人としては、右の場合、当該代理人が特定の事項について代理権を有しているかどうか、代理人の選任自体が有効であるかどうかを確かめ、違法又は無効の法律行為につき証書を作成することのないように注意する責任があることは勿論である。

従って、前記のような白紙委任状による代理人の嘱託によって公正証書を作成する場合には、公証人において本人に連絡する等適宜の措置をとり、当該事項につき有効に授権がなされていることを確認した上で事件を処理するよう貴管下公証人に指示し、事務取扱上遺憾のないようにされたい。

19 中小企業金融公庫の貸付に関する公正証書作成嘱託の委任について

(昭29.4.24, 29中公21中小企業金融公庫総裁照会)

(昭29.5.13民事甲977号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 中小企業金融公庫の貸付に関する公正証書作成嘱託の委任状の様式

(通達) 標記の件について、今般別紙甲号のとおり中小企業金融公庫総裁から照会があったので、別紙乙号の通り回答したから、この旨貴管下登記官吏及び所属公証人に周知方しかるべく取り計らわれたい。

別紙甲号

標記の件について、当公庫の貸付手続上、左記の通り取り計らいたいと存じますが、公正証書作成並びに登記手続上差支えないか、折返し貴見御回示賜りたく御照会申し上げます。

なお御検討の上、差支えない場合は、貴管下法務局並びに地方法務局に対して周知方併せて御依頼申し上げます。

記

- 1 当公庫の貸付に関し、業務を委託した金融機関を当公庫の代理人として、金銭消費貸借契約、担保権設定契約、其の他貸付金債権に係る契約を締結する権限並びに右契約に基く公正証書作成の囑託、担保権設定登記の申請をなす権限及び復代理人を選任する権限を委任するため、別紙の如き委任状を交付すること。
- 2 右の委任状はその委任の性質上、数回に亘り反覆使用する必要があるため、代理人又は復代理人をして原本と相違ない旨を記載し、且つ記名捺印の上本委任状の謄本を原本に添えて登記所又は公証人役場に提出し、原本について還付を受けること。

別紙

委 任 状

私は 昭和 年 月 日より昭和 年 月 日
に至る期間において左記事項を処理する一切の権限を委任する。

昭和 年 月 日

東京都千代田区内幸町一丁目2番地

中小企業金融公庫

総 裁 坂 口 芳 久

記

- 1 中小企業金融公庫法に基く中小企業者に対する貸付について中小企業金融公庫を債権者又は抵当権者とする金銭消費貸借契約、担保権設定契

約その他貸付金債権に係る契約の締結に関すること。

- 2 右契約に基く公正証書作成の囑託並びに担保権設定登記の申請に関すること。
- 3 委任状原本の受領に関すること。
- 4 前2項の行為をなすにつき復代理人選任に関すること。

別紙乙号

4月24日附29中公第21号をもって照会のあった標記の件については、貴見の通り取り扱われてさしつかえないものとする。

追って、この旨登記官吏及び所属公証人に周知させるよう各法務局長及び地方法務局長に通達したから、申し添える。

(参照) 昭35.5.11民事甲1099号民事局長通達

20 公正証書に添付する資格証明書の原本還付について

(昭29.10.9総224号東京法務局長照会)

(昭29.10.25民事甲2240号民事局長通達)

(要旨) 法人の代表者の資格証明書は、原本を還付することができる。

(通達) 標記に関し、別紙甲号のとおり東京法務局長から照会があったので、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴局所属公証人に周知方しかるべく取り計らわれたい。

別紙甲号

囑託人から、公正証書に添付する法人代表者資格証明書原本の還付請求があったときは、公証人法第41条但書の規定によって、これに応ずることができるものと考えられますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

別紙乙号

本月9日付総第224号をもって照会にかかる標記については、貴見のとおりと考える。

21 公証事務の監督について

(昭29.12.28民事秘177号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 1 代理人による囑託の場合、代理権限を証する書面の提出がないと

きは、囑託に応ずべきでない。

2 代理権限の範囲の不明確な委任状については、本人又は代理人に具体的に補充させた上、囑託に応ずべきである。

3 委任状の委任事項の筆跡が区々にわたる等、代理権限に疑義のあるものについては、あらかじめ代理人又は本人に確かめ、特に「執行受諾文言」の附記については代理権限の有無を慎重に調査する必要がある。

4 右に掲げる事項について相当の注意を与えたにもかかわらず、公証人が重ねて過誤を犯す場合には、法第79条前段の懲戒事由に該当すると認められる。

(通達) 標記については、その実を挙げるため既に再三所要事項につき通達したところであるが(昭和28年11月30日民事甲第2235号、昭和29年10月5日民事秘第153号等参照)、近時代理人の囑託により作成された公正証書に関し種々問題を生じた事例があるので、特に左記事項に御留意の上、今後一層貴管下公証事務に対する監督を厳にされたい。

記

1 代理人による囑託の場合において

(1) 代理権限を証する書面の提出のないときは、たとえ後刻その欠缺を追完する条件のもとに囑託があった場合においても、その囑託には応ずべきでない。

(2) 代理権限の範囲につき明確な記載のない委任状が提出されたときは、証書作成に先立ち、必ず本人又は代理人に委任事項を特定し得る程度に具体的に補充させた上囑託に応ずべきである。

(3) 代理人として列席した者が、真実の代理人であるかどうかを確認するため、この者に対しその旨の十分な証明を求める必要があることは言うまでもない。殊に、委任状における委任事項の記載につき筆跡が区々に亘る等の理由により代理権に疑があると認められる場合等においては、さらにその者に対し委任事項の詳細について問を發し、もし疑があるときは本人についてこれを確認する等の措置を講ずべきである。殊に「執行受諾文言」を附記する場合は、その行為に関する代理権限の有無について特に慎重に調査する必要がある。

(4) 囑託人又は代理人の列席なくして証書を作成することは、絶対に許されない。又公正証書は公証人の署名押印によって完成するものであるから、その後の法律行為の補充、訂正又は囑託人等の署名押印等も絶対に禁止すべきものである。

2 上記のごとき、通常の注意義務をもってすれば容易に過誤なきを期し得る事項について、注意を与えた後、重ねて同種事項について過誤を犯す事例のあるときは、明らかに公証人法第79条前段の懲戒事由に該当すると認められるので、この種の懲戒を相当とする事案については、貴職の意見を附し当該過誤事項を具体的かつ詳細に報告されたい。

22 一部不実記載の公正証書とその行使について

(昭32.11.12総二ノ四日記1159号秋田地方務局長照会)

(昭32.12.25民事甲2428号民事局長回答)

(要旨) 1 保証人の印鑑証明書が偽造であることが刑事裁判上確定した場合、債権者からの債務者に対する執行力ある正本及び謄本交付の請求には応じてよいが、債権者には、その事実を告知するのが相当である。

2 右の処理をしたときは、印鑑証明書が偽造である旨を証書原本に符箋をもって表示し、かつ証書原簿備考欄にも記載すべきである。

(照会) 標記のことについて、当局所属公証人藤盛亮三から別紙疑義事項が提出されましたので、御指示願いたく進達いたします。

註 本件事案の「不実の記載」であることが刑事裁判上確定したもので、後日検察官より、公証人に還付された印鑑証明書に付記されてある事項により、没収された事実が判明したものであります。

別紙

一部不実記載の公正証書とその行使について

金銭消費貸借に関する公正証書の作成の囑託にあたって、債務者の提出した「保証人」の委任状と印鑑証明書は、債務者において「保証人」の印を冒用し偽造したものであって、「保証人」において債務を保証した事実のないこと、従って証書中の保証に関する部分はすべて不実の記載であることが裁判上確定した事実を公証人において知った後において、

- 1 証書中の真正な記載である債務者に関する部分にもとづいて債権者から債務者に対する執行力ある正本並びに謄本の下付申請のあった場合公証人はこれに応じ得るでしょうか。
- 2 若し応じ得るとせば下付すべき正本並びに謄本における不実記載の部分を表示するための何等かの方法をとる必要はないでしょうか。
- 3 右の表示方法をとる必要あるとせばその方法について御指示を仰ぎます。

公正証書の原本を役場に備付けること、これを関係人の閲覧に供すること、原本に基いて正本または謄本を作成下付すること等もすべて証書原本の行使であるとする判例の建前から考えますときは、公証人において公正証書の原本中に不実の記載あることを知った後においては、刑法第158条の正文に照らし無条件に全文の正本謄本等の下付ができないようにも思料されますので、お伺いする次第であります。

参照1 略

参照2

判 決

本 籍 A県K郡T町170番地
住 所 右同町K五丁目14番地
飲食業 何 某
明治42年1月16日生

右の者に対する詐欺、公文書偽造、同行使、私文書偽造同行使被告事件につき当裁判所は検察官副検事塩寺末吉出席して審理を遂げ左の通り判決する。

主 文

被告人を懲役1年に処する。

但し本裁判確定の日から3年間右刑の執行を猶予する。

押収した公正証書(証第1号)中武田徳市に関する印鑑証明願並印鑑証明書各1通は之を没収する。

訴訟費用は全部被告人の負担とする。

理 由

被告人は

第1 略

第2 同29年11月3日頃株式会社相互銀行から、妻T及びS、武田徳市の3名を連帯保証人として30万円の無尽契約給付金を受領したが、武田徳市については、同人の承諾がなかったのに拘らず恰もこれを得た如く擅に同人の氏名を申入れたものなので関係書類と共に右銀行に提出すべき右徳市の印鑑証明書を入手することができなかった。そこで被告人は右銀行T支店に対し別に保証人を立て、之を右徳市に代えんことを懇請したが、容れられず却て早急に徳市の印鑑証明書の提出方を督促されるに至ったので、その処置に窮し、遂に其の頃S村長I所在の自己の家屋に無償で居住していたHがS村役場内に事務所を有する同村教育委員会に書記として勤務していたことを奇貨として、

1 同年11月12日夕刻、同家に赴き、右Hに対し印鑑証明書偽造の意を告げてその協力を求め、ここに兩名共謀の上、行使の目的を以て、右Hに於て右役場事務室で印鑑証明願並に同証明書用紙に受付印、村長印等を押捺し、所要事項を記入すれば直に使用し得る様になし、被告人に於て所要事項を記入して前記の偽造を逃げようと企て、その時刻頃Hは右役場事務室に於て、同村庶務係Yの机側の書棚から、西洋紙半裁大の用紙の同一面に印鑑証明願と同証明書の各例文を謄写版で刷り込んだ用紙1枚を取り出し、その場で擅にその証明願右下部にS村役場の受付印を其の日付の12を11と願出する様に置換えて、押捺し、その受付番号欄にはインクを用いて算用数字222と記入して、正当に印鑑証明願の受付を下した様になし、次で之に連続する印鑑証明書の末尾に記載されたS村長R名下に前記机上の印鑑箱から「K郡S村長印」と刻した角型の村長職印を取り出して押捺した上、之に契印を施し、之を同役場前に於て待機中の被告人に手交し、被告人は11月16日頃T町K五丁目14番地所在の自宅に於て、右用紙中印鑑証明願の末尾に証明願人として、武田徳市と冒書し、其の名下と印鑑欄とに擅武田と刻した有合せ印を押捺した外、同人の住所、生年月日、年齢等相当記入をなし、以て武田徳市名義の印鑑証明願1通を作成して偽造し、

更に前記の如く右証明願の末尾に連続して記載された右印鑑に対する証明文句の後に証明年月日として、昭和29年11月11日と記載したS村長R作成名義の印鑑証明書1通を完成して偽造し、

- 2 前記11月15、6日頃前記自宅に於て、前記の如く偽造した各文書を恰も一は、武田徳市が真正に作成した印鑑証明願であるかの如く、一はS村長Rが正当に受付けて真正に作成した印鑑証明書であるかの如く、装うて前記A銀行T支店員Yに一括手交して行使したものである。

(以下略)

昭和30年9月1日

甲地方裁判所乙支部

裁判長裁判官	何	某
裁判官	何	某
裁判官	何	某

右謄本である。

昭和32年11月13日

甲地方検察庁乙支部

検察事務官	何	某
-------	---	---

参照3

第〇万〇1115号

無尽掛金払込契約公正証書

本職は昭和30年2月14日A県A市N町6番地本職役場において関係人の嘱託により聴取した法律行為に関する陳述の趣旨を左に録取し本契約公正証書を作成する。

第1条 債務者何某は保証人3名と連帯責任をもって債権者株式会社相互銀行から同会社無尽契約約款を承認し、その給付規定に基き昭和29年15日30B組30万円会第1号第4回抽籤で契約給付金の給付を受けた而して債務者は爾後無尽契約約款掛金表に基き債権者へ払込むべき掛金総額金35万1,450円也を昭和29年11月から昭和32年7月まで33か月において毎月金1万650円也宛15日限り債権者の営業所へ持参の上支払うこと。

第2条 債務者において左記各号の一に該当したときは債権者の通知を要

せず直ちに第1条所定の分割弁済に関する利益を失い即時未払掛金全部の弁済請求に応ずべきことを特約した。

- 1 第1条所定の掛金払込を1回以上怠ったとき。
- 2 現在の業務を廃止するかその営業の組織を変更するか他の郡市町村へ転住したとき。
- 3 死亡失職又は支払を停止し或は支払不能の状態に陥ったと認められたとき又は破産の宣告の申立を受けたとき。
- 4 債権者経営の無尽加入の組から脱退し若くは債権者の承諾を得ないでその権利義務を第三者に譲渡したとき。
- 5 第三者から仮差押仮処分強制執行の申立を受けたとき若くは和議の申立をしたとき。
- 6 相続開始した場合においてその相続人が限定承認又は抛棄をしたとき。
- 7 保証人の増員若くは増担保を求められた場合直ちにこれに応じないとき。
- 8 債権侵害の行為あったとき。

第2条 前条の場合債権者は債務者又は保証人の別に加入した給付前の無尽契約全部を解除し、その契約約款に基く掛戻金をもって本債務と相殺するも異議ないことを債務者及び保証人は約諾した。またこの場合債務者又は保証人の一人に対する相殺通知は他の債務者又は保証人に対してもその効力を生ずべきことを債務者及び保証人は約諾した。

第4条 第2条の場合における一時弁済請求に要した費用は総て債務者の負担とする。

第5条 債務者において第1条所定の期日に掛金の払込を怠ったときは、その期日から払込当日まで掛金100円につき日歩5銭の割合により違約金を支払うこと。

第6条 保証人3名は債務者と連帯し且つ保証人間にもまた連帯して本債務履行の責に任ずることを約諾した。

第7条 債務者及び保証人において本契約に違反し、債務の履行を怠ったときは直ちに強制執行を受くべきことを各自は認諾した。

第8条 本契約に関する訴訟についてはA地方裁判所を管轄裁判所とすることを合意した。

A市D町13番地
債権者 株式会社 A 相互銀行
A市K61番地
右代表者 取締役 O
明治31年5月 生
A市S町3番地
会社員
右代理人 M
昭和5年9月 生

右本職氏名を知り且つ面識がある。
右代理人の提出した委任状は認証を受けない私署証書であるから法定の印鑑証明書を提出させてその証書の真正であることを証明せしめた。

A県K郡S村I70番地
飲食店
債務者 何 某
明治42年1月 生
A県K郡S村I11番地ノ1
雑貨商
連帯保証人 S
明治28年9月 生
A県R郡S村I61番地
果樹園
連帯保証人 武田徳市
明治43年6月 生
A県K郡S村I70番地
飲食店
連帯保証人 T
大正2年9月 生

A市O一丁目32番地
商業
以上代理人 K
大正2年5月 生

右本職氏名を知り且つ面識がある。
右代理人の提出した委任状は認証を受けない私署証書であるから法定の印鑑証明書を提出させてその証書の真正であることを証明せしめた。
本証書は列席者に関連せしめたところ相違ないことを認めたので本職及び列席者各自左に署名押印する。

A市N6番地
A地方法務局所属
公証人 藤盛亮三
M
K

(回答) 11月12日付をもって問合せのあった標記については、左記のとおり回答する。

記

正本及び謄本の交付については、積極に解する。ただし、当局において取り寄せた本件公正証書及び刑事判決の各謄本の記載を総合すれば、公正証書の付属書類たる連帯保証人の委任状に添付された印鑑証明書中、武田徳市に関するものが偽造である事実が確定したことが明かである。よって当該公正証書中、右徳市に関する記載は不実のものであるとの疑が濃厚であるから、公証人において、本件公正証書について執行力ある正本又は謄本を交付するに当っては、その請求者に対し、右の事実を告知するのが相当である。

なお、右のとおり告知して正本又は謄本を交付したときは、その旨を証書原本に符箋をもって表示し、かつ、証書原簿備考欄に記載しておかれたい。

23 法務局で取り扱う公証事務について

(昭33.7.11民事甲1425号法務局長・地方法務局長あて民事局長心得通達)

(要旨) 1 公証事務を取り扱う法務局又は支局において登記を受けている法人が囑託人である場合には、人違がないことの証明書及び代理権限を証する証書は提出させなくてもよい。

2 右の場合における法第36条第6号及び第7号に掲げる事項の記載要領(通達) 公証人法第8条により法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官が公証人の職務を行う場合において、囑託人が法人であり、当該法人の登記がその庁になされているときは、当該法人の代表者の印鑑は印鑑簿により、また法人の代表者は当該法人登記簿により明かであるから、公証人法第31条による人違がないことの証明書(印鑑証明書等)及び同法第32条による代理権限を証すべき証書(登記簿抄本等)は、提出させなくてもさしつかえない。

なお、この場合には次のとおり処理されたい。

1 人違がないことの確認又は証明について

代表者本人によって囑託される場合において、代表者の氏名を知らず、面識のないときは、法人の名称、所在、代表者氏名を記載し、その名下に代表者の印鑑を押印した書面を提出させ、公証人の職務を行う法務事務官が右印影と印鑑簿とを対照して相違がないと認めるときは、その旨を右書面の余白に附記認印し、これを附属書類として公正証書原本に添付し、公正証書には公証人法第36条第6号の記載事項として、右代表者某は、氏名を知らず面識がないので、その印鑑を提出させ、当庁備付の印鑑簿と対照し相違がないことを確認し、人違がないことを認めた旨記載する。

代表者が選任した代理人によって囑託する場合は、同法第31条、第28条による。

2 代表者の代表権の確認について

公証人法第32条の代理人には法人の代表者を含むので(明治42年7月21日民刑第623号民刑局長回答参照)、同条第2項但書の規定の趣旨に準じて取扱い、第36条第7号の記載事項として、右代表者某は当庁備付の

登記簿により、年月日代表者に選任された登記があることを確認した旨記載する。

3 代表者が選任した代理人の代理権限の確認(代理囑託の場合)は、同法第32条第2項但書及び第36条第7号による。その記載事項としては、右代理人の権限は右代表者某の委任状を提出させて証明させ、右証書は認証を受けない私署証書であるので、右証書の委任者の印鑑を当庁備付の印鑑簿と対照し相違がないことを確認し、その証書の真正なことを認めた旨記載する。

追って代表者の年齢の証明については、昭和29年2月23日付民事甲第413号により取り扱うべきものであるから、念のため。

24 外国人の資格証明書、署名証明書の作成者について

(昭36.1.30民事甲233号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 外国人が、囑託の際に提出する法人資格証明書、署名証明書等は、その本店の所在する国(自然人についてはその居住する国)の権限ある官公署又は公証人の作成したものでよい。

(通達) 標記の件について、別紙甲号のとおり弁護士溜池英夫より照会があり、別紙乙号のとおり回答したから、この旨を貴管下公証人及び公証事務を行う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

外国人が日本の株式会社の発起人として定款認証囑託をする際の資格証明書、署名証明書の作成者について

日本国商法に基づき設立せんとする株式会社の発起人中に外国の法人又は自然人が加わっている場合、当該株式会社の定款認証囑託に添付すべき右外国法人についての法人資格証明書並びにその代表者の代表権限証明書、同署名証明書及び右外国自然人についての署名証明書は之等を日本国の法務局、市町村長等より得る途がないので、従来その外国人の本店の所在する国又は居住する国の公証権限ある官公署(通例公証人NOTARY PUBLIC)の作成した各証明書を以て代用しているのが実情であります。

右取扱例は、従来東京法務局、神戸地方法務局等所属各公証人により実

施されて来たところでありますが、今般私が某公証人に対し、前記事例の如き外国人が発起人中に参加している日本の株式会社の定款認証嘱託をしようとして右公証人に対し前記取扱例の実施方を願い出たところ、右公証人は前記取扱例と異なる見解に立ち、前記各証明書は日本国官公署の作成にかかるものでなければならないと主張される。

しかし、在外外国人については日本国官公署より前記各証明書の付与を受ける途がなく、従って在外外国人が発起人として参加している日本の株式会社の定款認証を受けることができず、右会社の設立手続を進め得ない状態に直面しておりますので、何卒貴局において右につき御検討の上、願はくば可及的左記の趣旨の通達若しくはその他適当な方法を以て公証人に対し何分の御通知乃至御回答をなされ度く此の段お願い致します。

記

外国人が日本の株式会社発起人として定款認証の嘱託をなす場合、右外国人の法人資格証明書、その代表者の代表権限証明書、署名証明書（右外国人が自然人である場合はその署名証明書）は当該外国法人の本店の所在する国（自然人である場合はその居住する国）の公証権限ある官公署（公証人NOTARY PUBLICを含む）の作成したものでよい。

別紙乙号

外国人が日本の株式会社の発起人として定款認証嘱託をする際の資格証明書、署名証明書の作成者について

昭和35年12月18日付をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおりのお取り扱いでさしつかえなく、また、所問の証明書が外国語をもって作られている場合はその訳文を添付するのが相当であると考えます。

なお、この旨を法務局長及び地方法務局長に対して管下公証人及び公証事務を行う法務事務官に周知するよう通達したから、申し添えます。

25 公正証書の作成に関する包括委任状について

(昭38.9.14公証人森西高恒照会)

(昭38.10.8民事(一)発592号民事局第一課長回答)

(要旨) 公証人は、委任状自体の有効期間を制限することはできない。

(照会) 従来包括委任状には別紙第1例の如く委任期間（有効期間）を記載することが殆んど慣例となっておりましたが、今般住宅金融公庫に於ては昭和38年5月16日付法務省民事甲第1419号回答に基き別紙第2例の如き委任期間の定めのない包括委任状を作成するようになりました。ついては、左記事項につき御尋ね致します。

1 公証人が第2例の如き委任状を受領するに当ってはその有効期間を考慮（制限）せず無条件で之を受領しても差支えないか。

若しその有効期限を制限すべきであるとするならば、有効期間は委任状作成の日より何日までとすべきか。

2 略

(回答) 1 所問の場合包括委任状自体については有効期間の制限がない場合でも、この委任状の真正なることの証明のために提出する印鑑証明書については、作成後6ヶ月以内のものでなければならないことになっている（昭和24年5月30日付民事甲第1282号民事局長通達参照）ので、この点から委任者は間接的に委任状の無期限使用を抑制し得るものと考えられるから、委任状自体の有効期限を特に考慮しなくても差し支えないものと考えらる。

2 略

26 農林省共済組合貸付業務にかかる公正証書作成に関する委任状に押捺の同組合代表印について

(昭41.9.14日本公証人連合会長古橋浦四郎照会)

(昭41.12.26民事甲3688号民事局長回答)

(要旨) 各省共済組合貸付業務にかかる公正証書作成に関する委任状に押捺の印が、同組合代表者印であっても、その証明は要しない。

(照会) 法務省民事甲第2463号昭和41年8月24日付の御通知（農林省共済組合貸付業務にかかる公正証書作成嘱託に関する委任状様式）について左記取扱い致したいと存じますが聊か疑義がありますので御回示を願います。

記

右通知添付の別紙様式(1)の委任状（農林省共済組合代表者農林大臣の委

任状) 押捺の印が同組合代表者印であっても農林大臣印の場合と同様にみなしその証明を必要としないものとして差支えないでしょうか。

最近各省共済組合より同種公正証書作成の嘱託が多くなされていますので事務簡捷のため右のような取扱いに致し度くこの段御伺い申し上げます。

(回答) 昭和41年9月14日付照会の標記の件については、貴見のとおり取り扱って差支えないと考えます。

27 法人の代表者の権限を証する書面等の提出の要否について

(昭41.11.11総912号東京法務局長照会)

(昭42.3.8民事甲390号民事局長回答)

(要旨) 住宅金融公庫等法人の任意代理人から嘱託があった場合でも、当該法人の代表者の権限を証する書面及び代表者の印鑑証明等を提出させるのが相当である。

(照会) 住宅金融公庫及び国民金融公庫等の公法上の法人の任意代理人から公正証書の作成の嘱託があった場合には、公証人は、私法上の法人の任意代理人から当該嘱託があった場合と同様に、右法人の代表権限を証する書面及び委任状の真正なることを証明させるための代表者の印鑑証明書等を提出させるべきものと考えますが、いかがでしょうか。何分の御垂示を賜わりたいとお伺いいたします。

(回答) 客年11月11日付総第912号をもって照会のあった標記については、貴見のとおりと考える。

28 自動車割賦販売契約書及び公正証書作成嘱託委任状の様式について

(昭45.12.7総2143号福岡法務局民事行政部長照会)

(昭46.2.8民事(一)発40号民事局第一課長回答)

(要旨) 割賦販売契約書が当該契約についての公正証書作成嘱託の委任状を兼ねることは差し支えない。

(照会) 標記の件について、飯塚公証人役場椎重利公証人から、別紙様式(略)による委任状により公正証書の作成嘱託があった場合、証書の作成に応じでさしつかえないか照会があり、当職としては、さしつかえないものと考え

えますが、何分のご指示を得たくお伺いします。

(回答) 客年12月7日付総第2143号をもって照会のあった標記の件は、貴見のとおりと考える。

29 文部省共済組合の公正証書作成代理嘱託について

(昭45.12.22 45管福50号文部省管理局福利課長照会)

(昭46.2.12民事(一)発52号民事局第一課長回答)

(要旨) 共済組合運営規則に、支部長が公正証書作成嘱託の代理権限を有すると定められている場合には、当該規則の写しの提出をもって、委任状に代えることができる。

(照会) 文部省共済組合(以下「組合」という)においては、これまで組合代表者たる文部大臣から各支部長あてに委任状を交付しておりましたが、このたび事務簡素化のため、文部省共済組合運営規則(昭和34年7月9日文部省告示第68号)に左記の条文を加えることをもってその手続に代えたいと考えております。

については、組合の業務執行にかかる公正証書作成の嘱託手続において、このような方法でさしつかえないかどうかお伺いします。

記

「本部長および支部長は、組合の業務を執行するため、公正証書の作成の嘱託について、組合代表者たる文部大臣を代理する。」

(回答) 昭和45年12月22日付45管福第50号をもってご照会にかかる標記については、貴職案のとおりでさしつかえないものと考えます。

なお、右により本部長もしくは支部長または復代理人が公正証書の作成を嘱託する場合には、(1)代理事項(復代理人の場合には復代理事項を含む)を記載した共済組合運営規則の写し、(2)本部長または支部長の任命に関する共済組合定款の抜すいおよび、(3)当該本部長または支部長の印鑑を証明する文部大臣(共済組合代表者たる文部大臣にても可)の証明書を提出するよう配意願います。

30 市町村職員共済組合代表者の資格及び印鑑の証明について

(昭46.2.22津公証人小島与三郎照会)

(昭46.3.2民事甲1002号民事局長回答)

(要旨) 1 市町村共済組合の代表者の代理権限を証する書面としては、便宜、地方公務員等共済組合法第14条第4項に基づき、その就職を公告した書面で差し支えない。

2 右代表者の印鑑を証する書面としては、その職印であることの都道府県知事の証明書の提出を要する。

(照会) 地方公務員等共済組合法によって設立される市町村共済組合は、法人登記が義務づけられていないため不動産に関する物権の変動については、昭和38年5月30日民事甲第1580号民事局長通達によりその代表者の代理権限を証するための書面として、同法第14条第4号の規定による理事長の就職を公告した書面の提出を以ってこれを証明せしめているが、

1 右の場合公正証書作成の嘱託を受けた場合に、右通達の趣旨に則って同一取扱をなして差支えなきや。

2 その場合印鑑証明書の提出を如何にすべきか、前記通達の趣旨に則ったとしてもこれを解決できないので、
甲説 市町村長による代表理事長の個人の資格による印鑑証明書を提出せしめて公正証書を作成すべきか。

乙説 同法第19条により公務に従事する職員とみなされるので(但し、罰則にのみ適用されるからこれを拡張解釈して)理事長自ら作成の印鑑証明書により証明あったとみなし得るや否や(印鑑の取扱方を誤るとき問題をおこす危険がある。)

右の件至急何卒の御指示を御願いたします。

(回答) 客月22日付をもって照会のあった標記の件は、左記のとおりと考える。

記

- 1 貴見のとおり。
- 2 共済組合理事長の職印を証明する都道府県知事作成の証明書を提出させるのが相当である。

なお、右の事務取扱いについては、自治省行政局と打合せ済みである。

31 全国信用金庫連合会の貸付に関する抵当権設定登記申請並びに公正証書作成嘱託等の委任について

(昭34.3.26連業455号全国信用金庫連合会会長照会)

(昭34.4.14民事甲730号各法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 全国信用金庫連合会の貸付に関する公正証書作成嘱託の委任状の様式

(通達) 標記の件について、別紙甲号のとおり全国信用金庫連合会会長から照会があったので、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴管下登記官吏及び所属公証人に周知方しかるべく取り計らわれたい。

別紙甲号

標記の件について、当連合会の貸付手続上左記のとおり取扱いたいと存じますが、登記手続並びに公正証書作成上差支えないか、折返し貴見御回示賜わりたく御照会申し上げます。

なお、御検討のうえ差支えない場合は、貴管下法務局並びに地方法務局に対して周知方併せて御依頼申し上げます。

記

- 1 当連合会の貸付に関し、業務を委託した信用金庫を当連合会の代理人として、金銭消費貸借契約、担保権設定契約その他貸付金債権に係る契約を締結する権限並びに前記契約に基く公正証書作成の嘱託、担保権設定登記の申請をなす権限及び復代理人を選任する権限を委任するため、別紙の如き委任状を交付すること。
- 2 前記の委任状はその委任の性質上、数回に亘り反覆使用する必要があるため、委任状の原本にその謄本(代理人又は復代理人をして原本と相違ない旨を記載し且つ記名捺印する)を添えて登記所又は公証人役場に提出し、原本について還付を受けること。
- 3 担保権設定登記申請並びに公正証書作成嘱託に際して添付する資格証明書についても前記2に準じて、資格証明書の原本にその謄本(代理人又は復代理人をして原本と相違ない旨を記載し且つ記名捺印する)を添えて登記所又は公証人役場に提出し、原本について還付を受けること。

別紙

委 任 状

私儀 信用金庫を代理人とし昭和 年 月 日から昭和 年 月 日に至る期間において左記事項を処理する一切の権限を委任します。

昭和 年 月 日

東京都中央区八重洲二丁目1番地

全国信用金庫連合会

代理理事 村上 義之助 ㊟

記

- 1 全国信用金庫連合会を債権者または抵当権者とする金銭消費貸借契約、担保権設定契約その他貸付金債権に係る契約の締結に関する事。
- 2 右契約に基く公正証書作成の嘱託ならびに担保権設定登記の申請に関する事。
- 3 委任状の原本の受領に関する事。
- 4 前2項の行為をなすにつき復代理人選任に関する事。 以上

別紙乙号

昭和34年3月26日付連業第455号で御照会のあった標記の件については、貴見のとおり取り扱ってさしつかえないものと考えます。

追って、この旨登記官吏及び所属公証人に周知させるよう各法務局長及び地方法務局長に通達したから、申し添えます。

32 中小企業金融公庫の担保権等の処分権限をも含めた包括委任状について

(昭35.5.11民事甲1099号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 中小企業金融公庫の包括委任状の委任事項の追加変更

(通達) 標記の件について、別紙甲号のとおり中小企業金融公庫総裁から照会があったので、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴管下公証人及び登記官吏に周知方しかるべく取り計らわれない。

別紙甲号

担保権等の処分権限をも含めた包括的委任状の使用について(照会)

当公庫の貸付には、貸付業務委託契約により金融機関に対し「中小企業者に対する公庫資金の貸付及び貸付金債権の管理回収ならびにこれらに附帯する業務」を包括的に委託する代理貸付方式がありますが、現実の担保

権登記等にあたっては、当公庫の委任状を提出しなければならないことになっています。しかし、全国の代理金融機関の扱う個別案件の登記毎に委任状を発行することは内部的に業務上困難な事情にあります。先に昭和33年2月10日付法務省民事甲第300号貴職回答により、かなり包括的な委任状の使用を認めていただいておりますが、今般左記のとおりその委任事項を整備するとともに委任事項を一部増やしてより包括的なものとし、別添のとおり委任状を使用できるようにしたいと存じますので、登記手續上差支えないか折り返し貴見御回示賜りたく御照会申し上げます。

なお、御検討のうえ差支えない場合は、貴管下法務局ならびに地方法務局に対して周知方御依頼申し上げます。

記

- 1 当公庫の貸付に関し、業務を委託した金融機関を当公庫の代理人として、金銭消費貸借契約の締結、担保権設定契約の締結権限のほか、債権管理、回収段階での貸付金債権の変更、処分および担保権の変更、処分権限をも委任し、債権譲渡、担保権の譲渡、放棄、解除といったこともできることを明確にする。
- 2 当公庫を担保権者とする担保権設定登記の申請権限のほか、他より担保権を譲り受ける場合の移転の登記、当公庫の担保権の変更登記、さらに担保権の譲渡、放棄といった処分の場合の登記、これらの登記の更正、抹消、回復の登記の申請権限を委任することを明確にする。
また、自動車抵当の登録等においても包括委任状の使用が認められることとなったので、かかる登録申請権限をも包括したものに改めるため「登記」に続けて「登録」を併記する。
- 3 弁済による担保権の解除にあたって、抹消登記の申請権限のほか、代理金融機関の作成した弁済受領証書を登記原因証書としようように、代理金融機関に対し、弁済金の受領権限を委任する。
- 4 右以外の委任事項については、前記回答(昭和33年2月10日付法務省民事甲第300号)のまま。 以上

別添

第 号

委 任 状

私は 〃〃〃〃を代理人とし昭和 年 月 日から昭和 年 月 日に至る期間において左記事項を処理する一切の権限を委任する。

昭和 年 月 日

東京都千代田区大手町二丁目4番地

中小企業金融公庫

総 裁 坂 口 芳 久

記

- 1 中小企業金融公庫法に基く中小企業者に対する貸付について中小企業金融公庫を債権者または担保権者とする金銭消費貸借契約、担保権設定契約の締結に関する事。
- 2 中小企業金融公庫を債権者または担保権者とする貸付金債権または担保権につき、その変更、処分の契約の締結に関する事。
- 3 前2号の契約につき、公正証書作成の囑託に関する事。
- 4 から7まで 略
- 8 委任状および資格証明書の原本受領に関する事。
- 9 策3号、第4号および第8号にかかげる行為をなすにつき復代理人選任に関する事。

別紙乙号

担保権等の処分権限をも含めた包括的委任状の使用について
(回答)

昭和35年4月13日付35中公第8号で照会のあった標記の件については、貴見のとおり取り扱われてもさしつかえないものとする。

なお、この旨を公証人及び登記官吏に周知させるよう各法務局長及び地方法務局長に到達したから、申し添える。

33 簡易生命保険契約者団体貸付にともなう公正証書作成のための委任状について

(昭37.8.16民事甲2352号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 簡易生命保険契約者団体に対する貸付に関する公正証書作成囑託の委

任状の様式

(通達) 別紙甲号のとおり郵政省簡易保険局長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

簡易生命保険契約者団体貸付にともなう公正証書作成の囑託について(照会)

簡易生命保険約款第124条の2による団体貸付について、公正証書の作成を囑託する場合は、別紙様式の委任状により行ないたいと思いますので、さしつかえないかお伺いします。

なお、別紙様式の委任状でさしつかえない場合は、貴管下関係機関に周知方お取り計らいくださるようあわせてお願いします。

別紙

委 任 状

私等本委任状末尾添付第1目録(以下「第1目録」〈略〉という。)記載の各債務者および各連帯保証人は 〃〃〃〃を代理人と定め、左記内容の公正証書を作成する権限を委任する。

昭和 年 月 日

記

第1条 本証書第1目録記載の各債務者 〃〃〃〃名は第1目録記載の簡易生命保険契約を基礎として 〃〃〃〃を結成し、 〃〃〃〃を本団体の代表者と定め、本日第1目録記載のとおり郵政省簡易保険局長(以下甲という。)から借り受けたにつき、簡易生命保険約款の定めおよび本証書の定めるところにしたがい、債務を履行することを甲に対し確約した。

第2条 借入金は 〃〃〃〃資金として使用しなくてはならない。

第3条 借入金に対する利息は年6分、月をもって計算するものとし、各年分の利息を借入金返済まで元金支払のつど支払わなければならない。

第4条 借入金は、昭和 年 月末日までに返済しなくてはならない。

第5条 借入金は分割返済とし、末尾添付第2目録記載(略)のとおり3

回年賦で弁済しなければならない。

第6条 第4条に定める貸付期間が満了する前において、第1条記載の保険契約が消滅したときは、その債務は、弁済期に達したものとみなされる。

第7条 貸付期間満了後2箇月を経過しても貸付金の弁済をしない場合は、第3条の利息相当額のほか貸付額100円またはそのは数につき、遅滞期間が1年以内のときは2円、2年以内のときは4円、3年以内のときは7円、4年以内のときは10円の遅滞金を支払わなければならない。

第8条 借入金、利息および遅滞金の支払場所は 県 郵便局とする。

第9条 以下 名は、第1目録記載のとおり各債務者の保証人となり、各債務者と連帯して本債務を負担することを保証した。

第10条 第1条の団体の代表者は、左の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに甲にその旨を報告しなければならない。

- 1 団体の名称またはその代表者を変更しようとするとき。
- 2 各債務者または各連帯保証人の住所氏名に変更があったとき。
- 3 各債務者もしくは各連帯保証人の死亡または各債務者もしくは各連帯保証人の資産、事業状況に著しい変動が生じ、もしくは生ずるおそれがあるとき。

第11条 各債務者は甲から本借入金の使途または本借入金を使用した施設について、調査または報告を求められたときは、これに応じなければならない。

第12条 各債務者および各連帯保証人は、将来債務履行が困難になるおそれがある場合において、甲がその資産、所得または事業の状況につき調査をなし、または資料の提供を求めたときは、これに応じなくてはならない。

第13条 左の各号に記載する事項を含め、この契約に違反したときは、甲の請求にしたがい、各債務者および各連帯保証人は、期限前でも元利金の全部または一部を返済しなければならない。

1 各債務者が借入金を目的外に使用し、または借入れ後6箇月以上使用しないとき。

2 各債務者または各連帯保証人が借入れに関し、または借入れ後甲に対し不実の申出もしくは報告をし、または必要な申出もしくは報告を怠ったとき。

第14条 本契約に関する証書を作成する費用および債務の弁済に要する費用は、各債務者がこれを負担する。

第15条 各債務者および各連帯保証人は、本契約による金銭債務を履行しないときは、ただちに強制執行を受けても異議のないことを認諾した。

第16条 本契約に基づく訴訟については、第1目録(略)記載の裁判所を管轄とすることに当事者は同意した。

別紙乙号

簡易生命保険契約者団体貸付にともなう公正証書作成のための委任状について(回答)

7月30日付郵運第637号で照会のあった標記の件については、貴見のとおり取り扱われてさしつかえないものと考えます。

なお、この旨公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知させるよう各法務局長及び地方法務局長に通達したから、申し添えます。

(参照) 昭46.4.6民事甲1532号民事局長通達

34 農林漁業金融公庫の公正証書作成囑託並びに担保権の変更、処分等に関する包括委任状について

(昭39.3.2民事甲426号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 農林漁業金融公庫の包括委任状の委任事項の追加変更

(通達) 標記の件について、別紙甲号のとおり農林漁業金融公庫総裁から照会があり、別紙乙号のとおり回答したので、この旨貴管下公証人、公証事務を取り扱う法務事務官及び登記官吏に周知方しかるべく取り計らわれたい。

別紙甲号

担保権等の変更、処分等の権限をも含めた包括委任状の使用について(照会)

当公庫の貸付に関する公正証書作成の嘱託ならびに担保権設定登記の申請については、昭和28年5月14日付法務省民事甲第810号、昭和31年10月22日付法務省民事甲第2443号および昭和33年6月9日付法務省民事甲第1150号貴回答に基づく包括委任状をもって処理しておりますが、今般、当公庫の事務手続上、左記のとおり委任事項を追加するとともに委任事項を整備して別紙様式のとおり委任状を使用したいと存じますので、公正証書の作成ならびに登記手続上差支えないか、折り返し貴見御回示賜わりたく、御照会申し上げます。

なお、御検討の上さしつかえない場合には、貴管下法務局及び地方法務局に対して周知方御依頼申し上げます。

記

- 1 当公庫の貸付に関し、業務を委託した金融機関を当公庫の代理人として金銭消費貸借契約、担保権設定契約の締結の権限のほか、貸付金債権または担保権について、その変更、処分の契約の締結権限（公正証書作成の嘱託権限を含む。）をも委任することを明確にする。
- 2 から 4 まで 略
- 5 申請人（代理人または復代理人）が原本と相違ない旨を記載し、かつ記名押印した謄本を原本に添えて登記所または公証人役場に提出することにより、原本の還付をうけることができるものは委任状および資格証明書であることを明確にする。
- 6 右記以外の委任事項については、右記貴回答のまま。

以上

委 任 状

私は、 を代理人に定め、左記の権限を委任する。

昭和 年 月 日

東京都千代田区大手町一丁目5番地の6

農林漁業金融公庫

総裁の氏名、住所（又は農林漁業金融公庫法第15条の規定による代理人の氏名、住所）

記

農林漁業金融公庫法に基く農林漁業金融公庫の貸付について次にかかげる事項を処理すること。

- 1 農林漁業金融公庫を債権者又は担保権者とする金銭消費貸借契約、担保権設定契約の締結に関すること。
- 2 農林漁業金融公庫を債権者又は担保権者とする貸付金債権又は担保権について、その変更、処分の契約の締結に関すること。
- 3 前2号の契約について、公正証書作成の嘱託に関すること。
- 4 から 6 まで 略
- 7 弁済金の受領に関すること。
- 8 委任状及び資格証明書の原本受領に関すること。
- 9 前第3号、第4号及び第8号に掲げる行為をなすについて復代理人選任に関すること。

別紙乙号

担保等の変更、処分等の権限をも含めた包括委任状の使用について（回答）

昭和39年2月17日付38農公第972号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおり取り扱われてさしつかえないものと考えます。

追って、この旨公証人、公証事務を取り扱う法務事務官及び登記官吏に周知させるよう各法務局長及び地方法務局長に通達したから申し添えます。（参照）昭41.8.11民事甲1951号民事局長通知

35 国家公務員共済組合連合会職員共済組合の貸付金弁済契約公正証書作成の嘱託に関する委任状様式について

（昭39.8.24民事甲2802号法務局長・地方法務局長あて民事局長通知）

（要旨）国家公務員共済組合連合会職員共済組合の貸付金の弁済に関する公正証書作成嘱託の委任状の様式

（通知）別紙甲号のとおり国家公務員共済組合連合会職員共済組合本部長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したので、参考までに通知する。

なお、右委任状には委任者の資格証明書（登記簿抄本）及び印鑑証明書を添付させること。

別紙甲号

共済組合貸付金弁済契約公正証書作成の嘱託に関する委任状様式の
制定について

国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第98条第1項第4号及
び当組合定款第18条第4号による当組合の組合員に対する貸付金の弁済契
約公正証書作成の嘱託に関する委任状様式を別紙のとおり制定いたしました
ので、御高閣の上御意見承りたくお願いいたします。

別紙

委 任 状

私こと 〃 を代理人と定め左記の契約事項について公正証
書作成嘱託に関する一切の権限を委任する。

記

第1条 債務者 〃 は、債権者国家公務員共済組合連合会職員共済
組合（以下「組合」という。）より昭和 〃 年 〃 月 〃 日住宅資金と
して借受けた金 〃 円也について、左の約定により弁済する。

- 1 元金及び元金100円につき月50銭の割合により計算した利息は、昭
和 〃 年 〃 月 〃 日より昭和 〃 年 〃 月 〃 日まで、月間にわ
たり、毎月の俸給支給日に、債務者の所属する組合の所属所において、
元利均等償還すること。
- 2 前項の元利均等償還の1回の償還額は、金 〃 円也とする。
- 3 債務者が、組合の組合員資格を喪失したときは、ただちに元金残額
を返済し、未払利息相当額を支払うこと。
- 4 前項の場合において、債務者に対し支払われる国家公務員共済組合
連合会の退職手当その他の退職給与金、又は、組合の退職給付金から、
債務者が返済及び支払うべき額の限度において、債権者が控除しても、
債務者に異議はない。
- 5 利息支払いの計算において、1ヶ月に満たない日数のあるときは、
これを1ヶ月として計算するものとし、利息額に1円未満の端数の生
じたときは、その端数金額は切捨てるものとする。

第2条 左の場合には、催告がなくても期限の利益を失い、ただちに債務

を完済するものとする。

- 1 債務者が、その借受けた金員を、借受目的以外の費途に使用したと
き。
- 2 債務者が、前条に定める償還を1回にても遅滞したとき。
- 3 他の債務のため、組合の貸付の対象となった財産に対し、強制執行
または執行保全の手續をうけ、もしくは、競売破産の申立があったと
き。

第3条 債務者が本契約上の金銭債務を履行しないときは、ただちに強制
執行をうけても異議がない旨を認諾する。

右のとおり相違なく委任した。

昭和 〃 年 〃 月 〃 日

東京都千代田区富士見町1の10

国家公務員共済組合連合会職員共済組合

東京都新宿区北山伏町36

国家公務員共済組合連合会

代表者 理事長 今 井 一 男

別紙乙号

共済組合貸付金弁済契約公正証書作成の嘱託に関する委任状様式の
制定について

7月29日付連共本第46号をもって照会にかかる標記については、貴職案
のとおりでさしつかえないものと考えます。

36 通商産業省共済組合貸付業務にかかる公正証書作成嘱託に関する委任状
様式について

（昭40.2.16民事甲330号法務局長・地方法務局長あて民事局長通知）

（要旨）通商産業省共済組合の貸付に関する公正証書作成嘱託の委任状の様式
（通知）別紙甲号のとおり通商産業省共済組合本部長から照会があり、別紙乙
号のとおり回答したので、参考までに通知する。

別紙甲号

通商産業省共済組合貸付業務にかかる公正証書作成の嘱託について

通商産業省共済組合が、国家公務員共済組合法第98条第1項第4号による貸付について、公正証書の作成を囑託する場合は、別紙様式(1)および(2)の委任状により行いたい、さしつかえないか。

なお、公証人法第32条の規定による、別紙様式(2)の委任状の真正なることを証明する方法として別紙様式(1)の委任状に支部長・単位所属所長の使用公印を明示することとしてさしつかえないか。

以上、2点につき何分宜しく御回示下さい。

別紙様式(1)

委 任 状

私は、通商産業省共済組合支部長・単位所属所長 を代理人と定め、下記の権限を委任する。

昭和 年 月 日

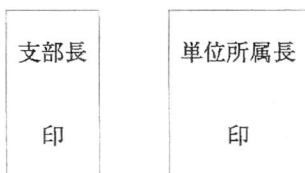
通商産業省共済組合代表者
通商産業大臣

記

通商産業省共済組合貸付規程に基づく貸付資金の貸付について、次に掲げる事項を処理すること。

- 1 通商産業省共済組合を債権者とする金銭消費貸借契約の締結に関すること。
- 2 上記契約につき、公正証書作成の囑託に関すること。
- 3 抵当権および質権の設定に関すること。
- 4 上記の事項を処理するについて、復代理人を選任すること。

なお、上記事項を処理するに当って支部長・単位所属所長が使用する公印は、次のものとする。



別紙様式(2)

委 任 状

債務者 および連帯保証人 は を代理人と定め、左記内容の公正証書を作成する権限を委任する。

債権者通商産業省共済組合代表者通商産業大臣右代理人支部長単位所属所長 を代理人と定め、左記内容の公正証書を作成する権限を委任する。

記

第1条 (以下「乙」という。)は、国家公務員共済組合法および通商産業省共済組合貸付規程に基づき、昭和 年 月 日金円を通商産業省共済組合(以下「甲」という。)から借り受けたので、本証書の定めるところに従い、債務を履行することを甲に対し確約した。

第2条 は、本証書の定める乙の債務を乙と連帯して保証することを甲に対し確約した。

第3条 借入金の償還方法は、次のとおりとする。

- 1 元金は、昭和 年 月から昭和 年 月まで 円あて 回および昭和 年 月から昭和 年 月まで 円あて 回合計 回で毎月俸給日に弁済しなければならない。
- 2 利息は、1ヶ月金100円につき金46銭とし、毎月元金支払と同時にその月分を支払わなければならない。
- 3 前号の利息は、貸付の日の属する月および最終の弁済期日の属する月については、その期間が1ヶ月にみたない場合でもそれぞれ1ヶ月として計算するものとする。

第4条 乙は、第3条の規定にかかわらず、元利金を繰り上げて弁済することができる。

前項により弁済をうけた後の貸付金残額の弁済方法については、分割弁済の期間を短縮するものとし、毎月の弁済金額は変更しないものとする。

第5条 最終の弁済期日または期限の利益を失った日の属する月の翌月初日より借入金の完済まで、乙は第3条第2号に定める利息と同率の延滞利息を支払わなければならない。

第3条第3号の規定は前項の場合に準用する。

第6条 通商産業省共済組合貸付規程の改正があった場合は、改正点について本契約も自動的に変更されるものとする。

第7条 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合は、期限の利益を失わせることができる。

- 1 元金または利息の返済を1回でも怠ったとき
- 2 乙が通商産業省共済組合員たる資格を喪失したとき
- 3 所定数の連帯保証人をたてることができないとき
- 4 その他本契約の条項に違反したとき

第8条 連帯保証人が通商産業省共済組合員たる資格を喪失したときは、連帯保証人たる資格を喪失するものとし、乙は、他に連帯保証人を定め、乙の債務を保証させなければならない。

第9条 乙は、借入金で宅地を取得する場合は、借入時から起算して5年以内に住宅の建築に着手しなければならない。

第10条 乙は、債務の完済に至るまでは、借入金で取得した住宅または宅地について、甲の承諾なくその全部または一部を他に貸付け、譲渡もしくははその価値を減少させるおそれのある行為をしてはならない。

第11条 乙および連帯保証人は、本契約による金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行を受けても異議のないことを認諾した。

昭和 年 月 日

住 所

職 業 国家公務員

債 務 者

年 月 日 生

㊟

住 所

職 業 国家公務員

連帯保証人

年 月 日 生

㊟

住 所

職 業 国家公務員

連帯保証人

㊟

年 月 日 生

住 所

職 業 国家公務員

連帯保証人

㊟

年 月 日 生

主たる事務所 東京都千代田区霞ヶ関三丁目1番地

通商産業省共済組合

代表者 通商産業大臣

従たる事務所

番地

通商産業省共済組合

支 部

単位所属所

右代理人 支部長

単位所属所長

㊟

別紙乙号

通商産業省共済組合貸付業務にかかる公正証書作成の嘱託について
2月11日付40通共第46号をもって照会にかかる標記について貴職案のと
おりでさしつかえないものと考えます。

37 農林漁業金融公庫の包括委任状の委任事項文言の修正について

(昭41.8.11民事甲1951号法務局長・地方法務局長あて民事局長通知)

(要旨) 農林漁業金融公庫の包括委任状の委任事項の一部変更

(通知) 標記の件について、農林漁業金融公庫総裁から別紙のとおり包括委任状の文言を修正した旨の通知があったので、貴管下公証人、公証事務を取り扱う法務事務官及び登記官に周知方しかるべく取り計らわれたい。

別紙

当公庫業務委託金融機関に対する包括委任状の委任事項文言修正について
当公庫業務につきましては、毎度高配に与かり厚く御礼申し上げます。

さて、当公庫の業務委託金融機関に対する包括委任状については、去る昭和39年2月に改正し、このことについて貴局の御協力方御承認（39.3.2付民事甲426号）を得て実施いたしてきたところではありますが、今般、その一部につき左記のとおり字句の修正を行ないましたので（授權内容の実質的な変更は無い）、ご了承いただきたく、なお、貴管下登記官及び公証人等に周知方依頼申し上げます。

記

包括委任状記の6の文言

「農林漁業金融公庫が質権者として附記登記した質権の目的である抵当権の抹消について登記上利害の関係を有する第三者としての同意を与えること」を

次のように改める。

「農林漁業金融公庫が抵当権の登記名義人となっている場合にその権利抹消の承諾を与えること及び被担保債権の質権者として附記登記されている抵当権の抹消につき登記上利害関係ある第三者として承諾を与えること」

委 任 状

私は、 を代理人と定め、左記の権限を委任する。

昭和 年 月 日

東京都千代田区大手町一丁目5番地の6

農 林 漁 業 金 融 公 庫

記

農林漁業金融公庫法に基づく農林漁業金融公庫の貸付について次に掲げる事項を処理すること。

- 1 農林漁業金融公庫を債権者又は担保権者とする金銭消費貸借契約、担保権設定契約の締結に関すること。
- 2 農林漁業金融公庫を債権者又は担保権者とする貸付金債権又は担保権について、その変更、処分の契約の締結に関すること。
- 3 前2号の契約について、公正証書作成の囑託に関すること。
- 4 から7まで 略

- 8 委任状及び資格証明書の原本受領に関すること。
- 9 前第3号、第4号及び第8号に掲げる行為をなすについて復代理人選任に関すること。

38 農林省共済組合貸付業務にかかる公正証書作成囑託に関する委任様式について

(昭41.8.24民事甲2463号法務局長・地方法務局長あて民事局長通知)

(要旨) 農林省共済組合の貸付に関する公正証書作成囑託の委任状の様式

(通知) 別紙甲号のとおり農林省共済組合本部長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したので、この旨貴管下公証人、公証事務を取り扱う法務事務官に周知方しかるべく取り計らわれたい。

別紙甲号

農林省共済組合貸付業務にかかる公正証書作成の委任について

農林省共済組合が、国家公務員共済組合法第98条第1項第4号によって実施している貸付については、公正証書の作成を委任する必要があるのでこの場合、別紙様式(1)および(2)の委任状により行いたい、さしつかえないか伺います。

なお、公証人法第32条の規定により、別紙様式(2)の委任状の適正なことを証明する方法として、別紙様式(1)の委任状に支部長の使用公印を明示することとしてさしつかえないか併せ伺います。

おって、さしつかえない場合は、貴職管下法務局長、地方法務局長あてこの旨御通知下さるようお願いいたします。

別紙様式(1)

委 任 状

私は、農林省共済組合 支部長を代理人と定め、下記の権限を委任する。

昭和 年 月 日

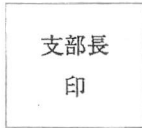
農林省共済組合代表者

農 林 大 臣

記

農林省共済組合貸付規程に基づく貸付資金の貸付について、次に掲げる事項を処理すること。

- 1 農林省共済組合を債権者とする金銭消費貸借契約の締結に関すること。
- 2 上記契約につき、公正証書作成に関すること。
- 3 上記事項を処理するについて復代理人を選任すること。
- 4 この委任状に基づく事項の処理にあたって代理人の使用する印鑑は、次のものとする。



別紙様式(2)

委 任 状

債務者 および連帯保証人 は
を代理人と定め、左記内容の公正証書を作成する権限を委任する。

農林省共済組合
 債権者代表者農林大臣は を代理人を定め、左記内容の
 公正証書を作成する
 右代理人支部長
 権限を委任する。

記

第1条 (以下乙という)は国家公務員共済組合法および農林省共済組合貸付規程に基づき昭和 年 月 日金 円を農林省共済組合(以下甲という)から借り受けたので本証書の定めるところに従い債務を履行することを甲に対し確約した。

第2条 は本証書の定める乙の債務を保証し乙と連帯して履行することを甲に対し確約した。

第3条 借受金の償還方法は次のとおりとする。

- 1 元金は昭和 年 月から昭和 年 月まで金 円あって 回で毎月 日に弁済するものとする。但し最終月は金

円を弁済するものとする。

- 2 利息は1ヶ月金1,000円につき金5円とし毎月元金支払と同時にその月分を支払うものとする。
- 3 前号の利息は貸付の日の属する月および最終の弁済期日の属する月についてはその期間が1ヶ月にみたない場合でもそれぞれ1ヶ月として計算するものとする。

第4条 乙は前条第1号の弁済を遅滞しまたは第7条により期限の利益を失ったときは弁済期日または期限の利益を失った日の翌日から完済まで第3条第2号に定める利息と同率の損害金を支払わなければならない。

債務者氏 名 ㊟
年 月 日 生

住所

職業

連帯保証人氏 名 ㊟
年 月 日 生

住所

職業

連帯保証人氏 名 ㊟
年 月 日 生

住所

職業

連帯保証人氏 名 ㊟
年 月 日 生

主たる事務所 東京都千代田区霞ヶ関二丁目1番地
農林省共済組合

代表者 農 林 大 臣

従たる事務所 番地

農林省共済組合 支部

右代理人支部長 ㊟

別紙乙号

農林省共済組合貸付業務にかかる公正証書作成の委任について（回答）

4月12日付41農共第417号をもって照会にかかる標記については、貴職案のとおりでさしつかえないものと考えます。

おって、この旨公証人、公証事務を取り扱う法務事務官に周知させるよう各法務局長及び地方法務局長に通知したから申し添えます。

39 簡易生命保険契約者団体貸付に伴う公正証書作成嘱託委任状について

（昭46.4.6民事甲1532号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）簡易生命保険契約者団体の委任状の様式改正

（通達）標記について別紙甲号のとおり郵政省簡易保険局長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれない。

別紙甲号

簡易生命保険契約者団体貸付に伴う公正証書作成の嘱託について

簡易生命保険約款第124条の2による団体貸付に伴ない、公正証書の作成を嘱託するときは、別紙様式1および様式2の委任状によって行ないたいと思いますが、不備はないかお尋ね致します。

なお、様式1および様式2の委任状に問題のない場合には、貴管下関係機関にご周知くださるようお取りはからいのほどお願い致します。

おって、様式2の委任状によって公正証書を作成するにあたっては、あらかじめ別紙様式3の決議書を債務者側から差し出させておくものとします。

様式1

委 任 状

私等本委任状末尾添付第1目録記載の各債務者および各連帯保証人ならびに は を代理人と定め、左記内容の公正証書を作成する権限を委任する。

昭和 年 月 日

代理人の表示

住 所

氏 名

印

年 月 日 生

記

第1条 本証書末尾添付第1目録（以下「第1目録」〈略〉という。）記載の各債務者（以下「各債務者」という。）名は、第1目録記載の簡易生命保険契約を基礎として を結成し、 を本団体の代表者と定め、本日第1目録記載のとおり郵政省簡易保険局長（以下甲という）から借り受けたにつき、簡易生命保険約款の定めおよび本契約の定めるところにしたがい、債務を履行することを甲に対し確約した。

第2条 借入金は 資金として使用しなくてはならない。

第3条 借入金に対する利息は年6パーセント、月をもって計算するものとし、各年分の利息を借入金完済まで元金支払いのつど支払わなければならない。

第4条 借入金は、昭和 年 月末日までに完済しなくてはならない。

第5条 借入金は分割弁済とし、本証書末尾添付第2目録（略）記載のとおり5回年賦で弁済しなければならない。

第6条 第4条に定める貸付期間が満了する前において、第1条記載の保険契約が消滅したときは、その債務は弁済期に達したものとみなされる。

第7条 貸付期間満了後2ヵ月を経過しても貸付金の弁済をしない場合は、第3条の利息相当額のほか未弁済元金額100円またはそのは数につき、遅滞期間が1年以内のときは金2円、2年以内のときは金4円、3年以内のときは金7円、4年以内のときは金10円の遅滞金を支払わなければならない。

第8条 借入金、利息および遅滞金の支払場所は 県 郵便局とする。

第9条 第1目録記載の各連帯保証人（以下「各連帯保証人」という。）名は、第1目録記載のとおり各債務者の保証人となり、各債務者と連帯して本債務を負担することを保証した。

- 第10条 各債務者は、第1条の借入金によって建設する後記建物について、各債務者が各債務者の中から選んだ（以下「各所有名義人」という。）が所有名義人として登記し、各所有名義人が当該建物を目的として甲のために第1順位の抵当権を設定することを承諾した。
- 第11条 各所有名義人は、甲に対し、第1条の債務の担保に供するため、借入金をもって建設する後記建物につき第1順位の抵当権を設定することを約した。
- 第12条 各所有名義人は、後記建物についての保存登記完了後、甲がすみやかに前条の抵当権設定登記手続をすることができるように甲に協力するものとする。
- 第13条 各所有名義人は、後記建物について、甲の承認する保険会社と借入金の130パーセントに相当する金額以上の額を保険金とする火災保険契約を締結して債務完済のときまでこれを継続し、その保険金請求権のうに甲のために質権を設定し、保険証券を甲に交付することを約した。
- 第14条 第1条の団体の代表者は、左の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに甲にその旨を報告しなければならない。
- 1 団体の名称またはその代表を変更しようとするとき。
 - 2 各債務者もしくは各連帯保証人の住所または氏名に変更があったとき。
 - 3 各債務者もしくは各連帯保証人の死亡または各債務者もしくは各連帯保証人の資産もしくは事業状況に著しい変動が生じ、もしくは生ずるおそれがあるとき。
- 第15条 各債務者は、甲から本借入金の用途もしくは本借入金を使用した施設について、調査または報告を求められたときは、これに応じなければならない。
- 第16条 各債務者および各連帯保証人は、将来債務履行が困難になるおそれがある場合において、甲がその資産、所得もしくは事業の状況につき調査をなし、または資料の提供を求めたときは、これに応じなければならない。
- 第17条 左の各号に記載する事項を含め、この契約に違反したときは、甲

- の請求にしたがい、各債務者および各連帯保証人は、期限前でも元利金の全部または一部を弁済しなければならない。
- 1 各債務者が、借入金を目的外に使用したとき。
 - 2 各債務者もしくは各連帯保証人が、借入れに関し、もしくは借入後甲に対し、不実の申し出もしくは報告をし、または必要な申し出もしくは報告を怠ったとき。
- 第18条 本契約に関する証書を作成する費用および債務の弁済に要する費用は、各債務者がこれを負担する。
- 第19条 各債務者および各連帯保証人は、本契約による金銭債務を履行しないときはただちに強制執行を受けても異議のないことを認諾した。
- 第20条 本契約に基づく訴訟については、第1目録記載の裁判所を管轄裁判所とすることに当事者は合意した。

記

不動産の表示（設計図面による）

所 在
種 類
構 造
床 面 積

様式2

委 任 状

私等本委任状末尾記載の各連帯保証人 名および は
を代理人と定め、左記内容の公正証書を作成する権限を委任する。

代理人の表示

住 所
氏 名

年 月 日 生

記

- 第1条 別紙債務明細書記載内容により、債権者郵政省簡易保険局長（以下甲という。）が、昭和 年 月 日本証書末尾添付第1目録（以下「第1目録」という。）記載の各債務者（以下「各債務者」という。）

にそれぞれの頭書金額を貸付けたについて、第1目録記載の連帯保証人
 (以下「各連帯保証人」という。)は、おのおの自己が第1目
 録記載のとおり保証した各個別債務者等と連帯して、別紙債務明細書記
 載の内容に基づき、その債務履行の責に任ずることを甲に対し約諾した。
 第2条 各連帯保証人は、おのおの自己が連帯して保証した第1目録記載
 の個別債務者とその金銭債務を履行しない場合は、連帯保証人として、
 別紙債務明細書記載の内容に基づきただちに強制執行を受けても異議な
 いことを認諾した。

第3条 (以下「各所有名義人」という。)は、別紙債務明細
 書に記載した団体貸付にかかる債務の担保に供するため、借入金をもっ
 て建設する後記建物につき、第1順位の抵当権を設定することを約した。

第4条 各所有名義人は、後記建物の保存登記完了後、甲がすみやかに抵
 当権設定登記手続きをすることができるよう甲に協力するものとする。

第5条 各所有名義人は、後記建物について、甲の承認する保険会社と借
 入金の130パーセントに相当する金額以上の額を保険金とする火災保険
 契約を締結して債務完済のときまでこれを継続し、その保険金請求権の
 うえに甲のために質権を設定し、保険証券を甲に交付することを約した。

第6条 本契約に基づく訴訟については、第1目録記載の裁判所を管轄裁
 判所とすることに当事者は合意した。

記

不動産の表示 (設計図面による)

所 在
 種 類
 構 造
 床 面 積
 昭和 年 月 日

連帯保証人

住 所
 職 業
 氏 名



年 月 日 生

(以下連帯保証人全員記入)

所有名義人

住 所
 職 業
 氏 名



年 月 日 生

(以下所有名義人全員記入)

債 務 明 細 書

1 債 権 者 郵政省簡易保険局長

1 債 務 者 第1目録に表示のとおり

1 貸借の日 昭和 年 月 日

1 債務の内容

債務者 ほか 名は、いずれも簡易生命保険の契約者であ
 って、その被保険者相互の共同利益をはかるため、 を計
 画し、その 金調達のため、 を結成し、
 その代表者を と定め、簡易生命保険約款第124条の2に

よる団体貸付の方法により債務者各自の契約せる簡易生命保険契約 (第1
 目録の各債務者名下に表示する記号番号の契約) を基礎として合計金
 円也を借り受けた共同債務のうちの債務者各人の借受負担する

債務にして、その額は、第1目録記載の各債務者の頭書の債務金額とする。

1 借入金に対する利息は、年6パーセント、月をもって計算するものと
 し、各年分の利息は借入金完済まで元金弁済のつど支払うものとする。

2 借入金は、債務者各自が昭和 年 月末日までに完済するものと
 し、これを5回に分け、本証書末尾添付第2目録記載のとおり第1回は
 昭和 年 月末日、第2回は昭和 年 月末日、第3回は昭和
 年 月末日、第4回は昭和 年 月末日、第5回は昭和
 年 月末日までに各自の負担する債務額をそれぞれの期限までに
 代表者 に支払い、同代表者においてとりまとめのうえ、弁済
 するものとする。

- 3 前項の弁済期限が到来する前において各債務者の前示保険契約が消滅したときは、その保険契約を基礎とする債務のみは、そのときに弁済期が到来したもとする。
- 4 最終弁済期限の到来後なお未弁済元金があり、2か月を経過してもその弁済をしない場合には、前示利息のほかに未弁済元金額100円またはそのは数につき、遅滞期間が1年以内のときは金2円、2年以内のときは金4円、3年以内のときは金7円、4年以内のときは金10円の遅滞金を支払うものとする。
- 5 借入金、利息および遅滞金の支払場所を 県 郵便局とする。
- 6 左の各号に記載する事項を含め、この契約に違反したときは、各債務者は期限の利益を失い、未弁済の元利金を一括して弁済しなければならない。
 - (1) 各債務者が借入金を目的外の用途に使用したとき。
 - (2) 各債務者が借入れに関し、または借入後甲に対し不実の申し出もしくは報告をなし、もしくは必要な報告を怠ったとき。

様式3

決 議 書

私等本決議書末尾記載の各債務者（以下「各債務者」という。）は、郵政省簡易保険局長（以下甲という。）から昭和 年 月 日団体貸付の方法により借り受けた債務に伴ない、次のとおり決議した。

- 1 各債務者が各債務者の中から選んだ (以下「各所有名義人」という。)が、当該団体貸付にかかる借入金によって建設する後記建物（以下「建物」という。）についての所有名義人として登記すること。
- 2 各所有名義人が当該団体貸付にかかる債務の担保に供するため、建物について甲のために第1順位の抵当権を設定すること。
- 3 各所有名義人が、建物について、甲の承認する保険会社と借入金の130パーセントに相当する金額以上の額を保険金とする火災保険契約を締結し、甲のために当該保険金請求権のうえに質権を設定すること。

記

不動産の表示（設計図面による）

所 在
種 類
構 造
床 面 積

昭和 年 月 日

債 務 者

住 所

氏 名



（以下債務者全員記入）

別紙乙号

簡易生命保険契約者団体貸付に伴う公正証書作成嘱託委任状の様式について

本年1月12日付郵保資第1号をもって照会にかかる標記については、貴職案のとおりでさしつかえないものと考えます。

おって、この旨法務局長及び地方法務局長に通知したので、申し添えます。

40 文部省共済組合の貸付業務に関する公正証書作成の代理嘱託並びに不動産登記の代理申請について

(昭46.5.19文管福100号文部省管理局長照会)

(昭46.9.2民事甲2849号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 共済組合運営規則に、支部長及び所属所長は、公正証書作成嘱託又は不動産登記の申請につき代理権限を有する旨定められている場合には、当該運営規則の写しの提出をもって委任状の提出に代えることができる。

(通達) 標記について、文部省管理局長から別紙甲号のとおり照会があり、別紙乙号のとおり回答したから、了知のうえ、その取扱いに遺憾のないよう貴管下公証人、公証事務を取扱う法務事務官及び登記官に周知方しかるべくとりはからわりたい。

別紙甲号

このたび文部省共済組合においては、昭和46年5月4日付け文部省告示第134号（同日付け官報掲載）により、文部省共済組合運営規則を改正し、下記の条項を追加しました。

については、組合の業務執行にかかる公正証書作成の嘱託手続及び不動産に関する登記の申請手続において、代理権限を証する書面として委任状に代えて当該運営規則の写しを添付したいと考えております。

このような方法で差し支えないかどうか貴見をうけたまわりたくお伺いいたします。

なお、差し支えない場合は、法務局および地方法務局への周知方よろしくお願いいたします。

記

文部省共済組合運営規則第5条の2

支部長又は貸付経理を設けている所属所の長は、定款第18条第3号に規定する事業に係る業務を執行するため、公正証書の作成の嘱託及び不動産に関する登記の申請について、組合の代表者たる文部大臣を代理する。

2 支部長又は貸付経理を設けている所属所の長は、前項の代理事項を処理するため、復代理人を選任することができる。

（参考）

文部省共済組合定款

第18条 組合は、法第98条第1項の規定により、次の各号に掲げる福祉事業を行なう。

- 1 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営
- 2 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付
- 3 組合員の臨時の支出に対する貸付
- 4 略

別紙乙号

本年5月19日付文管福第100号をもってご照会にかかる標記については、貴見のとおり取り扱ってさしつかえないものと考えます。

なお、右により支部長若しくは貸付経理を設けている所属所の長又は復

代理人が公正証書の作成嘱託又は不動産に関する登記の申請をする場合には、左記の書類を提出されるよう配慮願います。

記

- 1 代理事項（復代理人については選任事項を含む。）を記載した共済組合運営規則（以下「運営規則」と略称）の写し、所属所の長については、このほか、当該所属所に貸付経理が設けられていることを証する共済組合代表者の書面
- 2 支部長については、任命に関する共済組合定款（以下「定款」と略称）の抜すい、所属所の長については、任命に関する定款及び運営規則の抜すい。
- 3 公証人法第31条及び第32条の規定により、当該支部長又は所属所の長の印鑑証明書を提出する必要がある場合には、文部大臣の作成にかかる印鑑証明書。

41 公証事務の取扱いについて

（昭50.9.13総3161号名古屋法務局長照会）

（昭50.10.27民一6313号民事局長回答）

（要旨）委任状用紙の印刷と共に代表取締役印をも印刷した用紙を、代理権限を証すべき証書の原本として取扱うことは相当でない。

（照会）標記の件について、別紙のとおり愛知公証人会長から照会がありましたところ、当職としては、印刷された印影が委任状の真正であることを証明するため提出される印鑑証明書の印影と符合するときは、適法なものとして受理して差し支えないと考えますが、いささか疑義がありますので、何分の御指示を賜りたくお伺いします。

別紙

左記事項につき何分の御指示をお願いします。

契約内容が定型的な公正証書作成受託の際、嘱託人より提出された委任状に、委任状用紙印刷の際契約内容と共に会社名、代表者氏名の外に捺印欄に代表取締役印をも印刷してある委任状を適法なものとして受理して差し支えないか。

印刷の印影は法務局発行の印鑑証明書に押捺された印影と符合する。

(回答) 9月13日付け総第3161号をもって照会のあった標記の件については、所問の委任状をもって、公証人法第32条第1項に定める代理権限を証すべき証書の原本として取扱うことは相当でないと考ええる。

6 第三者の許可・同意

1 第三者ノ許可同意ニ関スル件

(明41.5.4宮崎公証人広木幹照会)

(明42.7.21民刑623号民刑局長回答)

(要旨) 許可又は同意を与えるべき第三者が囑託人となり許可又は同意した旨を陳述し、これを証書に作成したときは、別にその証明書の提出を要しない。

(照会) 第33条ニ於テ「第三者ノ許可又ハ同意ヲ要スヘキ法律行為ニ付公証人証書ヲ作成スルニハ其許可又ハ同意アリタルコトヲ証スヘキ証書ヲ提出セシメ其許可又ハ同意ヲ証明セシムルコトヲ要ス」トノ規定有之候処若シ其許可又ハ同意ヲ証スヘキ者カ証書ノ囑託ニ参加シテ許可又ハ同意ヲ為シタル旨ヲ陳述スル場合ハ其陳述ヲ証書ニ記載シ而シテ列席者トシテ之ヲ読聞カセ且署名捺印セシメ以テ同条ノ証書ニ代ヘ差支ナキ義ニ候哉

(回答) 貴見ノ通但許可又ハ同意ヲ与フル者ハ囑託人トシテ参加スヘキモノトス許可ノ陳述ヲ為シタル者ヲシテ囑託人トシテ署名捺印セシムルコトヲ要シ別ニ許可アリタルコトヲ証スヘキ証書ノ提出ヲ要セス(明42.10.6大阪公証人古宇田義鼎照会, 同10.21民刑167号民刑局長回答)

2 町村会ノ決議其他特別授權ニ関スル件

(明42.7.9長野地裁所長照会)

(明42.7.30民刑704号民刑局長回答)

(要旨) 町村会の決議その他特別授權のあったことは、囑託の際に証明させることを要する。

(照会) 町村会ノ決議ニ基キ町村長カ法律行為ヲ為ス場合其他特別授權ニ因ル場合ニハ町村会ノ決議其他特別授權ヲ証明セシムヘキヤ

(回答) 貴見ノ通

3 謄本ニ認証ヲ与フル場合ノ許可, 同意ノ証明ニ関スル件

(明42.7.9長野地裁所長照会)

(明42.7.30民刑704号民刑局長回答)

(要旨) 第三者の許可, 同意を要する法律行為に関する私署証書の謄本に認証を与える場合には, その許可, 同意があったことを証明させなくてはならない。

(照会) 私署証書ノ謄本ニ認証ヲ与フル場合ニ於テ第三者ノ許可同意ヲ要スル法律行為ニ関スルトキハ其許可同意アリタルコトヲ証明セシムヘキヤ

(回答) 貴見ノ通

4 許可又ハ同意ヲ与ヘタル第三者ニ関スル件

(明42.8.9宮崎公証人広木幹照会)

(明42.9.6民刑925号民刑局長回答)

(要旨) 1 法定代理人の行為につき同意を与えた親族会の各会員は, 法第36条第5号の第三者にあたる。

2 同号の第三者の表示として, 公法人の行為につき許可又は同意を与えた者が監督官の場合にはその職務及び氏名を記載すれば足り, 府県会, 郡会, 市町村会, 府県参事会, 郡参事会等の場合には某府県会某県参事会等と記載すれば足りる。

(照会) 第36条第5号ノ同意又ハ許可ヲ与ヘタル第三者中ニハ法定代理人ニ対スル特別授權機関タル親族会議ハ包含セサル義ト心得可然候哉(但第33条ニ依リ同意アリタルコト証明ヲ要シ且第36条第5号ノ記載「証明書提出ノ旨其他」ヲ為ヘキハ勿論ナルモ其住所職業氏名年齢等ノ記載ハ要セサルヘシ) 若シ右ヲ包括スルモノトスレハ公法人ノ代表カ其法人ヲ代表シテ私法上ノ行為ヲナシ証書ノ作成ヲ囑託スル場合ニハ之レニ対スル授權機関タル会議ノ会員又ハ許可ヲ与ヘタル監督官ノ住所職業年齢等モ記載セサルヘカラサルニ至ルヘク然レトモ右等ノ機関ニ付キテハ其ノ記載ヲ要セサルハ勿論ノ義ト思考致候

(回答) 公証人法第36条第5号ノ第三者中ニハ法定代理人ノ行為ニ対シ許可又ハ同意ヲ与ヘタル親族会ノ各会員ヲ包含スヘシ但公法人ノ行為ニ付監督官ノ許可アリタル場合ニ於テハ其監督官ノ職務及氏名ヲ記載スルヲ以テ足り其住所及年齢ヲ記載スルノ要ナカルヘク又府県会、郡会、市会、町会等ノ決議アリタル場合又ハ府県参事会、郡参事会等ノ決議若クハ許可アリタル場合ニ於テハ第三者ノ表示トシテ某府会、某県参事会等ト記載スルヲ以テ足り各議員又ハ各参事会員ノ氏名等ヲ記載スルノ要ナカルヘシ

5 第三者ノ資格証明ヲ為ササル場合ニ関スル件

(明42.8.23東京公証人小川正直照会)

(明42.9.14民刑990号民刑局長回答)

(要旨) 嘱託人が許可又は同意を与えた第三者の資格の証明書を提出しないときは、公証人はその嘱託を拒むことができる。

(照会) 公証人法第33条規定ノ許可又ハ同意者ノ資格(例、夫、親権者、後見人、親族会員タルコト)ヲ特ニ証明セシムヘキ法令上別段ノ規定ナケレハ之ヲ強要スルコト能ハサルヲ以テ是等ノ者カ其証明ヲ拒絕シタル場合ト雖モ公証人ハ同法第3条ニ依リ其ノ嘱託ヲ拒ムコトヲ得サルモノト解シ可然哉

(回答) 第三者ノ許可又ハ同意ノ証明中ニハ其第三者ノ資格ノ証明ヲモ包含スヘキニ付嘱託人第三者ノ資格ノ証明書ヲ提出セサル場合ニ於テハ公証人ハ嘱託ヲ拒ムコトヲ得ヘシ

6 資格証明並其証明書ノ取扱ニ関スル件

(明43.5.16宮崎公証人広木幹照会)

(明43.11.25民刑475号民刑局長回答)

(要旨) 許可又は同意をした者の資格は、常に証明することを要し、その証明書は附属書類として公正証書に連綴すべきである。

(照会) 公証人法第33条ニ於ケル第三者ノ資格ニ付テハ其証明ヲ要スヘキ明文無之ニ付公証人ハ職務上適宜ノ方法ニ依リ之ヲ確ルハ勿論ニ候ヘ共強テ証明書ノ提出等ヲ要求スルヲ得ス就テハ左ノ如ク取扱可然候哉

- 1 公証人ニ於テ其資格者ナルコトヲ熟知スル者ニ付テハ許可又ハ同意アリタルコトヲ証スヘキ適法ノ証書ヲ提出セシムルニ止ム
- 2 前項以外ノ者ニ付テハ前項ノ証書提出ノ外許可又ハ同意者ノ資格ヲ呈示セシメ公証人ニ於テ其資格ヲ認メタル上之ヲ還付ス

(回答) 許可又ハ同意アリタルコトヲ証スヘキ証書ハ其許可又ハ同意アリタルコトノ外許可又ハ同意ヲ為シタル者ノ必要ノ資格ヲモ証スルモノナルヲ要スルハ勿論ノ義ニ付公証人ニ於テ其資格者ナルコトヲ熟知スル場合ト雖モ仍ホ其証書ヲ提出セシムルコトヲ要ス而シテ其証書ハ附属書類ト連綴スヘキモノナレハ之ヲ嘱託人ニ還付スルコトヲ得ス

7 第三者ノ同意書ニ関スル件

(明44.11.20富山公証人赤松小一郎照会)

(明45.2.9民事1146号民事局長回答)

(要旨) 数個の法律行為につき、同時に各別に証書を作成する場合、第三者の同意を証する書面は各別に提出させるべきである。

(照会) 嘱託人ノ法定代理人カ第三者ノ同意アリタルコトヲ証スル証書ヲ提出シ其ノ同意ヲ証明シタル該同意証書ニハ各別ノ法律行為數個ヲ列記シアリテ同意ノ趣旨ハ法定代理人カ其内ノ或ル法律行為ノミニ付同時ニ公正証書ヲ作成スルコトヲ要スルニ在リ而シテ法定代理人ハ比ノ1通ノ同意証書及ヒ同意者各自1通ツツノ印鑑証明書ヲ提出シ其ノ同意ヲ証明シテ同時ニ此ノ各別ノ法律行為數個全部ニ付キ公正証書ノ作成ヲ嘱託シタリ此場合ニ於テハ1通ノ同意証書ニ依リ同時ニ數個全部ノ法律行為ニ付キ明カニ其ノ同意ヲ証明セシメタルモノニシテ公証人法第33条ノ要件ヲ欠如セルモノト断スヘキニアラスト雖モ同法第41条ノ手續ヲ為ス上ニ於テ支障ヲ生スルニヨリ必ス同時ニ各別ニ作成スル公正証書1件毎ニ各別2名ノ同意証書1通ツツヲ提出セシムルコトヲ要スヘク其ノ同意証書ニ付キ公証人法施行細則第19条第2項(現施行規則第14条)ニ準シタル取扱ヲ為スコトヲ得サル儀ト心得可為哉

(回答) 貴見ノ通

8 許可同意ニ関スル件

(大4.7.13甲府公証人志邨亮平照会)

(大4.8.6民1197号法務局長回答)

(要旨) 法律行為につき許可又は同意をしたことの陳述をすることを委任された者の陳述により公正証書を作成することはできない。

(照会) 許可又ハ同意ヲ要スヘキ法律行為ヲ為スニ際シ (夫若クハ) 親権ヲ行フ父母カ其行為ヲ許可又ハ同意スヘキコトヲ委任スルニアラスシテ其行為ニ許可又ハ同意ヲ為シタルニ付単ニ之カ陳述ヲ為スコトヲ委任シ得ルヤ

(回答) 問合面ノ如キ委任ヲ受ケタル者ノ陳述ニ因リ公正証書作成スルコトヲ得ス

9 許可同意ノ証明ニ関スル件

(大6.10.22広島公証人岩佐樟坪照会)

(大6.11.9民2118号法務局長回答)

(要旨) 嘱託人が代理権限又は許可同意を証すべき証書を提出しないときは、嘱託を拒絶すべきであって、他日追完する条件で証書を作成することはできない。

(照会) 卑職伏言公証人法第32条第33条ノ法文解釈ニ付下記甲乙兩議アルコトヲ近頃聞知致候取テ所信ナキニハアラサルモ此兩議ノ取捨如何ハ職責上ニ重大ノ関係有之候ニヨリ慎重ノ研究ヲ要スヘキコトト奉存候因テ左ニ問題及面議ノ大意ヲ述ヘ御指令奉仰候

問題 法律行為ノ公正証書作成ノ嘱託人カ或ハ代理人ナル場合ニ代理権限ヲ証明スヘキ適法ノ証書ヲ提出セス或ハ第三者ノ許可又ハ同意ヲ要スヘキ場合ナルニ許可又ハ同意ヲ証明スヘキ適法ノ証書ヲ提出セサルトキハ公証人ハ絶対ニ其嘱託ヲ拒絶スヘキヤ或ハ公証人法施行細則第11条 (現施行規則12条) ニ依リ嘱託人ニ注意ヲナシ其説明ヲ聞キタル後公証人ニ於テ相当ナリト思料シタルトキハ他日追完スヘキ条件ノ下ニ之ヲ受理シ公正証書ヲ作成スヘキヤ如何

甲議 公証人法第32条ノ代理人ノ権限ヲ証スヘキ証書及第33条ノ第三者ノ許可又ハ同意ヲ証スヘキ証書ハ何レモ各同条第1項ニ証書ヲ提出セ

シメ証明セシムルコトヲ要ストアルニ付キ公証人適法ナル証書ヲ提出ナキコトヲ発見シタルトキハ其嘱託ヲ拒絶セサル可ラス只右兩条共末項ニ欠缺ヲ追完シタルトキハ効力ヲ妨ケラルルコトナキ規定ヲ設ケラレタル所以ハ公証人其不適法ナル点アルコトヲ発見セス誤テ之ヲ受理シ証書ヲ作成シタル場合ニ於テ法律ハ嘱託人ニ同情シテ追完ノ便法ヲ設ケタルニ過キサルナリ若シ其レ追完ヲ条件トシテ之ヲ受理シ得ルモノトセハ代理ノ委任状ナキトキモ之ヲ受理シテ証書ヲ作成スルノ奇観ヲ呈スヘシ且同法第28条第1項ニモ嘱託人ノ氏名ヲ知り且面識アルコトヲ要ストアリテ追完ノ規定ナキニヨリ同条ニ違反スルトキハ公証人始メヨリ其嘱託ヲ受理ス可ラサルコト勿論ナラン然ラハ其レト同文詞ヲ用ヒ要スト記載アル第32条第33条ノ場合ニ於テ偶々追完ノ規定アルカ為法律ノ要求条件不備ノ儘之ヲ受理シ証書ヲ作成シ得ヘシトナスハ事理ニ適セサル曲論ナリト云フニ在リ

乙議 公証人法第32条第33条ニ何々ヲ要スト記載シタルハ同法第2条ノ公証人ノ作成シタル文書ハ本法及他ノ法律ノ定ムル要件ヲ具備スルニ非サレハ公正ノ効力ヲ有セストノ法文ヲ受ケ当然公正証書ノ効力ヲ發生スヘキ文書ヲ作成スル場合ヲ前提トシテ之ヲ要求シタル条件ト解スヘシ故ニ嘱託人ニ於テ直ニ公正証書ノ効力ヲ發生セシメサルモ可ナリト為ス場合ニ於テ公証人法施行細則第11条 (現施行規則12条) ニ依リ注意ヲナシタル後日追完スヘキコトヲ条件トシテ之ヲ受理シ証書ヲ作成スルモ敢テ妨ケナキモノト做ササル可ラス何トナレハ同法第26条第27条ニハ何々云々証書ヲ作成スルコトヲ得ストアリテ厳然禁止セルニ拘ハラステニ第32条第33条ニハ文例ヲ異ニシテ何々ヲ要スト記載セルヲ以テナリ若シ甲議ノ如ク均シク禁止ナラシメンニハ立法者何ヲ苦シミテ如此ニ様ノ文法ヲ用ヒシヤ其理由ヲ解スルコト能サルニ至ルヘシ世豈ニ如是理由アラシヤ甲議者曰ク第28条ニ違反シテ作成シタル法律行為ノ証書ハ同条ニ追完ノ規定ナキヲ以テ公正証書ヲ作成セシムルノ要ナルカヘシ然ルニ尚何々ヲ要スト記載シ何々シ得ストノ禁止文ナキヲ以テ見レハ其要スト云得スト云フ文詞ノ差異ハ敢テ重キヲ為スニ足ラスト曰ク否凡法律行為ニ於テ当事者相互ノ知氏名面識ハ其要素ニ

アラス要ハ人違ヒナキコトヲ期スルニ在ルヲ以テ一般の規定トナス故ニ氏名ノ真偽未タ確定セサルノ一事ヲ以テ直ニ証書作成ヲ禁止スルトセハ惹キテ要素ニ瑕瑾ナキ法律行為ヲ禁止スルノ結果トナリ立法論トシテ穩当ナラス何トナレハ若シ之ヲ禁止スルトセハ其禁モ犯シタル証書ハ絶対無効ノ反古紙ニ帰着シ意思表示ナキト等シキヲ以テナリ元來面知氏名面識ハ公正証書作成ノ一要式ニ過キス故ニ此要式ノ欠如ハ要スル公正証書ノ効力ヲ失却セシムルヲ以テ足り之ヲシテ直チニ其法律行為ノ効力ヲモ併セテ失却セシメ絶対無効ニ帰セシムルハ民法上ノ一般の規定ト矛盾スルヲ免レ是ヲ以テ立法者敢テ之ヲ禁止セス以テ法律行為ノ成立ニ妨ケナカラシメタリ而シテ公証人ハ職トシテ公正証書ヲ作成スヘキモノナレハ公正ノ効力ナキ証書ノ作成ハ之ヲ拒絶スヘキコト固ヨリ其所ナリト雖モ禁止ノ明文ナキニヨリ之ヲ作成シタリトセハ只公証人手数料規則第32条ニ依リ手数料等ヲ徴収ス可ラサルノミ其証書ハ固ヨリ私署証書トシテ完全ナル証拠力ヲ有スルモノトス而シテ公証人法ニ其追完ヲ許ササルモノハ法律行為ノ公正証書ハ私署証書ト異ナリ公証人法第35条ニ依リ囑託人ノ陳述ヲ録取シテ之ヲ作成スルモノナレハ囑託人ハ実ニ公正証書作成ノ要素ナリト做ササル可ラサルヲ以テナリ既ニ之ヲ要素トナス以上ハ其欠如ノ際追完ヲ許ス可ラサルコト更ニ多弁モ要セス甲議者曰ク公証人法第32条第33条ニ追完ノ規定アルヲ以テ証書ヲ作成シ得ヘシト做セハ全然委任状ノ提出ナキ場合モ漫然代理人トシテ証書ニ表示スルト奇觀ヲ呈スヘシト曰ク然リ之ヲ奇觀ナリトハ誠ニ奇觀ナリ然レトモ民事訴訟法第70条ニモ委任状ノ欠缺アルトキ追完ヲ条件トシテ訴訟ヲ進行セシムルノ規定嚴然トシテ存ス此場合ニ於テハ裁判所ハ口頭弁論書ヲ作成シ敢テ怪マサルナリ此調書モ亦公正証書ナリ均シク公正証書ニシテ公証人ノミ独リ奇觀ナリトシテ其作成ヲ禁止スヘキ理由果シテ正当ナリヤ大ニ疑ヒナキ能ハス甲議者曰ク公証人法第32条第33条ノ追完ヲ許シタルモノハ元來証書ノ作成ヲ禁止セラレタルモノナルモ公証人誤テ之ヲ受理作成シタル上ハ囑託人ニ同情シテ其追完ヲ認メタルノミト曰ク此説ハ甚タ巧妙ナルニ似タルモ亦思ハサルノ甚シキモノナリ如此解スルトキハ公証人ノ注意疎密

如何ニ因テ公正証書ヲ作成シ得ルト否トノ區別ヲ生シ公証人書類ノ調査如何ニ因リ一ハ条件付公正ノ効力アル証書ヲ得他ハ此証書ヲ得サルノ差異ヲ醸ス画一ヲ主義トスル公証人法ニシテ豈如此偏預ノ規定ヲ設クルノ理由アラシヤ

要之甲議ハ法律行為ノ成立条件ト公正証書ノ発効条件トヲ混同シ何々ヲ要ストノ法文ニ拘泥シテ他ヲ顧ミルノ違ナク遂ニ不法ノ論決ヲ為スニ至リタルモノナリト云フニ在リ

前記兩議ノ是非果シテ如何卑職ハ乙議ヲ相当ナリト思料スル者ニ候ヘ共甲議ハ有力者ノ唱道スル所ニシテ卑職殆ト其取捨ニ迷ヒ申候依テ茲ニ状ヲ具シ奉稟伺候翼クハ可成速ニ御指令奉願候以上

(回答) 本月22日附稟伺ニ係ル公正証書作成ニ關スル疑義ノ件公証人法第32条第1項ノ場合ニ於テ代理人カ代理権限ヲ証明スヘキ証書ヲ提出セス又ハ同法第33条第1項ノ場合ニ第三者ノ許可又ハ同意ヲ証明スヘキ証書ヲ提出セサルトキハ公証人ハ其囑託ヲ拒絶スヘク他日其ノ欠缺ヲ追完スヘキ条件ノ下ニ公正証書ヲ作成スルコトヲ得サル儀ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

10 公証事務取扱に関する件

(昭28.10.1民事甲1333号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

- (要旨) 1 株式会社の代表取締役が自己の債務につき会社を代表して連帯保証をし、又は会社所有の財産を担保に供するには、取締役会の承認を要する。
- 2 右承認は、第三者の許可又は同意に該当する。
 - 3 右承認については、法第36条第5号により証書に記載する。
 - 4 (1) 取締役会の議事録の謄本は、第41条但書により公正証書に連綴する。
 - (2) 取締役会の議事録は、出席取締役の印鑑又は署名に関する官公署の証明書を提出させてその真正なことを証明させる。
 - (3) 第36条第5号による承認者の記載は単に会社の本店と何々株式会社取締役会と表示すれば足りる。
 - (4) 右(2)の取締役については、商業登記簿謄抄本を提出させて資格を証明

させる。

(注) 昭40.6.30民事甲1710号民事局長回答により取締役会の議事録の写の真正なることを証明する者は代表取締役で足りることとなった。なお現行制度上、登記所は会社の平取締役の印鑑の登録証明事務を取扱わないこととなっている(商業登記法20条、17条2項)

(通達) 標記に関し、別紙甲号のとおり東京公証人会々長から照会があったので、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴局所属公証人に周知方しかるべく取り計らわれない。

別紙甲号

別紙の通り高野会員から何がありましたので貴局の御意見拝承いたしたく至急何分の御回示を御願ひ申し上げます。

別紙

公証事務取扱上の疑に対する指示りん請

左記事項に関し公証事務取扱上疑義がありますので至急何分の御指示を頂きたくよろしく御願ひします。

第1 株式会社の代表取締役が自己個人の債務につき会社を代表して連帯保証をなし、或は会社所有の財産に抵当権の担保物権を設定するには商法第265条に依り取締役会の承認を要するや。

この問題については消極積極の両説がある。

- 1 消極説 商法第265条はその法文の示す如く会社の取締役と会社との利益相反行為につき取締役会の承認を必要とするものである。然るに本問の場合における連帯保証行為若しくは担保権設定の契約は何れも会社と債権者間の契約であって取締役個人と会社間の取引でないから商法第265条に該当しない、従って取締役の承認を要しない。
- 2 積極説 本問題の場合、会社の債務保証行為若しくは担保権設定行為は表面的形態においては取締役個人と会社との直接的法律行為ではないけれども、商法第265条は取締役個人と会社との利害相反の取引につき取締役がその優越的地位を利用して自己に有利な条件をもって取引をなし会社に損害を蒙らしめるおそれあることを慮り、取締役の専横を抑止し会社の利益を保護するため取締役の権限に一種の制限を

加えたものである。然るに消極説の如く取締役が単に自己個人の債務に会社をして保証させ或は会社の財産に担保権を設定するが如きは、間接的ではあるが取締役の専横を許し会社に不利益を蒙らせ、会社の利益保護に欠くる結果を招来し商法第265条が庶幾する目的精神の達成は遂に望み得ないことになるであろう、又これを経済的効果より観れば取締役個人が会社と直接取引して会社に損害を与えるのと毫も異なる所がない、故に商法第265条の目的精神を類推拡張して本問の如き場合には取締役会の承認を必要とする。

参 考

小職は積極説を正当と思料する。

第2 右積極説の如く取締役会の承諾を要するとせば(イ)右承認は公証人法第33条の第三者の許可又は同意に該当するか如何か。

この点についても甲乙両説がある。

甲説 (消極) 取締役会は会社内部の一機関、換言すれば同一人格内の一構成機関に過ぎない、会社に対する関係においては第三者の地位を有しない、未成年者に対する親権者又は後見人の関係とは異なる。故に取締役会の承認は第三者の同意又は許可に当たらない。

乙説 公証人法第33条の第三者は甲説の如く狭義に解すべきではなく、第三者の同意又は許可を必要とした法令の精神目的を考慮して広義に解すべきものである。従来の訓令回答は、市町村の理事者が一定の法律行為を為すには市町村議会の同意を必要とする場合、その同意又は許可は等しく同一法人格内の一機関である議会の同意又は許可であるが公証人法第33条の第三者の同意又は許可に該当すると解釈している。

故に取締役会の承認は会社内部機関の意思表示ではあるが会社の業務執行者である取締役に対しては取締役会を第三者とする方が立法の精神より見て正当である。

参 考

小職は乙説が正論であると思料する。

第3 若し前記の如く取締役会の承認が第三者の許可又は同意に該当するとせば、公証人は公正証書作成に際し公証人法第33条第36条第5号の手

続を為すべきものと思料するが如何。

第4 右手続を採るべきものとせば、取締役会は人格を有せず従って住所、職業、氏名、年齢、印鑑がない、又名称事務所がなく署名することも不可能である、公正証書に如何なる範囲程度に表示記載すべきか。

- 1 取締役の承認決議書は通常会社に保存することに定款で定めているから、一応その原本を提出させて承認事項を証明させ、公証人法第41条によりこれを嘱託人に還付し、その謄本を提出させてこれを公正証書に連続すべきか。
- 2 承認決議書は多くの場合私署証書であるから、官公署の作成した印鑑又は署名に関する証明書を提出させて決議書の真正を証明させなければならないが、取締役会自体には印鑑、又は署名がない。従って、法第33条2項、第32条第2項による決議書の真正を証明させることが出来ないから、この手続を採らなくともよいのか或は、取締役会の構成員である取締役の印鑑又は署名に関する官公署の証明書を提出させて承認決議書の真正を証明させるべきか。
- 3 公証人法第36条第5号による記載は、単に会社の本店と何々株式会社取締役会と表示すれば足るか。或は何何会社取締役会として次に出席した各取締役の氏名をも表示し、これに各その住所、年齢、職業を表すべきや。
- 4 なお右取締役が真実その会社の取締役であるか否か確むるためこれを証明するに足る商業登記簿謄本を提出させる必要があるか。

別紙乙号

7月13日付をもって照会にかかる標記について左記のとおり回答する。

記

- 第1, 第2, 第3 積極に解する。
- 第4 1 「取締役の承認決議書」とあるのを「取締役会の議事録」とする外は、貴見のとおり。
- 2 「承認決議書」とあるのを「取締役会の議事録」とする外は、後段貴見のとおり。
- 3 前段貴見のとおり。

- 4 商業登記簿の謄本又は抄本を提出させるのが相当である。

7 原本還付

1 公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件

(昭24.5.30民事甲1282号各司法事務局長あて民事局長通達)

(通達) 公証事務に関しては、公証人法等の一部改正並びに公証人審査会令、公証人身元保証金令、公証人法施行規則及び確定日附簿及び日附印章調製規則の制定により本年6月1日より相当広範囲に改正されることとなったから、その取扱については、右諸法令の外、左記に準拠し、万遺憾なきを期するとともに、所属公証人に対してもその周知徹底を図らわれない。

右通達する。

記

- 1 から3まで 略
- 4 公証人法第41条第1項の規定により原本の還付が認められた趣旨は、官公署の許可書のようにその数通を得ることが困難なものについて特に当事者の便宜を図ったものであるから、委任状又は印鑑証明書のような書面については、特段の事情のない限り、これを許すべきではないこと。
- 5 から17まで 略

2 公証人役場に提出する公庫登記簿抄本について

(昭28.1.7住公発一住宅金融公庫副総裁照会)

(昭28.2.5民事甲162号民事局長通知)

(要旨) 代理(代表)権限を証する登記簿抄本は、法第32条第1項により嘱託の都度提出しなければならないが、原本の還付を請求することができる。

(通知) 標記に関し、別紙甲号のとおり住宅金融公庫副総裁の照会に対し、別紙乙号のとおり回答したから、参考までに通知する。

別紙甲号

住宅金融公庫においては、貸付資金に係る債権の確保を期するため債務者と公正証書による債務弁済抵当権設定契約を締結しているが、今回当公庫高松支所から別紙のような照会があり、当公庫の取扱をなるべく統一致

したいので、これが方法につき、可然御教示賜りたい。

別紙

公証役場に提出の公庫登記簿抄本について

標記については従来公証人役場との交渉により同一役場に対しては一通提出すれば6か月間有効のことに了解済となっていたのであるが、一部公証人役場（松山地方法務局所属公証人〇〇〇〇役場）に於ては、過日法務局関係の査閲を受けた際この点を注意されたため、別紙写質疑応答書（略）の通り今後1回毎に1通を必要とする旨要求があり、他の3県と取扱が異なっているので、当所としては管内4県の遣り方を統一したいと思料するから、法務省当局より松山地方法務局に対し特別取扱方の依頼状を発する等の交渉方御配慮願ひ度い。

別紙乙号

客月7日付住公発第1号をもって照会に係る標記については、囑託の都度代理権限を証する登記簿抄本を添付しなければならないことは、公証人法第32条第1項によって明らかであるが、同法第41条の規定により、囑託人は、付属書類の原本の還付を請求し得ることになっているから、後日再び当該登記簿抄本を使用する必要があるれば、その都度還付を受けて、他日の囑託の際使用するよう取り扱われたい。但し、この場合にも、作成後6か月を経過した登記簿抄本は、使用しないこととされたく、念のため申し添える。

3 公正証書に添付する資格証明書の原本還付について

（昭29.10.9総224号東京法務局長照会）

（昭29.10.25民事甲2240号民事局長通達）

（要旨）法人の代表者の資格証明書は、原本を還付することができる。

（通達）標記に関し、別紙甲号のとおり東京法務局長から照会があったので、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴局所属公証人に周知方しかるべく取り計らわれたい。

別紙甲号

囑託人から、公正証書に添付する法人代表者資格証明書原本の還付請求

があったときは、公証人法第41条但書の規定によって、これに応ずることができるものと考えられますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

別紙乙号

本月9日付総第224号をもって照会にかかる標記については、貴見のとおりと考える。

4 印鑑証明書の原本還付について

（昭31.7.2富山地方法務局長電信照会）

（昭31.7.26民事局長電信回答）

（要旨）印鑑証明書は、原本を還付することができる。

（照会）昭和29年5月13日法務省民事甲第977号通達（法32条21）により公証人が委任状原本を還付するときは印鑑証明書も還付出来るものと思料しますが如何でしょうか、御意見お伺いいたします。

（回答）電照の公証事務取扱については、印鑑証明書についても、公証人法第41条により原本還付ができるものと解する。

5 印紙税法等に関する疑義について

（昭37.5.7民事（一）発251号新潟地方法務局長あて民事局第一課長通達）

（要旨）印鑑証明書についても原本還付の手続をすることができる。

（通達）別紙（略）のとおり株式会社〇〇〇代表取締役〇〇〇から照会があったので、貴局において処理されたい。

なお、本件照会については左記のとおり考えるから参考とされたい。

記

1 略

2 印鑑証明書についても原本還付の手続をすることができる。
印鑑証明書の原本還付のために提出する謄本における印鑑の表示については、当該印鑑を押捺するのが相当である。

（照会）左の件について何分の御見解を賜わりたく御願ひ申し上げます。

1 略

2 新潟公証人役場は印鑑証明書の原本還付は出来ない。との見解であり

ます。しかし昭和34年12月1日民事甲第2742号通達は登記に関してであります。還付出来るとの事であり、公正証書についても同様と考えますが如何でしょうか。

- 3 又、右通達は、謄本に同一の印を押してある場合のみが出来るのであり、単に印とした場合は出来ぬ。との趣旨でなく、同一の印を押してない場合の事には判断をしていないと考えますが、単に印とした場合でも同一の印鑑を押した場合でも法的には、証明されていないのであるから、何れも謄本としての効力しかない事。又、通常印鑑証明書は委任状と照合するのでありますが、何れもその原本と原本とを照合し、委任状の原本と印鑑証明書の謄本とを照合するものでない事。又、委任状の原本を還付してしまつて後に委任状謄本に㊦とあるのに印鑑証明書の謄本にのみ同一の印が押してあつても意味がない事。等の理由から、単に㊦とある謄本でも何ら差支えないと考えますが如何でしょうか。

2の場合に関連しておたずね申し上げます。又、登記の場合は如何でしょうか。

6 公証人法第32条第2項の規定により提出される印鑑証明書の原本還付について

(昭51.1.17総154号福岡法務局長照会)

(昭51.2.17民一1495号民事局長回答)

(照会) 公証人法第32条第2項による印鑑証明書について原本還付のために提出する謄本は、陽画写真で印影が鮮明に写出され同一性が確認できる場合は、当該印鑑を謄本に押捺する必要はないと思つていますが、いささか疑義がありますので、何分の御指示をお願いします。

(回答) 1月17日付け総第154号をもって照会のあつた標記の件については、貴見のとおり処理して差し支えないものとする。

8 利息

1 公正証書ノ効力ニ関スル件

(明43.2.15高松地裁所長照会)

(明43.8.5民刑137号民刑局長回答)

(要旨) 1 利息制限法の規定を潜脱する目的とした仮装の賃貸借契約は無効である。

2 競売期日の公告をせずに競売手続を完結すべき旨の契約は、公の秩序に反する無効の行為であるから、執行官はもちろん、当事者もこれに拘束されない。

(照会) 1 動産賃貸借証書ニ賃借人カ賃借物ノ返還ヲ遅延シ若クハ之ヲ拒ミタルトキハ賃借人ハ返還ニ代ヘ(「返還ニ代ヘ」トノ文字ヲ「賃借物ノ所有權ヲ抛棄シ云々」ト書換ヘタルモノアリ)金幾100円ヲ請求スルコトヲ得ヘク賃借人ハ其金額ニ付キ強制執行ヲ受クヘキコトヲ約諾シタルモノアリ然レトモ賃借物ノ返還ヲ遅延シ若クハ之ヲ拒ムトキハ相当ノ手続ニヨリ權利ノ救済ヲ求ムヘク若シ損害ヲ生シタルトキハ之ヲ賠償セシムルコトヲ得ヘシ本契約ノ如キハ高利貸債権者カ債務者ニ一定ノ金額ヲ給付シ其所有動産ヲ買取スルト同時ニ之ヲ債務者ニ賃貸シ一定ノ賃料ヲ収メ期限ニ至リ先ニ給付シタル基本金ヲ取戻サン為メノ手段ニ出ツルモノニシテ契約ノ内容甚タ不穩当ナルノミナラス賃借人ヲ強制シテ賃借物ヲ買取セシメ其代金ニ対シ強制執行ヲ為サントスルモノニシテ不法ノ契約タルヲ免カレサルカ如シ右ノ契約ハ果シテ効力アリヤ否ヤ

2 一定ノ金額ノ支払ヲ目的トスル請求ニ付キ作成シタル公正証書ニ債務者ヲシテ債務ノ履行ヲ怠ルトキハ強制執行ヲ受ケ即時競売セラルヘキコトヲ約諾セシメ他日債権者ハ執行文ノ付与ヲ受ケ執達吏ニ委任シ債務者ノ動産ヲ差押フルト同時ニ公告ヲモ為サス直ニ競売シ其代金ヲ取得スルコトアリ畢竟高利貸カ強制執行ニ際シ他債権者ノ配当要求ヲ避ケントスル手段ニシテ競売ノ日時場所ヲ公告セサルヲ以テ競売申出人僅少ニシテ競売価額ヲ適当ニ競り上クルコトヲ得ス然レトモ(旧)民事訴訟法第575条但書ニハ利害關係ノ合意ニ依リ競売期日ヲ短縮スルコトヲ許シ殊ニ同条但書ニ依レハ腐敗シ易キ物ノ換価ニ付テハ公告ヲ為スナキコトアルヘケレハ利害關係人ノ合意アルトキハ公告ヲ為サス差押物ヲ即時競売ニ付スルコトヲ得サシメサルヘカラス又期日短縮ノ合意ハ予メ許ササル性質ノモノニアラサルニ付右ノ如ク公正証書ヲ以テ合意スルトキハ有効ト為ササルヘカラサルカ(競

売完結前執行力アル正本ニ依リ配当ヲ要求スル債権者ヨリ法定期間ノ公告ヲ求ムルトキハ右合意ノ無効ナルハ勿論ナリ) 他ニ時弊矯正ノ方法ナキヤ
 (回答) 1 賃貸借契約カ真正ニ成立シタルモノトセハ本問ノ請求ハ損害賠償ノ額ヲ予定シ又ハ違約金ヲ約シタルモノト認ムルヲ相当トスヘキモ金銭消費賃借ノ事実ニ付キ賃貸借契約ヲ仮装シ利息制限法ノ規定ヲ潜脱スルノ目的ヲ以テ為シタル契約ナルニ於テハ其契約ノ無効ナルハ勿論ナリトス
 2 有体動産ニ対スル強制執行ハ民事訴訟法ノ規定ニ従ヒ相当ノ期間ヲ以テ競売期日ヲ定メサルヘカラサルモノニシテ差押債権者及債務者間ニ於テ予メ期日公告ヲ為サスシテ競売手続ヲ完結スルコトニ付契約ヲ為スモ其契約ハ公ノ秩序ニ反スル事項ヲ目的トスルモノニシテ素ヨリ其効力ヲ生セサルモノトス從テ執達吏ハ勿論当事者ニ於テモ該契約ニ拘束セラルヘキモノニアラス

2 公正証書ノ効力ニ関スル件

(昭49.17東京公証人根本松美照会)

(昭52.20民事局長回答)

(要旨) 1 利息制限法ノ制限を超える利息については、証書を作成しないのが相当である。
 2 元本に損失をきたした場合又は予定の利益を得なかった場合は、信託の受託者が、これを補填する旨の契約は直ちに無効ということとはできない。
 (照会) 左ノ事項ニ付公正証書作成ノ嘱託アリタル場合ハ該契約ハ無効若クハ取消シ得可キ法律行為トシテ其証書ノ作成ヲ為ス可カラサルモノナリヤ又ハ適法ノ契約トシテ其証書ヲ作成ス可キモノナリヤ
 1 金銭消費賃借ニ於テ利息制限法ノ制限ヲ超過シタル利息ヲ附スル契約ヲ為ストキ
 2 信託会社ニ非サル受託者カ委託者ト運用方法ノ特定セサル金銭信託ニ付元本ニ損失ヲ来シタル場合又ハ予メ一定シタル額ノ利益ヲ得サリシ場合ニ於テ之レヲ補填シ又ハ補足スル契約ヲ為ストキ
 (回答) 1 利息制限法ノ制限ヲ超ユル利息ニ付公正証書ヲ作成セサルヲ相当トス

2 信託契約ニ伴フ問合面ノ如キ契約ヲ為シタル場合ニ於テ其契約ハ信託法第19条ノ適用上直チニ無効ナリト云フヲ得ス
 (同旨) 利息制限法ノ利率ヲ超過スル契約ニ付テハ公証人ハ公正証書ヲ作成スルコトヲ得ス (大10.3.4函館公証人横山吉四郎伺, 大10.4.18民事第1052号民事局長答)

3 公正証書に現れている金利について

(昭25.6.21公一第1751号長野地方務局長照会)

(昭25.7.3民事甲1860号民事局長回答)

(要旨) 利息制限法ノ利率を超過する利息については、公正証書を作成することはできない。
 (照会) 標記の件につき最近当局が調査したところ、管内公証人中別表の如き公正証書を作成している者があり、金利の最高日歩50銭又は月1割5分に及ぶ契約もあるが、公証人が利息制限法を遙かに超ゆる様な公正証書を作成することは、果して差支えないか、どうか疑義があるので一応御意見拝承致し度くお伺い致します。

別表

公正証書に現われている金利の調査

(期間自昭和25年1月至同年5月取扱分)

管内合計件数

1 金利を日歩で定めたもの

	利 息	違約損害金
日歩10銭以上19銭迄のもの	-	-
日歩20銭以上29銭迄のもの	3	8
日歩30銭以上39銭迄のもの	-	3
日歩40銭以上49銭迄のもの	7	3
日歩50銭のもの	-	99

2 金利の利率で定めたもの

月3分(年3割6分)以上のもの	1	
月6分(年7割2分)以上のもの	-	

月9分(年10割8分)以上のもの	9
月1割2分(年14割4分)以上のもの	12
月1割5分(年18割)のもの	72

(回答) 客月21日付二公一第1751号を以て照会に係る標記に関し、利息制限法の利率を超過する利息については、公正証書を作成することはできない。右回答する。

4 利息制限法超過の利息について

(昭26.5.16津地方法務局長電信照会)

(昭26.7.2民事甲1390号民事局長回答)

(要旨) 貸金業等取締に関する法律により大蔵大臣に受理された業務報告書に記載の利率であっても、利息制限法を超過するものについては、公正証書を作成すべきではない。

(照会) 公証事務処理について疑義がありますので照会します。

貸金業等の取締に関する法律(昭和23年170)8条にて臨時金利調整法(昭和23年181)を準用され、昭和23年大蔵省告示第4号をもって臨時金利調整法2条1項の規定に基く金融機関の金利の最高限度が定められている処、最近個人の金融業者より右限度を超えた金利を以て大蔵大臣の認可をうけ、金銭消費貸借公正証書作成の嘱託をされたが、右大蔵省告示の最高限度内の金利に引下げしめますか、或はそのまま受理すべきか差迫った事件がありますので電報にて何分の回答を願います。

(回答) 電照の貸金業者の金利に関する件については、左のとおり回答する。

記

貸金業等取締に関する法律第8条の規定は、大蔵大臣が貸金業者の貸付利率等の最高限度を定める必要を認める場合、臨時金利調整法に規定する手続に準じて別個にその定めをすることができる旨の規定であるが、現在その定めをなさず、同法第3条による貸金業による貸金業の届出の際添付すべき業務方法書(同条2項3号、昭和24年大蔵省告示第648号)に貸付利率の最高限度を記載せしめ、記載にかかる利率が妥当と認められるものに限り、届出を受理するという便宜の方法により、実質的な金利の調整を

行っている。しかしながら、貸金業等取締に関する法律は、利息制限法を変更するものではないから、大蔵大臣により届出が受理された場合における右の業務報告書記載限度内の利率であっても、公証人法第26条の規定により、利息制限法に照して無効な利息の定めを内容とする法律行為につき公正証書を作成することはできない。従って同法の制限を超える部分については、証書の嘱託に応ずることができない。

5 利息制限法の制限を超過する金融機関の金利に関する公正証書作成について

(昭27.10.22大阪法務局長電信照会)

(昭27.10.31民事甲562号民事局長通達)

(要旨) 臨時金利調整法(昭和22年法律第181号)に定める限度内であっても、利息制限法の制限を超過する利息については、証書の作成嘱託に応ずべきではない。

(通達) 標記に関し、別紙甲号の大阪法務局長の照会に対し、別紙乙号のとおり回答したから、貴局管内公証人に対しても右趣旨の周知方取り計らわれない。

別紙甲号

利息制限法所定の利率を超過する利息については、公正証書を作成し得ない旨かねて御通達(昭和25年7月3日民事甲第1860号、昭和26年7月2日民事甲第1390号)があり、各その何の場合については当然のことと考えられますが、右は、金融機関に対しても同様に扱うべきものなる旨御指示があった様に聞きますが、果して如何ですか。金融機関については、臨時金利調整法の規定により別に金利の最高限度を決定し得られるから、金融機関が、同法の委任に基いて決定された限度内の利率による定めを内容とする法律行為につき公正証書の作成を委託した場合、公証人は、これに応ずべきものと解するのが相当と考えられ、目下差掛った事件がありますので、電信にて何分の御指示を仰ぎ度く、なお、消極に解すべき御意見の場合は、その理由をも併せてお示し願います。

別紙乙号

電照の金融機関の金利に関する件は、次のとおり回答する。

記

臨時金利調整法第5条は、金融機関の金利の統制を目的とする監督のための規定であって、利息制限法を変更する趣旨に解すべきでないこと貸金業等取締に関する法律第8条と何等異なるものではない。従って、所問の場合と雖も、利息制限法の制限を超える部分については、証書作成の囑託に応ずべきではないと考える。

6 利息制限法の施行について

(昭29.6.2民事甲1137号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 利息制限法(昭和29年法律第100号)の施行に伴う公証事務取扱上の留意事項

(通達) 去る5月15日法律第100号として利息制限法が公布され、6月15日から施行されることとなったが、同法の運用上左の点に留意すべきものと考えから、貴管下関係職員及び、公証人にこれを周知徹底させ、事務処理上遺憾のないようにされたい。

第1 利息の約定

1 金銭を目的とする消費貸借上の利息の限度は、新利息制限法の制定により、次のように改正された(第1条第1項)。

元本が10万円未満の場合	年2割
元本が10万円以上100万円未満の場合	年1割8分
元本が100万円以上の場合	年1割5分

利息が右の利率により計算した金額をこえるときは、利息の契約は、その超過部分については無効である。従って、右の限度をこえる利息の約定については、公正証書を作成することができない。

2 第1条第2項は、債務者が利息の限度超過部分を任意に支払ったときは、その返還を請求することができないと定めているけれども、その故に、利息の約定をその超過部分についても遡って有効とする趣旨ではない。超過部分の利息の約定自体は、あくまでも無効である。従って、利息の限度をこえる額を支払った場合には、その超過部分は、

元本債権の存する限り、元本の支払に充てたものとみるべきである。また、同項は、第1項の規定による無効を理由としては、すでに支払ったものの返還を請求することができないことを規定したにすぎない。従って、利息の約定が民法第90条の規定によって無効となる場合も考えられるが(例えば他の法律による罰則に触れる高利の如きは原則として公序良俗に反するものと認められるであろう)、この場合には、既に支払った金額の返還を請求することができるかどうかは、第1条第2項の規定によらず、民法の不当利得に関する規定に従うことになる。

3 本来1件の消費貸借であるにもかかわらず、利息制限法の制限をくぐる目的をもって数件に分割して証書を作成することが考えられる(例えば、100万円の消費貸借を締結するについて、100万円の貸借を1件としてみるときは、年1割5分を利息の限度とするが、これを50万円2口の貸借とするときは、年1割8分まで利息を徴し得ることとなるので、脱法的に50万円2口証書を作成する等)。しかし、元本の金額、従って利率の最高限度は、必ずしも証書面の記載のみによって定まるものではないことに留意を要する。

4 手形の割引は、厳格な意味においては、手形の売買であるから、これについて利息制限法の適用はないが、俗に手形の割引と称するものは、通例手形貸付すなわち消費貸借上の債務の支払のために手形を授受するものであり、いわゆる割引料と称するものが消費貸借上の利息の天引に当る場合が多く、この場合には、利息制限法の適用がある。

第2 準消費貸借及び複利

1 利息制限法所定の制限を超過した利息を消費貸借の目的としたときは、その準消費貸借は無効である。故に、たとえば、証書書換の場合には、従前の債務が制限超過利息か否かを検討しなければならない。

2 一定の時期に利息を元本に組み入れ、更に利息を附する契約、すなわち複利契約は、その利率が制限利率をこえるときは、超過部分につき無効であることは疑ないが、その利率が制限利率をこえない場合でも、1年より短い期間をもって元本に組み入れ、1年の終りには、組

み入れた利息と新元本に対する利息との累積額が、当初の元本に対する制限利息をこえるときは、やはりその複利契約は利息制限法に違反し、その限度において無効となるものといわなければならない。

第3 天引

1 新利息制限法は、新に利息を天引した場合に関し規定を設けた（第2条）。すなわち、利息を天引した場合において、天引額が債務者の受領額を元本と仮定して第1条第1項に定める利率によって計算した金額をこえるときは、その超過部分は、約定の元本の支払に充てたものとみなした。例えば、金100万円の貸借につき期限1年利息年2割と定め、20万円を天引したものとす。受領額は80万円であり、これに対する正規の利率年1割8分によって計算した金額は14万4,000円であり、天引額はこれを5万6,000円だけ超過するから、その金額は約定の元本の支払にあてたものとみなされ、残存する元本は94万4,000円となる。なお、ここにいる天引額とは現実に債務者の自由に使用し得る状態に置かれた金額と約定の元本との差額をいう。

もし、公証人が利息天引の事実を知ったときは、右に述べた計算方法により算出した元本の範囲内でのみ公正証書を作成しなければならない。

2 第2条の規定は、約定利率が利息制限法の制限をこえない場合でも適用がある。例えば、金200万円を年1割5分で貸付け、30万円の利息を天引した場合でも、この計算方法により元本の支払にあてられた金額を算出しなければならない。

第4 みなし利息

1 金銭消費貸借に関し、債権者が債務者から、元利金の返済の外、受け取った金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもってするを問わず、利息とみなされる。しかし、契約の締結及び債務弁済の費用はこの限りではない（第3条）。

2 債権者の受ける元本以外の金銭は、第3条に列挙したもの外、割引料、割増金、担保物実地踏査費用、信用保険料、延期手数料、書換手数料等の名義が用いられ当初に天引される場合が多い。担保物実地

踏査費用その他の調査費は契約が締結されない場合でも、出費すべき費用であって、本来債権者の負担すべきものであるから、これを債務者から受けたときは、利息とみなすべきであって、契約の締結の費用とみるべきでない。

3 債権者が受ける金銭とは、債権者が現実には交付を受けるか、又は、その約定をした金銭をいい、債務者の出費により受けた利益の全部を含むものでない。

4 契約の締結の費用とは、例えば、公正証書作成費用、印紙代、抵当権設定登録税等であって、真実出費したものであることを要する。

第5 賠償額の予定及び違約金

1 賠償額の予定及び違約金に関しては、大きな改正が行われた。第1に、旧法では、賠償額の予定及び違約金は、実損額に比し著しく過大であるときに、裁判所が減額し得るものとしたが、新法では、一律に左の限度をこえてはならないものとされた（賠償額の予定と違約金の定の双方を含むときは、両者を加算したものが、左の限度をこえてはならないこととなる。）（第4条第1項）

元本が10万円未満の場合	年4割
元本が10万円以上100万円未満の場合	年3割6分
元本が100万円以上の場合	年3割

第2に、旧法では、商事に関する賠償額の予定及び違約金については、何等の制限もなかったが、新法では、第1に述べたと同様の制限に服しなければならないこととなった（附則3項）。

2 賠償額の予定（違約金を含む。）は、右に掲げた率をこえたときは、その超過部分につき無効である。従って、右の限度をこえる賠償額の予定については、公正証書を作成することができない（超過部分を任意に支払ったときは、債務者はその返還を請求できないが、その故に無効の契約が有効となるものではないこと、利息の約定の場合と同様である。）。

3 賠償金は、利息制限法の適用上は賠償額の予定とみなされる。従って、違約金は賠償額の予定と全く同様に扱ってよいわけであるが、

違約金と賠償額の予定とは合算して同法の制限をこえるかどうかを見なければならない。

償金、罰金、科料、違約罰等の名称を用いても、すべて賠償額の予定とみてよいのである。

- 4 賠償額の予定が、率をもって定められず、一定の金額で定められることがあり得る。例えば、貸金100万円を期限内に返済しないときは違約金として金10万円を支払うことと約する場合である。このような賠償額の予定は、1日でも遅滞すれば、賠償予定額の全額を支払う趣旨と解されるから、これを有効なものとして公正証書を作成することはできない。

第6 施行期日及び経過規定

- 1 利息制限法は、公布の日（昭和29年5月15日）から起算して1月を経過した日、すなわち、昭和29年6月15日から施行される。
- 2 この法律の施行前になされた契約については、従前の規定が適用される。すなわち、6月14日以前においては、利息は、旧利息制限法の制限をこえて契約することができない。新法施行前に締結された利息の契約が、新法の制限をこえていなくても旧法の制限をこえているときは、新法施行後その超過部分を目的とする準消費貸借契約につき公正証書を作成すべきでないことは、従前と同様である。
- 3 この法律の施行後になされた契約について、この法律施行前の契約であるとして公正証書を作成させた場合には、刑法第57条第1項に該当するものと考えられるので、そのような公正証書作成の囑託には、公証人としては応ずべきでない。この法律の施行前になされた契約について、この法律施行後の契約であるとして公正証書を作成させた場合も同様である。

7 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の解釈について

（昭29.6.25民事甲1285号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

- （要旨）1 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和29年法律第195号）は一の取締法規であり、同法第5条の制限内の利率であっ

ても、利息制限法の限度を超過する利息は、その超過部分につき無効である。

- 2 同法第5条第2項による利息計算に関する期間の特例は、利息制限法には適用されない。

（通達）今般別紙（略）の通り出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律及び関係政令が公布されたが、同法第5条はさきに制定にかかる利息制限法と関連があるので、利息制限法の適用に関しては、左記事項に留意されるよう貴管下関係職員及び公証人に周知徹底させ、同法の運用上遺憾のないようにせられたい。

記

- 1 出資の受入、預り金及び金利等に関する法律（昭和29年6月23日公布法律第195号）第5条の規定の趣旨は、日歩30銭をこえる利息を契約し又は受領した場合に、貸主に対し刑罰を科することにあり、この規定のいかんにかかわらず、利息制限法所定の利息の最高限をこえる利息の契約は、その超過部分はすべて無効であって、ただ日歩30銭以下の契約にあっては、刑罰を科さないというにとどまるのである。
- 2 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律第5条第2項は、貸付の期間が15日未満であるときは、これを15日として利息を計算するものとするが、利息制限法にあっては、このような特例を認めない。貸付の期間が15日未満であっても、1日は1日として計算する。
- 3 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律第5条の規定は、10月1日から施行される。

8 旧利息制限法の制限を超える利息の定めある公正証書の執行文付与について

（昭37.8.29総619号津地方法務局長照会）

（昭37.10.13民事甲2950号民事局長回答）

（要旨）旧利息制限法の制限を超える利息の定めある公正証書についても執行文を付与せざるを得ない。

（照会）別紙の金銭貸借契約公正証書に基く金銭債権に対する執行文付与の請

求がありますところ、同証書の元金19万3,000円に対し、「利息は元金100円に付日歩金10銭」と定めた条項は利息制限法所定の利率に抵触するものと考えますが、その儘執行文を附与せざるを得ないものと解してさしつかえないでしょうか何分の御指示を仰ぎたく照会します。

別紙

証書第12077号

金銭貸借契約公正証書

三重県名賀郡名張町大字薦生○番地

貸主 ○○農業協同組合

三重県名賀郡名張市大字西田原○番地

組合長理事 ○ ○ ○ ○

明治○年○月○日生

三重県上野市西町○番地

右貸主代理人

司法書士 ○ ○ ○ ○

明治○年○月○日生

三重県上野市愛宕町○番地

連帯借主 ○ ○ ○ ○

明治○年○月○日生

三重県上野市愛宕町○番地

連帯借主 ○ ○ ○ ○

明治○年○月○日生

三重県上野市忍町○番地

右借主代理人

司法書士 ○ ○ ○ ○

明治○年○月○日生

右囑託者代理人は当職その氏名を知り且つ面識あり右囑託者代理人は囑託者より附与せられたる委任状を提出してその代理権限を証明し且つ囑託者所轄地市町長の作成したる印鑑証明書を提出して委任状の真正なることを証明したり本職は各当事者より聴取したる陳述の趣旨を左に記載する

第1条 貸主○○農業協同組合は連帯借主○○○○, ○○○○の間に後記表示の物件を担保として金19万3,000円也を昭和26年6月30日迄貸借することを約したり

第2条 利息は元金100円に付き日歩金10銭と定め6ヶ月毎に6ヶ月分を貸主の住所に持参して支払うこと

第3条 左の各項の一該当するときは催告その他何等の手續を要せず、貸主の任意に於て借主の全債務は勿論之が為に生ずる貸主の損害金及び一切の費用は借主連帯して一時に弁済すること

- 1 期日に契約の元利金の支払を怠りたる時
- 2 本債権を侵害すべき行為ありと債権者に於て認められたるとき
- 3 他の債務の爲財産の差押、仮差押、仮処分等を受くるかその他著しき不信用の行為ありたる時
- 4 前項の外本契約条項の1に違背の行為ありたる時

第4条 本証書抵当物件に対して貸主に通告して承認を得たる外に質権抵当権賃借権その他の権利の設定なきことを確約し尚自後と雖も債務未済中は貸主の承諾を得ずして本貸借の趣旨に違反すべき契約その他の行為をなさざるは勿論抵当物件を売買譲渡一切なさざること

第5条 貸主が担保物件を不足と認めたる時は増担保すること

第6条 借主は不履行の爲め抵当権の実行を受くる場合には抵当物件は勿論その他借主の全財産に対しても何等の手續きを要せず直ちに強制執行を受くるも異議なきこと、且つ抵当物件が競売となるときはその物件を総括すると分割するとは貸主の任意たること及び明渡しの際は何等異議を申さざること

第7条 本約定は借主連帯して債務履行のこと

目的物件の表示

三重県上野市愛宕町○番地

- 1 宅地 144坪6合5勺
同所 ○番の○
- 2 宅地 5坪5合2勺
同所 ○番

家屋番号 愛宕町〇番

3 木造瓦葺2階建居宅兼店舗 1棟

建坪 41坪7合

2階坪 6坪

附属

木造瓦葺平家建 納屋 1棟

建坪 4坪

木造瓦葺平家建 物置 1棟

建坪 3坪7合

この証書を列席者に読み聞かせたる処之れを承諾したり、仍て列席者と共に署名捺印す

昭和25年9月14日津地方法務局上野支局に於て

津地方法務局上野支局

法務事務官 森 文太郎 印

神戸 亀 六 印

浜地 光 造 印

昭和25年9月14日〇農業協同組合並に〇〇〇〇の請求により正本各1通を交付したり

津地方法務局上野支局

法務事務官 森 文太郎 印

右は謄本である。

昭和37年8月3日

三重県上野市丸之内90番地の3

津地方法務局所属

公証人 前田 正 印

(回答) 8月29日付日記総第619号で照会のあった標記の件については、貴見のとおり解してさしつかえないものとする。

9 貸金業規制法等に基づく金利の契約に関し公正証書作成嘱託があった場合の取扱いについて

(昭58.10.14民一5967号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 利息制限法に基づく上限率を上回る金利の契約に関し公正証書作成の嘱託がなされた場合、同法の限度内の利率に引直して公正証書を作成することについて、当事者双方の承諾があれば、これに応じて差し支えない。この場合において、委任状の利率の記載を変更させる必要はない。

(通達) 標記について別紙甲号のとおり日本公証人連合会会長から照会があり別紙乙号のとおり回答したので、貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれない。

別紙甲号

かねてから当連合会においては、本年11月1日から貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)(以下「法」と略称)が施行されることに伴い、利息制限法に基づく上限率を上回る金利の契約に関し公正証書作成嘱託がなされた場合の取扱いについて検討中のところ、このたび下記により嘱託に応ずることが相当であるとの意見を取りまとめましたが、貴職の御内意を承りたく度くお伺いします。

記

甲説 法20条は、公正証書作成を前提としているので、嘱託に応ずることが相当であるが、公正証書の内容は、公証人法26条に違反してはならない。

したがって、利息制限法に基づく限度内の利率に引直して公正証書を作成することについて、当事者双方の承諾があれば、嘱託に応じこれについて公正証書を作成すべきである。

右の場合、利息制限法に基づく制限の範囲内の利率ならば、真実の契約内容を変更したことになるので、委任状の記載を変更させる必要はない。

乙説 法20条は、公正証書作成の委任状に貸付の利率を記載することを要求しているが、これは当然その利率が公正証書に記載されることを予定しているものである。

したがって、嘱託にあたり提出された委任状に記載されているものと同一の内容について公正証書を作成することとして嘱託に応ずべきであ

る。

右の場合、執行認諾は利息制限法に基づく限度内の利率の範囲内においてさせることとし、執行文は利息制限法に基づく利率の制限内の部分について付与するものとする。

別紙乙号

本年9月26日付け書面をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。

9 損害金

1 遅延損害金ニ関スル件

(昭8.2.16長野公証人大塚等照会)

(昭8.4.12民事甲236号民事局長回答)

(要旨) 損害金が著しく高率であっても、之を以て一概に公序良俗に反するとはいえない。

(照会) 遅延損害金10万円に付日歩50銭ノ如キ高率ノ特約事項ハ公序良俗ニ反スル無効ノモノトシテ公証人ハ公証人法第26条ニ依リ此点ニ関シ証書ヲ作成スルコトヲ得ルヤ

(参照) 昭和6年(判)第2910号同7年4月8日大審院民事第五部判決

同5年(判)第1311号同6年2月13日同民事部判決

同6年(判)第3436号同7年8月25日同院民事第四部判決

(回答) 当事者カ特殊ノ事情ヲ斟酌シテ予定シタル損害金ニ付テハ例令形式上著シク高率ニシテ苛酷ニ失スル嫌アリトスルモ之ヲ以テ一概ニ公序良俗ニ反スト為スハ相当ナラス

(註) 利息制限法(昭29年法律第100号)第4条によれば、同条所定の利率を超過する賠償額の子錠(遅延損害金を含む)は超過分につき無効となる。

10 追完

1 人違ナキコトノ証明手續ヲ追完セサル場合ノ証書ノ効力等ニ関スル件

(明41.5.4宮崎公証人広木幹照会)

(明42.7.21民刑623号民刑局長回答)

(要旨) 嘱託人が人違でないことの証明手續を法定の期間内に追完しないときは、その証書は公正の効力を有しないが、公証人に対する制裁はない。

(照会) 第28条第3項ニ依リ急迫ナル場合ニ人違ナキコトノ証明手續ヲ後ニ追完セシムルコトトシテ証書ヲ作成シタルニ嘱託人カ法定ノ期間内ニ於テ其証明手續ヲ追完セサルトキハ其作成シタル証書カ公正ノ効力ヲ有セサルニ止リ公証人ニハ制裁ナキ義ニ候哉

(回答) 貴見ノ通

2 証明書ノ欠缺追完ニ関スル件

(明41.5.4宮崎公証人広木幹照会)

(明42.7.21民刑623号民刑局長回答)

(要旨) 証書作成に必要な証明書の不提出又は提出された書面に欠缺があることが明らかである場合は、証書を作成することはできない。しからざる場合には、公証人がその証明書の提出があり、かつ欠缺がないと認めて証書を作成したときは、たとえ証書に欠缺が生じても、公証人には制裁はない。但し、後日これを追完しない限り証書の効力は生じない。

(照会) 第32条第3項ノ規定ハ証書作成ノ嘱託ニ際シ代理権限ヲ証スヘキ証書、第三者ノ許可又ハ同意アリタルコトヲ証スヘキ証書及証書ノ真正ナルコト又ハ人違ナキコトヲ証明スヘキ印鑑証明書等完備セサルコトアルモ事後追完ヲ期シテ証書ノ作成ヲ成シ得ルコトヲ認容シタルモノノ如ク解セラレ候果シテ之ヲ認容セラレタルモノトセハ其作成後ニ於テ若シ嘱託人又ハ其代理人ニ於テ不備追完不能ノ事故発生スルカ若クハ其解怠ニ依リ其追完ノ約ヲ履行セサルトキハ其作成シタル証書カ公正ノ効力ヲ有セサルニ止リ公証人ニハ制裁ナキ義ニ有之候哉

(回答) 公証人法第32条第1項、第2項、第33条ニ依リ提出セシムヘキ証書ノ提出ナク又ハ其証書中ニ欠缺アルコトヲ知りタル場合ニ於テハ公証人ハ証書ヲ作成スルコトヲ得サルモ其証書ノ提出アリ且其証書カ欠缺ナキモノト認メタル上公正証書ヲ作成シタル場合ナルニ於テハ貴見ノ通

3 追完証書作成ニ関スル件

(明42.7.9長野地裁所長照会)

(明42.7.30民刑704号民刑局長回答)

(要旨) 人違でないことの証明手続の追完については、別に証書を作成することを要する。

(照会) 急迫ナル場合ニ第28条第2項ノ手続ヲ履マスシテ公正証書ヲ作成シタルトキ之ヲ追完スルニハ別ニ追完証書ヲ作成スヘキモノナルヤ

(回答) 貴見ノ通

4 欠缺ノ追完等ニ関スル件

(明42.7.21東京公証人小川正直照会)

(明42.8.21民刑831号民刑局長回答)

(要旨) 1 追完に関する証書は新たに作成し、附属書類はその証書の原本に連綴すべきである。又当該証書は、追完される本証書に添附することはできない。

2 追完に関する証書には追完に直接関係ある者だけが署名捺印すれば足りる。

(照会) 公証人法第28条第3項ニ依リ証書作成後3日以内ニ同条第2項ノ規定ニ従ヒ人違ナキコトヲ証明セシムルノ手続ヲ為シタル場合及代理若クハ其ノ方式ノ欠缺ヲ追完スル場合ニハ此ノ手続ノ為メ徴シタル附属書類ハ其ノ証書ノ原本ニ連綴シ之カヲ為メ証書作成ニ関スル規定ニ依テ記載スヘキ事項ハ其ノ証書ノ欄外又ハ末尾ノ余白ニ記載シテ之ヲ為ストキハ追完ノ趣旨ニ適シタル便宜ノ手続ト思料ス若シ此場合ニモ更ニ証書ヲ作成シテ之ヲ為ストキハ本旨外ノ要件ハ重複ニ記載スルコトトナリ無益ノ手数ヲ要シ追完ノ趣旨ニ適セサルモノト思料スルニ付右ノ場合ハ新タナル証書ヲ作ラスシテ前段ノ如ク其ノ証書ノ欄外又ハ末尾ノ余白ニ記載シテ之ヲ為シ可然哉

証書ノ欄外又ハ末尾ノ余白ニ記載スルコトハ非ナリトスルモ追完ノ事項ハ追完セラルヘキ前ノ証書ノ一部ニシテ縦令日ヲ異ニシテ之ヲ為スモ前ノ証書ト分離スヘカサル性質ノモノナレハ前ノ証書ニ添附スヘキ一部ノモノヲ作成スルヲ以テ足レリト思料ス然ルニ日ヲ異ニスルノ故ヲ以テ新事件ノ

如ク更ニ番号ヲ付シ一般ノ方式ヲ具備シタル独立ノ証書ヲ作成スルトキハ番号ヲ異ニスルヲ為メ前ノ証書ト後ノ証書トハ互ニ原簿ノ記載及証書編綴ノ箇所ヲ異ニシ實際ニ於テハ全く分離シタルモノトナル故ニ前ノ証書ノミ之ヲ見ルトキハ追完セラレタル事ハ何等ノ記載ナキカ故ニ是ハ後ニ追完セラレタルモノナルヤ或ハ欠缺ノ儘ニナシアルモノナルヤ之ヲ知ルニ由ナク又欠缺アル箇所ハ一見直ニ判別シ難キモノアルニ因リ後日ニ至リテハ追完セラルヘキ欠缺アル証書ナルコトサヘ心付カスシテ錯誤ノ取扱ヲ為スヤ難計尤モ注意スル者ハ原簿ノ備考欄ニ追完セラレタル旨ヲ記シ他日ニ備フヘシト雖モ原簿ノ備考欄ニ記載スルコトハ兎角遺脱シ易キモノニシテ余程注意深キ者ニ非スハ遺脱ナキヲ期スヘカラス縦シ遺漏ナク記載セラレタリトスルモ日ヲ経タルカヲ為メ当時ノ事ヲ遺忘シテ欠缺アル証書ナルコトニ心付カサル場合ニハ原簿ヲ見ルノ必要ヲ感セサルカ故ニ此ノ場合ニハ備考欄ノ記載ハ何ノ効ヲモ奏セサルニ付斯ル手続ニテハ常ニ錯誤ニ陥リ易キモノト思考ス因テ前段ヲ非トセラルルニ於テハ左ノ如キ事項記載ノモノヲ作成シ之ニ関係ノ附属書類ヲ連綴シタル上追完セラルヘキ前証書ヘ添附スルコトトシ可然哉

但此ノ場合ニ同法第39条ノ手続ヲナスコト勿論ナレ共之ニ署名捺印及ヒ契印セシムル者ハ追完ニ直接関係ノ者即チ人違ナキコトヲ証シタル場合ナラハ其ノ者ノミニテ可ナルヤ又ハ前ノ証書ニ関係シタル者ハ悉皆之ニ立会ハシメテ署名捺印等ヲ為サシムル義ニ有之哉

(一例) 追完 当事者 何 某

右者本職役場第何号公正証書作成ノ際ハ急迫ノ場合ナリシヲ以テ其ノ本籍地区長作成ノ印鑑証明書ヲ提出セシメテ人違ナキコトヲ証明セシメ公証人法第28条第3項ノ規定ニ依リ追完ヲ為シタリ

(右列席者ニ読聞セ云々以下略ス)

(回答) 公証人法第28条第3項又ハ第32条第3項ノ規定ニ依リ証書ハ新ニ之ヲ作成シ附属書類ハ其ノ証書ノ原本ニ之ヲ連綴スヘク、追完セラルヘキ本証書ノ欄外又ハ末尾ノ余白ニ該証書ヲ記載スルコトヲ得ス又施行細則第21条(現規則第25条)ノ規定アルヲ以テ新ニ作成セラレタル前記ノ証書ハ追完セラルヘキ本証書ニ添附スルコトヲ得ス但シ証書原簿中各証書ノ備考欄ニ

相互ノ關係ヲ明記シ置クハ相当ナリ但書ニ付テハ前段貴見ノ通

5 追完証書作成ニ関スル件

(明42.10.6大阪公証人古宇田義鼎照会)

(明42.10.21民刑1167号民刑局長回答)

(要旨) 1 債権者の代理人が委任状の欠缺を追完するときには、その代理人一人のみが列席すれば足りる。

2 右の場合には追完証書の作成についての委任状の提出を要する。

(照会) (1) 法曹記事中公証人小川正直伺ニ対スル民刑局長回答ニ依レハ公証人法第28条第3項又ハ第32条第3項ノ追完証書作成ノ場合ニハ其追完直接関係人ノミニテ前証書関係人全員ノ列席ヲ要セサル旨趣ニ相見ヘ就テハ譬ハ債権者代理人カ其委任証ノ欠缺ヲ追完スルトキハ嚮ノ代理人一人ノミニテ前列席者タル債務者ノ出席ハ要セサル儀ニ候哉

(2) 前条追完ノ場合ニハ欠缺追完スヘキ委任証ノ外更ニ其追完証書ヲ作ル委任証ヲモ要スル儀ニ候哉又ハ其追完ハ嚮ノ委任ニ包含シ居ル継続手続ト做シ別ニ追完ニ関スル委任証ヲ要セサルヤ

(回答) (1) 貴見ノ通

(2) 前段貴見ノ通

6 追完証書作成ノ手数料ニ関スル件

(明43.4.26東京公証人中村一蔵照会)

(明43.8.24民刑392号民刑局長回答)

(要旨) 法第28条第3項の追完証書作成の手数料は(旧)手数料規則第15条による。

(照会) 公証人法第28条第3項ニヨリ追完証書ヲ作成シタル場合ノ手数料算定方法如何

(回答) 公証人法第28条第3項ノ証書作成ニ付テハ(旧)公証人手数料規則第15条ノ規定ニ依リ手数料ヲ受ヘキモノトス

7 追完証書作成ノ手数料ニ関スル件

(明42.10.27岐阜公証人倉橋隼太郎照会)

(明43.11.22民刑1267号民刑局長回答)

(要旨) 追完証書作成の手数料は手数料規則第26条、第15条により受けるべきである。

(照会) 公正証書ノ追完証書ハ法律行為ノ補充ニアラサルモ本条(第13条)第4号ノ補充ニ準シ又既約条件タル期限利息等ヲ変更スル契約ハ同号更正ニ準シ取扱フコトヲ得サル義ニ候哉

(回答) 手数料規則第26条及第15条ニ依リ手数料ヲ受クヘキモノトス

8 許可同意ノ証明ニ関スル件

(大6.10.22広島公証人岩佐樟坪照会)

(大6.11.9民2118号法務局長回答)

(要旨) 嘱託人が許可又は同意を託すべき書面を提出しないときは、公証人はその嘱託を拒絶すべきであり、他日その欠缺を追完する条件の下に証書を作成することはできない。

(照会) 卑職伏言公証人法第32条第33条ノ法文解釈ニ付下記甲乙両議アルコトヲ近頃聞知致候敢テ所信ナキニハアラサルモ此両議ノ取捨如何ハ職責上ニ重大ノ関係有之候ニヨリ慎重ノ研究ヲ要スヘキコトト奉存候因テ左ニ問題及面議ノ大意ヲ述ヘ御指令奉仰候

問題 法律行為ノ公正証書作成ノ嘱託人カ或ハ代理人ナル場合ニ代理権限ヲ証明スヘキ適法ノ証書ヲ提出セス或ハ第三者ノ許可又ハ同意ヲ要スヘキ場合ナルニ許可又ハ同意ヲ証明スヘキ適法ノ証書ヲ提出セサルトキハ公証人ハ絶対ニ其嘱託ヲ拒絶スヘキヤ或ハ公証人法施行細則第11条(現施行規則12条)ニ依リ嘱託人ニ注意ヲナシ其説明ヲ聞キタル後公証人ニ於テ相当ナリト思料シタルトキハ他日追完スヘキ条件ノ下ニ之ヲ受理シ公正証書ヲ作成スヘキヤ如何

甲議 公証人法第32条ノ代理人ノ権限ヲ証スヘキ証書及第33条ノ第三者ノ許可又ハ同意ヲ証スヘキ証書ハ何レモ各同条第1項ニ証書ヲ提出セシメ証明セシムルコトヲ要ストアルニ付キ公証人適法ナル証書ノ提出

ナキコトヲ発見シタルトキハ其囑託ヲ拒絶セサル可ラス只右兩条共末項ニ欠缺ヲ追完シタルトキハ効力ヲ妨ケラルルコトナキ規定ヲ設ケラレタル所以ハ公証人其不適法ナル点アルコトヲ発見セズ誤テ之ヲ受理シ証書ヲ作成シタル場合ニ於テ法律ハ囑託人ニ同情シテ追完ノ便法ヲ設ケタルニ過キササルナリ若シ其レ追完ヲ条件トシテ之ヲ受理シ得ルモノトセハ代理ノ委任状ナキトキモ之ヲ受理シテ証書ヲ作成スルノ奇観ヲ呈スヘシ且同法第28条第1項ニモ囑託人ノ氏名ヲ知り且面識アルコトヲ要ストアリテ追完ノ規定ナキニヨリ同条ニ違反スルトキハ公証人始メヨリ其囑託ヲ受理ス可ラサルコト勿論ナラン然ラハ其レト同文詞ヲ用ヒ要スト記載アル第32条第33条ノ場合ニ於テ偶々追完ノ規定アルカ為法律ノ要求条件不備ノ儘之ヲ受理シ証書ヲ作成シ得ヘシトナスハ事理ニ適セサル曲論ナリト云フニ在リ

乙議 公証人法第32条第33条ニ何々ヲ要スト記載シタルハ同法第2条ノ公証人ノ作成シタル文書ハ本法及他ノ法律ノ定ムル要件ヲ具備スルニ非サレハ公正ノ効力ヲ有セストノ法文ヲ受ケ当然公正証書ノ効力ヲ發生スヘキ文書ヲ作成スル場合ヲ前提トシテ之ヲ要求シタル条件ト解スヘシ故ニ囑託人ニ於テ直ニ公正証書ノ効力ヲ發生セシメサルモノナリト為ス場合ニ於テ公証人法施行細則第11条（現施行規則12条）ニ依リ注意ヲナシタル後日追完スヘキコトヲ条件トシテ之ヲ受理シ証書ヲ作成スルモ敢テ妨ケナキモノト做ササル可カラス何トナレハ同法第26条第27条ニハ何々云々証書ヲ作成スルコトヲ得ストアリテ嚴然禁止セルニ拘ハラステニ第32条第33条ニハ文例ヲ異ニシテ何々ヲ要スト記載セルヲ以テナリ若シ甲議ノ如ク均シク禁止ナラシメンニハ立法者何ヲ苦シミテ如此ニ様ノ文法ヲ用ヒシヤ其理由ヲ解スルコト能サルニ至ルヘシ世豈ニ如是理由アラシヤ甲議者曰ク第28条ニ違反シテ作成シタル法律行為ノ証書ハ同条ニ追完ノ規定ナキヲ以テ公正証書ヲ作成セシムルノ要ナカルヘシ然ルニ尚何々ヲ要スト記載シ何々シ得ストノ禁止文ナキヲ以テ見レハ其要スト云得スト云フ文詞ノ差異ハ敢テ重キヲ為スニ足ラスト曰ク否凡法律行為ニ於テ当事者相互ノ知氏名面識ハ其要素ニアラス要ハ人違ヒナキコトヲ期スルニ在ルヲ以テ一般の規定トナス故

ニ氏名ノ真偽未タ確定セサルノ一事ヲ以テ直ニ証書作成ヲ禁止スルトセハ惹キテ要素ニ瑕瑾ナキ法律行為ヲ禁止スルノ結果トナリ立法論トシテ穩当ナラス何トナレハ若シ之ヲ禁止スルトセハ其禁モ犯シタル証書ハ絶対無効ノ反古紙ニ帰着シ意思表示ナキト等シキヲ以テナリ元來面知氏名面識ハ公正証書作成ノ一要素ニ過キス故ニ此要素ノ欠如ハ要スル公正証書ノ効力ヲ失却セシムルヲ以テ足り之ヲシテ直チニ其法律行為ノ効力ヲ併セテ失却セシメ絶対無効ニ帰セシムルハ民法上ノ一般の規定ト矛盾スルヲ免レス是ヲ以テ立法者敢テ之ヲ禁止セズ以テ法律行為ノ成立ニ妨ケナカラシメタリ而シテ公証人ハ職トシテ公正証書ヲ作成スヘキモノナレハ公正ノ効力ナキ証書ノ作成ハ之ヲ拒絶スヘキコト固ヨリ其所ナリト雖モ禁止ノ明文ナキニヨリ之ヲ作成シタルトセハ只公証人手数料規則第32条ニ依リ手数料等ヲ徴収ス可ラサルノミ其証書ハ固ヨリ私署証書トシテ完全ナル証拠力ヲ有スルモノトス而シテ公証人法ニ其追完ヲ許ササルモノハ法律行為ノ公正証書ハ私署証書ト異ナリ公証人法第35条ニ依リ囑託人ノ陳述ヲ録取シテ之ヲ作成スルモノナレハ囑託人ハ實ニ公正証書作成ノ要素ナリト做ササル可ラサルヲ以テナリ既ニ之ヲ要素トナス以上ハ其欠如ノ際追完ヲ許ス可ラサルコト更ニ多弁モ要セス甲議者曰ク公証人法第32条第33条ニ追完ノ規定アルヲ以テ証書ヲ作成シ得ヘシト做セハ全然委任状ノ提出ナキ場合モ漫然代理人トシテ証書ニ表示スルト奇観ヲ呈スヘシト曰ク然リ之ヲ奇観ナリトハ誠ニ奇観ナリ然レトモ民事訴訟法第70条ニモ委任状ノ欠缺アルトキ追完ヲ条件トシテ訴訟ヲ進行セシムルノ規定嚴然トシテ存ス此場合ニ於テハ裁判所ハ口頭弁論調書ヲ作成シ敢テ怪マサルナリ此調書モ亦公正証書ナリ均シク公正証書ニシテ公証人ノみ独り奇観ナリトシテ其作成ヲ禁止スヘキ理由果シテ正当ナリヤ大ニ疑ヒナキ能ハス甲議者曰ク公証人法第32条第33条ノ追完ヲ許シタルモノハ元來証書ノ作成ヲ禁止セラレタルモノナルモ公証人誤テ之ヲ受理作成シタル上ハ囑託人ニ同情シテ其追完ヲ認メタルノミト曰ク此説ハ甚タ巧妙ナルニ似タルモ亦思ハサルノ甚シキモノナリ如此解スルトキハ公証人ノ注意疎密如何ニ因テ公正証書ヲ作成シ得ルト否トノ區別ヲ生シ公証人書類ノ調

査如何ニ因リ一ハ条件付公正ノ効力アル証書ヲ得他ハ此証書ヲ得サルノ差異ヲ醸ス画一ヲ主義トスル公証人法ニシテ豈如此偏預ノ規定ヲ設クルノ理由アランヤ

要之甲議ハ法律行為ノ成立条件ト公正証書ノ発効条件トヲ混同シ何々ヲ要ストノ法文ニ拘泥シテ他ヲ顧ミルノ違ナク遂ニ不法ノ論決ヲ為スニ至リタルモノナリト云フニ在リ

前記兩議ノ是非果シテ如何卑職ハ乙議ヲ相当ナリト思料スル者ニ候ヘ共甲議ハ有力者ノ唱道スル所ニシテ卑職殆ト其取捨ニ迷ヒ申候依テ茲ニ状ヲ具シ奉稟候翼クハ可成速ニ御指令奉願候以上

(回答) 本月22日附稟伺ニ係ル公正証書作成ニ関スル疑義ノ件公証人法第32条第1項ノ場合ニ於テ代理人カ代理権限ヲ証明スヘキ証書ヲ提出セス又ハ同法第33条第1項ノ場合ニ第三者ノ許可又ハ同意ヲ証明スヘキ証書ヲ提出セサルトキハ公証人ハ其囑託ヲ拒絶スヘク他日其ノ欠缺ヲ追完スヘキ条件ノ下ニ公正証書ヲ作成スルコトヲ得サル儀ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

9 公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件

(昭24.5.30民事甲1282号各司法事務局長あて民事局長通達)

(通達) 公証事務に関しては、公証人法等の一部改正並びに公証人審査会令、公証人身元保証金令、公証人法施行規則及び確定日附簿及び日附印章調製規則の制定により本年6月1日より相当広範囲に改正されることとなったから、その取扱については、右諸法令の外、左記に準拠し、万遺憾なきを期するとともに、所属公証人に対してもその周知徹底を図らわれない。
右通達する。

記

1から5まで 略

6 公証人が欠けつの追完に関する証書を作成したときは、証書原簿中本証書及び追完証書に関する備考欄に相互の関係の記入を要すること。

7から17まで 略

11 印紙税

1 印紙の消印者に関する件

(明41.5.4宮崎公証人広木幹照会)

(明42.7.21民刑623号民刑局長回答)

(要旨) 1 印紙の消印は囑託人又は代理人にさせるべきである。

2 印紙の消印は片務契約にあつてはその義務者、双務契約にあつては当事者双方にさせるべきである。

(照会) 1 公証人ノ作成シタル証書ニ囑託人又は其代理人ヲシテ貼用セシムル印紙ノ消印ハ其囑託人又ハ代理人ヲシテ之ヲ為サシムヘキ義ニ候哉

2 右愚見ノ如クナリトセハ囑託人ノ執レニ之ヲ為サシムヘキ義ニ候哉例之ハ其証書ノ義務者ナルヤ又双務契約ノ証書ニ就テハ如何可致候哉

(回答) 1 貴見ノ通

2 印紙ノ消印ハ片務契約ニアリテハ其義務者ヲシテ双務契約ニアリテハ当事者双方ヲシテ之ヲ為サシムヘシ

(同旨) 印紙ノ消印ハ貼用者タル囑託人ヲシテ之ヲ為サシムヘキモノトス (明42.7.9長野地裁所長問, 明42.7.30民刑第704号民刑局長回答)

(参考) 法第43条ハ印紙ノ費用負担者ヲ定メタルニ止マラス印紙ノ貼用方ヲモ規定シタルモノナリ而シテ印紙ノ貼用者之ニ消印スルハ印紙税法ノ認ムル趣旨ナルニ付囑託人ヲシテ証書ノ印紙ニ消印セシムルハ同法第9条(改正8条)ノ明文ニ抵触スルモノニアラス (明42.8.16前橋公証人番大亮伺, 明42.8.30民刑第952号民刑局長回答)

(参考) 印紙ニ消印スヘキ者数名若シクハ数10名ナルトキハ其内ノ1名若クハ2名位ニ之ヲ為サシムルモ差支ナシ (同上)

(参考) 保証人ノ委任状ノ印紙ニ債務者カ誤テ消印シタル場合ハ更ニ印紙ヲ貼用セシムルコトヲ要セス (大元.11.19仙台公証人相沢兵之助伺, 大元.12.11民第686号民事局長回答)

2 賃貸借証書ノ印紙貼用額ニ関スル件

(明42.3.1福岡公証人辛木秀夫照会)

(明43.8.24民刑199号民刑局長回答)

(要旨) 賃貸借契約証書に物件の見積価格、損害金、違約金等附随の事項を記載しても、印紙税法第2条別表第1第16号により20円の印紙を貼用すればよい。

(照会) 賃貸借契約ニ於ケル別紙ノ如キ場合印紙貼用額ニ付キ左記数説有之候処何レヲ相当トスヘキヤ

第1説 印紙税法第4条第1号(旧)ニ依リ3銭ヲ以テ相当ナリトス本案第2条見積価額金ハ目的タル対価等ニ関係ナシ又第3条ノ賠償金、第4条ノ違約金ノ如キハ附随条件ニシテ之ヲ顧慮スルヲ要セス且之レカ為メ賃貸借ノ性質ニ毫モ影響ヲ及ホスヘキニアラス故ニ単ニ3銭貼用スルヲ相用トスヘキモノトス

第2説 賃貸借ノ性質ニ於ケル印紙3銭、第2条価額100円ニ対シ5銭、第5条ノ賠償金100円ニ対シ5銭、第4条ノ違約金60円ニ対シ3銭、合計16銭ヲ貼用スルヲ相当トス本案第1条ノ賃料金ノ如キハ賃貸借ニ於ケル必要条件タルヲ以テ之ニ対シ印紙ノ貼用ヲ要セサルハ勿論ナルヘキモ第2条以下ノ価格金、賠償金、違約金ハ必要条件ニアラサルヲ以テ各金額ニ対シ相当ノ印紙ヲ貼用スヘキハ当然ナルヘキモノトス

第3説 賃貸借ニシテ賃料ノ外別ニ金高記載ナケレハ3銭印紙貼用スヘキハ勿論ナリト雖モ本案ノ如ク第2条以下価額金、賠償金、違約金等記載シアルトキハ印紙税法ノ方面ヨリ觀察スレハ元来ノ賃貸借ノ性質ヲ失ヒ普通ノ金高記載アル証書ト看做サルヘキヲ以テ賃貸借ニ要スル3銭ノ印紙ハ貼用スルニ及ハス第2条以下ノ価額金賠償金ニ対シ各5銭、違約金ニ対シ3銭、合計12銭貼用スルヲ相当ナリトス

第4説 本案第2条ノ見積価額ハ目的上ニ於ケル対価ニアラス故ニ之ニ対シ印紙ヲ貼用スヘキモノニアラス其他ハ第2説ノ通貨貸借ノ性質ニ於ケル3銭、第3条ノ賠償金100円ニ対シ5銭、第4条ノ違約金60円ニ対シ3銭、合計11銭ノ印紙ヲ貼用スルヲ相当ナリトス

別紙

賃貸借公正証書

第1条 賃貸人ハ明治42年2月1日第2条掲載ノ物件ヲ1ヶ月賃料金30円

ニテ明治45年1月30日迄賃借人ニ貸渡シタリ

第2条 賃貸借ヲ為セル物件左ノ如シ

1 総桐箆笥2個但見積価額金50円

2 総槻店戸棚2個但見積価額金50円

第3条 賃借人ノ故意又ハ過失ニ因リ賃貸借物件ヲ毀損滅失セシメタルトキハ前条ノ見積価格金100円ヲ賃貸人ニ弁済スヘシ

第4条 賃借人ハ本契約期間満了シタルトキハ遅滞ナク賃借物件ヲ返還スベシ若シ遅滞シタルトキハ違約金60円ヲ支払フヘシ

(回答) 第1説ヲ可トス

3 無尽ニ関スル証書

(大12.4.16京都公証人本多源藏照会)

(大12.8.21民事1354民事局長回答)

(要旨) 印紙税法第4条無尽に関する証書中には無尽業法による場合と否(無尽講の場合等)とを問わず、又無尽掛込証書は勿論無尽給付以後の掛戻金分割弁済証書と雖も、証書が無尽の規約により掛戻すためにすることが明ならば総てこれを包含する。

(照会) 無尽ニ関スル証書ハ大正12年3月27日公布法律第12号改正印紙税法ニヨリ3銭ノ印紙ヲ貼用スヘキコトニ相成候就テハ之ニ関シ左ノ3説有之至急何分ノ御訓示奉仰候也

第1説 無尽業法ニ依ル無尽契約約款ニ基ク定期無尽掛込証書(俗ニ通帳ト云フ)及ヒ当籤若クハ落札ニ因リ無尽金給付ヲ受ケタル以後ノ掛戻金分割弁済証書ナルト又警察署ノ許可ヲ受ケテ社寺ノ維持保存等ヲ目的トシ組織スル無尽講ノ規約ニ基ク定期掛込金通帳及ヒ同上無尽金給付ヲ受ケタル以後ノ掛戻金分割弁済証書ナルトヲ問ハス何レモ無尽ニ関スル証書ナレハ凡ソ3銭ノ印紙ヲ貼用スヘシ

第2説 無尽業法ニヨル無尽契約約款ニ基ク定期無尽掛込証書及ヒ無尽金給付以後ノ掛戻金分割弁済証書ニノミ3銭ノ印紙ヲ貼用スヘシ

第3説 無尽業法ニヨル無尽契約約款ニ基ク定期無尽掛金証書ニノミ3銭ノ印紙ヲ貼用スヘシ

今回改正法カ無尽ニ関スル証書ト云ヘル広汎ナル意味ノ文字ヲ用ヒタル趣旨ニ依拠スルトキハ無尽業ナルト否トヲ問ハス一般ノ無尽証書ニ適用スル第1説理由アリト思考スレトモ中流以下ノ資金運用ヲ為ス無尽業ニノミ適用スル趣旨ナリトスル第2説第3説ト又第3説カ最モ狹義ニ解シ掛戻金分割弁済証書ヲ無尽証書ヨリ除外シタルコトハ税法ノ目的ヨリ見テ亦理由ナキニアラス早急ニ解釈ヲ一定致度御訓示仰クニ至リタル次第ニ有之候

(回答) 本年4月16日附請訓印紙税法第4条無尽ニ関スル証書中ニハ無尽業法ニ依ル場合ナルト否トヲ問ハス又無尽掛戻金証書ハ勿論無尽金給付以後ノ掛戻金分割弁済証書ト雖モ其証書カ無尽ノ規約ニ依リ掛戻ノ為ニスルコト明ナルニ於テハ総テ之ヲ包含スルト思考致候

4 印紙税法第4条ノ解釈ニ関スル件

(昭6.9.28蔵税2112号大蔵省主税局長照会)

(昭6.11.6刑事11490号刑事局長回答)

(要旨) 売買当事者の意思が立木のまま売買するのではなく、将来伐採された場合の所有権移転を目的とするものであるときは不動産売買でないから、法第2条別表第1項第1号に該当しない。

(照会) 印紙税法上立木ノ売買証書ハ其ノ立木カ立木法ニ依リ登記セラレタルモノナルト否トヲ問ハス印紙税法第4条第1号(旧)中ノ所謂不動産ノ移転ニ関スル証書トシテ印紙ヲ貼用スヘキモノニシテ從テ之ニ違反シタル場合ハ同法第11条(旧)ニ依リ処罰セラルヘキモノト存候ヘ共貴管下検事局中ニハ右見解ノ下ニ地方稅務官憲ノ告發シタル印紙税法違反事件ニ對シ「該立木ハ立木法ニ依リ登記セラレタルモノニ非サルカ故ニ不動産ト看做スヲ得ス從テ當該売買証書ハ不動産ノ移転ニ関スル証書ト看做シ処罰スヘキモノニ非ス」トノ理由ノ下ニ不起訴処分ニ附セラレタル例モ有之斯ノ如ク兩者其ノ見解ヲ異ニスルコトハ将来稅務執行上ニ支障尠カラサルヘキヲ以テ其ノ取扱一途ニ出ツル様致度存候處本件ハ何レノ見解ヲ以テ可ト認メラレ候哉貴局ノ御意見一應承知致度此段及照会候也

追テ立木ハ立木法ニ依リ登記セラレタルト否トヲ問ハス土地ニ密着セル間ハ不動産ト認ムヘキモノナルコトハ大審院判決例(明治32.4大審院民事

判決録第4卷第23頁, 明33.2同院民事判決録第4卷第46頁及明34同院刑事判決録第4卷第57頁)ニ徴スルモ明ナル所ナルヲ以テ立木ノ売買証書ハ當該立木カ立木法ニ依リ登記セラレタルモノナルト否トヲ問ハス印紙税法第4条第1号(旧)ノ不動産ノ移転ニ関スル証書トシテ印紙貼用ヲ要スヘキモノト解スヘク又斯ク解スルトキハ其ノ取扱極メテ明瞭ナルモ若シ仮ニ立木ト雖モ伐採ノ目的ヲ以テ売買スルモノニシテ証書面ニ之ヲ明記スル場合ハ物品ノ売買証書トシテ印紙税法第5条第12号(旧)ニ依リ印紙稅ヲ課セサルヲ相当トストノ緩和ノ解釈ヲ容ルルトセハ可否ノ限界トナルヘキ伐採期間ノ長短ニ付何等理論的根拠ナキヲ以テ其ノ取扱区々ニ流レ且印紙稅ノ通脫ヲ誘致シ易ク(例ヘハ茲ニ記載金額1万円以上ノ立木売買証書ヲ作成スル場合其ノ立木カ伐採ノ目的ヲ有セサル場合ト雖一應伐採ノ目的ヲ有スル売買証書ヲ作成シ以テ其ノ印紙稅1円ノ課稅ヲ免レ然ル後其ノ伐採目的ノ變更証書ヲ作成スルトキハ後ノ証書ハ税法第4条第26号(旧)ニ依リ3錢ノ印紙稅ヲ以テ足り差引97錢ノ脱稅トナル)稅務執行上當ヲ得サルモノト被認候ヘトモ右ニ對スル貴局ノ御意見ヲモ併テ承知致度

(回答) 本年9月28日附蔵税第2112号ヲ以テ印紙税法第4条ニ関スル件御問合ノ趣テ承凡ソ立木ハ立木法ニ拠ル登記ノ有無ニ拘ラス不動産タルコト貴見ノ通りト存セラレ候ヘトモ売買当事者ノ意思カ立木ヲ其儘立木トシテ売買スルニ非スシテ将来伐採セラレタル場合ニ於ケル所有権移轉ヲ目的トスルトキ又ハ伐採セラレタル木材ト看做シテ取引スルトキノ如キハ之ヲ不動産売買ト認ムルヲ得サルモノト思料候尚貴照会追書後段ノ例示ノ場合ノ如キハ多クハ不動産売買ト認メ正規ノ処置ヲ為スヲ得ルモノト思考セラレ候條右御了知相成度候

5 公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件

(昭24.5.30民事甲1282号各司法事務局長あて民事局長通達)

(通達) 公証事務に関しては、公証人法等の一部改正並びに公証人審査会令、公証人身元保証金令、公証人法施行規則及び確定日附簿及び日附印章調製規則の制定により本年6月1日より相当広範囲に改正されることとなった

から、その取扱については、右諸法令の外、左記に準拠し、万遺憾なきを期するとともに、所属公証人に対してもその周知徹底を図らわれない。

右通達する。

記

1から7まで 略

8 証書の原本にはった印紙は、嘱託人（嘱託人多数のときはその一人だけで足りる。）に消印させ、且つ、公証人又は公証人の職務を行う法務府事務官において更に消印しなければならないこと。公証人法施行規則第42条の規定により納付書にはった印紙についても同様とすること。

9から17まで 略

6 印紙税法の適用について

(昭25.2.7鳥取地方法務局長照会)

(昭25.2.16民事甲466号民事局長回答)

(要旨) 消費貸借に関する証書として印紙税を徴収するものとされた事例

(照会) 別紙雛形の如き内容をもつ債務弁済に関する契約公正証書を作成するに際し、全文趣旨により右公正証書原本に貼付する印紙税は消費貸借に関する証書と看做して印紙税法第4条2号(現第2条別表第1第1号)を適用し所定の記載金高に応じ印紙税を納付すべきものなりや、同条第31号(旧)を適用し前各号以外の証書と看做して印紙税2円を納付するを以て足るや。

別紙雛形

債務弁済ニ関スル契約公正証書

本職ハ当事者ノ嘱託ニヨリ法律行為ニ関シ聴取シタル陳述ヲ録取シ此ノ証書ヲ作成ス

第1条 債権者山陰電話建物株式会社ト債務者トノ間ニ於テ左記金額ニ相当スル末尾記載ノ抵当物件ヲニ依リ給付ヲ受ケタルニ付之ヲ目的トシテ準消費貸借契約ヲ締結シ債務者ハ債権者ニ対シ該金員ヲ弁済スヘキ義務ヲ負担シタル処這般当事者間ニ其ノ弁済方法其他ニ関シ本契約ヲ締結スルモノナリ

一金

第2条 元金ハ昭和2年 月 日迄ヲ期限トシ左記方法ニヨリ弁済スルモノトス但期限内無利息トス

昭和2年 月 日ヲ初回トシ都合 回ニ分割シテ其弁済ヲ完了スルモノトス

第3条 債務者ハ分割金ヲ所定期日ニ弁済セサルトキハ遅滞ニ附セラレタル日ノ翌日ヨリ現金ノ日迄100円ニ付日歩10銭ノ割合ニ因ル損害ヲ附加賠償ス

第4条 債務者ハ左記各項ノ一ニ該当スル事実ノ生シタルトキハ当然弁済期限ノ利益ヲ失ヒ催告其他何等ノ手續ヲ要セシテ即時ニ残存債務金全額ノ取立ヲ受クルモ異議ナク之ニ応スヘキモノトス

1 分割金ノ支払ヲ1回タリトモ延滞シタルトキ

2 他ノ債務ノ為メ仮差押処分強制執行ノ一処分ヲ受ケ又ハ破産強制和議ノ一申立ヲ受ケタルトキ

3 債権者ヨリ背信又ハ債権侵害ノ行為アリト認メラレタルトキ

4 債権者ニ通知セスシテ住所又ハ居所ヲ移転シタルトキ

5 本契約ノ一事項ニテモ違背シタルトキ

第5条 債務者ハ本債務履行ノ担保トシテ第20条表示ノ不動産ノ上ニ第 順位ノ抵当権ヲ設定シタリ

第6条 債務者ハ本債務完済前ニ於テ抵当物件ニ対シ所有権ヲ移転シ又ハ総テノ物件若クハ貸借権ヲ設定スルコトヲ得サルモノトス

第7条 債務者ハ法令ノ施行又ハ不可抗力ニ因リ抵当物件カ原形ヲ変シ所有権ヲ失ヒ若クハ毀損滅失シタルトキ其他原因ノ如何ヲ問ハス物件ノ価格低落シタルトキハ速ニ其旨ヲ債権者ニ通知シ相当ノ代担保ヲ提供シ若クハ内入金ヲ為スコトヲ要ス

第8条 債務者ハ債務ノ弁済ヲ完了スル迄継続シテ抵当物件ニ対シ債務額ニ相当スル火災保険ヲ附シ事故発生ノ際債権者ヲシテ直接ニ該保険金ヲ受領セシムル為メ保険証券ニ裏書シテ之ヲ債権者ニ交附スヘシ前項ノ場合ニ於テ債務者ハ債権者ノ指定スル保険会社ニ債権者ヲ経テ保険料ノ支払ヲ為スコトヲ要ス

- 第9条 債務者カ第8条ノ債務ヲ履行セサル為メ債権者ニ於テ保険料ヲ支払ヒタル場合ハ其保険料金ニ利息制限法最高ノ利率ニ依リ利息ヲ附シ即時債権者ニ弁済スルコトヲ要ス
- 第10条 債務者ハ抵当権実行ノ場合ニ於テ物件ノ坪数構造等ニ小異動アルモ競売ノ決定ニ対シ之ヲ論争セサルモノトス
- 第11条 抵当物件ノ所有者ハ現時該物件ニ抵当権者ノ権利ヲ侵害スヘキ何等ノ負担ナキコトヲ確保ス
- 第12条 債務者ハ抵当物件ヲ債務附従ノ儘第三者ニ移転シ債務ノ更改ヲ為スモ債権者タル会社ノ発行スル左記証券ニ基キ其債務ヲ弁済スルコトヲ要ス
- 第13条 債務者ハ本債務不履行ノ場合ニ於テハ直ニ本抵当物件ノ競売其他一般ノ強制執行ヲ受クルモ異議ナキコトヲ認諾ス
- 第14条 債務者ハ債務履行不能ノトキハ停止条件トシテ第20条表示ノ抵当物件ヲ債権者ニ賃貸シ債権者ハ之ヲ賃借スヘキコトヲ契約シ以下ノ條款ヲ設クル旨当事者双方陳述シタリ
- 1 債務者ハ本条事由ノ発生ト同時ニ該抵当物件ヲ明渡シ債権者ヲシテ完全ニ賃借権ヲ行使セシムルコトヲ要ス
 - 2 債権者ハ之ヲ賃借スルト同時ニ第三者ニ讓渡スルコトヲ得ヘシ
 - 3 賃貸借ノ期間ハ本条ノ条件成就ノ日ヨリ昭和 年 月 日迄ナリトス
 - 4 賃料ハ1箇月ニ付 ト定メ其支払期日ハ毎月 日トシ債権者ノ営業所ニ於テ支払フモノトス
- 第15条 債権者（賃借人）ハ本契約成立後遅滞ナク前条停止条件付賃貸借契約ニ対スル請求権保全ノ仮登記ヲ為スコトヲ得ルハ勿論其条件成就シタル場合ニ於テ債権者（賃借人）ハ債務者（賃貸人）ニ対シ何等ノ通知又ハ催告ヲ用ヒス直ニ本登記手続ヲ為スコトヲ得ルモノトス債務者ハ右登記ヲ申請スルニ付必要ナル書類等ヲ予メ債権者ニ交付シ置クモノトス
- 第16条 債務者ハ第6条ノ約旨ニ違背シタルトキハ金 ノ損害ヲ債権者ニ賠償スルコトヲ要ス
- 第17条 連帯債務者 ハ本契約ノ全趣旨ヲ承認シ債務者 ト

連帯シテ本債務履行ノ責ニ任スルモノトス

第13条ニ依リ債務者 カ強制執行ヲ受クヘキ場合ニ於テ本条ノ債務者モ亦強制執行ヲ受クルモ異議ナキコトヲ認諾ス

第18条 第14条ノ条件成就ニ因リ賃貸借契約成立シ賃料ヲ支払フヘキ時期ニ至リタルトキハ債権者（賃借人）ハ債務者（賃貸人）ニ対シ支払フヘキ賃料ヲ以テ直ニ債務者ノ支払フヘキ本借入金債務ノ弁済ニ充当スルコトヲ得ルモノトス

但債務者ノ債権者ニ対スル第13条ノ債務不履行ノ責任ハ本条ノ特約ニ依リ消長ヲ来ササルモノトス

第19条 当事者ハ本契約ニ関シ訴訟行為ヲ為ス場合ハ債権者ノ所在地ヲ管轄スル裁判所ヲ以テ其管轄裁判所ト為スヘキコトヲ合意特約ス

第20条 抵当物件ヲ表示スルコト左ノ如シ

（回答）前段貴見のとおりと思考する。

7 附随の法律行為に関する印紙税について

（昭29.1.6総庶7号横浜地方務局長照会）

（昭29.1.21民事甲139号民事局長回答）

（要旨）主たる法律行為とともに附随の法律行為について公正証書を作成する場合において、主たる法律行為について印紙税を納付すれば、附随の法律行為について印紙税を納付しなくてもよいかどうかは、一概に断定し得ない。

（照会）公証人は囑託人をして印紙税法により証書の原本に印紙を貼用せしむべきことは、公証人法第43条の規定により明らかであります。主たる法律行為とともに附随の法律行為につき証書を作成する場合、主たる法律行為に関し印紙税法所定の額の印紙を貼用せしむる外、当該附随の法律行為に関しても別に同法所定の印紙を貼用せしむべきものでしょうか。

当職としては、右の場合における附随の法律行為に関しては、別に印紙を貼用せしむる要なきものと考えますが、昭和27年次公証役場事務視察の際、管内各役場において附随の法律行為に関し別に印紙を貼用せしめたものが相当数見受けられましたし、また他管内の公証役場においてもかかる

取扱がなされているものもあることと推察されますので、右について何分の御指示を得たく照会に及びます。

おって右に関しては、昭和26年5月23日付国税庁長官通達（印紙税法の取扱に関する通達）があるようではありますが、その、内容全部については、当職においても明らかではありません。

（回答）本月6日総庶第7号をもって照会にかかる公正証書原本作成に要する印紙税については、印紙税法第5条第15号（旧）に該当する場合には、印紙税を納めることを要しないが、その他の場合については、一概に断定することはできないので、具体的場合について問い合わせられたい。

8 住宅金融公庫を一当事者とする公正証書と印紙の貼用について

（昭29.3.13民事甲577号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）住宅金融公庫を一当事者とする証書には、印紙の貼用を要する。

（通達）標記に関し、別紙甲号のとおり秋田地方法務局所属公証人藤盛亮三から照会があったので別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴局所属公証人に周知方しかるべく取り計らわれたい。

別紙甲号

住宅金融公庫の発する証書には印紙税法による印紙の貼用不要であることは同法第5条の規定により明らかでありますが、

1 本職は、公庫とその取引相手方なる一国民との双方からの囑託によって公証人が作成する公正証書（例えば同公庫の囑託により現在全国的に作成している債務弁済抵当権設定契約公正証書）の如きものは同法第5条に定める「公庫の発する証書」とは認められないから、印紙の貼用を要すると考えます。

（当市税務署も同じ見解であります。）

2 しかるに他管内の公証人のうちで右公正証書を「公庫の発する証書」であると認め、印紙を全然貼用せしめていないところもあるやに聞及びました。

右1、2項のうち何れが正当でありましょうか。

従来当役場には住宅金融公庫からの囑託事件はありませんでしたが、今

月からは本管内住民を貸付の相手方とする公正証書の作成については全部当役場に囑託する旨代理機関を介して同公庫仙台支所より連絡ありましたので至急御指示を仰ぎます。

別紙乙号

本月2日付で照会の住宅金融公庫を一当事者とする公正証書と印紙貼用の件は、貴見のとおり。

9 分割貸付契約公正証書に関する取扱

（昭32.6.4東京公証人大沢光吉照会）

（昭32.6.6民事甲1067号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）1 分割貸付契約公正証書においてすでに金銭の授受がされている部分は執行証書となり得るが、金銭の未授受の部分については消費貸借の予約が成立するにすぎず、執行証書となり得ない。

その後右の予約に基づき執行認諾約款を附した公正証書（追加証書）が作成されれば、それは執行証書となる。

2 印紙税の額は原始証書については消費貸借の成立している部分は印紙税法第4条第1項第2号（現行別表第1第1号）消費貸借の予約に過ぎない部分は同条第31号による。

追加証書については第4条第1項第1号による。

3 手数料の額は原始証書については借入金の総額につき、追加証書については各分割借入金額について第2条による。

（通達）標記について別紙甲号のとおり問合せがあったので別紙乙号のとおり回答したから、貴局所属公証人に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

分割貸付公正証書の執行力については、別紙記載の通り公証人により種々意見を異にしていますので、本件に関する実務上の取扱を統一する為、然るべく御指示されたく、御願申し上げます。

尚小生の見解としましては、左記の通りに処理した方が妥当ではないかと考えますが、何卒直敷く御指示の程願申し上げます。

記

1 消極説

追加公正証書作成のこと。尚之には強制執行認諾の文言記載のこと。

2 印紙税については原公正証書は第1回の貸借金額につき印紙税法第4条第2号による。

第2回以降の追加公正証書は其の際の貸借金額につき印紙税法第4条第2号による。

3 手数料については原公正証書作成のとき第1回貸付金額につき手数料規則第2条による。

第2回以降の追加公正証書作成の都度追加貸付金額につき手数料規則第2条による。

以上

分割貸付公正証書に基く執行文の付与に係る件

1 別添のとおり契約内容を有する公正証書（以下原公正証書という。）を作成した場合、執行文の付与に関し、次のとおり説が分れておりますが、いずれに従うべきか御伺い申し上げます。

(1) 積極説

別添の契約によれば、公正証書作成時に未貸出である第2回以降貸借額金750万円也については、未だ消費貸借は成立してないが、貸主が一定金額の貸付を約し、借主が、これに応じて返済を約しているもので、ここに1個の債権債務関係が創設されている。而もその契約内容が、別添の如く特定した具体的請求権である限り、民事訴訟法第559条第3号に定める要件を充たし、債務名義となり得ると解する。即ち、貸借が将来の或る一定日（起工日、進水日及び竣工日）に行われることを先踐的反対給付とする請求権が、分割貸付契約の成立と同時に発生したものと認め、これが、公証人がその権限内において正規的方式によって作成した公正証書に記載され、かつ、その公正証書に強制執行認諾の記載がある場合、債務名義となり得ると解する。

而して民事訴訟法第518条第2項は、執行が条件に係る場合には債権者が、証明書を以てその条件を履行したことを証明する場合に限り執行文を付与することができる旨規定しているから、貸主をして、

夫々の特定日に一定金額宛を受領した旨の借主の領収証を提出せしめ、貸付総額金1,000万円也の貸借が約定通り履行されたことを確認の上、貸付総額金1,000万円也につき、執行文の付与をすることを得ると解する。

(2) 消極説

別添契約による第1回貸借額金250万円也については、貸借が、公正証書作成時に既に行われているのであるから、当該公正証書は、右金額の限度においては民事訴訟法第559条第3号所定の要件を充たし、債務名義となり得ると解する。

然し、公正証書作成のときに、未貸出である第2回以降貸借額金750万円也に関しては、当該公正証書は、未だ発生しない請求権につき作成された証書であるので、債務名義となり得ないと解する。即ち、将来の或る一定日（起工日、進水日及び竣工日）に一定金額を貸出す旨約定した貸主及び借主両者間の権利関係を考察すれば、公正証書作成時においては貸主は、或る一定日に一定金額を貸金として給付すべき債務を負担し、又借主は、これが給付を受くべき債権を有するのみである。

従って、貸主は公正証書作成時においては、第2回以降貸借額金750万円也については、金銭の支払を請求すべき債権を有しないと解すべきである。従って、この第2回以降貸借額金750万円也に関する限りは、当該公正証書は、債務名義たるの要件を欠如しているので執行文の付与はなし得ず、公正証書作成時に既に貸借済の第1回貸借額金250万円也についてのみ執行文の付与が可能である。

- 2 前記問題1に関し消極説に従うのが妥当と解する場合、原公正証書記載の貸借が行われた後、第2回以降貸借額金750万円也に関し、特定日に夫々一定金額宛の貸借が行われた旨の公正証書（以下追加公正証書という。）が作成されておれば、貸付総額金1,000万円也につき、執行文の付与をなし得ると解して差支えないでしょうか、御伺い申し上げます。
- 3 前記問題2の追加公正証書に、あらためて強制執行認諾の意思表示がなされていない限り、執行文の付与はなし得ないと解すべきでしょうか、

或は原公正証書に強制執行認諾の意思表示がなされているので、追加公正証書には、その旨の記載は必要がないと解すべきでしょうか、御伺い申し上げます。

- 4 前記問題2の追加公正証書に記載される第2回以降貸借の解釈に関し、次のとおりの説がありますが、いずれの説に従うのが妥当でしょうか。手数料及び印紙税との関係もありますので、御伺い申し上げます。

(1) 補充説

消費貸借が成立するには、当事者の合意と目的物の引渡しが必要であるが、この両者が常に同時に行われる必要はない。別添原公正証書記載の契約によれば、両当事者は、先づ契約の成立に要する意思の表示をなし、後日更に他の成立要件である一定額の貸与をして、消費貸借契約を成立せしめる意思を有している。従って、一定額の貸与があったときは、消費貸借契約は、新たに当事者間において何等の意思表示なくして成立し、原公正証書においてなした意思の表示が、その時から効力を生ずると解する。

従って、第2回以降の貸借は、法律行為の補充たるの性格を有すると解する。

(2) 予約説

別添原公正証書記載の契約のうち、第2回以降貸借額金750万円也に関しては、消費貸借の予約がなされているものと解する。

従って、この予約に基いて消費貸借契約が締結されるのであるが、第2回以降の現実の貸借は右消費貸借契約成立の一要件である目的物の引渡し行為であり、他の要件である消費貸借締結の合意は、追加公正証書外においてなされたと解する。

(3) 履行説

別添原公正証書記載の契約のうち、第2回以降貸借額金750万円也に関しては、民法の消費貸借と異なる諾成的消費貸借がなされているものと解する。この契約の効果として、貸主は将来或る一定日(起工日、進水日及び竣工日)に一定額を貸与すべき債務を負担し、借主は(貸与を受けた後)同額の返還債務を負うという法律関係が直ちに発生す

る。

従って第2回以降の貸借は、貸主が、この諾成的消費貸借契約に基づき負担する給付義務の履行行為と解する。

- 5 前記問題2の追加公正証書作成手数料及び追加公正証書作成に関し納付すべき印紙税について、次のとおり説が分れていますが、いずれに従うべきか御伺い申し上げます。

(1) 補充説

(イ) 追加公正証書に記載する第2回以降の貸借は、公証人手数料規則第13条第4号にいう「法律行為ノ補充」に該当すると考えられるので手数料については、同条の適用を受ける。

(ロ) 「法律行為ノ目的ノ価額」は、第2回以降貸借額とする。

(ハ) 補充証書は、印紙税法第4条第31号「前各号以外ノ証書」に該当する。

(2) 予約説(その1)

(イ) 追加公正証書に記載する第2回以降の貸借は、消費貸借の予約に基づき締結される本契約による目的物の引渡しであると解すべきであるから、手数料は前記規則第2条による。

(ロ) 「法律行為ノ目的ノ価額」は、第2回以降貸借額とする。

(ハ) 貸借証書は、印紙税法第4条第2号「消費貸借ニ関スル証書」に該当する。

(3) 予約説(その2)

(イ) 前記(2)の(イ)と同様。

(ロ) 原公正証書作成時に貸借全額について、手数料を既に納付しているので、追加公正証書の「法律行為ノ目的ノ価額」は前記規則第12条による。

(ハ) 貸借証書は、印紙税法第4条第31号「前各号以外ノ証書」に該当する。

(4) 履行説(その1)

(イ) 追加公正証書に記載される第2回以降の貸借は、前記規則第13条第4号にいう「法律行為ノ補充」と解すべきでない。諾成的消費貸

借契約に基く貸主の履行行為と解すべきであるから、手数料は前記規則第2条による。

- (ロ) 「法律行為ノ目的ノ価額」は、第2回以降貸借額とする。
- (ハ) 履行証書は、印紙税法第4条第31号「前各号以外ノ証書」に該当する。
- (5) 履行説(その2)
- (イ) 前記(4)の(イ)と同様。
- (ロ) 「法律行為ノ目的ノ価額」は、前記規則第12条による。
- (ハ) 前記(4)の(ハ)と同様。

別添

金銭消費貸借契約公正証書(関係条文のみ抜萃)

第1条 乙船舶株式会社(以下債務者という。)と甲保険株式会社(以下債権者という。)は、左の通り契約を締結し、債務者は第1回分を正に受領した。

- 1 使 途 船舶建造資金
- 2 借入金額 金1,000万円也
- 3 借入日及び借入方法

第1回	契約時払分	昭和32年2月1日	金250万円也
第2回	起工時払分	昭和32年5月	金250万円也
第3回	進水時払分	昭和32年8月	金250万円也
第4回	竣工時払分	昭和32年10月	金250万円也

ただし、債務者は、借入の都度この契約に基く借入金であることを表示した領収証を債権者に交付すること。
- 4 弁済期限 昭和33年10月末日
- 5 弁済方法 昭和33年1月末日を第1回とし、爾後毎月末日に金100万円宛を月賦弁済すること
- 6 利 率 金100円につき日歩2銭7厘の割
- 7 利払方法 借入日に翌月末日迄の利息を前払し、爾後毎月末日に借入金現存残額に対する向う1ヶ月分宛の利息を前払すること。

第2条 (丙以下連帯保証人という。)は、この契約による一切の債務に

ついて、債務者との保証委託契約のいかんにかかわらず、債務者と連帯して保証の責に任ずる。

第3条 債務者又は連帯保証人が、この契約による債務を弁済しないときは、債務者又は連帯保証人は、その所有に属する財産に対して直ちに強制執行を受けることを認諾する。

別紙乙号

先般問合せにかかる標記については、左記のとおり回答する。

記

1 本公正証書(以下「原始証書」という。)は、金銭消費貸借契約ならびに金銭消費貸借の予約に対する公正証書であると解される。従って、すでに金銭の授受がなされて消費貸借が成立している部分(第1回分)は、執行証書と認め得るが、未だ金銭の授受がなく消費貸借の予約が成立しているに過ぎない部分(第2回以降の分)は公正証書作成当時執行証書の基本たる消費貸借に基く返還請求権が現存しないので、執行証書たり得ない。

なお、右消費貸借予約に基き、後日それぞれ強制執行認諾約款を付した消費貸借契約公正証書(以下「追加証書」という。)が作成されたときは、その公正証書は執行証書たり得る。

- 2 公証人法第43条による印紙税の額は、
 - (1) 原始証書においては、消費貸借の成立している部分につき印紙税法第4条第1項第2号により、消費貸借予約の成立している部分につき同条第31号による。
 - (2) 追加証書においては、それぞれ印紙税法第4条第1項第2号による。
- 3 公証人の受けるべき手数料の額は、原始証書においては借入金額の総額について、追加証書においては各分割借入金について公証人手数料規則第2条により算定する。

10 農林漁業金融公庫の土地改良区に対する貸付にかかる消費貸借契約証書を公正証書により作成する際の印紙税の納入について

(昭37.8.3民事甲2224号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 農林漁業金融公庫の土地改良区に対する貸付にかかる消費貸借契約証書を公正証書により作成する際には印紙税を納入する必要はない。

(通達) 別紙甲号のとおり農林漁業金融公庫総裁から照会があり、別紙乙号のとおり回答したのでこの旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

当公庫の土地改良区に対する貸付にかかる消費貸借契約証書を公正証書により作成する際の印紙税の納入について当公庫が土地改良区に融資するに際しましては、消費貸借契約証書を公正証書により作成いたしておりますが、この場合、印紙税法第5条第5の3号(改正第5条別表第2)および同条第5の7の2号(改正第5条別表第2)の規定により印紙税を納入する必要はないものと解して差し支えないか、貴見折返し御回答願いたく御照会申し上げます。

なお、別添の当公庫九州支店の本店宛照会文のとおり、一部の公証人役場では上記と反対の解釈をされているむきもありますので、上記のとおり解して差し支えない場合には、その旨貴管下公証人役場に御連絡願いたく御依頼申し上げます。

以上

土地改良区に対する農林漁業資金貸付契約(公正証書による)の締結に当り、印紙税納入の必要の有無について

当支店で36年度に土地改良区に対し、公正証書貸付で数件貸付決定をした(何れも熊本県)が、公正証書の締結を熊本市の公証人役場に依頼したところ同役場では、印紙税を納入すべしとのことであった。

印紙税法によれば農林公庫の発する証書、帳簿及び土地改良区の業務に関し発する証書、帳簿に関しては何れも印紙税課税を除外されている(同法第5条第5の3号(改正第5条別表第2)及び同条第5の7の2号(改正第5条別表第2))ので、当支店としては公正証書による金銭消費貸借契約の締結に当っても印紙税の納入は必要ないものと判断し、熊本の公証人役場と見解が対立しているため、公正証書の作成が出来ず実務上困却いたしております。

熊本の公証人役場の見解は「確かに私署証書で契約を締結する場合は印紙税の納入は不要であるが、公正証書で契約を締結する場合は、公正証書(原本)は公証人が発行するので、上記課税除外の適用がない」との解釈であります。

なお、このことにつき念のため福岡市の公証人役場の見解も質してみましたが、同役場では当支店と同じ見解で印紙税納入は不要とのことでありました。

以上の通り、公証人役場により見解が不統一であり、今後同様案件は累増するものと思われ、旁々差し当って、36年度貸付決定案件については、貸付実行も出来ず事務処理上困却いたしておりますので、早急に法務省の統一見解を質して御回答願いたく、又当局より右公証人役場に徹底するよう措置方をご依頼下さい。

別紙乙号

農林漁業金融公庫の土地改良区に対する貸付にかかる消費貸借契約書を公正証書により作成する際の印紙税の納入について(回答)

5月29日付農公管第137号で照会のあった標記の件については、印紙税を納めることを要しないものと考えます。

なお、右は国税庁とも打ち合せ済みであり、本件については公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知せしめる措置をとったから、その旨申し添えます。

11 国家公務員共済組合が国家公務員共済組合法第98条第1項第4号の事業として組合員に資金を貸し付け公正証書を作成した場合の印紙税の納入の要否について

(昭38.11.20民事甲3131号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(通達) 別紙甲号のとおり東京法務局所属公証人茂見義勝から照会があり、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

印紙税の納入の要否について

当庁所属公証人茂見義勝から標記について別紙のとおり問合せがありましたが、当職は印紙税を納めることを要しないものと解しますので意見を付して進達いたします。

別紙

印紙税の納入の要否について（照会）

国家公務員共済組合法第98条第1項第4号の事業として、組合員に対して土地購入、住宅建築等のため臨時に資金を貸付け、これを金銭消費借契約公正証書に作成する場合、この公正証書に印紙税の納入を要しますか。

印紙税法第5条6の10の8（改正第5条別表第3）によれば、この場合には印紙税を納めることを要しないものとも解されますが、従来の取扱いは区々であるやに見受けられ、なお今回、大蔵省共済組合において、全国にわたり、支部による組合員に対する臨時貸付を、すべて公正証書作成に統一するについて、右の印紙税納入要否の質問を受けた（大蔵省共済組合側は消極見解）次第であります。

至急何分の御指示をお願いいたします。

別紙乙号

国家公務員共済組合法第98条第1項第4号の事業として組合員に資金を貸し付け公正証書を作成した場合の印紙税の納入の要否について（回答）

9月10日付で照会のあった標記の件については、印紙税を納めることを要しないものと考えます。

なお、右は国税庁とも打ち合せ済みであるから、念のため。

12 印紙税法の適用について

（昭44.2.27民事甲352号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）債務弁済契約公正証書には、印紙税法別表第1、第1号の「契約金額の記載のない契約書」として50円の収入印紙を貼用すべきである。（先例変更）

（通達）別紙甲号のとおり高松法務局所属公証人岡村三郎から照会があり、別

紙乙号のとおり回答したから、この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

印紙税法の適用について

別添雛形の債務弁済契約公正証書は、債権者年金福祉事業団と債務者（私人）間の債務弁済契約につき作成したものであるが、これに貼付すべき印紙につき左記甲、乙、2説あり、小職役場においては乙説に従い記載金額のある証書として該公正証書に金額の区分による印紙を貼用せしめたところ、同公団より甲説に従い該公正証書は記載金額のない証書であるから50円の印紙を貼付すべきのものであり、過誤納の分については還付請求したい旨の申出があり、差迫った問題でありますので甲乙いずれの説に従って印紙を貼付すべきか至急何分の御指示をお願い致します。

記

甲説 別添雛形の債務弁済契約公正証書に記載されている金額は、同公正証書に引用されている原始私署証書に記載の金額であって、同公正証書自体は記載金額がないので、右公正証書は印紙税法別表第1号の「契約金額の記載のない契約書」として50円の印紙を貼付すべきである。（金融法務事情484号23頁参照）

乙説 同公正証書はたとえ原始私署証書を引用してあっても記載金額、弁済方法、利率及び利息の支払方法、遅延損害金その他約款が記載されていて、記載金額の消費貸借の成立を証する証書と解すべきであるから、印紙税法別表第1号の契約金額の記載ある証書として契約金額の区分に応じた印紙を貼用すべきである。

（別添）

第1条 （以下「乙」という。）は、年金福祉事業団（以下「甲」という。）との間の締結した昭和 年 月 日付金銭消費貸借契約証書に基づき、乙が甲に対し負担する債務（以下「債務」という。）を次の条件により弁済するため、この契約を締結する。

- 1 金額 金 円也
- 2 償還期限 新築資金、増築資金及び土地取得資金、金 円也

については、昭和 年 月 日とし、設備備品購入資金、金
円也については、昭和 年 月 日とする。

3 利率 年 分 厘

4 償還方法 半年賦元金均等償還により新築資金、増改築資金及び土地取得資金、金 円也については、昭和 年 月 日を初回として金 円を償還し、以後毎年3月及び9月の各20日に金 円あてを計 回に割拭償還し、期限までに皆済する。

5 利息支払方法及び時期 毎年3月及び9月の各20日に前6ヵ月分を後払いとする。

第2条ないし第15条 略

第16条 乙及び保証人は、この債務を履行しないときはこの債務から生ずる一切の債務金の請求につき強制執行を受くべきことを認諾した。

第17条ないし第20条 略

前貸資金に関する金銭消費貸借契約書

第1条 年金福祉事業団（以下「甲」という。）は、（以下「乙」という。）に対し、昭和 年度融資決定に基づく前貸資金として、証書貸付の方法により金 円を金員で貸渡すものとする。

2 乙は、この契約による貸付金を次のとおり建設又は購入に使用しなければならない。

- | | | |
|--------------|---|----|
| (1) 土地取得資金 | 金 | 円也 |
| (2) 新築資金 | 金 | 円也 |
| (3) 増改築資金 | 金 | 円也 |
| (4) 設備備品購入資金 | 金 | 円也 |
| 合 計 金 | | 円也 |

ただし、甲が承認した添付の設計図書記載のとおりとし、竣功期限は昭和 年 月 日とする。

第2条 甲は、この契約に基づく貸付金を次の方法により貸付けるものとする。

(1) 土地取得資金は、乙が土地の所有権を取得し、かつ、甲のために当該土地の上に抵当権を設定し登記を了したときにおいて、甲の定める

方法により乙又は乙の指定人に交付する。

(2) 新築又は増改築資金は、乙が工事に着手したのち甲において工事の竣工につき審査し、工事の出来高に応じて甲の定める方法により乙又は乙の指定人に対して分割交付する。ただし、最終回の貸付資金については、公正証書による債務弁済抵当権設定契約を締結したのち交付する。

なお、前記貸付けに当たって、あらかじめ担保を徴すべきものについては、担保を提供し若しくは提供することを約した者乙又は乙以外の者（以下「丙」という。）が提供した当該物件の上に甲のための担保権を設定し、かつ、甲が登記済証によって登記を確認したのち交付するものとする。

(3) 設備備品購入資金は、乙が物件の所有権を取得し占有の引渡しを受けたのち、甲のために当該物件の上に譲渡担保設定契約を締結したときに、甲の定める方法により乙又は乙の指定人に交付する。

第3条ないし第4条 略

第5条 乙及び保証人は、甲が請求したときは何時でも貸付金に関し甲の指示に従い債務弁済抵当権設定契約証書を作成するために必要な手続きをとらなければならない。

第6条ないし第26条 略

別紙乙号

印紙税法の適用について（回答）

昭和43年6月7日付照会のあった標記の件については、甲説を相当と考える。

13 債務弁済公正証書に対する印紙税に関する件

（昭45.1.20総394号大阪法務局長照会）

（昭45.3.2民事甲874号民事局長回答）

（要旨）債務弁済契約公正証書は、印紙税法別表第1、第1号の「契約金額の記載のない契約書」に該当する。

（照会）別添雛形の公正証書は、印紙税法別表第1、第1号、「3消費貸借に

関する契約書」のうち、「契約金額の記載のない契約書」に該当するものと考えますが、反対意見（金融法務事情484号23、24頁）もあり、若干疑義がありますので、何分のご指示を賜わりたくお伺いいたします。

別添

金銭債務弁済契約公正証書

第1条 一金 円也

右は債務者何某が昭和何年何月何日債権者何某から借受けた借入金債務であることを当事者はたがいに承認し、債務者は同債務を以下の条項に従って履行することを約し債権者はこれを諾した。

第2条 前条借受金の弁済期利息及び利息の支払期は左のとおりとする。

- 1 弁済期日 昭和何年何月何日
- 2 利率 元金100円につき日歩金何銭何厘
- 3 利息支払期 毎月末日限りその翌年分を前払いのこと

第3条から第8条 略

第9条 何某及び何某は本契約の各条項を承認し債務者の保証人となり債務者と連帯し、且つ、保証人相互間においても連帯して本債務弁済の責に任じ、且つ、連帯保証人が債権者に対して現に有する債権並びに将来取得すべき債権はすべて本債務の担保とすることを承認する。

第10条 債務者及び連帯保証人は債務不履行の場合には直ちに強制執行を受けても異議がないことを認諾した。

（回答）本年1月20日付総第394号をもって照会のあった標記の件について、貴見のとおりと考える。

14 認証済みの定款の内容の一部を変更する旨を記載した書面で認証を要するものに対する印紙税の取扱いについて

（昭49.10.7民一5479号法務局長・地方法務局長あて民事局第一課長通知）

（通知）標記について、別紙のとおり国税庁長官から各国税局長及び沖縄国税事務所長あて通達されたので、この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれない。

別紙

認証済みの定款の内容の一部を変更する旨を記載した書面で認証を要するものに対する印紙税の取扱いについて

会社の設立に当り、商法第167条（定款の認証）、有限会社法第5条（定款の作成）2項又は保険業法第42条（商法の規定の準用）の規定により公証人の認証を受けた定款の内容を発起人等において変更する場合には、当該変更の旨を記載した書面によって公証人の認証を受けなければならないこととされているが、当該書面は、そのみで定款としての機能を有するものではないので、たとえ「変更定款」等と称するものであっても、印紙税法別表第1第7号（改正第6号）文書（定款）に該当しないこととして取扱われたい。

なお、上記定款変更の場合において、変更後の定款の規定の全文を記載した書面によって認証を受けるときは、当該書面のうち、公証人法第62条の3（定款の認証手続）第3項の規定により公証人が保存するものは、印紙税法別表第1第7号（改正第6号）文書（定款）として印紙税が課されるのであるから留意されたい。

第2 金銭消費貸借

1 数事件ヲ列記シタル証書及抄録正本ニ関スル件

（明43.5.16官崎公証人広木幹照会）

（明43.11.25民刑475号民刑局長回答）

（要旨）1 「数事件を列記する証書」中には、金銭消費貸借契約と抵当権設定契約とを一の証書に記載したものを包含する。

2 右の証書については、抵当物件の記載を省略した抄録正本を作成することができる。

（照会）公証人法第49条ノ「数事件ヲ列記スル証書」ニハ金銭貸借ノ法律行為ト其債権担保ノ為メニスル抵当権設定ノ法律行為トラーノ証書ニ記載シタルモノノ如キヲ包含スル義ニ候哉

右包含スルニ於テハ其証書中抵当物件記載ノ部分ヲ省キ其ノ他ノ部分ノミヲ記載シタル抄録正本ヲ請求スル者アルトキハ之ヲ作成交付シ得ル義ニ候哉

(回答) 貴見ノ通

2 既往ニ成立シタル契約ニ付テ公正証書ヲ作成スル件

(大3.9.17安濃津公証人山田竜二照会)

(大3.10.2民1477号法務局長回答)

(要旨) 既に成立した金銭消費貸借についても弁済前であれば、公正証書を作成することができる。

(照会) 公証人ハ弁済期限経過シタル金銭消費貸借契約(例ヘハ大正2年8月1日金若干円ヲ消費貸借シ弁済期限ヲ大正3年7月10日ト定メタル契約ニ付キ大正3年7月11日以後ニ於テ証書作成ノ囑託アリタル如キモノ)ニ付キ公正証書ヲ作成シ差支ナキヤ

(回答) 本年9月17日付稟伺ニ係ル公正証書作成ニ関スル件既往ニ成立シタル金銭消費貸借契約ニ付テモ弁済前ナルニ於テハ公正証書ヲ作成スルコトヲ得ル義ト思考致候此段及回答候也

(同旨) 公証人ハ弁済期限経過後ノ金銭貸借契約ニ付テモ、公正証書ヲ作成スルコトヲ得ヘク、且其証書ニ執行文ヲ付与スル事ヲ得。(大7.2.12仙台公証人片山知何、大7.3.4民395号法務局長回答)

(同旨) 公証人は既往に成立した弁済期到来後の金銭消費貸借についても公正証書を作成して差し支えない(昭29.8.16民事甲1682号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)。

3 無記名債権ノ貸借契約ニ関スル件

(大5.5.12東京公証人菅原良三郎照会)

(大5.6.24民750号法務局長回答)

(要旨) 無記名債権は、消費貸借、使用貸借及び質貸借の目的となり得る。

(照会) 無記名債権ハ消費貸借ノ目的タルヲ得ルモ使用貸借又ハ質貸借ノ目的タルヲ得サルヤ

(回答) 無記名債権ハ消費貸借ノ目的タルヲ得ルノミナラス使用貸借又ハ質貸借ノ目的ト為スコトヲ得ヘシ

4 消費貸借消滅事項ノ記載

(大6.6.8福岡地裁所長照会)

(大6.7.14民1449号法務局長回答)

(要旨) 公証人が前に証書を作成した消費貸借契約について、受取証書等を公正証書で作成したときは、右の契約にかかる証書原簿の備考欄に便宜弁済の旨を記載しておくのは差し支えない。

(照会) 同一公証人ニ於テ前ニ金銭消費貸借ノ公正証書ヲ作成シタル後借主ノ弁済ニ依リ貸主一方ノ囑託ニ依リ受取証書ヲ作成シ又ハ貸主借主双方囑託ニヨリ弁済証書ヲ作成シタルモノノ如キハ前ニ作成シタル消費貸借カ消滅シタルモノナルコトヲ判然セシムル為メ証書原簿ニ記載シタル当該事件ノ備考欄ニ其旨付記セシメ置ク方可然思考候得共若シ其受取証又ハ弁済証書カ他ノ公証人役場ニ於テ作成セラレタルトキハ之レカ通知等ノ規定ナキヲ以テ其付記ヲ為スコトヲ得サルヘキカ故ニ果シテ同一公証人ニ於テ作成シタルモノト雖モ其儘トシ右等付記セシムヘキモノニ非ラサルヘキヤ

(回答) 前段貴見ノ通証書原簿ノ備考欄ニ便宜弁済ノ旨ヲ記載シ置クハ差支ナシ

5 連帯債務者の一人が囑託に参加しない消費貸借契約公正証書の作成について

(昭28.8.5旭川公証人板井一治照会)

(昭28.9.5民事甲1622号民事局長回答)

(要旨) 債権者甲、連帯債務者乙丙間の消費貸借契約において、甲乙間の法律関係のみを公正証書に作成するのであれば、甲乙のみの囑託に応じて差し支えない。

(照会) 甲は乙、丙兩人を連帯債務者として金円を丙に交付して貸付けたとの契約を公正証書とせんとする囑託に於て、交付を受けたる丙は其囑託に加わらず敢て甲、乙のみにて「丙が金円を受領して成立せる消費貸借に乙が連帯債務者となること並に強制執行認諾の条項」ある公正証書作成の囑託に応じ支障なきや御垂示仰度

丙は株式会社として権限ある代表者が金円を受領せるも受領後会社更生法

による更生手続開始決定ありたるため代表権が管財人に移り管財人は進んで公正証書作成に加わらざるに依り乙のみにてなさんとする事情なり。

(回答) 本年8月5日付をもって照会にかかる標記については、甲乙間の法律関係のみを定める内容のものであればさしつかえないものとする。

6 金銭消費貸借公正証書について

(昭29.8.16民事甲1682号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 既往に成立した弁済期到来後の金銭消費貸借についても公正証書を作成して差し支えない。

(通達) 標記について、別紙甲号のとおり福岡法務局長から問合せがあったので、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴管下公証人に周知方なるべく取り計らわれたい。

別紙甲号

昭和28年6月25日東京公証人協会会長問合せに対する同年12月12日附民事甲第2382号貴職回答(民事執行法27条5参照)の解釈について、当庁所属公証人間に左記甲説、乙説と見解を異にする向もあり、いささか疑義もありますので、何分の御指示を仰ぎます。

甲説 公証人は、公正証書作成後1週間以内に執行文を付与することはできないが、既往に成立した弁済期経過後の金銭消費貸借の公正証書作成をも禁止する趣旨ではない。

乙説 公証人は、公正証書作成後1週間以内に執行文付与のできないことは勿論であるが、既往に成立した弁済期経過後の金銭消費貸借契約の公正証書作成もできない趣旨である。

別紙乙号

本年7月26日附総第1302号をもって問合せにかかる標記については甲説を相当と考える。

7 分割融資契約について

(昭31.7.7東京公証人高野正保照会)

(昭31.8.30民事甲1961号民事局長回答)

(要旨) 分割融資契約は、手数料徴収上1個の法律行為と見るべきであり、手数料は、貸付金総額を手数料規則第2条の価額として徴収する。

(照会) 左記公証事務の取扱につき疑義がありますので何分の御指示をお願いする。

1 当事者が一定の金額を一定の期日に数回に分割して一定の金額を順次交付をなす、所謂分割融資契約を締結し、その後1回分又は数回分の金額を授受したが、未だ一部数回分の金額授受未了の場合その法律行為の箇数は

- (1) 全分割金授受完了に依る将来に於ける1箇の債権発生を目的とする1箇の法律行為であるか。
- (2) 又は一定金額の消費貸借の予約と分割金を授受した都度成立した1箇又は数箇の消費貸借が併存するものと解すべきや。

右は解釈の如何に依り手数料の計算並に公証人法第43条に依る印紙貼用額に影響する。

2から4まで 略

目下差迫った事実がありますので至急御回答願ひ度い。

公証事務取扱上の指示申請書に対する補足

昭和31年7月7日附当職提出の公証事務取扱上の指示申請書に左記の補足を致しますから宜敷お願いします。

左記

1 右申請書1の末尾に

手数料は、

- (1) 消費貸借の予約と、金銭授受により成立した各消費貸借につき夫々別個に算出したものを徴収すべきか。
- (2) 或は金銭授受に依り成立した消費貸借は何れも消費貸借予約に附随の法律行為(手数料規則第6条)と認め、消費貸借予約上の金額に依り算出した手数料のみを徴収すべきか。

2 略

(回答) 7月7日付をもって照会にかかる標記について、左記のとおり回答する。

記

- 1 手数料徴収に当っては、所問は1個の法律行為と解すべきである。
 手数料は分割融資契約における貸付金総額を公証人手数規則第2条の法律行為の目的の価額として徴収すべきである。
- 2 から4まで 略

8 水産業協同組合と組合の理事を含む数人との間の金銭消費貸借契約公正証書作成の場合における組合の代表者の記載方について

(昭38.4.9民事甲964号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 水産業協同組合と組合の理事との間で金銭消費貸借契約を締結するときは、当該理事以外の理事が組合を代表し、当該理事以外に理事が存在しないときは、監事が組合を代表すべきである。

(通達) 別紙甲号のとおり仙台法務局長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれない。

別紙甲号

公証事務の取扱いについて(水産業協同組合と組合の理事を含む数人との間の金銭消費貸借契約公正証書作成の場合における組合の代表者の記載方について)

水産業協同組合が債権者となり、その組合の理事4名を含む10名が連帯債務者となって金銭消費貸借契約公正証書を作成する場合、水産業協同組合法第37条によれば組合が理事と契約をするときは監事が組合を代表することになっているが、上記の場合には理事以外の者が債務者に含まれているので監事のみで組合を代表するものとは言い難いので、組合の代表者の記載方は左記のとおりでさしつかえないと考えますが何分のご指示をお願い申し上げます。

記

A 漁業協同組合

理 事 甲

(理事甲、理事乙、理事丙及び理事丁と組合との契約に関する組合代表と

して)

監 事 ○

別紙乙号

公証事務の取扱いについて(水産業協同組合と組合の理事を含む数人との間の金銭消費貸借契約公正証書作成の場合における組合の代表者の記載方について)

1月24日付総日記第34号で照会のあった標記の件については、当事者となる4名の理事以外の理事が組合を代表すべきものとする。

なお、当事者となる4名の理事以外に理事が存在しないときは監事が組合を代表すべきものとする。

9 地方住宅供給公社法に関する件について

(昭41.3.16総経193社団法人日本損害保険協会照会)

(昭41.4.5民事甲1071号民事局長回答)

(要旨) 住宅協会が地方住宅供給公社に組織変更した場合、後者は前者の債務を当然承継する。

(照会) 昭和40年6月10日法律第124号として公布されました地方住宅供給公社法附則第2号は公益法人である地方住宅協会等が地方住宅供給公社へ組織変更することについて定めて居ります。

而して、当協会加盟損害保険会社(社員会社20社)は政府・地方公共団体の住宅政策にご協力申し上げる意味合いから、昭和30年以来各地住宅協会等に対し損害保険会社20社が共同して相当の融資を実施して参りました。

この融資に際しましては、その都度金銭消費貸借契約を締結し、公正証書を作成することにより融資を実施して居ります。

先般、上記各地住宅協会等のうち、財団法人兵庫県住宅協会より地方住宅供給公社法に基づき、昭和40年11月15日兵庫県住宅供給公社に組織変更した旨通知がありましたが今後も各地住宅協会等より財団法人兵庫県住宅協会と同様の組織変更があるものと予測される次第であります。

つきましては、前記損害保険会社20社の共同融資に係る債権保全の関係上、財団法人兵庫県住宅協会が地方住宅供給公社法附則第2号に基づき兵

庫県住宅供給公社に組織変更されたことに伴い、両者間に人格上の変動はないと解釈し、後者は前者の債務を別段の意思表示がなくとも当然に承継するものでありましょうか。因みに信用金庫法は同法第60条第2項において、合併後存続する金庫又は合併に因って成立した金庫は、合併に因って消滅した金庫の権利義務を承継する旨定めて居りますが地方住宅供給公社法には斯かる明文がございません。しかし同法の立法主旨からみて、本件の組織変更は前者の債務を後者が当然に承継するものと考えますがもし左様な解釈に誤りがなければ、同法に基づく組織変更につきましては融資当初に作成した公正証書を書換える必要はないものと考えますがこの点につき法制ご当局のご見解をご教示賜りたく、ご多用中誠に恐縮に存じますなるべく早急にご回答下さいますようお願い申し上げます。

(回答) 3月16日付で照会のありました標記の件は、貴見のとおりと考えます。

10 貸金業規制法等に基づく金利の契約に関し公正証書作成嘱託があった場合の取扱いについて

(昭58.10.14民一5967号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 利息制限法に基づく上限率を上回る金利の契約に関し公正証書作成の嘱託なされた場合、同法の限度内の利率に引直して公正証書を作成することについて、当事者双方の承諾があれば、これに応じて差し支えない。この場合において、委任状の利率の記載を変更させる必要はない。

(通達) 標記について別紙甲号のとおり日本公証人連合会会長から照会があり別紙乙号のとおり回答したので、貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれない。

別紙甲号

かねてから当連合会においては、本年11月1日から貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)(以下「法」と略称)が施行されることに伴い、利息制限法に基づく上限率を上回る金利の契約に関し公正証書作成嘱託がなされた場合の取扱いについて検討中のところ、このたび下記により嘱託に応ずることが相当であるとの意見を取りまとめましたが、貴職の御内意を承りたく度くお伺いします。

記

甲説 法20条は、公正証書作成を前提としているので、嘱託に応ずることが相当であるが、公正証書の内容は、公証人法26条に違反してはならない。

したがって、利息制限法に基づく限度内の利率に引直して公正証書を作成することについて、当事者双方の承諾があれば、嘱託に応じこれについて公正証書を作成すべきである。

右の場合、利息制限法に基づく制限の範囲内の利率ならば、真実の契約内容を変更したことにならないので、委任状の記載を変更させる必要はない。

乙説 法20条は、公正証書作成の委任状に貸付の利率を記載することを要求しているが、これは当然その利率が公正証書に記載されることを予定しているものである。

したがって、嘱託にあたり提出された委任状に記載されているものと同一の内容について公正証書を作成することとして嘱託に応ずべきである。

右の場合、執行認諾は利息制限法に基づく限度内の利率の範囲内においてさせることとし、執行文は利息制限法に基づく利率の制限内の部分について付与するものとする。

別紙乙号

本年9月26日付け書面をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。

11 執行文の付与の期間等について

(平2.3.29民一1149号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 強制執行認諾約款を含む金銭消費貸借公正証書に記載する弁済期等を証書作成の日から1週間以内の日とすることができるとした事例

(通達) 標記について、別紙甲号のとおり日本公証人連合会会長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したので、貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれない。

別紙甲号

強制執行認諾約款を含む金銭消費貸借公正証書（債務弁済契約公正証書を含む。以下同じ。）に記載する弁済期及び当該公正証書につき執行文を付与する時期に関しては、公正証書作成の日から起算して1週間以内の日とすべきでないとする取扱いが妥当である旨の先例（昭和28年12月12日民事甲第2382民事局長回答）が示されているところではありますが、この先例は、債務者保護の観点によるものと解されるところ、この趣旨にかんがみますと、上記の弁済期及び執行文付与の時期につき、下記のような取扱いをすることも差し支えないと考えております。ついては、この点につき貴見を伺いたく、照会致します。

記

- 1 強制執行認諾約款を含む金銭消費貸借公正証書を作成する場合において、囑託当事者の権利関係の内容、短期の弁済期を定める理由その他諸般の事情に照らし、債務者保護の理念に反しないと認められるときは、公正証書作成の日から起算して1週間以内の日を弁済期とするものを作成すること。
- 2 強制執行認諾約款を含む金銭消費貸借公正証書上の債務者の給付が割賦弁済その他の定期給付にかかるものであって、その第1回目の弁済期が公正証書作成の日から起算して1週間以内の日である場合であっても、債権者の権利保護を緊急に図る必要があると認められるときは、その公正証書につき作成の日から起算して1週間以内の日に執行文を付与すること。

別紙乙号

本月22日付け日公連庶第14号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおり取り扱って差し支えない。

第3 (根) 抵当権設定

1 根抵当権設定契約証書ニ執行文付与ニ関スル件

(明42.8.2名古屋地裁所長照会)

(明42.10.22民刑872号民刑局長回答)

(要旨) 根抵当権設定契約公正証書には民事訴訟法第559条第3号に該当する請求の金額の記載がないから執行ある正本を付与することができない。

(照会) 公正証書ヲ以テ不動産ヲ抵当トシ金500円ヲ限度トシ金銭貸借ノ契約ヲ為シ其額ハ通帳ニ依ルコトトセリ(所謂根抵当)而シテ通帳計算ノ結果300円弁済ヲ怠レリ法ノ場合ニ於テ公証人ハ不動産ニ対スル執行正本ヲ付与シ得ルヤ否ヤ(勿論公正証書ニハ弁済ヲ怠リタル場合ニハ直チニ執行ヲ受クルモ異議ナキ旨約諾ノ記載アリ)ニ関シ左記2説アリ何レヲ可トスヘキヤ差掛リタル事件有之候ニ付キー応貴局ノ御意見承知致度此段及御問合候也

第1説 執行正本ハ付与スルコトヲ得ス

公正証書ニ依ル債務名義ハ民訴第559条第5号ニ明定セシ如ク一定ノ金額ノ支払ヲ目的トスル請求ナラサルヘカラス然ルニ本問ノ如キハ或程度(500円)迄金銭カ貸借スヘキコトヲ予約シタルニ過キサレハ民訴第559条第5号ニ該当スヘキモノニアラス

第2説 執行正本ノ付与ハ適法ナリ

当事者双方合意ノ上金500円迄貸借スヘキ契約ヲ締結シ此契約ニ基キ貸借シタル金銭ノ弁済ヲ怠リタルトキハ直チニ執行ヲ受クルモ異議ナキ旨約シタル公正証書ニ基ク以上ハ金500円ヲ超過シタルモノニ付テハ執行シ得サルコト勿論ナリト雖モ其範囲内ニ於ケル請求ハ之ヲ執行シ得サルノ道理ナシ若シ第1説ノ如キ狭義ノ解釈ヲ為サンカ金500円ヲ貸与シ其弁済ヲ怠リタルトキ内金300円ヲ請求スル場合ニ於テモ尚ホ執行シ得スト云ハサルヘカラサルノ不条理ヲ来タサム

(回答) 本年8月2日附ヲ以テ御問合相成候公正証書ノ執行力アル正本付与ニ関スル件ハ公正証書ニ依ル執行シ得ヘキ債務名義ニハ執行ニ必要ナル原因ノ記載ナカルヘカラス然ルニ根抵当権設定契約公正証書ニハ民事訴訟法第559条第5号ニ該当スル請求ノ金額ニ付キ記載ナキモノナルヲ以テ公証人ハ之ニ対シ執行力アル正本ヲ付与スルコトヲ得サル義ト思考致候此段及回答候也

2 債権の一部ニ対シ抵当権設定ノ件

(昭16.10.22神戸公証人高橋浅太郎照会)

(昭16.11.7民事甲987号民事局長回答)

(要旨) 債権の一部を被担保債権として抵当権を設定することは妨げない。

(照会) 左記ノ如キ案件ニ付事務取扱上疑義相生シ候ニ付何分ノ御指示相成度

此段及稟伺候也

記

貸主甲借主乙間ノ貸金(又ハ貸越契約ノ極度金額)8万円也ニ付キ乙及第三者丙ハ金額ニ対シ、丁ハ内金6万円也ニ対シ各抵当権(又ハ根抵当権)ヲ設定シタリ

右丁ノ抵当権設定ニ付左ノ数説アリ

- 1 債権額ノ一部ニ対スル抵当権ノ設定ハ許スヘカラス
- 2 債権額ノ一部ニ対スル抵当権ノ設定モ有効ナリ
- 3 普通貸金ニ付テハ1ノ説可ナルモ、根抵当ハ極度金額ノ一部ニ対スル根抵当権ノ設定モ之ヲ認ムヘキモノナリ

(回答) 債権ノ一部ヲ被担保債権トシテ抵当権ヲ設定スルハ之ヲ妨ケサルモノト思考致候条此段及御回答候也

3 求償担保に対する件

(昭25.1.30民事甲254号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 債務の保証人が将来主たる債務者に対して取得すべき求償権を担保するため、あらかじめ主たる債務者に抵当権を設定させることは可能である。

(通達) 標記の件については別紙甲号の通り農林中央金庫復興融資部長から照会があったので、別紙乙号の通り回答しておいたから、この旨貴管下登記官吏に周知方然るべく取り計らわれない。右通達する。

別紙甲号

金銭消費貸借契約の債務保証人が将来保証債務を履行した場合取得する主たる債務者に対する求償権を担保せしむるためあらかじめ、抵当権を設定せしむることは可能であると存じますが、若干の疑義もあり且つところによっては之が登記申請を受理せられない地方法務局もあるやに聞及びま

すので、之について貴局の御見解と御方針を御教示願いたく御伺い致します。

別紙乙号

昭和25年1月14日附で照会のあった標記の件については、貴見の通り将来発生することあるべき求償権を担保するため、抵当権を設定することができるものと考えます。右回答する。

4 根抵当権設定金銭消費貸借契約公正証書に基く執行文付与に関する件

(昭28.11.11民事甲2145号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 極度額を貸付額とみなす趣旨の約旨があっても、根抵当権設定金銭消費貸借契約公正証書は、執行証書とならない。

(通達) 標記の件について別紙甲号のとおり高知地方法務局所属公証人戸梶重明、同川島祐雄から問合せがあったので別紙乙号のとおり回答したから、貴局所属公証人に周知方然るべく取り計らわれない。

別紙甲号

手形取引による根抵当権設定契約公正証書には、民事訴訟法第559条第3号に該当する請求の金額につき記載なきをもって、執行力ある正本を付与することを得ないとの先例(明治42.10.22民刑第872号民事局長回答)がありますが、右証書の強制執行認諾の条項を「債務者は債務不履行のときは債権者に対し、金何円(極度額を表示する)をもって債務金額とし、即時弁済することを特約し、該債務不履行の場合は、直ちに強制執行を受けても異議がないことを認諾した」とした場合にも、なおかつ執行力ある正本を付与することができませんか。お伺いいたします。

別紙乙号

本年6月29日付をもって問合せのあった標記の件については、所問に掲げる条項は、単に執行文の付与を受けるために用いた形式的表現にすぎず、極度額を債権金額とする債権が確定的に生じているものとは認められないから、執行文を付与することはできないものと考えます。なお、貸付金債権について債務名義を得るには、現実の貸付金債権を表示した公正証書を別個に作成する外はない。

5 分割融資契約について

(昭31.7.7東京公証人高野正保照会)

(昭31.8.30民事甲1961号民事局長回答)

(要旨) 1 分割融資契約は、手数料徴収上1個の法律行為とみるべきである。

手数料は、貸付金総額を手数料規則第2条の価額とする。

2 分割融資契約には普通の抵当権を設定すべきである。

3 分割融資契約公正証書については、既に金銭の授受があった部分にのみ強制執行認諾約款を付しうる。

4 分割融資契約における未融資金の授受証明は、民訴第528条第2項の債権者の証明事項でない。

(照会) 左記公証事務の取扱につき疑義がありますので何分の御指示をお願いします。

1 当事者が一定の金額を一定の期日に数回に分割して一定の金額を順次交付をなす、所謂分割融資契約を締結し、その後1回分又は数回分の金額を授受したが、未だ一部数回分の金額授受未了の場合その法律行為の箇数は

(1) 全分割金授受完了に依る将来に於ける1箇の債権発生を目的とする1箇の法律行為であるか。

(2) 又は一定金額の消費貸借の予約と分割金を授受した都度成立した1箇又は数箇の消費貸借が併存するものと解すべきや。

右は解釈の如何に依り手数料の計算並に公証人法第43条に依る印紙貼用額に影響する。

2 第1掲記の事案における債権を担保するため抵当権を設定する場合

(1) 将来発生する債権を担保するものであるから、所謂根抵当権を設定すべきであるか。

(2) 一定した金額の将来の債権であるから、普通の単純な抵当権を設定することができるか。

参照 大審院大正15年12月3日判決並に大審院昭和8年判例同年ツ第60号民事判例集第12巻330頁、法務省民事局長昭和25年1月30日回答、昭和26年3月8日民事甲463号民事局長通達

3 前記事実においては借主に一定の事由あるときは爾後の融資即ち分割金の授受をしない旨の約定が定められているが、

(1) かかる事実の公正証書には債権金額が一定しないから、債務者の債務不履行を条件とする強制執行認諾条項を付し得ないか、若し付し得ないとせば既に金銭の授受があった部分についてのみ消費貸借が成立したもとして強制執行認諾条項を付するを可とするか。

(2) 公正証書作成当時においては将来の債権金額が一応一定しているのであるから、債権全額につき強制執行認諾条項を付け得るか。

4 前記事実における金銭授受は民事訴訟法第528条第2項に所謂債権者の証明すべき事項であるか如何、一般には債権発生事項は債権者において証明すべきものと解釈される。

右解釈如何に依り、強制執行開始の条件として公正証書の謄本の外、同条項の執行文の謄本の交付及債権者提出の証明書の謄本の作成の要否も分れて来る。

目下差迫った事実がありますので至急御回答願ひ度い。

公証事務取扱上の指示申請書に対する補足

昭和31年7月7日附当職提出の公証事務取扱上の指示申請書に左記の補足を致しますから直敷願ひします。

左記

1 右申請書1の末尾に

手数料は、

(1) 消費貸借の予約と、金銭授受により成立した各消費貸借につき夫々別個に算出したものを徴収すべきか。

(2) 或は金銭授受に依り成立した消費貸借は何れも消費貸借予約に附随の法律行為(手数料規則第6条)と認め、消費貸借予約上の金額に依り算出した手数料のみを徴収すべきか。

2 申請書4中「金銭授受は」とは申請書1記載の金銭授受未了分につき将来引渡さるべき金銭の授受と御了承を請う。

(回答) 7月7日付をもって照会にかかる標記について、左記のとおり回答する。

記

- 1 手数料徴収に当っては、所問は1個の法律行為と解すべきである。
手数料は分割融資契約における貸付金総額を公証人手数料規則第2条の法律行為の目的の価額として徴収すべきである。
- 2 (2)のとおり。
- 3 (1)後段のとおり。
- 4 消極に解すべきである。

第4 譲渡担保

1 売渡抵当契約ニ関スル件

(大4.6.24及大4.7.8福井地裁所長照会)

(大4.9.4民1137号法務局長回答)

(要旨) 売渡抵当契約は、当事者がその効力を生ぜしめる真意のない虚偽の意思表示であるときは無効であるが、信託行為としての効果を生ぜしめるものであるときは必ずしも無効ではない。

(照会) 甲者カ其所有動産ヲ担保トシテ乙者ヨリ金員ヲ借用スルニ当リ所有権移転ノ効力ヲ生セシムル意思ヲ以テ其動産ヲ売渡抵当ト為シ之カ売買公正証書ヲ作成セシメタル後其弁済方法トシテ甲者ハ其動産ノ賃借人、乙者ハ其賃借人名義ヲ用ヒ右売渡動産ノ賃貸借契約公正証書ヲ作成セシメントスルハ勢ヒ不得止カ如クナルモ右ハ虚偽ノ公正証書ニシテ無効ナルヘク從テ公証人ニ於テ其事実ヲ知ルニ於テハ公正証書ヲ作成スヘキモノニ非ス但嘱託アルニ於テハ内部関係タル金員貸借ノ事実ニ基キ金員貸借契約公正証書ヲ作成スルハ有効ニシテ当然ノ義ト思考候モ聊カ疑義有之及御問合候条至急何分ノ御回答相成度候也

(法務局長ノ照会ニ対スル再問合) 本月24日付日記第1159号ヲ以テ公正証書作成ノ件問合ニ対シ民第1015号ヲ以テ御照会ノ越了承從前一定ノ家具類ヲ売買シ其家具類ヲ買主ニ於テ売主ニ賃貸シ即チ前記ノ売買当事者間ニ於テ賃貸借契約ヲ為シ賃貸主ハ賃貸物件ヲ売戻ス権利アル旨ノ約款ヲ附シ公正証書ヲ作成セシメタル者有之右ハ前記ノ売買ハ其実売渡抵当ニ過キサリシモノト思考ス売渡抵当ハ其売買当事者間ニハ所有権移転セス從テ其売渡

抵当後即チ別紙第1号売買公正証書(証書面ハ通常売買ノ形式ヲ採ル)作成後売主カ売渡物件ヲ継続使用センカ為メ其買主トノ間ニ別紙第2号ノ如ク賃貸借契約公正証書ノ作成ヲ嘱託スルモ所有権移転ナキ売買当事者間ニ賃貸借契約ノ成立スヘキ謂ハレナキヲ以テ公証人ニ於テ相当注意ノ上前記ノ売買カ其実売渡抵当タルノ情ヲ知ルニ於テハ右賃貸借契約公正証書作成ノ嘱託ヲ拒ムヲ相当トスヘク而モ売渡抵当ニ於ケル売買代金ハ其売買当事者間ノ関係ニアリテハ一種ノ貸借金員ニ外ナラサレハ若シ其嘱託アルニ於テハ別紙第1号売買公正証書作成後即時即チ貸借金員ハ前記ノ売渡抵当代金タルノ情ヲ知りツツ別紙第3号ノ如ク金員貸借公正証書ヲ作成スルモ敢テ虚偽違法ノモノニ非サルヘシト思考ス右卑見ノ当否ニ付御意見承知致度別紙相添ヘ更ニ及御問合候也

(別紙第1号)

動産売買公正証書(抄)

第1条 売渡人甲ハ其所有ニ属スル何町何番地建物ニ附属スル畳何枚一(以上詳細明確ニ記載ス)ヲ代金120円ニテ売渡シ買受人乙ハ之ヲ買受ケタリ

第2条 買受人乙ハ代金120円ヲ支払ヒ売渡人甲ハ之ヲ受領シタリ

(別紙第2号)

動産賃貸借公正証書(抄)

第1条 賃借人乙ハ其所有ニ属スル何町何番地建物ニ附属スル畳何枚一(物件ハ詳細明確ニ記載ス而シテ前号売買物件ト同一ナリ)ヲ1ヶ年間1ヶ月10円ノ賃料ヲ以テ貸渡シ賃借人甲ハ之ヲ借受ケタリ

第2条 賃料ノ支払期日ハ毎月末日トス

第3条 賃貸期間内ニ拘ラス賃借人甲ハ120円(支払済ノ賃料アレハ之ヲ控除ス)ヲ提供シ賃貸物件ヲ買受クルノ権利アリ賃借人乙ハ之ニ応シ売渡ス義務アリ

第4条 賃借人乙ハ賃貸期間満了後ニ在リテハ代金120円(支払済ノ賃料アレハ総テ之ヲ控除ス)ヲ以テ賃貸物件ヲ売渡ス権利アリ賃借人甲ハ之ヲ買受クル義務アリ

(附言) 売渡抵当ノ場合ハ買主ニ於テハ金員ノ返済ヲ希望シ売主ハ売渡

物件ノ完全ニ己レニ帰属センコトヲ希望スルニ依リ右第3第4条ノ如キ約款ヲ付シタルモノナリ

(別紙第3号)

金員貸借公正証書(抄)

第1条 貸主乙ハ金120円ヲ貸渡シ借主甲ハ之ヲ借受ケタリ

第2条 返済期限ハ何年何月ヨリ毎月末日10円ヲ支払ヒ12ヶ月後何年何月マテニ完済スルモノトス

第3条 借主甲ハ120円ヲ完済スルニ至リシトキハ先キニ公正証書ヲ以テ借主甲ヨリ貸主乙ニ貸渡セシ何町何番地建物ニ附属スル畳何枚(物件ハ詳細明確ニ記載ス)ノ売渡ハ当然解除ス

(回答) 本年7月8日付日記第1232号ヲ以テ御問合相成候公正証書作成ニ関スル疑義ノ件ハ問合面前段設例ノ如キ契約ハ当事者カ行為ノ効力ヲ生セシムル真意ナキ虚偽ノ意思表示ヲ為シタルモノナルトキハ固ヨリ無効タルヘキモ反之信託行為トシテ所謂売渡抵当契約ヲ為スモノナルトキハ必シモ無効ニアラサルヘク然カモ後段設例ノ如ク売買証書ト消費貸借証書トノ授受ヲ為ストキハ契約面ニ於ケル計算関係ハ当事者ノ意思ニ吻合セサルコトナリ信託行為トシテ法律上ノ効果ヲ生セシムルコト能ハサルヲ以テ斯ル契約ニ付テハ公正証書作成ノ囑託ニ応スヘキモノニ非スト思考致候此段及回答候也

第5 貸借

1 公正証書ノ効力ニ関スル件

(明43.2.15高松地裁所長照会)

(明43.8.5民刑137号民刑局長回答)

(要旨) 1 利息制限法ノ規定を潜脱する目的とした仮装の貸借契約は無効である。

2 競売期日ノ公告を為さずニ競売手続を完結すべき旨ノ契約ハ、公ノ秩序ニ反スル無効ノ行為であるから、執行官ハもちろん、当事者モこれに拘束されナイ。

(照会) 1 動産貸借証書ニ賃借人カ賃借物ノ返還ヲ遅延シ若クハ之ヲ拒ミ

タルトキハ賃借人ハ返還ニ代ヘ(「返還ニ代ヘ」トノ文字ヲ「賃借物ノ所有権ヲ抛棄シ云々」ト書換ヘタルモノアリ)金幾100円ヲ請求スルコトヲ得ヘク賃借人ハ其金額ニ付キ強制執行ヲ受クヘキコトヲ約諾シタルモノアリ然レトモ賃借物ノ返還ヲ遅延シ若クハ之ヲ拒ムトキハ相当ノ手續ニヨリ権利ノ救済ヲ求ムヘク若シ損害ヲ生シタルトキハ之ヲ賠償セシムルコトヲ得ヘシ本契約ノ如キハ高利貸債権者カ債務者ニ一定ノ金額ヲ給付シ其所有動産ヲ買取スルト同時ニ之ヲ債務者ニ貸貸シ一定ノ賃料ヲ取メ期限ニ至リ先ニ給付シタル基本金ヲ取戻サン為メノ手段ニ出ツルモノニシテ契約ノ内容甚タ不穩当ナルノミナラス賃借人ヲ強制シテ賃借物ヲ買取セシメ其代金ニ対シ強制執行ヲ為サントスルモノニシテ不法ノ契約タルヲ免カレサルカ如シ右ノ契約ハ果シテ効力アリヤ否ヤ

2 一定ノ金額ノ支払ヲ目的トスル請求ニ付キ作成シタル公正証書ニ債務者ヲシテ債務ノ履行ヲ怠ルトキハ強制執行ヲ受ケ即時競売セラルヘキコトヲ約諾セシメ他日債権者ハ執行文ノ付与ヲ受ケ執達吏ニ委任シ債務者ノ動産ヲ差押フルト同時ニ公告ヲモ為サス直ニ競売シ其代金ヲ取得スルコトアリ畢竟高利貸カ強制執行ニ際シ他債権者ノ配当要求ヲ避ケントスル手段ニシテ競売ノ日時場所ヲ公告セサルヲ以テ競売申出人僅少ニシテ競売価額ヲ適当ニ競り上クルコトヲ得ス然レトモ(旧)民事訴訟法第575条但書ニハ利害関係ノ合意ニ依リ競売期日ヲ短縮スルコトヲ許シ殊ニ同条但書ニ依レハ腐敗シ易キ物ノ換価ニ付テハ公告ヲ為サスナキコトアルヘケレハ利害関係人ノ合意アルトキハ公告ヲ為サス差押物ヲ即時競売ニ付スルコトヲ得サシメサルヘカラス又期日短縮ノ合意ハ予メ許ササル性質ノモノニアラサルニ付右ノ如ク公正証書ヲ以テ合意スルトキハ有効ト為ササルヘカラサルカ(競売完結前執行力アル正本ニ依リ配当ヲ要求スル債権者ヨリ法定期間ノ公告ヲ求ムルトキハ右合意ノ無効ナルハ勿論ナリ)他ニ時弊矯正ノ方法ナキヤ

(回答) 1 貸借契約カ真正ニ成立シタルモノトセハ本問ノ請求ハ損害賠償ノ額ヲ予定シ又ハ違約金ヲ約シタルモノト認ムルヲ相当トスヘキモ金銭消費貸借ノ事実ニ付キ貸借契約ヲ仮装シ利息制限法ノ規定ヲ潜脱スルノ目的ヲ以テ為シタル契約ナルニ於テハ其契約ノ無効ナルハ勿論ナリトス

2 有体動産ニ対スル強制執行ハ民事訴訟法ノ規定ニ従ヒ相当ノ期間ヲ以テ

競売期日ヲ定メサルヘカラサルモノニシテ差押債権者及債務者間ニ於テ予メ期日公告ヲ為サスシテ競売手續ヲ完結スルコトニ付契約ヲ為スモ其契約ハ公ノ秩序ニ反スル事項ヲ目的トスルモノニシテ素ヨリ其効力ヲ生セサルモノトス從テ執達吏ハ勿論当事者ニ於テモ該契約ニ拘束セラルヘキモノニアラス

2 無記名債権ノ貸借契約ニ関スル件

(大5.5.12東京公証人菅原良三郎照会)

(大5.6.24民750号法務局長回答)

(要旨) 無記名債権は、消費貸借、使用貸借及び質貸借の目的となり得る。

(照会) 無記名債権ハ消費貸借ノ目的タルヲ得ルモ使用貸借又ハ質貸借ノ目的タルヲ得サルヤ

(回答) 無記名債権ハ消費貸借ノ目的タルヲ得ルノミナラス使用貸借又ハ質貸借ノ目的ト為スコトヲ得ヘシ

3 借地法ニ関スル件

(大10.6.4東京公証人加藤信存照会)

(大10.6.16民事2538号民事局長回答)

(要旨) 処分ノ権限ノない者は、建物所有のための土地の賃貸借契約をすることはできない(民法第602条参照)。

(照会) 処分ノ権限ナキ者ハ借地法ニ依ル賃貸借契約ヲ為スコトヲ得ルヤ否ヤ

(回答) 本年6月4日付稟伺ノ件ハ処分ノ権限ナキ者ハ借地法ニ依ル賃貸借契約ヲ為スコトヲ得サル儀ト思考致候

4 借地法違反の公正証書作成について

(昭33.9.11釧路公証人田利清照会)

(昭33.9.19民事甲1989号民事局長回答)

(要旨) 借地法に規定する期間より短い存続期間を約定する宅地賃貸借契約については、一時使用の賃貸借と認められない限り、公正証書を作成してはならない。

(照会) 本職は建物の所有を目的とする宅地賃貸借契約の公正証書作成を依頼を受けたとき、その存続期間は借地法に準拠して作成しているのですが、時々賃貸借期間を3年又は5年とした短期間契約の作成を依頼して来る者があります。このような場合は借地法の強制規定に反する旨を述べてお断りしているのです。

然るに「他の公証人においては3年でも5年でも希望通りの存続期間で作成して呉れるに」と言って本職に対し右の様な証書作成を強要して来る者があり、その公正証書を持参して示された者もあります。凡間によると「当事者が希望する以上借地法にかかわらずして作成して差支えない」とし且つ慣習的に作成されているとの事があります。

本職就任以来日浅く慣習の存在等は知らざるも公証人の資格、従来貴庁よりの違法の公正証書作成に対する注意、及び公証人法第26条等によって、このような借地法を無視した短期間の契約公正証書は作成すべきでないと思ひます。然し当事者の意思を尊重し借地法の期間より短かいのは期間の定めのないものと解して作成しても差支えないでせうか。御手数ながら折返し何分御指示を御願ひします。

(回答) 照会のあった借地法に規定する期間より短い存続期間を約定する宅地賃貸借契約公正証書は、(旧)同法第9条に該当すると認められない限り、貴見のとおり作成すべきでない。

5 建物賃貸借契約における保証金差入条項について

(昭36.11.27民事甲2975号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 建物賃貸借契約とともにされる保証金差入契約は、附随の法律行為に該当する。

(通達) 別紙甲号のとおり東京法務局所属公証人高野正保から照会があり、別紙乙号のとおり回答したからこの旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれない。

別紙甲号

左記公証事務の取扱に関し疑義がありますので、何分の御指示をお願いします。

建物賃貸借契約に関連し為される保証金差入契約につき手数料を徴収す

べきや否や。

建物賃貸借契約を締結するに当り賃借人が貸借人に対し相当額の敷金を差入れる外別途に相当多額（敷金の数倍に当る）の保証金を差入れる契約をする事例がある而も右保証金は敷金と異り賃貸借存続期間中と雖も一定の据置期間後年賦償還を為し且つ極めて低率であるが利息（年2分乃至4分）を支払う約定をしている敷金契約は賃借人の賃貸借契約上の債務を担保する契約であって附随行為と見るべきであるから手数料を徴収すべきものでないこと勿論であるが、

保証金差入契約については

- 1 賃借人の契約上の債務を保証する一種の担保行為であって賃貸借契約に附随する法律行為と観るべきであるから手数料を徴収すべきものでない
- 2 本事案の場合は既に賃借人の債務を担保するに足る敷金を差入れている上に更に多額の保証金を差入れ而も賃貸借の存続中に償還し且利息支払の約定を為すものであるから保証金契約は賃貸借契約と同時に成立しても該契約とは別個独立の契約であって実質上は寧ろ消費寄託又は消費貸借に近い性質を有する従って手数料を徴収すべきであるとの両説あり、手数料の徴否に関し公証役場の取扱も区々に分れているのでこれ統一する必要がある。

別紙乙号

8月7日付で照会のあった標記の件は、公証人手数料規則第6条にいう附随の法律行為と解する。

第6 使用貸借

1. 無記名債権ノ貸借契約ニ関スル件

(大5.5.12東京公証人菅原良三郎照会)

(大5.6.24民750号法務局長回答)

(要旨) 無記名債権は、消費貸借、使用貸借及び賃貸借の目的となり得る。

(照会) 無記名債権ハ消費貸借ノ目的タルヲ得ルモ使用貸借又ハ賃貸借ノ目的タルヲ得サルヤ

(回答) 無記名債権ハ消費貸借ノ目的タルヲ得ルノミナラス使用貸借又ハ賃貸借ノ目的ト為スコトヲ得ヘシ

第7 売 買

1 囑託人ニアラサル相手方ノ面識等ニ関スル件

(明42.8.20長野地裁所長照会)

(明42.9.28民刑970号民刑局長回答)

(要旨) 売買契約について、売主だけが囑託人であるときは、買主については公証人がその氏名を知り、面識あることを要しない。

(照会) 売買契約ニ付売主ノ一方ノミ囑託人タルトキハ買主ニ付テハ公証人カ其氏名ヲ知り且面識アラサルモ差支ナキヤ

(回答) 貴見ノ通

2 売買契約ノ解除ニ関スル件

(明43.5.16宮崎公証人広木幹照会)

(明43.11.25民刑475号民刑局長回答)

(要旨) 1 解除条件付売買についての条件成就は事実すぎないので、法律行為についての証書の作成を必要としない。

2 履行を終えた売買を解除する契約は、手数料規則第22条第2号にあたらない。

(照会) 賃貸借ノ残期間ニ付其契約ヲ解除スル場合ノ手数料ハ手数料規則第13条第1号ニ依ルヘキ旨民刑局長ヨリ某公証人ノ伺ニ対シ御回答相成居候処当事者ノ双方カ既ニ履行シタル売買行為ヲ当初其売買ニ附帯セシメタル解除条件ヲ満タシタルニ因リ売買ヲ解除スル証書作成ノ手数料モ右ニ準シ可然候哉（双方トモ既ニ履行セシモノナレハ規則ノ明文ニ適合セスト雖モ最初ノ売買行為ト同一ノ手数料ヲ受クルハ囑託人ニ酷ナルノ感有之候）

(回答) 問合ノ趣旨解除条件付売買ノ条件成就ニ付テノ証書作成ニ関スルカ將タ契約ニ因ル売買ノ解除ニ付テノ証書作成ニ関スルカ判明セサルモ前段ノ趣旨ナリトセハ解除条件ノ成就ハ単純ノ事実ナルヲ以テ法律行為ニ付テノ証書作成ヲ要セサルヘク又後段ノ趣旨ナリトセハ履行ヲ終ヘタル売買ノ解

除ノ意思表示ナルヲ以テ手数料規則第13条第2号ヲ適用スヘキ限リニ非サルハ勿論ナリトス

3 売買契約ト同時ニ為ス相殺ニ関スル件

(昭6.11.30長野公証人大塚等照会)

(昭6.12.24民事1289号民事局長回答)

(要旨) 売買契約と同時に、売主が買主に対して負担する旧債務を承認し、その債務額と売買代金の相当額とを相殺した旨を記載した証書を作成した場合は、売買についてのみの手数料を受けるべきである。

(照会) 当事者双方ノ囑託ニ依リ売買ト同時ニ売主ハ買主ニ対シ従来其負担シタル一又ハ二以上ノ債務ヲ承認シ売買代金ニ付テハ右承認シタル債務額ノ内一部カ其対等額ニ於テ当事者双方相殺ヲ為ス契約ヲ為シタル事項ヲ同一公正証書ニ作成シタル場合ニ於テ右売買、承認、相殺ノ各行為ハ各々独立シタル法律行為ナルヲ以テ売買ニ付テハ規則第2条第4条ニ依リ債務承認ニ付テハ同第2条第13条第1号ニ依リ相殺ニ付テハ同第2条第4条ニ依リ各別ニ手数料ヲ徴収スヘキモノナルヤ或ハ又相殺ハ売買ノ附随ノ法律行為ニシテ承認ハ相殺ノ附随ノ法律行為ナリト解シ同第6条ニ從ヒ承認相殺ニ付テハ何レモ之カ手数料ヲ徴収セス単ニ売買ニ付テノミ手数料ヲ徴収スヘキモノニ候ヤ疑義有之候ニ付何分ノ御回示相煩シ度此如稟候也

(回答) 客月30日附稟伺首題ノ件売買契約ト同時ニ其ノ代金ノ支払ニ関シ当事者ニ於テ現実ノ授受ヲ為サス旧債務ノ相当額マテ相殺ヲ為シタル旨ヲ記載セル証書ヲ作成シタル場合売買ニ付テノミノ手数料ヲ受クヘキ儀ト思考ス右本官ヨリ及回答候也

(参考) 債権者債務者保証人間ニ於テ金1万円也ノ貸借契約ヲ為スト同時ニ他ニ亦債務者保証人間ニ於テ特殊ノ契約ヲ為シ之ヲ同一公正証書ニ作成スル場合ノ公証人ノ手数料ハ3円50銭(昭和46年政令第42号改正により600円)トス(大4.8.3青森区裁監督判事照会, 大4.8.16民1322号回答)

4 公証人手数料規則第6条の附随の法律行為の手数料算定について

(昭40.6.24総2499号山形地方務局長照会)

(昭40.7.21民事甲1912号民事局長回答)

(要旨) 不動産売買契約とともになされる境界標識設定特約、登記費用負担の特約、債務不履行による損害賠償特約、危険負担特約及び公正証書作成費用負担の特約は、いずれも附随の法律行為である。

(照会) 別添不動産売買契約書に基づき公正証書を作成する場合、公証人は境界標識設定特約(第5条)、登記費用負担の特約(第8条)、債務不履行による損害賠償特約(第9条)、危険負担特約(第10条)及び公正証書作成費用負担の特約(第12条)も各別個の法律行為として各別に手数料を算定すべきものであるとの見解を有しておりますが、当職は、その何れも附随の法律行為であるから、不動産売買契約(主たる法律行為)によって手数料を算定すべきものと考えますが、いささか疑義がありますので、何分のご指示をお願いいたします。

別添

不動産売買契約書

〇〇〇〇(以下甲という)と〇〇生命保険相互会社(以下乙という)との間に次の条項により不動産の売買契約を締結する。

第1条 甲はその所有する末尾記載の物件(以下売買物件という)を金400万円也(坪当たり単価5万円也の割合)で乙に売渡し、乙はこれを甲から買受ける。

第2条 乙は前条の売買代金を次の方法で甲に支払う。

1 本契約締結と同時に手附金として金40万円也を乙は甲に支払い、甲はこれを受領した。

2 第4条の所有権移転登記が完了した時残額金360万円也。この場合前号の手附金は売買代金に充当される。

第3条 本契約締結と同時に甲は次に定める手続きを完了する。

売買物件に乙を権利者とする所有権移転請求権保全仮登記を設定する。

第4条 甲及び乙は履行期日を昭和40年7月26日と定め、甲は同日までに次に定める手続きを完了し、売買物件を無瑕疵の更地として乙に引渡した上、その所有権移転登記を完了する。

甲及び乙は協力して売買物件の農地転用許可申請を行ない、甲はその

許可書を乙に提出すること。

第5条 売買物件の面積は実測による。

甲はその責任で第4条の履行期日までに売買物件の隣地所有者立会いの上前項の実測を行ない、必要な場所に境界石を埋設し、甲は乙に対し隣地所有者の承諾印を押捺した実測図を提出する。

甲及び乙は前項の実測費用及び境界石埋設費用をその半額ずつ負担する。

第6条 売買物件に対する公租公課、その他すべての賦課金並びに売買物件から生ずるすべての収益は所有権移転の日で区分し、甲は同日前に発行された通知書等に対する支出並びに同日前に生ずる収益を負担取得し、乙は同日以後のものを負担取得する。ただし、売買物件に対する固定資産税は所有権移転の日で区分し、甲、乙、それぞれ日割によりこれを分担する。

第7条 甲及び乙は売買物件が都市計画法、土地区画整理法、その他土地収用に関する法規に抵触しないものとしてこの契約を締結するもので、所有権移転登記の日以前にこれに抵触していたことが後日判明し、乙が売買物件の取得につき所期の目的を達成できない場合乙はこの契約を解除することができる。この場合甲はこれに関し損害賠償等の請求を行わない。

第8条 甲はこの売買に必要な売渡証書の作成費用、その他この契約の履行に要する費用を負担し、乙は所有権移転請求権保全仮登記及び所有権移転登記申請に要する費用を負担する。

第9条 甲がこの契約を履行しないときは、甲は第2条第1号の手附金の倍額を乙に支払い、乙がこの契約を履行しないときは、甲は第2条第1号の手附金を取得する。ただし、第4条の農地転用が関係当局において許可されないため、この契約が履行不能になった場合は甲及び乙はこの契約を無償で解除することができる。

この場合甲は第2条第1号の手附金を直ちに乙に返還しなければならない。

第10条 天災、その他の不可抗力により売買物件が第4条に定める所有権

移転登記完了前に滅失または毀損したときは、甲はその損害を負担し、乙に対して売買代金、その他の請求を行なわない。

第11条 甲及び乙は本契約に基づく金銭債務不履行のときは自己所有の全財産につき直ちに相手方より強制執行を受けても何等異議なきことを認諾した。

第12条 本証書作成費用は甲、乙折半負担とする。

物件の表示

寒河江市大字寒河江字家浦〇〇番の〇

田 2畝20歩

(回答) 6月24日付日記総第2499号で照会のあった標記の件は、貴見のとおり。

第8 贈与(死因贈与)

1 取消シ得ヘキ法律行為ニ関スル件

(大8.1.31和歌山公証人平田二郎照会)

(大8.3.4民428号法務局長回答)

(要旨) 後見監督人が被後見人を代表して被後見人所有の不動産を後見人に贈与する旨の契約について、公正証書を作成することができる。

(照会) 甲ハ禁治産者ニシテ其妻乙ハ後見人タル場合ニ於テ後見監督人丙ハ民法第915条第4号(現第851条第4号)ニ依リ甲ヲ代表シテ其所有不動産ヲ無償ニテ後見人タル乙ニ与フルノ意思ヲ表示シ乙ハ之ヲ受諾スル贈与行為ニ付甲ノ親族会ノ同意アリタルコトヲ証明シ丙及乙ヨリ之カ公正証書ノ作成方囑託アリタルトキハ公証人ハ之ヲ作成スルコトヲ得ルヤ民法第930条(現第866条)ニ依レハ後見人ハ被後見人ノ財産ヲ譲リ受ケタルトキハ被後見人ハ之ヲ取消スコトヲ得ルニ付公証人ハ公証人法第26条ニ依リ之カ証書ヲ作成スルコトヲ得サルカ如シト雖モ同条ニ所謂無能力ニ因リ取消スコトヲ得ヘキ法律行為トハ無能力者ノ法律行為ニシテ取消シ得ヘキ瑕疵アルモノヲ指称シ前述ノ如キ後見人及被後見人間ノ契約又ハ民法第792条(現第754条)所定夫婦間ニ於テ契約ヲ為シタルトキハ其契約ハ婚姻中何時ニテモ夫婦ノ一方ヨリ之ヲ取消スコトヲ得ヘキ場合ノ如キハ能力ニ制限ヲ加ヘタルニアラス又行為自体カ瑕疵アルモノト云フヲ得ス恰モ民法第550条ニ

依り書面ニ依ラサル贈与ハ取消スコトヲ得ヘキカ如ク唯特別ノ保護ヲ与ヘタルニ過キササルヲ以テ無能力ニ因リ取消スコトヲ得ヘキ法律行為中ニ包含セサルモノト思考候得共先例ノ依ルヘキモノ無之疑義ニ涉リ候ニ付此段及稟伺候也

(回答) 客月31日付ヲ以テ稟伺相成候公正証書作成ニ関スル件ハ貴見ノ通ト思考致候此段及回答候也

2 死因贈与契約において執行者指定の可否について

(昭41.5.6総日記369号松山地方務局照会)

(昭41.6.14民事(一)発277号民事局第一課長回答)

(要旨) 死因贈与契約において、その執行者を指定することができる。

(照会) 当局所属公証人中村国一より標記について別紙のとおり貴職あて照会があったので、左記意見を付して進達します。

おって、本件は照会者からの申出の次第もありますので、至急何分の御回示を賜わりたく申し添えます。

記

1, 2ともに積極に解する。

死因贈与契約において執行者指定の可否について (照会)

1 甲贈与者乙受贈者間の公正証書による死因贈与契約においてその執行者の指定は可なるものでしょうか。

2 右可なりとすればその証書において、これが執行者を指定して後甲死亡したときは当該目的物が不動産であれば、その指定された執行者はその権限においてその目的物につき所有権移転の登記申請ができるでしょうか。

3 本件の右甲は老齢につき前記その執行者の指定が有効ならば公正証書による死因贈与契約をしたいとの希望でありますので、至急に何分の御指示をお願いします。

(回答) 5月6日付総日記第369号をもって進達のあった標記についての貴局所属公証人中村国一の民事局長あて照会の件は、貴職意見のとおりであるから、その旨公証人に伝達されたい。

第9 遺言

1 公証人外国語ニ通シタル時証書作成方ニ関スル件

(明42.7.9長野地裁所長照会)

(明42.7.30民刑704号民刑局長回答)

(要旨) 遺言者が外国語により口述したときは、日本語に翻訳して遺言証書を作成することはできない。

(照会) 遺言者カ日本語ヲ解セスシテ外国語ニ依リ口述シ公証人外国語ニ通シタルトキ日本語ニ訳シテ遺言証書ヲ作成スルヲ得サルヤ

(回答) 貴見ノ通

2 秘密遺言証書ノ取扱方ニ関スル件

(明43.6.22東京公証人菅原良三郎照会)

(明43.8.10民刑641号民刑局長回答)

(要旨) 秘密遺言証書の封紙には証書の番号を記載し、かつ証書原簿に記入すべきである。

(照会) 秘密遺言証書ノ封書ニハ番号ヲ記スルヲ要セサル哉又公証人法第46条ノ証書原簿ニ記入スヘキモノニハ無之候哉但受付簿ニ記入スルハ勿論トス

(回答) 遺言書ノ封書ニハ番号ヲ記載スルヲ相当トシ且其事件ハ証書原簿ニ記入スヘキモノトス

3 遺言ノ証人ニ関スル件

(明43.6.22東京公証人菅原良三郎照会)

(明43.8.10民刑641号民刑局長回答)

(要旨) 1 秘密証書による遺言者には法第28条が適用されるが証人には適用されない。

2 前項遺言者の印鑑証明書等は施行規則第25条第2項に従い取扱うべきである。

(照会) 民法第1070条(現970条)秘密証書ニ依ル遺言者及ヒ証人ニ対シテモ公証人法第28条ヲ適用スヘキモノニ候哉之ヲ適用スルモノトスレハ印鑑証

明書ノ如キ書類ハ公証人法施行細則第21条第2項（現規則25条2項）ニ依リ取扱ヒ可然哉

（回答）民法第1070条（現970条）ノ規定ニ依ル遺言者ニハ公証人法第28条ノ規定ヲ適用スヘキモノナレトモ同条ノ証人ハ囑託人ニ非サルヲ以テ同証人ニハ右公証人法ノ規定ヲ適用スヘキ限リニ在ラス遺言者ノ印鑑証明書等ノ取扱ニ関シテハ貴見ノ通

4 秘密証書ニ依ル遺言ノ付記ヲ為シタル場合ノ取扱ニ関スル件

（明43.4.26東京公証人中村一藏照会）

（明43.8.24民刑392号民刑局長回答）

（要旨）秘密遺言証書を作成した場合においては、証書原簿に記入すべきである。

（照会）民法第1070条（現970条）ノ規定ニ基キ公証人カ秘密証書ニ依ル遺言ノ付記ヲ為セシ場合ニハ受付簿ニ記入スルノ外公証人法施行細則第15条（現施行規則第18条）中何レノ帳簿ニ記入スヘキモノナルヤ或ハ別ニ帳簿ヲ作成スルモノニヤ若シ然リトセハ其難形及ヒ記入事項ハ何々ナリヤ

（回答）公証人カ民法第1070条（現970条）ノ規定ニ依リ遺言ノ方式ニ関スル記載ヲ為ス場合ニ於テハ受付簿ニ記入スルノ外公証人法第46条第1項及第2項ノ規定ニ依リ証書原簿ニモ記載スヘキモノトス

5 遺言証書ノ作成ニ関スル件

（大2.1.9仙台公証人利部定吉照会）

（大2.2.6民事33号民事局長回答）

（要旨）遺言証書ノ作成については、囑託人が盲者又は文字を解しない場合であつても立会人は必要でない。

（照会）遺言証書作成ノ場合ニハ囑託人盲者又ハ文字ヲ解セサル場合ト雖モ立会人ヲ要セサルヤ

遺言証書ノ場合ハ民法第1069条（現第969条）ニ依リ証人ノ立会ヲ要スル特別ノ規定アリ保護十分ナルヲ以テ公証人法第30条ノ立会人ヲ要セサルカ如シ蓋シ右第30条ハ遺言証書ノ如ク特別ノ規定ナキ一般ノ場合ヲ規定シタ

ルモノニアラサルカ疑義相生シ候ニ付此段及稟伺候也

（回答）客月9日付稟伺ニ係ル遺言証書作成ノ場合ニ関スル件ハ貴見ノ通ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

6 遺言証書ノ正本謄本作成ノ場所ニ関スル件

（大3.7.15宇都宮公証人高木英灼照会）

（大3.9.26民1201号法務局長回答）

（要旨）公証人が出張して、遺言証書を作成した場所で、その正本又は謄本を作成することができる。

（照会）公証人法第57条ニ依リ同第18条第2項ノ規定ハ遺言証書ヲ作成スル場合ニ適用セサルヲ以テ出張シテ作成シタル遺言証書ノ正本、謄本ハ原本ヲ作りタル場所ニ於テ作成スルヲ得ルヤ

（回答）貴見ノ通

7 遺言証書作成ニ書記ヲ補助セシムル件

（大10.4.27富山公証人赤松小一郎照会）

（大10.5.30民事1894号民事局長回答）

（要旨）公正証書によつて遺言を行う場合、遺言者が遺言の趣旨を口授する際に、書記は、公証人の執務の補助として、口授を筆記することができる。

（照会）民法第1069条（現969条）ニ定メタル方式ニ従ヒ公正証書ニ依リテ遺言ヲ為ス遺言者カ遺言ノ趣旨ヲ公証人ニ口授シ公証人カ遺言者ノ口述ヲ筆記スルニ当リ公証人法第24号第1項ニ依リテ置キタル筆生ハ此場合ニ於ケル公証人ノ執務ノ補助トシテ右口述ノ筆記ヲ為スコトヲ得ルモノト相心得可然哉

（回答）貴見ノ通

8 遺言証書作成ニ不動産目録提出アリタル件

（大10.4.27富山公証人赤松小一郎照会）

（大10.5.30民事1894号民事局長回答）

（要旨）公正証書による遺言証書作成の場合、遺言者が不動産目録を提出し、

証書に添付されたいと申出たときは、法第40条第1項の手続をするのが相当である。

(照会) 遺言者カ遺言ノ趣旨ノ口述中ニ自分所有ニ係ル不動産ノ内何郡何村大字何字何々番何畝何歩外田畑合セテ何百筆此合計反別何程ヲ何某ニ遺贈毎筆ノ明細ハ此目録記載ノ通りナリトテ土地ノ目録ヲ公証人ニ提出シ毎筆ノ明細ハ此目録ヲ引用シ且目録ヲ公正証書ニ添付アリタシト求メ公証人カ此ノ口述ノ全部ヲ筆記シタルトキハ目録ニ付キ遺言者ノ求メヲ容レ公証人法第40条第1項ノ手続ヲ為スコトヲ得ルモノト相心得可然哉

(回答) 貴見ノ通り取扱フヲ相当トス

9 遺言執行者の指定について

(昭37.11.30日記総4857号高知地方務局長照会)

(昭38.1.14民事甲32号民事局長回答)

(要旨) 受遺者は、同時に遺言執行者となることができる。

(照会) 公正証書による遺言にあって、遺言者が市立小中学校・市所在の養老院及び高等学校の運営資金並びに同市内の困窮遺家族の援護資金として、市に自己の財産を遺贈し、その遺言執行者として、市長または市を指定することは、ともに有効であると考えますが、聊か疑義もありますので、何分の御指示を賜わりたく、関係書類を添えてお伺いします。

昭和37年登簿第36383号

遺言公正証書

本公証人は遺言者〇〇〇〇の囑託により証人〇〇〇〇同〇〇〇〇の両名立会の上真意でなした遺言者の遺言の趣旨を左の通り録取してこの証書を作成する。

第1条乃至第5条省略

第6条 遺言者は高知県土佐清水市に対し現金200万円也を遺贈する。

但しこの金200万円也は土佐清水市立の小中学校及高知県土佐清水市所在養老院、土佐清水市所在高等学校の運営資金並びに同市内困窮遺家族の援護資金として遺贈するものである。

第7条 略

第8条 以上各遺贈の効力は遺言者死亡のときに於てその相続財産につき発生するものとす。

第9条 遺言者は本遺言の執行者として左記の両名を指定した。

記

高知県中村市渡川

(1) 遺言執行者(遺言者の実弟) 〇 〇 〇 〇
当50歳

(2) 高知県土佐清水市長

右執行者両名は共同して本遺言を執行するものとする。

第10条 遺言者は遺言者並びにその祖先の祭祀を主宰する者として前記実弟〇〇〇〇の子を指定する。

本旨外事項

高知県土佐清水市清水〇番〇号地

遺言者 〇 〇 〇 〇

明治〇年〇月〇日生

右者印鑑証明書を提出してその人違いのないことを証明した。

高知市永国寺町〇番県

証人 〇 〇 〇 〇

明治〇年〇月〇日生

右者本公証人氏名を知り面識がある。

高知市八軒町〇番地

証人 〇 〇 〇 〇

明治〇年〇月〇日生

右者本公証人氏名を知り面識がある。

此の証書は右遺言者の囑託により民法第969条所定の方式に従い、昭和37年8月14日高知県高知市中島町〇番地公証人〇〇役場に於て遺言者の口述を録取して作成した。

本証書を右遺言者並びに立会の証人に読み聞かせたところ各自その趣旨の相違ないことを承認した。依て本公証人は列席者と共に署名捺印した。

高知県高知市中島町〇番地

高知地方法務局所属

公証人 ○ ○ ○ ○ 印

○ ○ ○ ○ 印

○ ○ ○ ○ 印

此の抄本は嘱託人高知地方法務局の請求により昭和37年11月28日本職役場に於て原本により作成し同人に交付する。

高知県高知市中島町○番地

高知地方法務局所属

公証人 ○ ○ ○ ○ 印

(回答) 客年11月30日付日記総第4857号をもって照会のあった標記の件については、所問のような公正証書遺言作成の嘱託には応じてさしつかえないものとする。

10 遺言の効力について

(昭41.3.18松山公証人中村国一照会)

(昭41.3.31民事甲1044号民事局長回答)

(要旨) 公正証書による遺言で、相続人廃除の意思表示をした者が相続人廃除の調停の申立を取下げても、右遺言を取り消したことはない。

(照会) 1 遺言者甲は公正証書による遺言で「虐待、侮辱、著しい非行」を理由にその推定相続人長男Aに対し相続人廃除の意思表示をなし、かつその遺言執行者も指定した。

2 しかしその後甲自から所轄の家庭裁判所へ右Aに対する相続人廃除の調停の申立をしたが不調となって、これを取下げた。

3 この場合前項の事実があっても第1項の遺言自体はそのまま有効か。

4 遺言者甲はもし前記事実によって当該遺言が失効したのであれば、他の遺言事項にも関連するので更に改めて遺言をするというのでありますところいささか疑義がありますので、照会しますから、第3項につきこれが有効か失効したものかにつき何分の御指示を下さるようお願い申します。追って右はさしかかったものでありますから至急に御指示願います。

参照 民法839条、1022条、1023条第2項

(回答) 3月18日付照会の件について左記のとおり回答します。

記

相続人廃除の調停の申立を取下げたことが、本件遺言と抵触するものとは解せられない。

11 遺言公正証書の作成及び所有権移転登記について

(昭47.4.17日付法務局長・地方法務局長あて民事甲1442号民事局長通達)

(通達) 標記について別紙甲号のとおり東京法務局所属公証人長谷川信蔵から照会があり、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴管下公証人、公証事務を取り扱う法務事務官及び登記官に周知方しかるべく取り計らわれたい。

別紙甲号

左記事案において、各設例の条項を内容とする遺言公正証書の作成嘱託があった場合、これに応じてさしつかえないか。また、これを可とした場合、相続人甲は、相続開始後A不動産(設例(4)の場合はその他の不動産を含む)につき、相続を登記原因とする所有権の移転登記をすることができるか。

以上の問題につき、当職はいずれも積極的に解したいと考えますが、いささか疑義もあり、何分のご回示を賜わりたく照会します。

記

長男甲、二男乙の推定相続人のあるXが、遺言しようとする場合。

設例(1) 遺言者Xは、その遺産について、次のとおり相続させる。

- 1 長男甲にA不動産
- 2 二男乙にB不動産
- 3 その他の財産は甲、乙均分とする。

設例(2) 遺言者Xは、その遺産について、次のとおり相続させる。

- 1 長男甲にA不動産
- 2 二男乙にB不動産

設例(3) 遺言者Xは、その遺産について、次のとおり相続させる。

A不動産は長男甲

設例(4) 遺言者Xは、その遺産の全部を長男甲に相続させる。

別紙乙号

2月14日付照会のあった標記の件は、いずれも貴見のとおりと考える。

12 秘密証書遺言作成の場合の封紙の控えの作成について

(昭50.8.5総200号広島法務局民事行政部長照会)

(昭50.10.11民一5955号民事局第一課長回答)

(要旨) 秘密証書遺言に際しては、当該封紙の控えの作成を要しない。

(照会) 秘密証書遺言の作成については、公証人は民法第970条第1項第4号による手続をするのみであるが、後日の証としてその事跡を明確にしておくため、封紙に記載した事項の控えを作成して証書原本つづり込帳に編てつ保存するのが相当であるとの意見もあり(三堀博著公証必携255頁参照)その必要があるかどうか。いささか疑義がありますので、何分の御指示を賜わりたく照会いたします。

(回答) 8月5日付け総第200号をもって照会のあった標記の件については、公証人は、民法第970条第1項第4号の規定による手続をするほか、公証人法第46条第1項、第2項の規定による所要事項を証書原簿に記載する取扱いとなっているので、当該封紙の控えを作成する必要はないものと考えらる。

なお、この場合、証書原簿の備考欄を活用し、証人の氏名等を記載しておく取扱いが望ましいと考えるので、念のため申し添える。

13 民法の一部を改正する法律等の施行に伴う公証事務の取扱いについて

(平12.3.13民一634号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 1 公正証書遺言等を手話通訳等の通訳又は筆談により行う手続の留意点

2 任意後見契約公正証書を作成する場合及び登記の嘱託をする場合の留意点

(通達) 民法の一部を改正する法律(平成11年12月8日法律第149号。以下「民法改正法」という。)中遺言の方式の改正に関する部分が本年1月8日

に施行され(民法改正法附則1条ただし書)、成年後見制度の改正に関する部分が本年4月1日から施行される(同条本文)が、これらの施行とあわせて、「任意後見契約に関する法律」(平成11年12月8日法律第150号。以下「任意後見契約法」という。)[後見登記等に関する法律」(平成11年12月8日法律第152号。以下「後見登記法」という。)[後見登記等に関する政令」(平成12年1月28日政令第24号)、[後見登記等に関する省令」(平成12年1月28日法務省令第2号)及び「任意後見契約に関する法律第3条の規定による証書の様式に関する省令」(平成12年2月24日法務省令第9号。以下「様式令」という。)が同日から施行される。

これらの法令により公正事務に関して改正された事項は、第1に、民法改正法により、公正証書遺言及び秘密証書遺言を手話通訳等の通訳又は筆談により行う手続が設けられたこと、第2に、任意後見契約法により、任意後見制度が設けられたこと、第3に、後見登記法により、成年後見登記制度が設けられ、任意後見契約の公正証書を作成した公証人に登記の嘱託の義務が課せられたことである。

また、民法改正法の施行に伴い、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成11年法律第151号)による公証人法の改正により、公証人の欠格事由及び職務執行の除斥事由が整備され、任意後見制度及び成年後見登記制度の創設に伴い、「登記手数料令等の一部を改正する政令」(平成12年1月28日政令第25号)により公証人手数料令(平成5年6月25日政令第224号)について、「公証人法施行規則の一部を改正する省令」(平成12年2月24日法務省令第8号)により公証人法施行規則(昭和24年6月1日法務府令第9号)について、それぞれ所要の改正がされている。

改正に係る制度の概要及び公証事務の運用上の留意点は、次のとおりであるので、貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

第1 手話通訳等による遺言

1 遺言の方式に関する改正の趣旨及び概要

民法改正法によって、民法第969条の2の規定が新設された。これにより、口がきけない者（言語機能障害を有する者）又は耳が聞こえない者（聴覚障害を有する者）が遺言公正証書の作成を嘱託した場合には、公証人は、「口述」、「口授」又は「読み聞かせ」の手續に代えて「通訳人の通訳による申述」又は「自書」により、遺言公正証書を作成することができることとされた。

また、民法改正法によって、民法第972条の規定が改正された。これにより、口がきけない者が秘密遺言証書の作成を嘱託した場合には、公証人は、「自書」のほか、「通訳人の通訳」により証書の作成を行うことができることとされた。

これらの改正は、手話の発達した現在の状況等にかんがみ、聴覚又は言語機能に障害を有する者についても、公証人の関与による遺言の適法性の担保などのメリットを有する公正証書遺言を利用することができるようにすべきであるとの社会的要請にこたえ、もって聴覚又は言語機能に障害を有する者の権利擁護に資することを目的とするものである。

なお、これらの改正とあわせて、民法第969条第3号が改正され、読み聞かせに代えて閲覧の方法によることもできることとされた。これは、耳が聞こえない者だけでなく、健常者についても行える一般的な手續とされたものである。

2 手話通訳等による遺言証書の作成

手話通訳等による遺言証書の作成については、通常の遺言証書の作成手續によるほか、次のとおりとする。

(1) 公正証書遺言

ア 遺言者が口がきけない者である場合

証人2人以上の面前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述させ、又は自書させて口授に代える（民法第969条の2第1項）。

ある程度の発話はできるが、聴覚障害等のために発音が不明瞭で公証人においてその聴取が困難な者も、「口がきけない者」に当たるので、留意する。

手話通訳等の通訳人は、遺言者において確保する必要があるが（公証人法第39条）、必要に応じて、各都道府県の手話通訳派遣協会等を通じて一定の水準の能力を有する手話通訳者を確保することが可能である旨を教示するものとする。

イ 遺言者が耳が聞こえない者である場合

遺言者の口述の内容を筆記し、その筆記内容を通訳人の通訳により嘱託人に伝え、又は遺言者に閲覧させて、筆記の正確性を確認する（民法第969条の2第2項、第969条第3号）。

通訳人の確保については、アと同様である。

ウ 手續の明確化及び証拠化

ア又はイの方式に従って公正証書を作ったときは、その旨をその証書に付記しなければならない（民法第969条の2第3項）。

本人の事理を弁識する能力に疑義があるときは、遺言の有効性が訴訟や遺産分割審判で争われた場合の証拠の保全のために、診断書等の提出を求めて証書の原本とともに保存し、又は本人の状況等の要領を録取した書面を証書の原本とともに保存するものとする。これは、民法改正法に基づく手續に限らず、一般の遺言公正証書の作成においても行うものとする。

エ 証人が耳が聞こえない者である場合

証人が耳が聞こえない者である場合には、通訳人の通訳又は閲覧によって筆記内容を証人に伝えることができる（民法第969条の2第2項、第969条第3号）。

(2) 秘密証書遺言

ア 口がきけない者が手話通訳等の通訳を用いて秘密証書によって遺言をする場合には、証人2人以上の面前で、その証書は自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を通訳人の通訳により申述させて、民法第970条第1項第3号の申述に代える（民法第972条第1項）。遺言者が通訳人の通訳により申述したときは、その旨を遺言者の封紙に記載しなければならない（同条第3項）。

口がきけない者の意義及び通訳人の確保については、(1)アと同

様である。

イ 手続の明確化及び証拠化

本人の事理を弁識する能力に疑義があるときの取扱いについては、(1)ウと同様である。

第2 任意後見契約の公正証書の作成及び登記の嘱託

1 任意後見制度及び成年後見登記制度の趣旨及び概要

(1) 任意後見制度

任意後見契約法の制定により公的機関の監督を伴う任意代理制度(任意後見制度)が創設された。この制度は、本人が自ら締結した代理権授与を内容とする委任契約に対して本人保護のための必要最小限の公的な関与(家庭裁判所の選任する任意後見監督人の監督)を法制化することにより、本人の意思が反映されたそれぞれの契約の趣旨に沿った本人保護の制度的な枠組みを構築し、もって本人の自己決定を尊重しつつ、その保護を図ることを目的とするものである。

この任意後見契約は、公正証書によってすることを要し(任意後見契約法第3条)、また、任意後見監督人の選任における任意後見契約の解除は、公証人の認証を受けた書面によることを要することとされた(任意後見契約法第9条第1項)。

(2) 成年後見登記制度

後見登記法の制定により、成年後見登記制度が創設された。この制度は、民法改正法により禁治産及び準禁治産の制度が後見、保佐及び補助の制度に改められ(法定後見制度)、任意後見契約法により新たに任意後見制度が創設されたことに伴い、取引の安全の要請と本人のプライバシー保護の要請との調和を図る観点から、禁治産宣告・準禁治産宣告を受けたことの戸籍記載に代わる法定後見・任意後見の公示方法として創設された登記制度である。

任意後見契約の公正証書を作成したときは、公証人は、成年後見登記事務を取り扱う登記所に対し、任意後見契約の登記の嘱託をしなければならないこととされた(公証人法第57条ノ3第1項)。

2 任意後見契約の意義及び要件

任意後見契約とは、委任者(以下「本人」という。任意後見契約法第2条第2号)が、受任者(以下「任意後見受任者」又は「任意後見人」という。任意後見契約法第2条第3号、第4号)に対し、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部について代理権を付与する委任契約で、任意後見監督人が選任された時から契約の効力が生ずる旨の特約を付したものをいう(任意後見契約法第2条第1号)。

「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況」とは、少なくとも民法上の補助の要件(民法第14条第1項)に該当する程度以上に事理を弁識する能力が不十分な状況を表す趣旨であり、任意後見契約法第4条第1項所定の任意後見監督人選任の審判の要件と同旨である。

代理権付与の対象となる法律行為は、財産管理に関する法律行為(預貯金の管理・払戻し、不動産その他重要な財産の処分、遺産分割、賃貸借契約の締結・解除等)だけでなく身上監護(生活又は療養看護)に関する法律行為(介護契約、施設入所契約、医療契約等)を含む。

任意後見契約においては、任意後見監督人が選任された時から契約の効力が発生する旨の特約を付すことを要する。すなわち、任意後見監督人の選任が任意後見契約の効力発生停止条件となるのであり、任意後見人は任意後見監督人の監督の下においてのみ代理権を行使することができるものとすることによって、任意後見人の権限の濫用を防止しようとするものである。また、任意後見契約法上、任意後見契約の停止条件を「任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる旨の定め」と規定しているのは、他の停止条件や期限が付加されることによって、任意後見監督人の選任と任意後見契約の効力発生の時期に乖離が生ずることを防止する趣旨である。したがって、本人が意思能力を喪失したことを停止条件とする旨の特約や、本人が一定の年齢(例えば、満80歳)に達した時を始期とする旨の特約を付した契約

は、任意後見契約の要件に適合せず、無効である。仮に本人がそのような時点で達するまで任意後見契約の効力の発生を望まない場合には、本人としては、家庭裁判所による任意後見監督人の選任について同意をしなければ、任意後見契約の効力を発生させないことが可能である(任意後見契約法第4条第3項)。

3 任意後見契約の公正証書の作成

任意後見契約の公正証書の作成については、通常の公正証書の作成手続によるほか、次のとおりとする。

(1) 本人との面接等

ア 任意後見契約の公正証書を作成するに当たっては、本人の事理を弁識する能力及び任意後見契約を締結する意思を確認するため、原則として本人と面接するものとする(本人が病気等のため公証人役場に赴くことができない場合は、公証人法第18条第2項ただし書の「事件ノ性質カ之ヲ許ササル場合」に当たる。)

イ 本人の事理を弁識する能力に疑義があるときは、任意後見契約の有効性が訴訟や審判で争われた場合の証拠の保全のために、本人が契約の性質及び効果を理解するに足る能力を有することを証すべき診断書等の提出を求め、証書の原本とともに保存し、又は本人の状況等の要領を録取した書面を証書の原本とともに保存するものとする。

(2) 任意後見契約の公正証書の様式

ア 任意後見契約の公正証書を作成する場合には、公証人法第35条及び第36条の規定により記載すべき事項のほか、本人の出生の年月日及び本籍(外国人にあっては、国籍)を記載しなければならない(様式令第1項)。この際、本人及び任意後見受任者の住所は、住民票上の住所地(外国人の場合は外国人登録上の居住地)を記載する。住民票上の住所地が現住所と異なる場合は、両者を併記するものとする。

本人の氏名、出生の年月日、住所及び本籍(外国人にあっては、国籍)については戸籍謄抄本(外国人にあっては、外国人登録証

明書、旅券等)及び住民票の写し(外国人にあっては、外国人登録証明書)を、任意後見受任者の氏名及び住所(法人にあっては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店)については住民票の写し(法人にあっては、登記簿謄抄本)を、それぞれ提出させて確認するものとする。

イ 任意後見契約の公正証書は、様式令附録第1号様式又は附録第2号様式(以下これらを併せて「代理権目録」という。)による用紙に、任意後見人が代理権を行うべき事務の範囲を特定して記載して作成しなければならない。作成に用いる用紙は、公証人法施行規則第8条第1項の規定にかかわらず、日本工業規格B列4番の丈夫な紙とする(同令第2項、第3項)。

ウ 代理権目録には、任意後見人が代理権を行うべき事務(任意後見人が弁護士である場合における訴訟行為を含む。)のみを記載し、事実行為に関する事務は記載しないものとする。

エ 様式令附録第1号様式を用いる場合には、任意後見人が代理権を行うべき事務の事項欄にチェックした上、それ以外の事項については、斜線を引いて職印を押印するものとする。

オ 様式令附録第1号様式に添付する別紙には、同様式中に記載のとおり表題を付するものとする。

カ 様式令附録第2号様式を用いて任意後見人が代理権を行うべき事務の範囲を記載する場合、金融機関との取引に関する事項は、次の要領で対象行為を特定するものとする。

① 金融機関とのすべての取引

② 金融機関との取引のうち、〇〇取引(当座勘定取引、当座勘定取引以外の預金取引、貸金庫・保護預り取引、融資取引、保証取引、担保提供取引、証券取引(国債、公共債、金融債、投資信託及び普通社債)、為替取引等)

キ 弁護士である任意後見受任者が代理権を行うべき事務の範囲に訴訟行為が含まれる場合には、代理権目録に訴訟代理権の授権事項を明記するとともに、民事訴訟法第55条第2項に規定する事項

について授権する場合には、当該事項を明記するものとする。

ク その他代理権目録の記載については、様式令附録第1号様式及び附録第2号様式の（注）に従うものとする。

(3) 任意後見契約の公正証書の通数

任意後見受任者が数人ある場合には、次に掲げるとおりとする。

- ア 任意後見受任者が権限を単独で行使できるとき又は権限の分掌の定めがあるときは、囑託人の選択に従い、各人ごと又は一括して1通の公正証書を作成する（各人ごとに契約は別個となる。）。
- イ 権限の共同行使の定めがあるときは、一括して1通の公正証書を作成する（契約は不可分で1個となる。）。この場合には、代理権目録とは別に「代理権の共同行使の特約目録」にその旨を記載する。また、任意後見受任者の一人について欠格事由その他不適任の事由があるときは、契約全体について任意後見監督人を選任することができない（任意後見契約の効力が発生しない。任意後見契約法第4条第1項）ことを依頼者に教示するものとする（次項ア参照）。

(4) 囑託人に対する教示等

任意後見契約の公正証書を作成する場合には、次に掲げる事項を囑託人に教示するものとする。

- ア 任意後見契約法第4条第1項各号に規定する事由があるときは、任意後見監督人を選任することができない（任意後見契約の効力が発生しない）こと。なお、当該事由の有無を可能な範囲で確認するものとする。
- イ 本人又は任意後見受任者（任意後見人）の氏名・住所・本籍等に変更があった場合には、変更の登記の申請をする必要があること。
- ウ 任意後見監督人選任前の解除は、公証人の認証を受けた書面を、任意後見監督人選任後の解除は、家庭裁判所の許可をそれぞれ要すること。
- エ 任意後見契約を解除したときは、任意後見監督人の選任の前後

を問わず、終了の登記の申請をすべきこと。

オ 任意後見契約の解除により任意後見の終了の登記の申請をするときは、解除の意思表示を記載した書面（任意後見監督人の選任前の解除の場合には、公証人の認証を受けた書面）の原本を相手方に送達した上で、その送達を証する書面（例えば、配達証明付内容証明郵便の謄本）を登記申請書の添付書類として登記所に提出する必要があること。

カ 合意解除により任意後見の終了の登記の申請をするときは、合意解除の意思表示を記載した書面（任意後見監督人の選任前の解除の場合には、公証人の認証を受けた書面）の原本又は認証ある謄本を登記申請書の添付書類として登記所に提出する必要があること。

(5) 任意後見契約の公正証書の作成手数料等

手数料の額は、任意後見契約1件につき1万1,000円である（公証人手数料令第9条、第16条及び別表参照）。

なお、本人が公証人役場に赴くことができないために出張して公正証書を作成する場合にのみ出張旅費を請求することができ、本人と面接するだけでは原則として出張旅費を請求することはできない（公証人手数料令第43条）。

(6) 任意後見契約の変更

任意後見契約の変更については、次に掲げるとおり取り扱うものとする。

- ア 代理権を行うべき事務の範囲を拡張する場合は、既存の任意後見契約を解除して、新たに拡張した代理権を含めた任意後見契約を締結し、又は既存の任意後見契約を維持して、拡張した代理権のみを付与する任意後見契約の公正証書を作成すること。
- イ 代理権を行うべき事務の範囲を縮減する場合は、任意後見契約の一部解除が許されないため、既存の任意後見契約を全部解除した上で、新規の任意後見契約の公正証書を作成すること。
- ウ 代理権の行使方法（単独行使・共同行使、本人又は第三者の同

意の要否等)を変更する場合には、既存の任意後見契約を全部解除した上で、新規の任意後見契約の公正証書を作成すること。

エ 代理権を行うべき事務以外の事項(例えば、報酬の額等)を変更する場合には、変更契約の公正証書を作成すること。この場合、私署証書による変更契約は認められない。

4 登記の嘱託

公証人法第57条ノ3第1項の規定による登記の嘱託の手続は、次のとおりとする。

(1) 嘱託先の登記所

登記の嘱託は、法務大臣が後見登記法第2条第1項により登記所として指定する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所に対して行う。平成12年2月24日付け法務省告示第83号により、東京法務局がこの登記所に指定された。

(2) 嘱託書の様式等

ア 公証人法第52条ノ3第2項の登記の嘱託書の様式は、別紙のとおりとする。この嘱託書の用紙は、日本工業規格A列4番の丈夫な紙を用いなければならない(公証人法施行規則第8条第2項)。

イ 登記の嘱託書に別紙として添付する「代理権目録」及び「代理権の共同行使の特約目録」は、日本工業規格A列4番の丈夫な紙を用い(ただし、様式令附録第1号様式による場合には、日本工業規格B列4番の用紙を用いることもできる。)、12ポイント程度の文字を使用し、横書で記載する。

ウ 1通の公正証書で複数の任意後見契約が締結されたときは、契約ごとに登記の嘱託書を作成する。

(1) 嘱託書の記載事項等

登記の嘱託書には、次に掲げる事項を記載し、嘱託者である公証人が記名押印しなければならない(後見登記等に関する政令第8条第2項、第9条第2項)。

ア 嘱託者の氏名及び住所並びに嘱託者の資格

嘱託者の氏名に、嘱託者の資格として公証人との肩書きを付す

る。嘱託者の住所については、公証人役場の所在地を記載する。

イ 登記の事由

「任意後見契約の締結」と記載する。

ウ 登記すべき事項

① 任意後見契約に係る公正証書を作成した公証人の氏名及び所属法務局並びにその証書の番号及び作成の年月日(後見登記法第5条第1号)

② 本人の氏名、出生の年月日、住所及び本籍(外国人にあっては、国籍)(後見登記法第5条第2号)

氏名には、片仮名で振り仮名を付し、住所には、住民票上の住所(外国人にあっては、外国人登録上の居住地)を記載するものとする(③において同じ)。

③ 任意後見受任者の氏名及び住所(法人にあっては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店)(後見登記法第5条第3号)

④ 任意後見受任者又は任意後見人の代理権の範囲(後見登記法第5条第4号)

代理権の範囲は、嘱託書の別紙として、「代理権目録」にも記載する。

様式令附録第1号様式による「代理権目録」に添付する別紙には、同様式中に記載のとおり表題を付する。

⑤ 数人の任意後見人が共同して代理権を行使すべきことを定めたときは、その定め(後見登記法第5条第5号)

代理権の共同行使の定めは、嘱託書の別紙として、「代理権の共同行使の特約目録」に記載する。

エ 登記手数料の額

オ 嘱託の年月日

カ 登記所の表示

(4) 嘱託書の添付書面

登記の嘱託書には、任意後見契約の公正証書の謄本を添付しなければならない(公証人法第57条ノ3第2項)。

(5) 登記手数料の納付

任意後見契約の締結の登記の登記手数料は、1件につき4,000円とされた（登記手数料令第6条の4第1項）。

登記手数料の納付は、登記印紙を登記の嘱託書に貼付してしなければならない（後見登記法第11条第2項、後見登記等に関する省令第26条第1項）。

(6) 嘱託書等の郵送

登記の嘱託書及びその添付書類を登記所に郵送する場合には、書留郵便によらなければならない（後見登記等に関する政令第8条第2項、後見登記等に関する省令第8条）。

(7) 登記の嘱託についての手数料

登記の嘱託についての手数料の額は、1,400円とされた（公証人手数料令第39条の2）。

別紙

登 記 嘱 託 書

登記の事由		
任意後見契約の本人	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
	住 所	
	本籍（国籍）	
①任意後見受任者	フリガナ	
	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
②任意後見受任者 (代理権共同行使の定めのある場合)	フリガナ	
	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
代理権の範囲	別紙「代理権目録」記載のとおり	
代理権共同行使の定め	無 有	別紙「代理権の共同行使の特約目録」記載のとおり
公正証書の内容	公証人の氏名	
	所属法務局	法務局
	証書番号	平成 年 第 号
	作成年月日	平成 年 月 日
添付書類		
登記手数料の額	円	

上記のとおり嘱託します。 平成 年 月 日

法務局 御中

嘱託人 所在地

公証人

(電話)

㊟

※代理権共同行使の定め欄は、無・有のいずれかを○で囲む。
 ※住所は、住民票上の住所（外国人の場合は、外国人登録上の居住地）を記入する。
 ※任意後見受任者が3人以上いる場合は、適宜「任意後見受任者」の欄を補充する。

登記印紙貼付欄

第10 成年後見

1 民法の一部を改正する法律等の施行に伴う公証事務の取扱いについて

(平12.3.13民一634号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 1 公正証書遺言等を手話通訳等の通訳又は筆談により行う手続の留意点

2 任意後見契約公正証書を作成する場合及び登記の嘱託をする場合の留意点

(通達) 民法の一部を改正する法律(平成11年12月8日法律第149号。以下「民法改正法」という。)中遺言の方式の改正に関する部分が本年1月8日に施行され(民法改正法附則1条ただし書)、成年後見制度の改正に関する部分が本年4月1日から施行される(同条本文)が、これらの施行とあわせて、「任意後見契約に関する法律」(平成11年12月8日法律第150号。以下「任意後見契約法」という。。「後見登記等に関する法律」(平成11年12月8日法律第152号。以下「後見登記法」という。。「後見登記等に関する政令」(平成12年1月28日政令第24号)、「後見登記等に関する省令」(平成12年1月28日法務省令第2号)及び「任意後見契約に関する法律第3条の規定による証書の様式に関する省令」(平成12年2月24日法務省令第9号。以下「様式令」という。)が同日から施行される。

これらの法令により公正事務に関して改正された事項は、第1に、民法改正法により、公正証書遺言及び秘密証書遺言を手話通訳等の通訳又は筆談により行う手続が設けられたこと、第2に、任意後見契約法により、任意後見制度が設けられたこと、第3に、後見登記法により、成年後見登記制度が設けられ、任意後見契約の公正証書を作成した公証人に登記の嘱託の義務が課せられたことである。

また、民法改正法の施行に伴い、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成11年法律第151号)による公証人法の改正により、公証人の欠格事由及び職務執行の除斥事由が整備され、任意後見制度及び成年後見登記制度の創設に伴い、「登記手数料令等の一部を改正する政令」(平成12年1月28日政令第25号)により公証人手数料

令(平成5年6月25日政令第224号)について、「公証人法施行規則の一部を改正する省令」(平成12年2月24日法務省令第8号)により公証人法施行規則(昭和24年6月1日法務府令第9号)について、それぞれ所要の改正がされている。

改正に係る制度の概要及び公証事務の運用上の留意点は、次のとおりであるので、貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれない。

記

第1 略

第2 任意後見契約の公正証書の作成及び登記の嘱託

1 任意後見制度及び成年後見登記制度の趣旨及び概要

(1) 任意後見制度

任意後見契約法の制定により公的機関の監督を伴う任意代理制度(任意後見制度)が創設された。この制度は、本人が自ら締結した代理権授与を内容とする委任契約に対して本人保護のための必要最小限の公的な関与(家庭裁判所の選任する任意後見監督人の監督)を法制化することにより、本人の意思が反映されたそれぞれの契約の趣旨に沿った本人保護の制度的な枠組みを構築し、もって本人の自己決定を尊重しつつ、その保護を図ることを目的とするものである。

この任意後見契約は、公正証書によってすることを要し(任意後見契約法第3条)、また、任意後見監督人の選任前における任意後見契約の解除は、公証人の認証を受けた書面によることを要することとされた(任意後見契約法第9条第1項)。

(2) 成年後見登記制度

後見登記法の制定により、成年後見登記制度が創設された。この制度は、民法改正法により禁治産及び準禁治産の制度が後見、保佐及び補助の制度に改められ(法定後見制度)、任意後見契約法により新たに任意後見制度が創設されたことに伴い、取引の安全の要請と本人のプライバシー保護の要請との調和を図る観点から、禁治産

宣告・準禁治産宣告を受けたことの戸籍記載に代わる法定後見・任意後見の公示方法として創設された登記制度である。

任意後見契約の公正証書を作成したときは、公証人は、成年後見登記事務を取り扱う登記所に対し、任意後見契約の登記の嘱託をしなければならないこととされた（公証人法第57条ノ3第1項）。

2 任意後見契約の意義及び要件

任意後見契約とは、委任者（以下「本人」という。任意後見契約法第2条第2号）が、受任者（以下「任意後見受任者」又は「任意後見人」という。任意後見契約法第2条第3号、第4号）に対し、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部について代理権を付与する委任契約で、任意後見監督人が選任された時から契約の効力が生ずる旨の特約を付したものをいう（任意後見契約法第2条第1号）。

「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況」とは、少なくとも民法上の補助の要件（民法第14条第1項）に該当する程度以上に事理を弁識する能力が不十分な状況を表す趣旨であり、任意後見契約法第4条第1項所定の任意後見監督人選任の審判の要件と同旨である。

代理権付与の対象となる法律行為は、財産管理に関する法律行為（預貯金の管理・払戻し、不動産その他重要な財産の処分、遺産分割、賃貸借契約の締結・解除等）だけでなく身上監護（生活又は療養看護）に関する法律行為（介護契約、施設入所契約、医療契約等）を含む。

任意後見契約においては、任意後見監督人が選任された時から契約の効力が発生する旨の特約を付すことを要する。すなわち、任意後見監督人の選任が任意後見契約の効力発生停止条件となるのであり、任意後見人は任意後見監督人の監督の下においてのみ代理権を行使することができるものとすることによって、任意後見人の権限の濫用を防止しようとするものである。また、任意後見契約法上、任意後見契約の停止条件を「任意後見監督人が選任された時からその効力を生ず

る旨の定め」と規定しているのは、他の停止条件や期限が付加されることによって、任意後見監督人の選任と任意後見契約の効力発生時期に乖離が生ずることを防止する趣旨である。したがって、本人が意思能力を喪失したことを停止条件とする旨の特約や、本人が一定の年齢（例えば、満80歳）に達した時を始期とする旨の特約を付した契約は、任意後見契約の要件に適合せず、無効である。仮に本人がそのような時点に達するまで任意後見契約の効力の発生を望まない場合には、本人としては、家庭裁判所による任意後見監督人の選任について同意をしなければ、任意後見契約の効力を発生させないことが可能である（任意後見契約法第4条第3項）。

3 任意後見契約の公正証書の作成

任意後見契約の公正証書の作成については、通常の公正証書の作成手続によるほか、次のとおりとする。

(1) 本人との面接等

ア 任意後見契約の公正証書を作成するに当たっては、本人の事理を弁識する能力及び任意後見契約を締結する意思を確認するため、原則として本人と面接するものとする（本人が病気等のため公証人役場に赴くことができない場合は、公証人法第18条第2項ただし書の「事件ノ性質カ之ヲ許ササル場合」に当たる。）。

イ 本人の事理を弁識する能力に疑義があるときは、任意後見契約の有効性が訴訟や審判で争われた場合の証拠の保全のために、本人が契約の性質及び効果を理解するに足る能力を有することを証すべき診断書等の提出を求め、証書の原本とともに保存し、又は本人の状況等の要領を録取した書面を証書の原本とともに保存するものとする。

(2) 任意後見契約の公正証書の様式

ア 任意後見契約の公正証書を作成する場合には、公証人法第35条及び第36条の規定により記載すべき事項のほか、本人の出生の年月日及び本籍（外国人にあっては、国籍）を記載しなければならない（様式令第1項）。この際、本人及び任意後見受任者の住所

は、住民票上の住所地（外国人の場合は外国人登録上の居住地）を記載する。住民票上の住所地が現住所と異なる場合は、両者を併記するものとする。

本人の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあっては、国籍）については戸籍謄抄本（外国人にあっては、外国人登録証明書、旅券等）及び住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書）を、任意後見受任者の氏名及び住所（法人にあっては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）については住民票の写し（法人にあっては、登記簿謄抄本）を、それぞれ提出させて確認するものとする。

- イ 任意後見契約の公正証書は、様式令附録第1号様式又は附録第2号様式（以下これらを併せて「代理権目録」という。）による用紙に、任意後見人が代理権を行うべき事務の範囲を特定して記載して作成しなければならない。作成に用いる用紙は、公証人法施行規則第8条第1項の規定にかかわらず、日本工業規格B列4番の丈夫な紙とする（同令第2項、第3項）。
- ウ 代理権目録には、任意後見人が代理権を行うべき事務（任意後見人が弁護士である場合における訴訟行為を含む。）のみを記載し、事実行為に関する事務は記載しないものとする。
- エ 様式令附録第1号様式を用いる場合には、任意後見人が代理権を行うべき事務の事項欄にチェックした上、それ以外の事項については、斜線を引いて職印を押印するものとする。
- オ 様式令附録第1号様式に添付する別紙には、同様式中に記載のとおり表題を付するものとする。
- カ 様式令附録第2号様式を用いて任意後見人が代理権を行うべき事務の範囲を記載する場合、金融機関との取引に関する事項は、次の要領で対象行為を特定するものとする。
 - ① 金融機関とのすべての取引
 - ② 金融機関との取引のうち、〇〇取引（当座勘定取引、当座勘定取引以外の預金取引、貸金庫・保護預り取引、融資取引、保

証取引、担保提供取引、証券取引（国債、公共債、金融債、投資信託及び普通社債）、為替取引等）

- キ 弁護士である任意後見受任者が代理権を行うべき事務の範囲に訴訟行為が含まれる場合には、代理権目録に訴訟代理権の授権事項を明記するとともに、民事訴訟法第55条第2項に規定する事項について授権する場合には、当該事項を明記するものとする。
 - ク その他代理権目録の記載については、様式令附録第1号様式及び附録第2号様式の（注）に従うものとする。
- (3) 任意後見契約の公正証書の通数
- 任意後見受任者が数人ある場合には、次に掲げるとおりとする。
- ア 任意後見受任者が権限を単独で行使できるとき又は権限の分掌の定めがあるときは、囑託人の選択に従い、各人ごと又は一括して1通の公正証書を作成する（各人ごとに契約は別個となる。）。
 - イ 権限の共同行使の定めがあるときは、一括して1通の公正証書を作成する（契約は不可分で1個となる。）。この場合には、代理権目録とは別に「代理権の共同行使の特約目録」にその旨を記載する。また、任意後見受任者の一人について欠格事由その他不適任の事由があるときは、契約全体について任意後見監督人を選任することができない（任意後見契約の効力が発生しない。任意後見契約法第4条第1項）ことを依頼者に教示するものとする（次項ア参照）。
- (4) 囑託人に対する教示等
- 任意後見契約の公正証書を作成する場合には、次に掲げる事項を囑託人に教示するものとする。
- ア 任意後見契約法第4条第1項各号に規定する事由があるときは、任意後見監督人を選任することができない（任意後見契約の効力が発生しない）こと。なお、当該事由の有無を可能な範囲で確認するものとする。
 - イ 本人又は任意後見受任者（任意後見人）の氏名・住所・本籍等に変更があった場合には、変更の登記の申請をする必要があるこ

と。

ウ 任意後見監督人選任前の解除は、公証人の認証を受けた書面を、任意後見監督人選任後の解除は、家庭裁判所の許可をそれぞれ要すること。

エ 任意後見契約を解除したときは、任意後見監督人の選任の前後を問わず、終了の登記の申請をすべきこと。

オ 任意後見契約の解除により任意後見の終了の登記の申請をするときは、解除の意思表示を記載した書面（任意後見監督人の選任前の解除の場合には、公証人の認証を受けた書面）の原本を相手方に送達した上で、その送達を証する書面（例えば、配達証明付内容証明郵便の謄本）を登記申請書の添付書類として登記所に提出する必要があること。

カ 合意解除により任意後見の終了の登記の申請をするときは、合意解除の意思表示を記載した書面（任意後見監督人の選任前の解除の場合には、公証人の認証を受けた書面）の原本又は認証ある謄本を登記申請書の添付書類として登記所に提出する必要があること。

(5) 任意後見契約の公正証書の作成手数料等（略）

(6) 任意後見契約の変更

任意後見契約の変更については、次に掲げるとおり取り扱うものとする。

ア 代理権を行うべき事務の範囲を拡張する場合は、既存の任意後見契約を解除して、新たに拡張した代理権を含めた任意後見契約を締結し、又は既存の任意後見契約を維持して、拡張した代理権のみを付与する任意後見契約の公正証書を作成すること。

イ 代理権を行うべき事務の範囲を縮減する場合は、任意後見契約の一部解除が許されないので、既存の任意後見契約を全部解除した上で、新規の任意後見契約の公正証書を作成すること。

ウ 代理権の行使方法（単独行使・共同行使、本人又は第三者の同意の要否等）を変更する場合には、既存の任意後見契約を全部解

除した上で、新規の任意後見契約の公正証書を作成すること。

エ 代理権を行うべき事務以外の事項（例えば、報酬の額等）を変更する場合には、変更契約の公正証書を作成すること。この場合、私署証書による変更契約は認められない。

4 登記の嘱託

公証人法第57条ノ3第1項の規定による登記の嘱託の手続は、次のとおりとする。

(1) 嘱託先の登記所

登記の嘱託は、法務大臣が後見登記法第2条第1項により登記所として指定する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所に対して行う。平成12年2月24日付け法務省告示第83号により、東京法務局がこの登記所に指定された。

(2) 嘱託書の様式等

ア 公証人法第52条ノ3第2項の登記の嘱託書の様式は、別紙（略）のとおりとする。この嘱託書の用紙は、日本工業規格A列4番の丈夫な紙を用いなければならない（公証人法施行規則第8条第2項）。

イ 登記の嘱託書に別紙として添付する「代理権目録」及び「代理権の共同行使の特約目録」は、日本工業規格A列4番の丈夫な紙を用い（ただし、様式令附録第1号様式による場合には、日本工業規格B列4番の用紙を用いることもできる。）、12ポイント程度の文字を使用し、横書で記載する。

ウ 1通の公正証書で複数の任意後見契約が締結されたときは、契約ごとに登記の嘱託書を作成する。

(3) 嘱託書の記載事項等

登記の嘱託書には、次に掲げる事項を記載し、嘱託者である公証人が記名押印しなければならない（後見登記等に関する政令第8条第2項、第9条第2項）。

ア 嘱託者の氏名及び住所並びに嘱託者の資格

嘱託者の氏名に、嘱託者の資格として公証人との肩書きを付する。

嘱託者の住所については、公証人役場の所在地を記載する。

イ 登記の事由

「任意後見契約の締結」と記載する。

ウ 登記すべき事項

- ① 任意後見契約に係る公正証書を作成した公証人の氏名及び所属法務局並びにその証書の番号及び作成の年月日（後見登記法第5条第1号）
- ② 本人の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあっては、国籍）（後見登記法第5条第2号）
氏名には、片仮名で振り仮名を付し、住所には、住民票上の住所（外国人にあっては、外国人登録上の居住地）を記載するものとする（③において同じ。）。
- ③ 任意後見受任者の氏名及び住所（法人にあっては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）（後見登記法第5条第3号）
- ④ 任意後見受任者又は任意後見人の代理権の範囲（後見登記法第5条第4号）

代理権の範囲は、嘱託書の別紙として、「代理権目録」にも記載する。

様式令附録第1号様式による「代理権目録」に添付する別紙には、同様式中に記載のとおり表題を付する。

- ⑤ 数人の任意後見人が共同して代理権を行使すべきことを定めたときは、その定め（後見登記法第5条第5号）

代理権の共同行使の定めは、嘱託書の別紙として、「代理権の共同行使の特約目録」に記載する。

エ 登記手数料の額

オ 嘱託の年月日

カ 登記所の表示

(4) 嘱託書の添付書面

登記の嘱託書には、任意後見契約の公正証書の謄本を添付しなければならない（公証人法第57条ノ3第2項）。

(5) 登記手数料の納付

任意後見契約の締結の登記の登記手数料は、1件につき4,000円とされた（登記手数料令第6条の4第1項）。

登記手数料の納付は、登記印紙を登記の嘱託書に貼付してしなければならない（後見登記法第11条第2項、後見登記等に関する省令第26条第1項）。

(6) 嘱託書等の郵送

登記の嘱託書及びその添付書類を登記所に郵送する場合には、書留郵便によらなければならない（後見登記等に関する政令第8条第2項、後見登記等に関する省令第8条）。

(7) 登記の嘱託についての手数料

登記の嘱託についての手数料の額は、1,400円とされた（公証人手数料令第39条の2）。

第11 信託

1 売渡抵当契約二関スル件

（大4.6.24及大4.7.8福井地裁所長照会）

（大4.9.4民1137号法務局長回答）

（要旨）売渡抵当契約は、当事者がその効力を生ぜしめる真意のない虚偽の意思表示であるときは無効であるが、信託行為としての効果を生ぜしめるものであるときは必ずしも無効ではない。

（照会）甲者カ其所有動産ヲ担保トシテ乙者ヨリ金員ヲ借用スルニ当リ所有権移転ノ効カラ生セシムル意思ヲ以テ其動産ヲ売渡抵当ト為シ之カ売買公正証書ヲ作成セシメタル後其弁済方法トシテ甲者ハ其動産ノ賃借人、乙者ハ其賃貸人名義ヲ用ヒ右売渡動産ノ賃貸借契約公正証書ヲ作成セシメントスルハ勢ヒ不得止カ如クナルモ右ハ虚偽ノ公正証書ニシテ無効ナルヘク從テ公証人ニ於テ其事実ヲ知ルニ於テハ公正証書ヲ作成スヘキモノニ非ス但嘱託アルニ於テハ内部関係タル金員貸借ノ事実ニ基キ金員貸借契約公正証書ヲ作成スルハ有効ニシテ当然ノ義ト思考候モ聊カ疑義有之及御問合候条至急何分ノ御回答相成度候也

(法務局長ノ照会ニ対スル再問合) 本月24日付日記第1159号ヲ以テ公正証書作成ノ件問合ニ対シ民第1015号ヲ以テ御照会ノ越テ承從前一定ノ家具類ヲ売買シ其家具類ヲ買主ニ於テ売主ニ賃貸シ即チ前記ノ売買当事者間ニ於テ賃貸借契約ヲ為シ賃貸主ハ賃貸物件ヲ売戻ス権利アル旨ノ約款ヲ附シ公正証書ヲ作成セシメタル者有之右ハ前記ノ売買ハ其実売渡抵当ニ過キサリシモノト思考ス売渡抵当ハ其売買当事者間ニハ所有権移転セス從テ其売渡抵当後即チ別紙第1号売買公正証書(証書面ハ通常売買ノ形式ヲ採ル)作成後売主カ売渡物件ヲ継続使用センカ為メ其買主トノ間ニ別紙第2号ノ如ク賃貸借契約公正証書ノ作成ヲ囑託スルモ所有権移転ナキ売買当事者間ニ賃貸借契約ノ成立スヘキ謂ハレナキヲ以テ公証人ニ於テ相当注意ノ上前記ノ売買カ其実売渡抵当タルノ情ヲ知ルニ於テハ右賃貸借契約公正証書作成ノ囑託ヲ拒ムヲ相当トスヘク而モ売渡抵当ニ於ケル売買代金ハ其売買当事者間ノ關係ニアリテハ一種ノ貸借金員ニ外ナラサレハ若シ其囑託アルニ於テハ別紙第1号売買公正証書作成後即時即チ貸借金員ハ前記ノ売渡抵当代金タルノ情ヲ知リツツ別紙第3号ノ如ク金員貸借公正証書ヲ作成スルモ敢テ虚偽違法ノモノニ非サルヘシト思考ス右卑見ノ当否ニ付御意見承知致度別紙相添ヘ更ニ及御問合候也

(別紙第1号)

動産売買公正証書(抄)

第1条 売渡人甲ハ其所有ニ属スル何町何番地建物ニ附属スル畳何枚一(以上詳細明確ニ記載ス)ヲ代金120円ニテ売渡シ買受人乙ハ之ヲ買受ケタリ

第2条 買受人乙ハ代金120円ヲ支払ヒ売渡人甲ハ之ヲ受領シタリ

(別紙第2号)

動産賃貸借公正証書(抄)

第1条 貸貸人乙ハ其所有ニ属スル何町何番地建物ニ附属スル畳何枚一(物件ハ詳細明確ニ記載ス而シテ前号売買物件ト同一ナリ)ヲ1ヶ年間

1ヶ月10円ノ賃料ヲ以テ貸渡シ賃借人甲ハ之ヲ借受ケタリ

第2条 賃料ノ支払期日ハ毎月末日トス

第3条 賃貸期間内ニ拘ラス賃借人甲ハ120円(支払済ノ賃料アレハ之ヲ

控除ス)ヲ提供シ賃貸物件ヲ買受ケルノ権利アリ賃貸人乙ハ之ニ応シ売渡ス義務アリ

第4条 賃貸人乙ハ賃貸期間満了後ニ在リテハ代金120円(支払済ノ賃料アレハ総テ之ヲ控除ス)ヲ以テ賃貸物件ヲ売渡ス権利アリ賃借人甲ハ之ヲ買受ケル義務アリ

(附言) 売渡抵当ノ場合ハ買主ニ於テハ金員ノ返済ヲ希望シ売主ハ売渡物件ノ完全ニ己レニ帰属センコトヲ希望スルニ依リ右第3第4条ノ如キ約款ヲ付シタルモノナリ

(別紙第3号)

金員貸借公正証書(抄)

第1条 貸主乙ハ金120円ヲ貸渡シ借主甲ハ之ヲ借受ケタリ

第2条 返済期限ハ何年何月ヨリ毎月末日10円ヲ支払ヒ12ヶ月後何年何月マテニ完済スルモノトス

第3条 借主甲ハ120円ヲ完済スルニ至リシトキハ先キニ公正証書ヲ以テ借主甲ヨリ貸主乙ニ貸渡セシ何町何番地建物ニ附属スル畳何枚一(物件ハ詳細明確ニ記載ス)ノ売渡ハ当然解除ス

(回答) 本年7月8日付日記第1232号ヲ以テ御問合相成候公正証書作成ニ関スル疑義ノ件ハ問合面前段設例ノ如キ契約ハ当事者カ行為ノ効力ヲ生セシムル真意ナキ虚偽ノ意思表示ヲ為シタルモノナルトキハ固ヨリ無効タルヘキモ反之信託行為トシテ所謂売渡抵当契約ヲ為スモノナルトキハ必シモ無効ニアラサルヘク然カモ後段設例ノ如ク売買証書ト消費貸借証書トノ授受ヲ為ストキハ契約面ニ於ケル計算關係ハ当事者ノ意思ニ吻合セサルコトナリ信託行為トシテ法律上ノ効果ヲ生セシムルコト能ハサルヲ以テスル契約ニ付テハ公正証書作成ノ囑託ニ応スヘキモノニ非スト思考致候此段及回答候也

2 公正証書ノ効力ニ関スル件

(昭4.9.17東京公証人根本松美照会)

(昭5.2.20民事局長回答)

(要旨) 1 利息制限法ノ制限ヲ超スル利息ニ付テハ、証書ヲ作成シないの

が相当である。

2 元本に損失をきたした場合又は予定の利益を得なかった場合は、信託の受託者が、これを補填する旨の契約は直ちに無効ということはできない。

(照会) 左ノ事項ニ付公正証書作成ノ嘱託アリタル場合ハ該契約ハ無効若クハ取消シ得可キ法律行為トシテ其証書ノ作成ヲ為ス可カラサルモノナリヤ又ハ適法ノ契約トシテ其証書ヲ作成ス可キモノナリヤ

- 1 金銭消費貸借ニ於テ利息制限法ノ制限ヲ超過シタル利息ヲ附スル契約ヲ為ストキ
- 2 信託会社ニ非サル受託者カ委託者ト運用方法ノ特定セサル金銭信託ニ付元本ニ損失ヲ来シタル場合又ハ予メ一定シタル額ノ利益ヲ得サリシ場合ニ於テ之レヲ補填シ又ハ補足スル契約ヲ為ストキ

(回答) 1 利息制限法ノ制限ヲ超ユル利息ニ付公正証書ヲ作成セサルヲ相当トス

2 信託契約ニ伴フ問合面ノ如キ契約ヲ為シタル場合ニ於テ其契約ハ信託法第19条ノ適用上直チニ無効ナリト云フヲ得ス

(同旨) 利息制限法ノ利率ヲ超過スル契約ニ付テハ公証人ハ公正証書ヲ作成スルコトヲ得ス (大10.3.4函館公証人横山吉四郎伺, 大10.4.18民事第1052号民事局長答)

3 企業担保附社債信託証書について

(昭33.6.12証総33-33号株式会社日本興業銀行証券部長照会)

(昭33.7.15民事甲1316号民事局長回答)

(要旨) 企業担保附社債信託証書及び発行契約証書の作成要領等

(照会) 企業担保附社債信託証書及び発行契約証書に関し、以下の諸点につき貴見を承りたくお伺い申し上げます。

記

- 1 企業担保権の設定又は変更を目的とする契約は、公正証書によってしなければならないが、社債発行契約はこの契約に該当しないと解し、私署証書で作成してよいか。
- 2 企業担保の場合、公正証書による契約の成立により受託会社に担保権

の設定登記請求権が発生することになると解されるが、この場合、

(1) 信託証書における担保権設定取得条項は以下のような文言でよいか。

甲(委託会社)は本社債の総額×億円の担保としてその総財産の上に第×順位の企業担保権を設定し、乙(受託会社)は総社債権者のためにこれを取得する。

甲は前項の担保権設定登記手続を速かに完了し、その登記簿謄本を乙に提出するものとする。

(2) 担保権設定登記申請の場合「登記原因ヲ証スル書面」は信託証書と解してよいか。

3 担保附社債信託法第19条第9号により信託証書に「先順位ノ担保ヲ附シタル債権金額」を記載することになっているが、企業担保附社債信託証書の場合、この債権金額とは先順位の企業担保権によって担保されている債権金額のみで足りるか。

4 担保附社債信託法第20条の規定では信託会社、受託会社が各自1通を保存し、その原本を本店に、その謄本を各支店に備え置くものとされているが、企業担保附社債の場合信託証書としての公正証書はその原本を公証人が保存するから、上記の本店に備え置く信託証書は公正証書の謄本、支店はその謄本の写で足りると解してよいか。

(回答) 昭和33年6月12日証総第3333号をもって照会のあった標記の件については、いずれも貴見のとおりと考えます。

第12 企業担保

1 企業担保附社債信託証書について

(昭33.6.12証総33-33号株式会社日本興業銀行証券部長照会)

(昭33.7.15民事甲1316号民事局長回答)

(要旨) 企業担保附社債信託証書及び発行契約証書の作成要領等

(照会) 企業担保附社債信託証書及び発行契約証書に関し、以下の諸点につき貴見を承りたくお伺い申し上げます。

記

- 1 企業担保権の設定又は変更を目的とする契約は、公正証書によってし

なければならないが、社債発行契約はこの契約に該当しないと解し、私署証書で作成してよいか。

2 企業担保の場合、公正証書による契約の成立により受託会社に担保権の設定登記請求権が発生することになると解されるが、この場合、

(1) 信託証書における担保権設定取得条項は以下のような文言でよいか。

甲（委託会社）は本社債の総額×億円の担保としてその総財産の上に第×順位の企業担保権を設定し、乙（受託会社）は総社債権者のためにこれを取得する。

甲は前項の担保権設定登記手続を速かに完了し、その登記簿謄本を乙に提出するものとする。

(2) 担保権設定登記申請の場合「登記原因ヲ証スル書面」は信託証書と解してよいか。

3 担保附社債信託法第19条第9号により信託証書に「先順位ノ担保ヲ附シタル債権金額」を記載することになっているが、企業担保附社債信託証書の場合、この債権金額とは先順位の企業担保権によって担保されている債権金額のみで足りるか。

4 担保附社債信託法第20条の規定では信託会社、受託会社が各自1通を保存し、その原本を本店に、その謄本を各支店に備え置くものとされているが、企業担保附社債の場合信託証書としての公正証書はその原本を公証人が保存するから、上記の本店に備え置く信託証書は公正証書の謄本、支店はその謄本の写で足りると解してよいか。

(回答) 昭和33年6月12日証総第3333号をもって照会のあった標記の件については、いずれも貴見のとおりと考えます。

2 会社の合併に伴う企業担保権の登記手続等について

(昭44.4.18日本興業銀行取締役総務部長照会)

(昭44.4.28民事(三)発513号民事局第三課長回答)

(要旨) 1 企業担保法第8条第2項による合併後の企業担保権の順位に関する担保権者間の協定は、全員が有するすべての企業担保権の順位を定めなければならない。

2 右の協定は公正証書によってすることを要する。

(照会) 会社の総財産に企業担保権が設定され、その登記を完了している甲、乙会社が合併し、甲会社が存続する場合において、下記の事項についてご回答賜わりたくお願いいたします。

記

1 企業担保法第8条第2項の規定による合併後の企業担保権の順位に関する企業担保権者間の協定は、企業担保権者全員がその有するすべての企業担保についての順位を定めるべきものと考えますがいかがでしょうか。

2 略

3 企業担保法第8条第2項の規定による順位に関する企業担保権者間の協定は、同法第3条の規定により公正証書によってしなければならないものと考えますが、いかがでしょうか。

(回答) 4月18日付書面をもって当局局長あて問合せのあった標記の件については、いずれも貴見のとおりと考えます。

第13 その他の証書

1 承認ノ場合ニ関スル件

(明42.7.21東京公証人小川正直照会)

(明42.8.21民刑831号民刑局長回答)

(要旨) 承認の意思表示であって証書の作成に適するものは、民法に特定してある場合に限らない。

(照会) 同則第13条第1項ノ1号ニ在ル承認ノ場合ハ左記ノ如ク特ニ民法ニ定メアルモノニ適用スヘキモノニシテ其他ノモノニハ適用セサルモノト解釈シ可然哉

民法第147条第3号ニ在ル時効中断ノ効力ヲ生スヘキ承認

同第166条第2項但書ニ在ル占有者ノ承認

同第168条第2項ニ在ル債務者ノ承認

同第753条但書ニ在ル家督相続人タルヘキ承認

同第824条(現第776条)ニ在ル嫡出子ノ承認

同相続編第3章（現第4章）ニ在ル相続ノ承認

同第1089条（現第989条）ニ在ル遺贈ノ承認

（回答）承認ノ意思表示ニシテ証書ノ作成ニ適スルモノハ民法ニ特定セル場合ニ限ラス総テ手数料規則第13条第1号中ニ包含セラルヘシ

2 公正証書ノ効力ニ関スル件

（明43.2.15高松地裁所長照会）

（明43.8.5民刑137号民刑局長回答）

（要旨） 競売期日ノ公告を為さずニ競売手続を完結すべき旨ノ契約は、公ノ秩序ニ反スル無効ノ行為であるから、執行官はもちろん、当事者もこれに拘束されない。

（照会） 1 略

2 一定ノ金額ノ支払ヲ目的トスル請求ニ付キ作成シタル公正証書ニ債務者ヲシテ債務ノ履行ヲ怠ルトキハ強制執行ヲ受ケ即時競売セラルヘキコトヲ約諾セシメ他日債権者ハ執行文ノ付与ヲ受ケ執達吏ニ委任シ債務者ノ動産ヲ差押フルト同時ニ公告ヲモ為サス直ニ競売シ其代金ヲ取得スルコトアリ畢寛高利貸カ強制執行ニ際シ他債権者ノ配当要求ヲ避ケントスル手段ニシテ競売ノ日時場所ヲ公告セサルヲ以テ競売申出人僅少ニシテ競売価額ヲ適当ニ競り上クルコトヲ得ス然レトモ（旧）民事訴訟法第575条但書ニハ利害関係ノ合意ニ依リ競売期日ヲ短縮スルコトヲ許シ殊ニ同条但書ニ依レハ腐敗シ易キ物ノ換価ニ付テハ公告ヲ為サスナキコトアルヘケレハ利害関係人ノ合意アルトキハ公告ヲ為サス差押物ヲ即時競売ニ付スルコトヲ得サシメサルヘカラス又期日短縮ノ合意ハ予メ許ササル性質ノモノニアラサルニ付右ノ如ク公正証書ヲ以テ合意スルトキハ有効ト為ササルヘカラサルカ（競売完結前執行力アル正本ニ依リ配当ヲ要求スル債権者ヨリ法定期間ノ公告ヲ求ムルトキハ右合意ノ無効ナルハ勿論ナリ）他ニ時弊矯正ノ方法ナキヤ

（回答） 1 略

2 有体動産ニ対スル強制執行ハ民事訴訟法ノ規定ニ従ヒ相当ノ期間ヲ以テ競売期日ヲ定メサルヘカラサルモノニシテ差押債権者及債務者間ニ於テ予メ期日公告ヲ為サスシテ競売手続ヲ完結スルコトニ付契約ヲ為スモ其契約

ハ公ノ秩序ニ反スル事項ヲ目的トスルモノニシテ素ヨリ其効力ヲ生セサルモノトス從テ執達吏ハ勿論当事者ニ於テモ該契約ニ拘束セラルヘキモノニアラス

3 承認証書ニ関スル件

（明42.10.27岐阜公証人倉橋準太郎照会）

（明43.11.22民刑1267号民刑局長回答）

（要旨） 1 公正証書中に「承認」という文字を用いても、法律行為ノ要項ノ記載があるときは、該証書は法律行為ニついての証書である。

2 承認証書は、承認ノ対象となる法律行為ニついて私署証書が作成されてゐると否とを問わず作成できる。

（照会） 1 承認ノ文字ハ民法中ノ規定ニ付テ見ルモ必スシモ一定シタル特殊ノ意義ヲ有スルモノニアラス從テ本条ノ適用ハ同法規定ノ場合ニ限ラサルコト既ニ民刑局長回答ノ次第モ有之候ニ付キテハ一旦適法ニ成立シタル法律関係ヲ更ニ明確ナラシムルノ目的ヲ以テ同一当事者間ニ於テ之ヲ承知認諾スルノ行為ハ総テ承認トシテ取扱フヘキ義ト相心得候モ右承認（特ニ承認ノ文字ヲ使用セサルモ其内容ヲ有スル記載ヲ為シタルトキ亦同シ）ト同時ニ之ニ新ナル左掲ノ如キ約款ヲ追加スルトキハ最早例外規定タル本条承認ノ範圍ヲ超脱シタルモノニシテ本条ヲ適用スヘカラサルト共ニ如此場合ハ其承認ハ多クハ追約ノ参照若クハ援用ノ目的ニ出ツルニ過キシテ却テ契約ノ附随行為ト看做スヘキモノナレハ第6条ヲ適用シテ追約事項ノミニ付キ各所定ノ手数料ヲ算定スヘキ義ニ候哉

(1) 承認シタル法律関係カ民事訴訟法第559条第5号（現行同条第3号）ニ適スル場合ニ於テ之ヲ援用シテ「右承認シタル債務ヲ其所定期日ニ遅滞ナク支払フコト若シ之ヲ履行セサルトキハ直ニ強制執行ヲ受クルコト」ヲ追約シタルトキ

(2) 承認シタル契約条件ノ一部仮令ハ期日若クハ期間又ハ利息額等ノ変更ヲ追約シタルトキ

(3) 厳格ナル意味ニ於テハ承認シタル法律関係中ニ当然包含スヘキ事項ナルモ從來不明確ナリシ事項仮令ハ自己ノ名義ヲ以テ他人ノ不動産ヲ保管

スル者カ其所有者ニ対シテ所有権者タルコトヲ承認スルト共ニ管理返還時期ヲ追約シタルトキ

- 2 法律行為ノ成立ニハ必シモ書面ヲ要セサルヲ以テ既往ノ口頭契約ヲ承認スル形式ニ依リ証書作成ヲ囑託スルモノアルトキハ私署証書アル場合ト均シク承認トシテ総テノ取扱（印紙貼用ニモ関係アリ）ヲ為スヘキ義ニ候哉

（回答）1 公正証書中承認ナル文字ヲ用ウルモ法律行為ノ要項ヲ証スル趣旨ノ記載アルトキハ私署証書ノ文言ヲ援用スルト否トニ拘ハラス其公正証書ハ承認証書ニ非ス又固ヨリ1個ノ法律行為ニ付テノ証書ト解ヘキモノナレトモ「承認」ノ文字ハ誤解ナキヲ保セサルニ付テノ証書ニ記載セサルヲ可トス

- 2 承認ニ付テノ公正証書ノ作成ハ法律行為ニ関シ私署証書ヲ作成シタルト否トニ依リテ区別アルコトナシ但既ニ成立セル法律行為ニ付テモ普通ノ公正証書ヲ作成スルコトヲ妨ケサルモノトス

4 組合契約加入ノ公正証書ニ関スル件

（大6.6.8福岡地裁所長照会）

（大6.7.14民1449号法務局長回答）

（要旨）公正証書に他の公正証書を援用した場合でも、一定の金額の支払を約したものであれば、これに強制執行認諾条項を記載し得るが他の組合契約公正証書の条項を承認し、その組合に加入した旨を記載した公正証書には強制執行認諾条項を記載すべきでない。

（照会）公証人ニ於テ組合員カ或ル違反行為アリタルトキハ一定ノ違約金ヲ支払フヘキ罰款アル組合契約ノ公正証書ヲ作成シタル後該契約ニ基キ組合ヲ代表スヘキ組合員甲者ト新ニ其組合ニ加入スヘキ乙者トノ間組合加入ノ公正証書ヲ作成スルニ該リ囊ニ作成シタル組合契約ノ各条項ヲ列記セス単ニ其ノ組合契約アル公正証書ヲ援用シ乙者ニ於テ該契約ノ各条項ヲ承認シ組合ニ加入セルコト及強制執行認諾ノ旨ヲ記載シタルモノアリ然ルニ後日右等甲乙両者間ノ囑託ニ依リ作成シタル公正証書ニ基キ甲者ヨリ乙者ニ対シ違約金徴収ノ為メ公正証書ノ執行正本ヲ求ムルコトアルモ該証書自体ノミニテハ民事訴訟法第559第5号（現行第3号）ニ所謂一定ノ金額ノ支払ヲ

以テ目的トスル請求ニ付キ作りタルモノナルコト判然セサルカ故ニ其援用シタル組合契約ハ公正証書原本ヲ執行正本ニ添付シ付与スルコトヲ得ヘキヤ元來右等公正証書ニ対シテハ執行正本ヲ付与スヘキモノニ非ス從テ強制執行認諾ノ旨ヲ記載スルコトヲ得サル義ニハ無之哉

（回答）公正証書ニ他ノ公正証書ヲ援用シタル場合ニ於テモ其証書ニ依リ一定ノ金額ノ支払ヲ約シタルモノナルトキハ之ニ強制執行ヲ受クヘキ旨ノ記載ヲ為スコトヲ得ルモ問合面ノ如ク公正証書ニ他ノ組合契約公正証書ヲ援用シテ之ヲ添付書面ト為シタルニ非ス単ニ組合契約ノ各条項ヲ承認シ該組合ニ加入セシコトノミヲ記載シタルモノハ之ニ依リ支払又ハ給付ノ義務ヲ約シタルモノトスルコトヲ得サルヲ以テ斯ル証書ニハ直ニ強制執行ヲ受クヘキ旨ノ記載ヲ為スヘキモノニ非ス從ツテ仮令之カ記載アリトスルモ該証書ニ援用シタル他ノ公証証書ヲ添付シテ之ニ執行文ヲ付与スヘキモノニ非ス

5 漁業財団の譲渡に関する契約公正証書の作成の可否について

（昭34.12.10東京公証人高野正保照会）

（昭35.5.10民事甲1117号民事局長回答）

（要旨）漁業財団を譲渡した場合において、その組成物件である登記した船舶につき、財団の移転登記とは別個にその所有権移転登記をなすべき旨の契約について証書を作成しても法26条に違反しない。

（照会）漁船を組成物件とする漁業財団を譲渡した場合第三者対抗要件としては

- (1) 単に同財団所有権移転登記のみを為せば足るものであるか
- (2) 或は財団所有権移転登記の外、別個に財団組成漁船そのものについても所有権移転登記を為すことを要するか。

従ってこれが手続を為すことを内容とする契約条項を公正証書に記載する必要があるか如何か。

当職は漁業財団の譲渡契約につき公正証書作成の囑託を受けたがその契約条項中譲渡に因る財団所有権の移転登記の外、別個に財団に属する漁船につきその所有権移転登記手続を履践する旨の条項の記入を要請された。然し漁業財団は1個の不動産であるから（漁業財団抵当法に依り

準用される工場抵当法第14条参照) 当該漁業財団の所有権移転登記を為せば足り第三者に対する対抗要件としてはこれを以て必要にして且つ十分な要件を具備するものと思料する(民法第177条)。従って財団所有権移転登記の外更に財団組成漁船につき別個に所有権移転の登記を申請させる必要なものと解し、かかる申請を為す契約条項を公正証書に記入することを差控えた。

然るに右見解に反し財団所有権移転登記の外財団組成物件である漁船についても当事者の申請に依り別個に所有権移転登記を為すべきである。このことは独り漁業財団に限らず工場財団、及その他の財団についても同様であってその組成物件中登記、登録を要するものについては同様の取扱をすべきであるとの説がある(香川保一氏著 工場及鉱業抵当法163頁 当職の照会に対する東京法務局登記担当官の御回答)。然しながら

- (1) 本事案は漁業財団という1箇の不動産の譲渡契約に因る所有権の移転であってその財団の組成物件である漁船そのものの所有権移転契約でないから右学説及取扱は物権変動の実態に添わない嫌がある。
- (2) 不動産物権の得喪変更を第三者に対抗するには他の法令に別段の規定あらば格別、然らざれば登記法の定むる所に従いその登記を為せば足り、これ以て必要且つ十分な要件を具備することは前記の如くである。

然るに不動産登記法、漁業財団抵当法、漁業財団抵当登記取扱手続、工場財団抵当法、漁業法、漁船法、船舶登記規則、船舶登記取扱手続等の関係法規を觀るも反対説を肯定し得る法規がないようである。小職浅学寡聞にしてその他の法令にも積極的に解すべき法規であることを承知しない。

故に本案の場合には単に財団所有権移転登記をすれば十分であり、更に当事者をして組成物件につき別個に所有権移転登記を申請させる必要がないと思われる。果して然らば右の如く2箇の登記を為すことは徒に屋上屋を重ねる類であるばかりでなく当事者に対し不必要な労力と時間の浪費並に失費を強うるもので経済的にも妥当とは謂い難い。殊に登録税の関係は如何うなるか、不当徴税の疑問も生じて来るので再考の価値ある様に思料する。

反対説は登記簿上における財団の表示が極めて抽象的でその個々の組成物件を記載していないから取引の動的安全を期する関係上、第三者対抗要件として財団の組成物件中登記登録を要する物件については財団所有権移転登記の外別個に当該組成物件につき所有権移転登記、登録をする必要ありとなすものであろうか。若し然りとせば財団を組成する物件中登記登録を要する物件については必ずその所有権保存登記が為され(漁業財団抵当法に依り準用される工場抵当法第12条参照) 且つ該登記簿用紙中相当事項欄に同物件が財団に属していることを示している(工場抵当法第34条参照) しかのみならず財団所有権保存の登記申請者は財団組成物件を表示した財団目録を提出している(工場抵当法第22条参照) かつ利害関係人はこれ等を閲覧して如何なる物件が財団に属しているかをたやすく了知し得べく又その財団所有権移転登記に依り組成物件についてその所有権の移転があったことを容易に知ることができる筈である。若し仮に右の方法に依るも取引の動的安全を期する上に不十分であり、財団組成物件についてもその所有権移転登記を為すことを要するも工場抵当法第34条の趣旨を類推解釈して職権を以て財団の組成物件の登記用紙中相当事項欄に当該財団の所有権が移転した旨を記入すべきであって、これが登記義務なき当事者をしてこれが登記を申請させるべきではない様に思われる。

以上の通りであるが、尚反対説が正当であって財団組成物件についても別個に所有権登記を要するとの御見解でありますならば恐縮であります。その法的根拠或は解釈上の論拠の概要も併せて御教示給わりたい。

(回答) 客年12月10日付照会の標記の件については、次のとおり回答する。

漁業財団を譲渡した場合には、同財団の所有権移転登記の外、財団組成物件である漁船についても登記した船舶である限り、漁業財団の譲渡を登記原因とする所有権移転登記(商法第687条参照)をすることができるものとする。

従って公証人が嘱託人からその登記手続をなすべきことを内容とする契約について公正証書の作成の嘱託を受けた場合には、これを拒むことはできないと考える。

6 指名債権質の対抗要件について

(昭46.6.1付46号農公融一第8号農林漁業金融公庫融資第一部長照会)

(昭46.8.31民事(一)発279号民事局第一課長回答)

(要旨) 民法施行法第5条第4号により、指名債権の質権設定(民法第364条)

証書の確定日附が、第三債務者の質権設定承諾書の確定日附とされた例。

(照会) 当公庫の貸付にかかる担保として債権を質入させる場合に、別紙1の質権設定証書に確定日附を附することにより第三者対抗要件を備えるものと思われませんが、ご意見を拝承いたしたく、ご照会いたします。なお、上記質権設定証書に添付する質権設定承諾書の様式は別紙2または別紙3のいずれによっても差し支えないと存じますが、これについても、併せてご照会いたします。

また、以上のとおりで差し支えない場合は、貴管下法務局および地方方法務局に対して周知方ご依頼申し上げます。

(理由) 民法施行法第5条第4号の規定に基づき、上記質権設定証書の確定日附は、当該質権設定証書第3条において引用されている第三債務者の質権設定承諾書の確定日附とみなされる。

別紙1

収入
印紙

質権設定証書

第1条 は、昭和 年 月 日付借用証書に基づき貴公庫に対し負担する一切の債務を担保するため、末尾記載の債務者に対する債権及びこれに付随する抵当権の上に質権を設定した。

第2条 前条記載の借用証書に規定する契約条項中担保に関する条項は、すべてこの証書に適用又は準用する。

第3条 末尾記載の債務者は、それぞれ第1条記載の質権設定につき昭和 年月日付質権設定承諾書のとおり承諾した。

昭和 年 月 日

質権設定者 住所
名称
上記代表者 住所
氏名 ㊟

農林漁業金融公庫

総裁 殿

質権の表示

1 債権額金 円也

内訳 元本金 円也

利息金 円也(昭和 年 月 日から昭和 年 月 日までの分)

2 利息年 パーセント

3 損害金 元利金につき年14.5パーセント

別紙2

質権設定承諾書

昭和 年 月 日付借用証書により私が貴組合から御融通を受けた金 円也に関する債権及びこれに付随する抵当権を貴組合が昭和 年 月 日付農林漁業資金借用証書により農林漁業金融公庫に対して負担している債務の担保として質入されることについては、私は何等の異議なく承諾致します。

昭和 年 月 日

住所
債務者 氏名
組合

組合長理事 ㊟

(注) 抵当権を伴わず債権のみ質入する場合は「及びこれに付随する抵当権」を抹消する。

担 保 目 的 の 表 示

債務者 氏名	証書 日付	証書面 日付	質入債 還期限	最終債 還期限	担 保			
					抵当権 設定者	抵当権の 表示	担保目的で ある物件	順 位

(注) 1 抵当権の表示は、たとえば「昭和〇年〇月〇日〇〇地方法務局〇〇支局受付第〇号」と記入する。
 2 抵当権を伴わず債権のみ質入する場合は次の部分を抹消する。
 (1) 第1条中「及びこれに付随する抵当権」(2)質権の表示(3)担保目的の表示「中担保」欄

別紙3

質 権 設 定 承 諾 書

わたくしたちが貴組合から御融通を受けた末尾記載の借入金に関する債権及びこれに付随する抵当権を貴組合が昭和 年 月 日付農林漁業資金借用証書により農林漁業金融公庫に対して負担している債務の担保として質入されることについては、わたくしたちは何等の異議なく承諾致します。

昭和 年 月 日

住 所
債務者 氏 名 ㊦
住 所
債務者 氏 名 ㊦
組合長理事 殿

担 保 目 的 の 表 示

債務者氏名	証書日付	証書面金額

(注) 抵当権を伴わず債権のみ質入する場合は本文中「及びこれに付随する抵当権」を抹消する。

(回答) 本年6月1日付46農公融一第8号をもってご照会のあった標記の件については、質権設定承諾書の日付が、質権設定証書の確定日附より以前である場合には、その確定日附が、質権設定承諾書の確定日附となるものと考えます。

なお、質権設定承諾書の様式は貴職案のとおりでさしつかえないものと考えます。

おって、この旨当局発行の「民事月報」に記載し、周知をはかることとしたから、了知願います。

7 手形債務の追認証書への執行文付与について

(昭63.10.11民一5583号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 支払期日に未払いの約束手形金債務を債務者が追認する追加契約の公正証書について、執行文を付与することができる。

(通達) 標記について、別紙甲号のとおり日本公証人連合会会長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したので、貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれない。

おって、明治43年8月24日民刑第199号民刑局長回答は、昭和63年10月11日民一第5582号当職回答(別紙乙号)により変更されたものと了知されたい。

別紙甲号

債務者甲が債権者乙宛に振出した約束手形金債務が支払期日に未払いであることから、債務者がその債務を追認するとともに、当事者間で支払期

日を延期するなどの追加契約をし、債務者が同契約債務不履行の場合は直ちに強制執行を受けても異議がないことを認諾する旨の公正証書については、執行文を付与することができない旨の民刑局長回答（明治43年8月24日民刑199号）がありますが、現行の法体系の下においては、このような強制執行認諾文言の記載が無効であって公証人がその旨の公正証書に執行文を付与することができない、と解する理由はないのではないかと考えますので、この点照会に及びます。

別紙乙号

客月13日付け照会のあった標記の件については、貴見のとおりと考える。

なお、公証人がその旨の公正証書を作成するに当たっては、債権者が手形を所持していることを確認するのが相当である。

第14 私権の事実証書

1 私権ニ関スル事実ニ付テノ証書ノ作成ニ関スル件

(明42.8.9宮崎公証人広木幹照会)

(明42.9.6民刑925号民刑局長回答)

(要旨) 公証人は、自ら目撃した事実以外の事実については証書を作成することができない。

(照会) 「私権ニ関スル事実」ニ付キ公証人カ証書ヲ作成スヘキ範囲ノ義ハ民刑局長ノ御訓示ニ依リ了解仕候ヘ共尚ホ左ノ点ニ付キ疑義相生シ候ニ付更ニ何分ノ御訓示ヲ仰キ度候

「私権消長ノ証拠タルヘキ有形ノ事実ヲ目撃シタル者ノ陳述」ノ如キニ就キテモ証書ヲ作成シ得ル義ニ有之候哉

(回答) 問合面ノ如キ事実ハ公証人自ラ目撃シタルモノニ非サレハ之ニ付テ証書作成スルコトヲ得ス

(同旨) (1)他人間ノ売買ヲ目撃シタリトノ陳述ニ付テハ公正証書ヲ作成スルコトヲ得ス(2)子ノ出生ノ如キ事実ニ付テハ証書ヲ作成スルコトヲ得ルモ届出又ハ選任等ニ依リ得ヘキ資格ニ付(夫妻ノ関係、親族会員檀徒総代等ノ資格アリトノコトヲ一方又ハ双方ノ陳述ニ依リ)公正証書ヲ作成スルコトヲ得ス(大3.7.15宇都宮公証人高木英灼伺、大3.9.26民1201号法務局長回答)

(同旨) 委任者カ委任状ニ就カシテ其証書ノ署名捺印ヲ自認スル旨(例ヘハ裁判所ニ提出シタル訴訟代理ノ委任状ヲ相手方ニ否認セラレタル為メ委任者カ公証人役場ニ出頭シ現証書ニ就カシテ其署名捺印ヲ自認シ其旨)ノ陳述ニ付テハ公正証書ヲ作成スルコトヲ得ス(大2.2.9及大2.2.1仙台公証人利部定吉伺、大2.6.10民第795号司法次官回答)

2 「私権に関する事実」の意義の件

(明42.11.19福岡公証人辛木秀夫照会)

(明43.8.10民刑1329号民刑局長回答)

(要旨) 1 私権に関する事実には次の事実も含まれる。

- (1) 人の出生、生存、死亡等
- (2) 身体、財産に加えた損害の形状、程度等
- (3) 動産、不動産の品質、種類、大小、形状、数量、現存状態等
- (4) 会社、組合の総会の議事
- (5) 支払停止の状況等
- (6) 動産、不動産の専有の状況等
- (7) 財産目録の調製

2 物件の引渡、授受の意思表示は法律行為である。

(照会) 公証人法第1条ノ所謂私権ニ関スル事実トハ左ノ事例ノ如キ場合モ其事実ナリトシテ公正証書作成スヘキモノニ有之候哉

- 1 人ノ出生現存死亡等事実ノ証明ヲ要スヘキ場合
- 2 各会社又ハ組合総会若クハ親族会ノ議事ヲ筆記スル場合
- 3 商人其他ノ人カ支払ヲ拒絶スルトキ被拒絶者ノ請求ニ因リ現場ニ出張シ其拒絶ノ事実ヲ見聞スルカ如キ場合
- 4 物品売買前ニ其物ノ現存状態数量等取調ノ場合
- 5 山林ノ立木売買前ニ其樹木ノ大小数量取調ノ場合
- 6 他人ノ動産又ハ不動産ヲ押奪シ現ニ之ヲ占有スル実況ノ場合
- 7 身体ニ対スル傷害ノ形状及程度調ノ場合
- 8 財産ニ対スル損害ノ形状及程度調ノ場合
- 9 売買又ハ賃貸借契約ヲ為シ其公正証書ヲ作成完結後該物件引渡前ニ売

主買主又ハ貸貸人賃借人ノ請求ニ因リ其目的物ノ所在地ニ出張シ其物ノ形状数量等取調フヘキ場合

10 前記売買又ハ貸貸借公正証書完結後其物件ノ引渡ニ立会フ場合

11 前記売買又ハ貸貸借公正証書完結シ当事者双方ニ於テ其目的物ヲ既ニ授受完了シタル後買主又ハ賃借人ヨリノ請求ニ因リ其引渡ヲ受ケタル物ノ形状品質数量等取調ノ場合

12 会社又ハ個人ニ於テ他日所有財産売買ノ必要アリ又ハ其必要ヲ生スルヤモ知ルヘカラサルノ故ヲ以テ其財産目録ノ作成方囑託スルトキハ之ニ応スルヲ相当トスヘキヤ果シテ然ラハ如斯場合

13 金銭貸借又ハ小物品ノ使用貸借ニシテ公正証書作成ノ際公証人役場ニ於テ其金銭物品ヲ授受スルニ当リ立会ヲ求ムルコトアリ
如斯金銭物品ノ授受ハ意思表示ニシテ法律行為ナルカ如シ然レトモ是等金銭物品授受ノ如キハ私権ニ関スル事実ト称シヘキヤ

右設例ノ事項ハ取扱方区々相成居可申被存候間至急何分ノ御訓示相成候様致度此段請訓仕候他

(回答) 客年11月19日付請訓ニ係ル公証人法中疑義ニ関スル件ハ左ノ通思考致候

1, 2, 4乃至9, 12ニ掲ケタル事実ハ公証人法第1条ノ私権ニ関スル事実ニシテ法律行為ニ非サルモノトス

3, 支払ノ拒絶カ遅滞ノ責任ノ原因ト為リ又ハ支払停止ノ状況タル場合等ノ如キ苟クモ私権ニ影響スヘキ事実ナルニ於テハ貴見ノ通但手形ノ拒絶証書ノ作成ヲ必要トスル場合ニ於テハ商法規定ノ方式ニ依ルヘキハ勿論ナリトス

10, 11, 13, 問合面ノ場合ニ於テ引渡又ハ授受ノ物件ノ品質, 種類, 形状, 数量等ニ付公証人ノ目撃シタル事実ノミヲ証書ニ記載スルトキハ其証書ハ法律行為ニ非サル事実ニ付テノ証書ナレトモ併テ引渡又ハ授受ノ意思表示ヲ記載スルトキハ其証書ハ法律行為及ヒ法律行為ニ非サル事実ニ付テノ証書ナリトス

此段本官ヨリ回答候也

3 法律行為並法律行為ニ非サル事実ニ付テノ証書ノ作成ニ関スル件

(明42.11.29福岡公証人辛木秀夫照会)

(明43.8.12民刑1381号民刑局長回答)

(要旨) 1 物件の形状, 数量等は, 私権に関する事実である。

2 売買契約履行のための目的物又は貸借の目的物の引渡行為は法律行為であり, 該目的物の品質, 数量等は私権に関する事実である。

(照会) 公証人法第1条ノ所謂法律行為ト私権ニ関スル事実トノ分界實際ニ於ケル執務上疑問ニ涉リ確乎判明セサル感有之候愛ニ石炭鉱区ニ設備ノ機械其他多数ノ物件ノ売買又ハ使用貸借スルモノアリト仮定シテ左ノ通り解釈シ其当否如何ニ可有之候也

1 本案売買又ハ貸借前ニ公証人ニ対シ物件所在地ニ出張シ物件ノ形状数量等調査シ証書ノ作成ヲ囑託スル場合ハ未タ法律行為ニアラサルヤ明白ナルヲ以テ私権ニ関スル事実トシテ其所在地ニ出張シ証書ヲ作成スヘキハ当然ナルヤ

2 本案売買又ハ貸借ノ意思ヲ表示シ当事者双方ヨリ公証人ニ証書ノ作成ヲ囑託シ且物件ヲ引渡スニ付其所在地ニ出張立会シ形状, 数量, 授受ノ日時其他ノ顛末ヲ証書ニ記入スヘキコトヲ請求スルトキハ公証人ハ其請求ニ応シ出張立会シ相当ノ手続ヲ為スヘキハ当然ナルヘシト雖此場合ハ売買ト貸借トハ彼是區別シ左ノ通決定スルヲ相当トスヘキヤ

(1) 売買ハ旧民法ノ所謂諾成合意ニシテ物件ノ引渡等ヲ要セス当事者双方ノ意思合致スルニ於テハ茲ニ売買ナル法律行為ハ完成シ他亦何等ノ行為ヲ要セス故ニ事後ニ於ケル物件ノ引渡ハ最早法律行為ト云フヲ得サルハ明白ニシテ所謂私権ニ関スル事実ト称スルヲ相当ナリトス

(2) 貸借ハ旧民法ノ所謂要物合意ニシテ物件ノ引渡ハ貸借ニ於ケル法律行為ノ要素タルヲ以テ其引渡ハ意思表示ニシテ法律行為タリヤ当然ナリトス元来意思表示ハ無形のナル当事者ノ陳述ヲ以テ之ヲ為スコト普通多数ナルヘシト雖モ本案物件ノ引渡ノ如キハ亦有形的ノ行為ニ依リ意思表示ニシテ法律行為ナルコト明瞭ナリトス

3 本案売買又ハ貸借成立シ物件引渡ノ後買主又ハ借主ヨリ其ノ物件所在地ニ出張シ形状, 数量ヲ調査シ証書ノ作成ヲ公証人ニ囑託スル場合ハ純

然タル私権ニ関スル事実トシテ出張シ相当ノ手續ヲ為スハ当然ナルヘキヤ

(回答) 1 貴見ノ通

2(1) 売買契約履行ノ為メニスル物件ノ引渡ノ行為ハ法律行為ナルコト勿論ナルモ其引渡行為外ノ事実即チ物件ノ位置、形状、大小、品質、数量等詳細ナル事項ヲ特ニ其引渡ノ証書ニ記載スルハ法律行為及ヒ法律行為ニ非サル事実ニ付テノ証書ノ作成ナリトス

(2) 引渡行為ニ付テハ貴見ノ通

3 貴見ノ通

4 法律行為及牽連事実ノ証書作成ノ手数料ニ関スル件

(明42.3.7福岡公証人辛木秀夫照会)

(明43.8.12民刑1395号民刑局長回答)

(要旨) 1 質物引渡に立会って、物件の形状、数量及び授受の顛末を証書に記載するのは、法律行為及び牽連事実についての証書の作成であって、その手数料は手数料規則第17条によるべきである。

2 法律行為及び牽連事実についての証書の作成については、役場外に出張して職務を行うことができる。

(照会) 1 金銭貸借ノ担保トシテ石炭数100万斤ニ質権ヲ設定シ当事者双方ヨリ公正証書ノ作成ヲ囑託シ且該質物タル石炭ヲ借主ヨリ貸主ニ引渡スニ付キ出張立会シ形状、数量及ヒ其授受ノ顛末ヲ公正証書ニ記入方請求スル者アリ此場合ニ私権ニ関スル事実トシテ其石炭所在地ニ出張立会スルコトヲ得ヘキヤ又如斯引渡ハ有形的ノ意思表示ナルカ故ニ所謂法律行為トシテ出張立会スヘキヤ若シ法律行為トシテ出張立会スルモノトスレハ其処分例令数日ニ渉ルモ普通ノ法律行為ノ手数料ノ外何等ノ手数料ヲモ徴収スルコトヲ得サルヤ或ハ手数料規則第26条ニ依リ第15条ノ手数料ヲ徴収スルコトヲ得ヘキモノナルヤ

2 前項ノ質物引渡ヲ法律行為トスレハ公証人出張立会スルハ不適當ナルカ如クナレトモ役場外職務執行ノコトハ公証人法第18条ノ外法律行為ナルノ故ヲ以テ禁止スルノ法文モ之ナク且如斯立会ハ他日ノ争議ヲ防止スル方法

トシテ必要ナル適當ノ処分ナルヲ以テ出張立会スヘキハ適法ノ処分ナルヤ
(回答) 1 問合面ノ事項ニ付キ証書ヲ作成スルコトヲ得ヘキハ勿論ニシテ其証書ノ作成ハ法律行為及ヒ牽連事実ニ付テノ証書ノ作成ナリ従ツテ其手数料ハ手数料規則第17条ニ依リ之ヲ算定スヘキモノトス

2 貴見ノ通

(参考) 法律行為とともに事実についての証書を作成する場合において、事実についての証書の作成が法第18条第2項但書に該当するときは、役場外の事実実験の場所で同一証書に作成することができる(明42.10.27岐阜公証人倉橋準太郎照会, 明43.11.22民刑1267号民刑局長回答)。

5 法律行為及牽連事実ニ付キ役場外ノ事務取扱ニ関スル件

(明42.10.27岐阜公証人倉橋準太郎照会)

(明43.11.22民刑1267号民刑局長回答)

(要旨) 法律行為とともに事実について証書を作成する場合、事実についての証書の作成が法第18条第2項但書に該当するときは、役場外の実験の場所で同一証書に作成することができる。

(照会) 公証人法第18条 法律行為ト共ニ之レニ牽連スル事実ヲ同一証書ニ作成シ得ルコトハ手数料規則第17条(現手数料令第31条)ニ依リ推知シ得ラレ候処右事実カ役場外ナルニ於テハ法律行為ハ本条第2項但書ニ適セサルモ役場外ナル事実実験ノ場所ニ於テ同一証書ニ作成スルモ妨ナキ義ニ候ヤ
(回答) 問合面ノ場合ニ於テ事実ニ付テノ証書ノ作成カ第2項但書ニ該当スルトキハ貴見ノ通

(参考) イ 拒絶証書ノ謄本ハ原本作成ノ場所ニ於テ作成スルコトヲ得ルモ手数料ヲ受クルコトヲ得ス(大3.7.15宇都宮公証人高木英灼問, 大3.9.26民1201号法務局長回答)

ロ 遺言証書ヲ出張シテ作成シタルトキハ其正本謄本ハ原本作成ノ場所ニ於テ作成スルコトヲ得(同上回答)

6 事実実験公正証書作成方について

(昭43.9.16旭法総796号旭川地方務局長照会)

(昭43.10.3民事甲3117号民事局長回答)

(要旨) 種類等を正確に表示しがたい貸金庫の内蔵品を他の場所に移す場合の
事実実験公正証書の作成方法

(照会) 今般当局所属公証人三原次郎から貴職あて標記の件について別紙のと
おり伺いがあったので、当職意見を付して進達しますので、至急何分のご
指示をお願いします。

当職意見 公証人意見のとおり取り扱うのが相当と考えます。

別紙

事実実験公正証書作成方について (伺い)

標記のことにつき左記1の事案の場合、2の如く取り扱ってさしつかえ
ないものと思料いたしますが、いささか疑義があり、目下さしかかった事
件でありますので、至急何分のご指示をお願いします。

記

- 1 貸金庫を業とする甲銀行(以下甲という)と、その金庫を使用するた
め賃貸借契約を結んだ乙が使用料を支払わないので(1回にても使用料
を支払わないときは契約を解除する旨を定めているが、借受入乙はその
後所在不明である)甲がその金庫を開き内蔵物品を、乙が来行するまで
別の場所に保管したく、これが事実実験公正証書を作成願いたい旨、甲
の代理人から囑託があり、これに応ずべく、甲の所在地に赴き金庫を開
いたところ、内蔵物品が、本職においてその種類、品質等を正確に表示
しがたい物(例えば一見して宝石または貴金属らしく見えるもその事実
の判定に困る物)であった場合、いかに取り扱ってよいか。
- 2 この場合は
 - (1) 公正証書に記載する物件目録の表示として「宝石らしき物または貴
金属らしき物」と記載(専門家の鑑定をうけることなく)、なお、こ
れに形状、数量、大きさ等をも明記し、種類及び品質は不明と記載す
る。
 - (2) 目的物件は甲銀行使用の封筒に入れたうえ、これに囑託代理人と本
職の封印、署名捺印及び証書番号を記載してこれを右囑託代理人に交
付したうえ、別の保管場所に存置せしめこれを現認する。

(3) 右(2)の状態をも公正証書に詳記する。

ことよって内蔵物品と公正証書面との同一性を保証することができ
るものとする。

参照 明治43年8月10日民刑第1329号民事局長回答

(回答) 9月16日旭法総第796号をもって進達のあった標記の件は、貴職意見
のとおりであるから貴局所属公証人三原次郎にその旨伝達されたい。

第2章 規約公正証書

1 建物の区分所有等に関する法律の規定による規約設定公正証書について

(昭58.10.14日本公証人連合会会長照会)

(昭58.10.21民一6085号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(通達) 標記について別紙甲号のとおり日本公証人連合会会長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したので通知する。

おって、この旨を貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

来る昭和59年1月1日から施行される建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律(昭和58年法律第51号)によりますと、建物の区分所有等に関する法律は、一定の場合には公正証書により規約を設定することができる旨定めております。

当会で検討致しました結果、右の公正証書は、建物の区分所有等に関する法律第32条の場合には別紙(1)(その別案を含む。)あるいは(2)の、同法第67条第2項の場合は別紙(3)の各文例によるのが相当であるとの結論を得ました。

同法施行後右のように取りはからって差し支えないかどうかについて貴職の御意見を伺いたく申請に及びます。なお、別紙(1)の別案の別表(略)内訳欄は、当事者の便宜と記載の誤りをできる限り避けるため(すなわち、桁数が多く多角文字で記載するとかえって明確を欠く場合が生ずるので)、この場合に限り算用数字で記載しても差し支えない取扱いに致したいと考えておりますが、この点についても併せて御意見を承りたいと存じます。

別紙(1) 第32条関係

規約設定公正証書

本公証人は建物の区分所有等に関する法律第32条の規約の設定者株式会

社〇〇建設の囑託によりこの証書を作成する。

第1条 囑託人は建築中の左記建物の完成後最初に当該建物の専有部分の全部(122個)を所有する。

記

所在 甲市乙町三丁目1番地
 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付9階建
 床面積 1階 1236.74平方メートル
 2階 1296.59平方メートル
 3階 1447.35平方メートル
 4階 1447.35平方メートル
 5階 1447.35平方メートル
 6階 1447.35平方メートル
 7階 1447.35平方メートル
 8階 1447.35平方メートル
 9階 935.50平方メートル
 地下1階 1492.74平方メートル

一棟の建物の番号 霞が関マンション1号館

新築(完成予定)年月日 昭和何年何月何日

第2条 囑託人は左記1及び2の各土地の所有権並びに左記3の土地の賃借権を有する。

記

1 甲市乙町三丁目1番 宅地 2067.75平方メートル
 2 甲市乙町三丁目3番1 宅地 330.05平方メートル
 3 甲市乙町三丁目4番1 雑種地 552平方メートル

第3条 前条記1の土地(法定敷地)のほか、記2及び3の土地を第1条の建物に係る建物の敷地(規約敷地)と定める。

第4条 左記各建物を区分所有者全員の共用に供すべき共用部分(規約共用部分)と定める。

記

1 第1条の建物の1階管理人室 別添図面(1)(略)斜線の部分

- 2 第1条の建物中9階集会室 別添図面(2)(略)斜線の部分
- 3 甲市乙町三丁目3番地1 集会所 木造スレート葺2階建 床面積
1階105.04平方メートル、2階50.00平方メートル 家屋番号
1番1の建物

第5条 第1条の建物の各専有部分に係る第2条記1、2及び3の各土地
についての敷地利用権の割合は各100分の1と定める。

又は

第5条 第1条の建物の各専有部分に係る第2条記1、2及び3の各土地
についての敷地利用権の割合は別表に定めるところによるものとする。

第6条 第2条記1及び2の各土地の所有権の各3分の2並びに同条記3
の土地の賃借権の3分の2は第1条の建物の各専有部分と分離して処分
することができるものとする。

別紙(2) 第32条関係 (分離処分可能規約のみの規約)

規約設定公正証書

本公証人は建物の区分所有等に関する法律第32条の規約の設定者甲野一
郎の嘱託によりこの証書を作成する。

第1条 嘱託人は左記建物の専有部分の全部(2個)を所有する。

記

所在 甲市乙町35番地
構造 木造スレート葺2階建
床面積 1階 126.56平方メートル
2階 76.80平方メートル

新築年月日 昭和何年何月何日

第2条 嘱託人は左記土地の所有権を有する。

記

甲市乙町35番 宅地 205.56平方メートル

第3条 第1条の建物の各専有部分と前条の土地の所有権とは分離して処
分することができるものとする。

別紙(3) 第67条第2項関係

団地規約設定公正証書

本公証人は建物の区分所有等に関する法律第67条第2項の規約の設定者
株式会社〇〇建設の嘱託によりこの証書を作成する。

第1条 嘱託人は一団地内に左記1、4及び5の各建物を所有し、建築中
の左記2及び3の各建物の完成後当該各建物を所有する。

記

- 1 甲市乙町1丁目3番地1
鉄筋コンクリート造陸屋根6階建
床面積 1階 348.89平方メートル
2階 447.50平方メートル
3階 447.50平方メートル
4階 447.50平方メートル
5階 447.50平方メートル
6階 447.50平方メートル
建物の番号 ひばりが丘1号館
新築年月日 昭和何年何月何日
- 2 同所同番地
鉄筋コンクリート造陸屋根6階建
床面積 1階 480.54平方メートル
2階 480.54平方メートル
3階 480.54平方メートル
4階 480.54平方メートル
5階 480.54平方メートル
6階 480.54平方メートル
建物の番号 ひばりが丘2号館
完成予定年月日 昭和何年何月何日
- 3 同所同番地
鉄筋コンクリート造陸屋根6階建
床面積 1階 480.54平方メートル
2階 480.54平方メートル
3階 480.54平方メートル

4階 480.54平方メートル

5階 480.54平方メートル

6階 480.54平方メートル

建物の番号 ひばりが丘3号館

完成予定年月日 昭和何年何月何日

4 甲市乙町1丁目3番地2

集会所 鉄骨造スレート葺2階建

床面積 1階305.60平方メートル

2階 84.33平方メートル 家屋番号3番2

5 甲市乙町1丁目3番地3

店舗・居宅 木造瓦葺2階建

床面積 1階140.50平方メートル

2階 80.37平方メートル 家屋番号3番3の1

第2条 左記建物及び専有部分を団地建物所有者全員の共用に供すべき共用部分（団地共用部分）と定める。

記

1 第1条記1の建物中1階部分管理人室 別添図面(1)（略）斜線の部分

2 第1条記4の建物

別紙乙号

本年10月14日付け書面をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。

2 建物の区分所有等に関する法律の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて

（昭58.11.10民一6100号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）建物の区分所有等に関する法律の一部改正等に伴う公証事務取扱上の留意点

（通達）建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律（昭和58年法律第51号）の施行に伴い、公証人手数料規則（明治42年勅

令第174号）の一部が明年1月1日から改正されることになったが、これに伴う公証事務の取扱いについては、左記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう配慮されたい。

おって、この旨を貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

第1 公正証書による規約

1 改正後の建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）第32条の規定により、最初に建物の専有部分の全部を所有する者は、公正証書により次の規約を設定することができることとなった。

(1) 規約共用部分を定める規約（区分所有法第4条第2項）

(2) 建物が所在する土地以外の土地を建物の敷地と定める規約（区分所有法第5条1項）

(3) 専部分とその専有部分に係る敷地利用権とを分離して処分することができる旨を定める規約（区分所有法第22条第1項ただし書、第3項）

(4) 専有部分に対応する敷地利用権を専有部分の床面積の割合と異なった割合とする規約（区分所有法第22条第2項ただし書、第3項）
なお、囑託人が将来全専有部分の所有権を原始取得することとなることを前提としてあらかじめ公正証書を作成することは差し支えない。この場合公正証書が規約としての効力を有することになるのは建物が完成した時である。

2 一団地内の数棟の建物の全部を所有する者は、公正証書により団地共有部分を定める規約を設定することができることとなった（区分所有法第67条第2項）。

3 区分所有者の委任を受けた管理者等から、前記1及び2の規約を除く区分所有法の規約について、公正証書作成の囑託があった場合は、これに応じて差し支えない。

第2 公証人手数料規則の一部改正

1 第13ノ4関係

(1) 第1項関係(前記第1の1参照)

区分所有法第32条の規定による規約の設定についての証書作成の手数料は、規約の事項数(前記第1の(1)ないし(4)の数)にかかわらず、建物の専有部分の個数に応じ、順次加算して手数料を算定することとされた。

(2) 第2項関係(前記第1の2参照)

区分所有法第67条第2項の規定による規約(団地共有部分を定める規約)の設定についての証書作成の手数は、専有部分の個数によらず建物の棟数に応じ算定することとされた。この場合の棟数には、附属建物の棟数は含まない。

(3) 第3項関係(前記第1の3参照)

区分所有法第32条及び第67条第2項の規定による規約以外の同法の規定による規約について証書を作成する場合の手数は、前記1(第1項関係)と同様に算定することとされた。

(4) 第4項関係

区分所有法第67条第2項の規定による規約以外の団地規約について証書を作成する場合における手数料は、団地内の建物の全部が非区分所有建物であるときは、その建物の個数を、団地内の建物の一部が非区分所有建物であるときは、非区分所有建物の個数に専有部分の個数を加算した個数を、それぞれ占有部分の個数と読み替えて第3項の規定により手数料を算定することとされた。

(5) 第5項関係

第1項ないし第3項に掲げる契約の変更についての証書作成の手数は、原則としてその設定についての証書作成の手数と同額とされた。ただし、当該規約が同一の公証人役場において証書に作成されたものである場合には、設定の手数料の10分の5の額とし、その額が2万円に満たないときは2万円とされた。

(6) 第6項関係

区分所有法の規定による規約の廃止についての証書作成の手数は2万円とされた。

(7) 区分所有法の規定による規約の補充又は更正については、公証人手数料規則第26条及び第13条第4項を適用して手数料を算定することとなる。

2 第21条関係

(1) 第2項関係

株主総会その他の集会の議事録の認証の手数は2万円とされた。

(2) 第3項関係

区分所有法第45条第1項(同法第66条において準用する場合を含む)の書面の認証の手数は2万円とされた。

第3 計算簿等

公証人手数料規則の一部改正に伴い、建物の専有部分の個数又は建物の棟数により手数料を算定すべきものについては、計算簿及び計算書の目的の価額欄に括弧書で専有部分の個数又は建物の棟数を記載するものとする。

第4 公証事務一覧月(年)表

1 公証人手数料規則の一部改正に伴い、公証事務一覧月(年)表の様式(昭和55年9月9日24日法務省民一第5,770号通達)を別紙(略)のとおり改める。

建物専有部分の個数又は建物の棟数により手数料を算定すべきものについては、公証人手数料規則第13条ノ4第1項又は第2項の専有部分の個数又は建物の棟数の区分ごとの内訳を同表の備考欄(又は別紙)に記載するものとする。

2 改正前の等式による印刷済みの用紙がある場合には、その用紙中の備考欄又は別紙に「規約証書」の欄を設ける等所要の修正を加えた上、これを使用することは差し支えない。

第3章 拒絶証書

1 手形ノ複本又ハ謄本ニ拒絶証書作成ノ旨ヲ記載スル場合ノ手数料ニ関スル件

(明44.7.4名古屋公証人江島良弾照会)

(明44.8.30民事517号民事局長回答)

(要旨) 拒絶証書令第4条第2項により手形の複本又は謄本に支払拒絶証書作成の旨を記載する場合には、別に手数料を徴収することは許されない

(照会) 拒絶証書作成ノ手数料ハ公証人手数料規則第20条ニ規定セラレタルモ本年法律第73号改正商法実施ノ上同法第515条ノ3第2項(現拒絶証書令第4条第2項)ニ依リ手形ノ複本又ハ謄本ニ拒絶証書作成ノ旨ヲ記載スルニハ其複本、謄本数通アルトキハ各通ニ之ヲ記載シ而シテ記載ノ場所及公証人法第23条ニ依リ署名スルニハ多少ノ手数料ヲ要シ候ニ付キ此場合ニ別ニ手数料ヲ徴シ差支ナキヤ其時間1時間以内ナルトキハ徴収スルコトヲ得サルヤ

複本、謄本ノ各通ニ付キテ手数料ヲ徴スヘキモノトセハ手数料規則第何条ニ依リ徴収スヘキヤ

(回答) 問合面ノ記載ハ拒絶証書ノ作成ト同時ニ為スヘキモノナルカ故ニ拒絶証書作成ノ手数料ノ外別ニ其手数料ヲ徴収スルコトヲ得ス

2 拒絶証書ノ作成方等ニ関スル件

(明44.7.1官崎公証人広木幹照会)

(明44.9.27民事531号民事局長回答)

(要旨) 1 拒絶証書には番号の記載を要しないが、執務の便宜上記載しても差し支えない。

2 拒絶証書には「何々拒絶証書」という文字の記載を要しない。

(照会) 改正商法ニ依リ作成スル拒絶証書ニ於テモ従前ノ通り番号及「何々拒

絶証書」ナル記載ヲ要スル儀ニ有之候哉

(回答) 改正商法ニ依リ拒絶証書ニハ番号及「何々拒絶証書」ナル文字ノ記載ヲ要セス但シ番号ハ執務ノ便宜上之ヲ記載スルモ差支ナシ又「何々拒絶証書」ナル文字ハ拒絶証書ノ趣意ニ依リ証書ノ性質自ラ明カナルヘキニ由リ之ヲ記載スルノ必要ナカルヘシ

3 拒絶証書ノ作成方ニ関スル件

(明44.7.1官崎公証人広木幹照会)

(明44.9.27民事531号民事局長回答)

(要旨) 拒絶証書を作成する場合には、手形の裏面に不動文字が印刷してあるときは黒線をもって抹消し、手形の後部又は下部に附箋をつけ、これに拒絶証書の記載をすることができる。但しこの場合には不動文字を抹消した黒線に捺印すべきである。

(照会) 改正商法第515条ノ5(現拒絶証書令第3条)ニ於テ「云々第515条(現拒絶証書令第2条第1項)ニ掲ケタル事項ハ手形ノ裏面ニ記載シタル事項ニ接続シテ之ヲ記載スルコトヲ要ス」トノ規定有之然ルニ通例手形ハ印刷シタル用紙ヲ用ヒ其裏面ハ全部裏書ノ際記載スヘキ不動文字ヲ印刷シアリテ拒絶証書ノ記載ヲ為シ得ヘキ余白無之如此手形ニ付キ支払拒絶証書ヲ作成スル場合ハ余白ナキモノトシ附箋ニ依リ拒絶証書ノ記載ヲ為シ裏書ノ為メ印刷セル不動文字間ノ空白ニハ黒線ヲ施シ置キ可然候哉又右ノ場合ニ於テ為ス附箋ハ裏書ヲ為シタル記載ニ接続シテ貼附シ可然候哉

(回答) 貴見ノ通取扱ハレ可然モ附箋ハ手形自体ノ後部又ハ下部ニ為スモ差支ナシ但此場合ニ於テハ印刷セル不動文字ヲ抹消シタル黒線ニ捺印スルヲ相当トス

4 拒絶証書謄本ノ用紙ニ関スル件

(明44.7.1官崎公証人広木幹照会)

(明44.9.27民事531号民事局長回答)

(要旨) 拒絶証書の謄本の作成には公正証書作成に使用する用紙を用いるべきである。

(照会) 改正商法第517条及同条第2項(現拒絶証書令第8条第2項)ノ請求ニ依リ作成スル拒絶証書ノ謄本ハ公正証書ノ作成ニ使用スル罫紙ヲ作成シ可然哉

(回答) 貴見ノ通

5 拒絶証書ノ謄本作成方ニ関スル件

(明44.7.1宮崎公証人広木幹照会)

(明44.9.27民事531号民事局長回答)

(要旨) 拒絶証書令第8条第2項の拒絶証書謄本には同条第1項各号の事項を記載するのが相当である。

(照会) 改正商法第517条第2項(現拒絶証書令第8条第2項)ノ請求ニ依リ作成スル拒絶証書ノ謄本ニハ同条第1項各号(前同第1項各号)ノ事項ヲモ記載スルヲ要シ候哉

(回答) 改正商法第517条第2項(現拒絶証書令第8条第2項)ノ拒絶証書謄本ニハ同条第1項各号ノ事項ヲ記載スルヲ相当トス

6 拒絶証書ノ番号ノ記載ニ関スル件

(明44.8.10東京公証人三輪義淵照会)

(明44.10.2民事653号民事局長回答)

(要旨) 拒絶証書には番号を附することを要しないが、若しこれを附する場合には、従前の帳簿の番号を追っても、また新たに番号を起してもよい。

(照会) 拒絶証書ニハ登簿番号ヲ附スヘキヤ若シ附スヘキモノトセハ従前ノ番号ノ順序ヲ追ヒテ之ヲ記載スルモ可ナリヤ

(回答) 拒絶証書ニハ登簿番号ヲ附スルコトヲ要セス但執務ノ便宜上之ヲ附スルモ差支ナシ若シ之ヲ附スヘキ場合ニ於テハ従前ノ拒絶証書簿ノ番号ヲ追フモ新タニ番号ヲ起スモ亦随意タルヘシ

7 拒絶証書ノ作成方ニ関スル件

(明44.8.10東京公証人三輪義淵照会)

(明44.10.2民事653号民事局長回答)

(要旨) 拒絶証書には拒絶証書令第2条第1項第1号の拒絶者及び被拒絶者の住所、職業、年令等の記載を要しない。

(照会) 拒絶証書ニハ商法第515条第1号(現拒絶証書令第2条第1項第1号)ニ於ケル拒絶者及被拒絶者ノ氏名又ハ商号ノ外住所、職業、年令ヲ記載スルコトヲ要セサルヤ

(回答) 貴見ノ通

8 商法第515条第2号ノ解釈ニ関スル件

(明44.8.10東京公証人三輪義淵照会)

(明44.10.2民事653号民事局長回答)

(要旨) 拒絶証書令第2条第1項第2号に「請求」又は「面会スルコト能ハサリシコト」とは公証人自ら請求をし又は面会することができない場合をいう。

(照会) 商法第515条第2号(現拒絶証書令第2条第1項第2号)ニ於ケル拒絶者ニ対スル請求又ハ拒絶者ニ面会スルコトハ公証人自ラ請求ヲ為シ又ハ面会スル能ハサル場合ナリヤ

(回答) 貴見ノ通

(参考)

旧商法第515条(抄)

拒絶証書ニハ左ノ事項ヲ記載シ公証人又ハ執達吏之ニ署名、捺印スルコトヲ要ス

- 1 拒絶者及ヒ被拒絶者ノ氏名又ハ商号
- 2 拒絶者ニ対スル請求ノ趣旨及ヒ拒絶者カ其請求ニ応セサリシコト又ハ営業所、住所クハ居所カ知レサリシコト(以下略)

9 公証人ノ職務執行ノ区域ニ関スル件

(明44.8.1東京公証人三輪義淵照会)

(明44.10.2民事653号民事局長回答)

(要旨) 拒絶証書令第7条第2項の場合において、拒絶者の営業所、住所、居所が公証人の職務執行の区域外にあるときは、その公証人は拒絶証書を作

成することができない。

- (照会) 商法第442条第2項(現拒絶証書令第7条第2項)ニ依リ官署ニ問合ヲ為シタル結果拒絶者ノ営業所、住所又ハ居所カ判明シタルモ公証人ノ職務執行ノ区域外ナル場合ニハ何レニ於テ拒絶証書ヲ作成スヘキヤ
- (回答) 問合面ノ場合ニ於テハ其公証人ハ拒絶証書ヲ作成スルコトヲ得ス

10 拒絶証書謄本ノ記載事項ニ関スル件

(明44.8.10東京公証人三輪義潔照会)

(明44.10.2民事653号民事局長回答)

- (要旨) 拒絶証書令第8条第1項の記載事項はどの手形であるかを特定するために必要な記載であるから謄本の前後上下何れの部分にしても差し支えない。
- (照会) 商法第517条第1項(現拒絶証書令第8条第1項)ノ記載事項ハ拒絶証書ノ謄本ノ末尾ニ附記シテ可ナリヤ
- (回答) 改正商法第517条第1項(現拒絶証書令第8条第1項)ノ記載事項ハ何レノ手形ナルヤヲ特定スル為メ必要ナル記載事項ナルニ付キ謄本ノ前部タルト後部タルト上部タルト下部タルトヲ問ハス執務上ノ便宜ニ依ルヘシ

11 拒絶証書謄本ノ支払地ノ記載方ニ関スル件

(明44.8.10東京公証人三輪義潔照会)

(明44.10.2民事653号民事局長回答)

- (要旨) 手形に支払地の記載がない場合には、拒絶証書令第8条第1項第5号の支払地は手形法第2条第3項、第76条第3項第4項の支払地を記載すべきである。
- (照会) 商法第45条(現手形法第2条第3項)ノ場合ニハ支払人ノ氏名又ハ商号ニ附記シタル地ヲ以テ、同第526条(現手形法第76条第3項、第4項)ノ場合ニハ振出地ヲ以テ支払地ト為スニ因リ拒絶証書ノ謄本ニ同第517条第1項第4号(現拒絶証書令第8条第1項第5号)ノ支払地トシテ之ヲ記載スヘキヤ
- (回答) 貴見ノ通

12 拒絶証書作成ノ時間計算方

(大3.7.15宇都宮公証人高木英約照会)

(大3.9.26民1201号法務局長回答)

- (要旨) 拒絶証書の作成に関する時間は、原本作成につき現実に要した時間によるべきで、謄本作成に要した時間を算入することはできない。又日当を受ける場合の時間は、右の両方の時間を控除した残時間によるべきである。
- (照会) 公証人手数料規則第20条第2項ノ拒絶証書作成ニ関スル時間ハ出発ノ時ヨリ帰場シ謄本作成ヲ終ル時迄ヲ計算スルヤ
- (回答) 拒絶証書ノ作成ニ関スル時間ノ計算ハ証書ノ原本ノ作成ニ付キ現実ニ要シタル時間ニ依ルヘク商法第517条第1項ニ依リ役場ニ備フヘキ謄本ノ作成ニ付キ要シタル時間ヲ算入スルコトヲ得ス又日当ヲ受クヘキ場合ニ於ケル時間ノ計算方ニ付テハ前項ニテ了知アリタシ
- (参考) 公証人手数料規則第29条の日当を受けるべき時間の計算は、役場出発の時から執務を終り帰場する迄の全時間中執務に要した時間を控除した残時間によるべきである(大5.10.16相川区裁判事照会、大5.10.25民1596号法務局長回答)。

13 拒絶証書作成ニ関スル疑義ノ件

(大13.9.11福岡公証人岩倉惣藏照会)

(大13.11.22民事10805号民事局長回答)

- (要旨) 1 裏書人のない約束手形の受取人から振出人に対する支払拒絶証書作成の囑託があった場合でも、公証人はこれに応じなければならない。
- 2 支払請求のためにする手形の呈示は破産者又は破産管財人の何れに対してもすることができる。
- (照会) 1 大正12年才第923号大審院民事第一部ノ判決ニ依レハ約束手形ノ振出人ハ為替手形ノ引受人ト同シク絶対的ニ手形金額ヲ支払フヘキ債務ヲ負担スルモノナレハ償還義務者ニ非ス商法第529条ニ依リ約束手形ニ準用セラルル同第486条(現手形法第43条)第487条(現手形法第38条第1項及び第44条第1、3項)ニ所謂前者中ニハ包含セサルモノトストアリ右判決例ニ依レハ裏書人ナキ約束手形ノ受取人ヨリ振出人ニ対シ支払拒絶証書作

成ノ嘱託ヲ受ケタル場合公証人ハ事實証明ニ関スル証書ナレハ格別拒絶証書ハ之カ作成ヲ拒絶スヘキモノニ候哉

- 2 破産法上支払ノ為メニスル手形ノ呈示ハ破産者又ハ破産管財人ノ何レニ対シテ之ヲ為スヘキモノニ候哉
右事務取扱上疑義ニ渉ルヲ以テ稟伺ス

(回答) 本年9月11日附稟伺ノ件左ノ通思考致候此段及回答候也

- 1 問合面ノ場合ニ於テモ公証人ハ其ノ嘱託ニ応スヘキモノトス
2 支払請求ノ為メニスル手形ノ呈示ハ破産者又ハ破産管財人ノ何レニ対シテモ之ヲ為シ得ルモノトス

14 支払場所タル会社カ満期日当時移転又ハ他会社へ合併セル場合ノ拒絶証書作成ニ関スル件

(昭4.10.30富山公証人吉野義憲照会)

(昭5.2.5民事140号民事局長回答)

(要旨) 手形支払場所とされた会社が満期日当時地の場所へ移転又は他の会社へ合併されている場合には、支払場所に肩書地の記載があると否とに拘らず、従前の支払場所と同一市町村内にある限り、移転の営業所又は合併した会社の営業所について拒絶証書を作成することができる。

(照会) 約束手形ノ支払場所タル会社カ満期日当時既ニ他へ移転シ又ハ他会社ニ合併セル場合支払拒絶証書ノ作成場所ニ付キ支払場所ノ記載カ単ニ株式会社何々銀行トアルカ如キ其建物ニ重キヲ置ケルモノト解スルトキハ其移転又ハ合併サレタル会社ニ於テ之ヲ作成スヘク又肩書地アル等土地的场所ニ重キヲ置ケルモノト解スルトキハ其場所ニ於テ之ヲ作成スヘキ儀ト相心得可然哉

(回答) 客年10月30日附稟伺ニ係ル標記ノ件左ノ通思考致候

問合面ノ場合ニ於テ拒絶証書ハ従来手形ニ記載セル支払場所ニ肩書地ノ記載アルト否トニ拘ハラズ従前ノ支払場所ト同一市町村内ニ在ル限り移転ノ営業所又ハ合併シタル会社ノ営業所ニ就キ之ヲ作成スルコトヲ得

15 公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件

(昭24.5.30民事甲1282号各司法事務局長あて民事局長通達)

(通達) 公証事務に関しては、公証人法等の一部改正並びに公証人審査会令、公証人身元保証金令、公証人法施行規則及び確定日附簿及び日附印章調製規則の制定により本年6月1日より相当広範囲に改正されることとなったから、その取扱については、右諸法令の外、左記に準拠し、万遺憾なきを期するとともに、所属公証人に対してもその周知徹底を図らわれない。

右通達する。

記

1 から4まで 略

5 確定日附又は拒絶証書の作成の場合のように公証人役場に保存する書類によっては嘱託人の住所が明確でない場合には、計算簿に嘱託人の住所をも記載すべきこと。

6 から17まで 略

16 拒絶証書の作成について

(昭28.10.26民事甲1907号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 1 支払場所、振出地及び振出人の名称に附記した住所又は事務所が何れも支払地外にある約束手形については、公証人は官公署に対する問合せ(拒絶証書令第7条第2項)をするまでもなく直ちに自己の役場において、支払地内に請求をするべき場所がない旨を記載して、拒絶証書を作成することができる。

2 振出人の手形上の住所と現実の住所とが異なる場合、所持人が支払地内に現実の住所を発見したときは、その住所において手形を呈示することができるが、現実の住所の有無を調査する義務はない。

(通達) 標記に関し別紙甲号のとおり東京法務局所属公証人高野正保から問合せがあったので、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴局所属公証人に周知方しかるべく取計らわれない。

別紙甲号

左記公証事務取扱について疑義がありますので、至急何分の御指示を仰

ぐ。

第1 支払場所、振出地及び振出人の名称に附記した住所又は事務所が何れも支払地外にある約束手形につき、公証人は支払拒絶証書を作成することができる（以下略）。

別紙乙号

本年9月7日付をもって問合せのあった標記については、次のとおり回答する。

約束手形に記載された支払場所が支払地外にあるときは、支払場所の記載のない場合と同視すべく、手形法第76条第3項により振出人の住所（営業所を含む。以下同じ）の所在地とみなされる振出地もまた支払地外にあるときは、支払をなすべき場所（商法第516条）が支払地でないことになるから、満期以後支払地内において振出人を発見し手形を呈示することができる場合を除く外、直ちに拒絶証書を作成してさしつかえない。この場合においては、拒絶証書令第7条第2項の規定による官公署に対する問合せをするまでもなく、同項の規定に準拠し自己の役場において拒絶証書を作成することができる。また、同令第2条第1項第2号後段の適用に関しては、支払地内に請求をなすべき場所がない旨を記載すれば足りる。

なお、振出人の手形上の住所と現実の住所とが異なるときは、所持人は、その選択に従い現実の住所において手形を呈示することもできると解すべきであるから、支払地内に現実の住所を発見したときは、現実の住所において呈示することを妨げないが、支払地内における現実の住所の有無を調査する義務はないものと解する。

17 拒絶証書作成手数料の時間の計算について

（昭32.10.17東京法務局長照会）

（昭32.10.30民事（一）発319号民事局第一課長回答）

（要旨）手数料規則第15条但書による拒絶証書作成手数料の超過時間の計算については、その原本作成に現実には要した時間により計算すべきである。

（照会）公証人手数料規則第15条但書による拒絶証書作成手数料の超過時間の計算については、大正2年9月26日付民第1201号法務局長回答によれば、

原本作成について現実には要した時間によるべきものとされておりますが、当庁管内には、大正4年3月15日の東京公証人会打合せにおいてなされた、役場出発の時より帰りまでに要した時間をもって計算すべきであるとの決議による取扱をしている役場がありますが、何分古くからの取扱なので、右先例が変更され、右決議による取扱が認められたとの先例も見当たらないので、念のためお伺いする次要であります。

（回答）10月17日付総第415号をもって民事局長あて照会のあった標記については、引用の法務局長回答のとおりその原本作成に現実には要した時間により計算すべきである。

18 公証人が手形の支払拒絶証書作成の嘱託を受けた場合の取扱について

（昭32.11.28福岡法務局長照会）

（昭32.12.19民事甲2411号民事局長回答）

（要旨）1 支払拒絶証書作成の嘱託を受けた公証人が、支払場所において手形を呈示したところ支払に応ずる旨の申し出があった場合は、支払人の請求により手形に受取を証する記載をした上これを支払人に交付し、嘱託人には支払人から受取った金銭を引渡すことを要する。

2 右の場合、公証人の手数料は、手数料規則第28条に準じて徴収する。

（照会）公証人が標記の嘱託を受け、支払場所におもむき手形を呈示したところ支払に応ずるとの申し出があった場合、公証人はこれが受領の権限を有するものと解しますが、事務処理上左記の点につきいささか疑義がありますので何分の御指示を仰ぎます。

記

1 公証人が支払いを受けた場合、公証人は支払人及び嘱託者に対していかなる手続をしたらよいか。

2 右の場合拒絶証書を作成しないのであるが、手数料はいかになるのか。

（回答）客月28日付総第3854号をもって照会のあった標記の件について、次のとおり回答する。

1 については、公証人は、支払人の請求があれば、手形に受取を証する記載をした上、支払人にこれを交付し、嘱託人に対しては、支払人から受

け取つた金銭を引き渡すことを要する。

2については、公証人手数料規則第28条の規定に準じ、徴収するのが相当である。

第4章 認証

第1 私署証書の認証

1 認証ノ方法ニ関スル件

(明41.5.4官崎公証人広木幹照会)

(明42.7.21民刑623号民刑局長回答)

(要旨) 法第62条第4号の「認証の方法」の意義。

(照会) 第62条第4号ノ「認証ノ方法」トハ本証書ノ認証ニ於テハ当事者自ラ署名若クハ捺印ヲ為シ又ハ署名若クハ捺印ヲ自認シタルコト又謄本ノ認証ニ於テハ証書ト対照シ符合スルヲ認メタルコト等ヲ指シタルモノト心得可然哉

(回答) 貴見ノ通

2 認証ハ代理人ニ依リテ之ヲ為スコトヲ得ルヤ否ノ件

(明41.5.4官崎公証人広木幹照会)

(明42.7.21民刑623号民刑局長回答)

(要旨) 私署証書の謄本の認証、その署名、捺印を自認することによる認証、いずれも代理人により嘱託することができる。

(照会) 第58条第1項ノ法文ニ拠レハ私署証書認証ノ嘱託ハ本人ニ限ルモノノ如シ然ルニ第60条ニハ「第26条乃至第34条外2カ条の規定ヲ認証ニ準用スル旨」ノ規定有之依観之トキハ代理人ヲ以テ認証嘱託ヲ為ス場合ヲ認メタルモノト解セサルヲ得ス右代理嘱託ヲ認容セラレタルハ謄本認証嘱託ノ場合ニテモ有之候哉又ハ本証書ノ認証ニ就テモ代理嘱託ヲ認容セラレタル義ニ有之候哉

(回答) 私署証書ノ謄本ニ認証ヲ与ヘラレムコトヲ求ムル場合ノミナラス証書ノ署名若クハ捺印ヲ自認スルニ因リ其証書ニ認証ヲ与ヘラレムコトヲ求ム

ル場合ニ於テモ代理人ニ依リ嘱託スルコトヲ得ヘシ

3 認証ノ場合ニ於ケル当事者ノ意義ニ関スル件

(明41.5.4宮崎公証人広木幹照会)

(明42.7.21民刑623号民刑局長回答)

(要旨) 認証の場合における当事者とは、認証すべき証書の署名捺印者であつて、名宛人を含まない。

(照会) 第58条 私署証書認証ノ場合ニ於ケル当事者ハ認証スヘキ証書ノ署名捺印者ヲ指シタルモノニ候哉又ハ相手方即其証書ノ交付ヲ受ケタル宛名人モ包含スルモノニ有之候哉

(回答) 前段貴見ノ通

4 代理人ニ依リ認証ヲ求メ得ルヤ否ノ件

(明42.7.9長野地裁所長照会)

(明42.7.30民刑704号民刑局長回答)

(要旨) 法第58条第1項前段の場合には当事者自ら認証を求めなくてはならないがその他の場合は代理人により求めることができる。

(照会) 代理人ニ依リ認証ヲ与フルヲ得ルヤ

(回答) 公証人法第58条第1項前段ノ場合ニ於テハ当事者自ラ認証ヲ求メサルヘカラサルモ其他ノ場合ニ於テハ代理人ニ依リ之ヲ求ムルコトヲ得ヘシ

5 謄本ニ認証ヲ与フル場合ノ許可、同意ノ証明ニ関スル件

(明42.7.9長野地裁所長照会)

(明42.7.30民刑704号民刑局長回答)

(要旨) 第三者の許可、同意を要する法律行為に関する私署証書の謄本に認証を与える場合には、その許可、同意があったことを証明させなくてはならない。

(照会) 私署証書ノ謄本ニ認証ヲ与フル場合ニ於テ第三者ノ許可同意ヲ要スル法律行為ニ関スルトキハ其許可同意アリタルコトヲ証明セシムヘキヤ

(回答) 貴見ノ通

6 謄本ノ認証ノ場合ニ於ケル方式及条件ニ関スル件

(明42.8.9宮崎公証人広木幹照会)

(明42.9.6民刑925号民刑局長回答)

(要旨) 私署証書の謄本の認証については、証書の認証と同一の方式条件によるべきである。

(照会) 私署証書ノ認証ニ付テハ第60条ニ依リ総テ証書作成ニ関スル規定ニ従フヘキコトニ相成居候処右ハ謄本ノ認証ニモ総テ適用セラルル義ニ有之候哉

(1) 謄本ハ単ニ本書ト符合スルコトヲ認証スルニ過キスシテ其認証アルカ為メ毫モ本書ノ効力ヲ増加スルモノニアラサレハ其記載事項カ法令ニ違反スルカ又ハ全然無効ノモノナラサル限り認証ヲ与フルモ差支ナシトノ説ト

(2) 第60条ノ規定ニ於テ本書ト謄本トノ間ニ區別ヲ為ササルニ付キ総テ本書ニ関スル認証ト同一ナル方式条件ニ依ルヘシトノ2説アリ而シテ(1)説ヲ主張スルモノハ尚取消シ得ヘキ行為ノ認証ノ如キハ其謄本ヲ作り認証ヲ受ケ之レヲ送致シテ民法第19条ノ追認ニ関スル交渉ヲ為ス如キハ大ニ必要アリト弁ス右何レヲ正当トシ可然候哉

(回答) (2)ノ説ヲ可トス

7 私署証書ノ認証方法ニ関スル件

(明42.9.11高松公証人田中義賢照会)

(明42.10.31民刑1046号民刑局長回答)

(要旨) 私署証書に余白がないときは、役場用紙を連続してこれに認証文を記載し、公証人はその綴目に契印すべきである。

(照会) 認証文ハ私署証書ニ余白アルトキハ直チニ之レニ記載シ其余白ナキトキハ役場用紙ヲ連続シ記載スヘキ儀ト心得可然哉

(回答) 貴見ノ通公証人及立会人(若之アラハ)綴目ニ契印ヲ為スヘキハ勿論トス

8 代理人ニ依ル私署証書ノ認証ノ場合ノ証明ニ関スル件

(明42.9.2高松公証人田中義賢照会)

(明42.10.31民刑1046号民刑局長回答)

(要旨) 代理人によって私署証書の署名捺印を自認することにより、その認証を求めた場合は、代理人の実印を携帯させ、印鑑証明書と対照し人違でないことを証明させることを要する。

(照会) 私署証書認証ノ場合代理人ニ依リ署名捺印ヲ認メ嘱託ヲ為シ得ヘキコトハ勿論ナルヘキモ認証文ニ嘱託人代理人ノ署名捺印ヲ為スヘキ規定ナキヲ以テ代理人ノ印鑑証明書ヲ提出セシムルモ之ニ対照スヘキ印影ナク果シテ人違ヒナキヤ否ヲ認ムル能ハサルカ如シ差支ナキカ

(回答) 公証人法第28条第2項ノ規定ハ印鑑証明書ニ依リ人違ナキコトヲ証明セシムル趣旨ナルヲ以テ本問ノ場合ニ於テハ実印ヲ携帯セシメ相当ノ方法ニ依リ印鑑ト対照スルコトヲ要ス

9 認証簿ヲ役場外ニ持出シ得ル場合ニ関スル件

(明43.3.12金沢公証人小川信行照会)

(明43.4.14民刑231号民刑局長回答)

(要旨) 役場外において、私署証書に認証を与える場合には、認証簿を出張先に持参して差し支えない。

(照会) 公証人役場ヨリ数里以外ノ地ニ病床ニ在ツテ委任状ノ認証ヲ請求スルモノアリ依テ出張ノ上公証人法第58条ノ規定ニ依リ之レカ手續ヲ為スヘキハ勿論尚同法第59条ニ依リ委任状ト認証簿トニ契印ヲナスヘキモノタル論ヲ俟タサルナリ然レニ同法第25条ニ依レハ公証人ノ調製シタル帳簿ハ事変ヲ避クル為メニスル場合ヲ除ク外之レヲ役場外ヘ持出スコトヲ得ストアリテ前頭ノ如キ出張先ニ於テ認証ヲ与フヘキ場合ニハ認証簿ノ契印ヲ為スヲ得サルニ至ルヘシ依テ右ノ場合ニハ出張先ニ係ルヲ以テ契印ヲ為サル旨ヲ認証中ニ附記シ可然哉

右稟伺候也

(回答) 客月12日附稟伺ニ係ル公証人法ノ疑義ニ関スル件ハ認証ヲ与フヘキ証書ト認証簿トニ契印ヲ要スルトキハ認証簿ヲ其出張先ニ持行クモ妨ナキ儀

ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

10 謄本ノ認証ノ付与方ニ関スル件

(明43.6.22東京公証人菅原良三郎照会)

(明43.8.10民刑641号民刑局長回答)

(要旨) 私署証書の謄本の認証は、その署名者でない証書所持人からも嘱託することができる。

(照会) 明治42年8月9日公証人広木幹稟伺ニ対スル同年9月6日民刑局長ノ回答ニ依レハ公証人法第60条ノ規定ハ私署証書謄本ノ認証ニ付テモ総テ適用セサルヲ得ス右回答ノ趣替ニ依レハ私署証書ノ謄本ニ認証ヲ与フルハ本証書ノ作成者又ハ作成者ノ代理人ノ嘱託ニ因ルヘキモノニシテ其以外ノ人ノ嘱託ニ因リ認証ヲ与フルヲ得サルモノト解釈セサルヲ得ス候哉例エハ甲者カ相手方タル乙者ノ作りタル私署証書ヲ所持スル場合ニ於テ甲者ヨリ其謄本認証ノ嘱託ヲ受クルモ認証ヲ与フルヲ得サルノ類

(回答) 私署証書ノ認証ハ証書ノ署名者又ハ其代理人ノ嘱託アル場合ニ限ラス債権者ノ如キ其証書ヲ所持スル者ノ嘱託アリタル場合ニ於テモ之ヲ与フルコトヲ得ヘシ

11 認証ノ方式ニ関スル件

(明42.9.13宮崎公証人広木幹照会)

(明43.11.24民刑1054号民刑局長回答)

(要旨) 認証については法第36条に該当する事項の記載を要しない。

(照会) 公証人法第60条ニ於テハ認証ニ付キ証書作成ノ嘱託ニ関スル第28条乃至第33条ヲ準用セルニ拘ハラズ第36条ノ準用規定ナキハ奇異ノ感アレトモ明文ナキ以上ハ準用各条ノ方式サヘ履行スレハ第36条各号ニ該当スル事項ノ記載ハ要セサル義ニ有之候ヤ為念相伺ヒ候

(回答) 貴見ノ通

12 外国文ヲ以テ記載シタル証書ノ認証ニ関スル件

(大5.9.30特許局長照会)

(大5.10.11民1465号法務局長回答)

(要旨) 公証人は、外国文で記載した証書の謄本に認証を与えることができる。

(照会) 商標権移転登録申請ニ付外国文(欧文)ニテ記載シタル委任状謄本ニ対シ公証人認証シタルモノヲ提出致来候処公証人ハ外国文ノ原文ニ対照シテ其謄本ニ認証ヲ為シ得ルモノナリヤ何分ノ御意見承知数度此段及照会候也

(回答) 客月30日付特発第836号ヲ以テ御照会ノ趣了承公証人ハ外国文ヲ以テ記載シタル証書ノ謄本ニ認証ヲ与フルコトヲ得ル義ト思考致候此段及回答候也

13 外国文ヲ以テ記載シタル私署証書ノ認証ニ関スル件

(大7.5.31和歌山地裁所長照会)

(大7.6.15民1210号法務局長回答)

(要旨) 公証人は、外国文で記載され、日本人が外国文字で署名した私署証書に、その内容、効力が法第26条に抵触しないと認められる限り、認証を与えることができる。

(照会) 大正6年7月20日付民第1464号貴官ヨリ大阪地方裁判所長ニ対シ外国文書ノ認証ニ付テハ外国文ヲ以テ記載シタル証書ノ謄本ニ之ヲ与フルコトヲ得ル先例ニシテ又外国人ノ署名ニ付テハ本国ノ文字ヲ以テ署名スルコトヲ得ル旨通牒相成候就テハ公証人ノ面前ニ於テ外国文ヲ以テ記載シタル私署証書ニ日本人カ外国文字ヲ以テ署名シタルトキ又ハ其外国文字ヲ以テ為シタル署名ヲ本人若クハ代理人ニ於テ自認シ認証ヲ求メタル場合ニハ公証人法第60条第27条ニ依リ拒絶セサルヘカラサルヤ若シ前段日本人カ外国文ヲ以テ署名シタル傍ニ日本文字ノ署名若クハ捺印ヲ為シタル場合ニモ同様ナルヤ

右ハ当地方ニハ多数ノ海外出稼人アリテ其出稼人ノ死亡ニ際シ遺族カ外国保険会社ヨリ保険金受領ノ必要上屢々外国文ヲ以テ記載シタル私署証書ニ日本人カ外国文字ヲ以テ署名シ認証ヲ求ムルモノアリ管内公証人ヨリ斯ル場合ニ関スル取扱方ニ付指示ヲ乞フモノ有之候ニ付貴見承知致度候

(回答) 本年5月31日付日記第1269号ヲ以テ御問合相成候外国文ヲ以テ記載シ

タル私署証書ノ認証ニ関スル件ハ認証ヲ与フルコトヲ得ル儀ト思考致候然レトモ公証人法第60条ニ依リ同第26条ニ抵触スル証書ニ付テハ認証ヲ与フルコトヲ得サルモノナルニ依リ公証人カ該証書ノ内容及効力ヲ解スルコトヲ得サルトキハ其囑託ヲ拒ムコトヲ得ル儀ト思考致候此段及回答候也

14 認証付与ノ可否ニ関スル件

(昭4.10.30富山公証人吉野義憲照会)

(昭5.2.5民事140号民事局長回答)

(要旨) 1 白紙委任状には確定日附を付し得ないが認証を与えることは差し支えない。

2 他人に代署させた署名を自認する旨の陳述があっても、認証を与えるべきではない。

(照会) 1 白紙委任状ニ確定日附、認証ヲ付与シ得ルモノト相心得可然哉

2 他人ニ代署セシメテノ署名ノ認証ヲ認メテ可然哉又然リトスルモ其署名ニ付キ公証人法第58条第1項前段ト同後段トヲ區別シテ解釈スヘキモノナリヤ右至急何分ノ御訓示ヲ奉仰候也

(回答) 1 白紙委任状ニハ確定日附ヲ付シ得サルモ認証ヲ与フルコトハ差支ナシ但認証文中委任状ノ或部分ノ記載ヲ欠キ空白ナルコトヲ示シ其白紙委任状タルコトヲ明確ニスルヲ要ス

2 他人ニ代署セシメテノ署名ヲ承認スル旨ノ陳述アルモ之ニ認証ヲ与フヘキモノニアラス
右本官ヨリ及回答候也

15 私署証書の認証文を欧訳しこれを和文認証文に貼付契印することの可否について

(昭33.11.13大阪法務局長より法務局長事務打合会の議題として提出)

(昭33.12.1民事(一)発350号民事局第一課長回答)

(要旨) 私署証書を欧文で認証することの要求があった場合、便宜、和文で認証した上、これを公証人が欧訳して、その訳文を認証文に貼付、契印する取扱をして差し支えない。

(問題) 公証人は欧文の私署証書を認証する場合にも公証人法第27条の規定によって日本語で認証しなければならないのであるが、欧文で認証を要求する者が多いため、これに対し便宜的措置として和文の認証をした上、その認証文を公証人において欧訳してこれを和文の認証文に貼付契印する取扱を認めてよいか。(その一括文書に、法務局長又は地方法務局長が公証人の認証の付与は在職中の公証人によってなされ、かつ、そのなつ印が真実である旨の証明をすることになる)

(回答) 11月13日付日記第3248号をもって法務局長事務打合せ協議問題として提出のあった標記については、便宜貴見により取り扱ってさしつかえないものとする。

16 マイクロフィルムに対する認証について

(昭36.10.5民事甲2344号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 株主総会議事録を撮影したマイクロフィルムについては、当該フィルムと認証文用紙とを強靱な用紙で接続させ、その用紙と認証文用紙とに契印した上で、当該議事録の謄本として認証を与えることができる。

(通達) 別紙甲号のとおり東京法務局所属公証人岡本吾市から照会があり、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれない。

別紙甲号

マイクロフィルムに対する認証に関し請訓

株式会社の株主総会議事録綴(その他認証の対象となり得る私署証書)の内容の全部をマイクロフィルム(ネガ)に撮影し作成人の署名捺印ある右趣旨を記載した文書を添付してその作成人から認証を求められた場合に左の諸点につき疑義がありますから何分の御指示相成度請訓に及びます。

1 右のマイクロフィルムは右議事録綴の謄本と認めて公証人法第58条第2項により原本と符合する旨の認証を与えて差支なきや。

又は右添付文書の署名捺印に対し同条第1項による目撃認証又は自認認証をなすべきものなりや。

2 右各認証を右添付文書の余白に記載してこれをなした場合に公証人法

第60条第39条第5項により此の文書と右フィルムとに公証人の押捺すべき契印は平素使用印章を以てしてはフィルムに対しては殆ど効果なきにつき特別に此の為の契印用として打出印か打抜印の如きものを準備する必要があると思料しますが公証人法第21条により特にマイクロフィルム契印用印章として所轄法務局に届け出れば此の使用は差支えなきものなりや否や。

尚此の印章の大きさも公証人法施行規則第4条によるものを踏襲する必要ありや否や実際にはもっと小さきものを適当と思料します。

3 若し前項の方法が不適當と認められた場合には契印について他に良策あれば御教示仰ぎ度し。

別紙乙号

マイクロフィルムに対する認証について (回答)

7月3日付で照会のあった標記の件について、左記のとおり回答する。

記

嘱託人から、株式会社の株主総会議事録をマイクロフィルムに撮影し、このフィルムについて株主総会議事録の謄本としての認証を求められた場合には、公証人は通常の私署証書の謄本認証に要する手続のほか次の手続を履践した上公証人法第58条第2項の認証をすることができると思料する。

1 強靱な紙を貼付する等して当該マイクロフィルムと認証文記載の用紙(証書用紙)とが互いに剥離しないよう一体化する(別添図面(略))。

1 右の貼付用紙と証書用紙とに契印する(したがって、特殊の契印用印章の使用を必要としない。)

17 英文文書の中に用いるべき「公証人」の語について

(昭63.12.20民一7336号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 英文文書の中に用いるべき「公証人」の語に対応する英語表現は、"NOTARY"として差し支えない。

(通達) 標記について、別紙甲号のとおり日本公証人連合会会長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したので、貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれない。

別紙甲号

私書証書の認証文を英訳する場合等に用いるべき「公証人」の語に対応する英語表現として、従来"NOTARY PUBLIC"の語が用いられてまいりましたが、"NOTARY PUBLIC"の語は、署名認証のみにかかわり、公正証書を作成する権限のない英米法系の公証人を意味するもので、大陸法の系統を受け、公正証書の作成を中心的な任務とする我が国の「公証人」には、"NOTARY"という表現がふさわしいとの見解に基づき、既に相当数の公証人は、その表現を用いていますが、目下のところ両者は混在の状態であります。

そこで、日本公証人連合会においては、この取扱いを統一することが望ましいと考え、本年11月開催の全国理事会において、"NOTARY"に統一する事務取扱いをすることで全員の意見の一致を見るに至りました。

よって、上記取扱いで差し支えないかどうか、貴職の御見解を伺いたく、照会いたします。

別紙乙号

本月12日付け日公連席第31号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおり取扱いで差し支えない。

18 外国語で作成された私書証書にする認証等の取扱いについて

(平10.2.6日公連席4日本公証人連合会理事長照会)

(平10.2.16民一293号法務局民事行政部長・地方法務局長あて民事局第一課長通知)

(要旨) 外国語で作成された私書証書に認証する場合、公証人が外国語を理解できる場合は翻訳を提出させなくても差し支えない。

(通知) 標記について、別紙1のとおり日本公証人連合会理事長から照会があり、別紙2のとおり回答したので、この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方お取り計らい願います。

別紙1

外国語で作成された私署証書にする認証等について、下記のとおり取り扱って差し支えないか、貴見を伺いたく照会します。

記

1 外国語で作成された私署証書に認証を与える場合には、公証人は、日本語による翻訳の提出を求めるべきであるが、公証人がその証書に用いられている外国語を理解することができるときは、翻訳を提出させないこととしても差し支えない。

2 嘱託人が、日本語を解しない場合又は言語を発することが出来ないものであって文字を解しない場合には、通訳を立ち会わせなければならないが(公証人法第60条による公証人法第29条の準用)、公証人が外国語等を理解することができるときは、通訳を立ち会わせないこととしても差し支えない。

別紙2

平成10年2月6日付け日公連席第4号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。

19 公証人の私書証書への認証の可否について

(平13.8.28総861号山形地方法務局長照会)

(平13.9.19民総2352号法務局長・地方法務局長あて民事局総務課長通知)

(要旨) 利息制限法に違反する私書証書(金銭消費貸借契約書)については認証を与えることができない。

(通知) 標記について、別紙1のとおり山形地方法務局長から照会があり、別紙2のとおり回答したので、通知します。

なお、この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方お取り計らい願います。

別紙1

今般、当局所属公証人に対して、利息制限法の制限を超過する利息の支払いを定めた金銭消費貸借契約書(債権者 関東財務局長の登録を受けた貸金業者A、債務者B、連帯保証人C、債権額金100万円、利息年29.200%)についての認証嘱託(自認認証)がありました。当職としては、下記の理由により嘱託には応じるべきでないと考えますが、いささか疑義がありますので、照会します。

記

「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」(以下「出資等取締法」という。))が、不当に高い利息若しくは損害金を契約し、又はこれを受領した者に対して刑罰を科すことを主な内容とする刑事法規であるのに対し、利息制限法は、元本の額に応じて許容される利息又は損害金の制限額を定め、その制限を超えて利息又は損害金が契約された場合の私法上の効力及び実際にその支払がされた場合の返還請求権の有無について規定した民事法規である。

したがって、出資等取締法と利息制限法とは、その制度の目的及び性格を異にしており、契約の私法上の効力は、貸金業者が業として行う契約の場合であっても、一律に利息制限法に照らして判断されることになる。

また、「貸金業の規制等に関する法律」(以下「貸金業規制法」という。))第43条第1項は、利息制限法第1条1項を前提とした例外規定ではあるが、貸金業者が業として行う金銭消費貸借に対して利息制限法の規定の適用を排除するものではない。すなわち、貸金業規制法第43条第1項は、一定の要件の下に利息制限法の制限額を超える利息の支払いが有効な利息の弁済とみなされ、刑罰が科せられないことを規定しているにとどまり、いわゆるグレーゾーンの利息(利息制限法の制限を超え、出資等取締法の制限内の利息)が利息制限法に違反するものであることには変わりがない。

さらに、利息制限法に違反する契約は違法であるから、利息制限法を超過する利息については、公正証書の作成に応ずるべきではないし(昭和27.10.31民事甲第562号民事局通達)、私署証書の認証については、公正証書の作成に係る規定が準用(公証人法第60条、第26条)されていることから、公証人は、私署証書の内容が法令に違反し、又は無効若しくは無能力により取り消し得べき行為であるときは、認証を与えることができない。

別紙2

平成13年8月28日付け総第861号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。

20 不動産登記法の施行に伴う登記事務の取扱いについて

(平17.2.25民二第457号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 不動産登記法の施行に伴う申請書等についての公証人の認証と登記事務の取扱い

(通達) 不動産登記法(平成16年法律第123号。以下「法」という。)、不動産登記令(平成16年法令第379号。以下「令」という。))及び不動産登記規則(平成17年法務省令第18号。以下「規則」という。))が本年3月7日から施行されることとなり、本日付け法務省民二第456号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則の改正について」(以下この通達による改正後の不動産登記事務取扱手続準則を「準則」といい、改正前の不動産登記事務取扱手続準則を「旧準則」という。))を発したところですが、これらに伴う登記事務の取扱いについては、下記に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

第1 法の施行に伴う登記事務の取扱い

1から9まで 略

10 申請書等についての公証人の認証

申請人が正当な理由により登記識別情報を提供することができない場合において、申請書等について公証人から当該申請人が法第23条第1項の登記義務者であることを確認するために必要な認証がされ、登記官がその内容を相当と認めるときは、事前通知を省略することができることとされた(法第23条第4項第2号)。

なお、この取扱いの対象となる認証をすることができる者には、公証人法(明治41年法律第53号)の適用を受ける公証人のほか、同法第8条の規定により公証人の職務を行うことができる法務事務官も含まれる。

(1) 申請書等について次に掲げる公証人の認証文が付されている場合には、法第23条第4項第2号の本人確認をするために必要な認証としてその内容を相当と認めるものとする。

ア 公証人法第36条第4号に掲げる事項を記載する場合

「囑託人何某は、本公証人の面前で、本証書に署名押印(記名押印)した。本職は、右囑託人の氏名を知り、面識がある。

よって、これを認証する。」

又は

「囑託人何某は、本公証人の面前で、本証書に署名押印（記名押印）したことを自認する旨陳述した。

本職は、右囑託人の氏名を知り、面識がある。

よって、これを認証する。」

イ 公証人法第36条第6号に掲げる事項を記載する場合

(ア) 印鑑及び印鑑証明書により本人を確認している場合の例

「囑託人何某は、本公証人の面前で、本証書に署名押印（記名押印）した。

本職は、印鑑及びこれに係る印鑑証明書の提出により右囑託人の人違いでないことを証明させた。

よって、これを認証する。」

又は

「囑託人何某は、本公証人の面前で、本証書に署名押印（記名押印）したことを自認する旨陳述した。

本職は、印鑑及びこれに係る印鑑証明書の提出により右囑託人の人違いでないことを証明させた。

よって、これを認証する。」

(イ) 運転免許証により本人を確認している場合の例

「囑託人何某は、本公証人の面前で、本証書に署名押印（記名押印）した。

本職は、運転免許証の提示により右囑託人の人違いでないことを証明させた。

よって、これを認証する。」

又は

「囑託人何某は、本公証人の面前で、本証書に署名押印（記名押印）したことを自認する旨陳述した。

本職は、運転免許証の提示により右囑託人の人違いでないことを証明させた。

よって、これを認証する。」

(2) 申請書等についてされた公証人の認証が、委任による代理人により囑託された申請書等についての認証であるときは、法第23条第4項第2号に規定する「登記官が本人確認をするために必要な認証としてその内容を相当と認めるとき」に当たらないものとする。

(3) 申請書等についてされた公証人の認証が、急迫な場合で人違いでないことを証明させずにした認証（公証人法第36条第8号参照）であるときは、証書を作成した後3日以内に上記(1)の基準に適合する認証がされたもの（公証人法第60条において準用する第28条第3項）に限り、相当なものとして取り扱って差し支えない。

11から16まで 略

第2 宣誓認証

1 民事訴訟法の施行に伴う公証事務の取扱いについて

（平9.12.19民一2256号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）民事訴訟法の施行に伴う宣誓認証制度、公証人による交付送達の手続きの留意点

（通達）民事訴訟法（平成8年6月26日法律第109号。以下「新民事訴訟法」という。）が、平成10年1月1日に施行される（民事訴訟法の施行期日を定める政令（平成9年11月19日政令第332号））が、これに伴い、「民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成8年6月26日法律第110号、以下「整備法」という。）及び「民事訴訟法及び民事訴訟規則の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則」（平成8年12月17日最高裁判所規則第6号、以下「整備規則」という。）も同日施行される。

これらの法令により公証事務に関して改正がされた事項は、第1に、整備法による公証人法の改正により、当事者が宣誓をした場合における私署証書の認証（以下「宣誓認証」という。）の手續が設けられたこと、第2に、整備規則による民事執行規則（昭和54年11月8日最高裁判所規則第5

号)第20条の改正により、債務者が執行証書の作成を公証人に囑託するために公証役場に出頭した場合に、当該執行証書等を公証人自らがその場で債務者に交付して送達(以下「公証人による交付送達」という。)の制度が設けられたことである。

また、宣誓認証の制度の創設に伴い、「民事訴訟法及び民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」(平成9年11月19日政令第333号)により公証人手数料令(平成5年6月25日政令第224号)が改正されるとともに、平成9年12月19日法律省令第74号により公証人法施行規則(昭和24年6月1日法律府令第9号)についても所要の改正が行われた。

改正にかかる制度の概要及び公証事務の運用上の留意点は、次のとおりであるので、貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取計らわれない。

記

第1 宣誓認証

1 宣誓認証制度の趣旨及び概要

整備法によって公証人法第58条ノ2の規定が新設された。これにより、公証人は、私署証書に認証を与える場合において、当事者がその面前において証書の記載が真実であることを宣誓した上、証書に署名若しくは捺印し、又は証書の署名若しくは捺印を自認したときは、その旨を記載してこれをしなければならないこととされた(公証人法第58条ノ2第1項)。証書の記載が虚偽であることを知ってこの宣誓をした者は、10万円以下の過料に処せられる(公証人法第60条ノ5)。

この宣誓認証の制度の新設は、民事訴訟の実務において訴訟の促進の観点から利用されることが多い当事者又は第三者が供述した内容を記載した書面(いわゆる陳述書)等について、その正確性を担保するための手段として制裁の裏付けがある宣誓を用い、もって証拠を保全し、適正かつ迅速な裁判の実現に資することをねらいとするものである。また、外国の官庁等に対して、私署証書の内容が真実であることを当事者が宣誓し、そのことを公証人が認証した証書の提出を求めら

れる例があるが、この改正は、そのような認証手続についても、宣誓認証の手続によって対応することを可能とするものである。

2 宣誓認証を行うことができる場合

宣誓認証が行われるのは、公証人が私署証書に認証を与える場合に限られる(公証人法第58条ノ2)。私署証書に認証を与える権限については、これまでも、公証人法第1条により、公正証書を作成する権限及び商法第167条及びその準用規定により定款に認証を与える権限とともに規定が置かれていた。新設された公証人法第58条ノ2の規定は、公証人法第1条に定める権限に基づき公証人が私署証書に認証を与える場合において、当事者が宣誓をするときの手続を定めたものである。すなわち、宣誓認証は、公証人法第1条に定める私署証書に認証を与える公証人の権限の行使の一環として行われる手続である。

ところで、公証人法第1条により私署証書に認証を与える権限は、私署証書の作成名義の真正を認証する「署名認証」(公証人法第58条第1項)と文書の作成名義の認証はせず、私署証書の謄本が原本と一致することのみを認証する「謄本認証」(公証人法案58条第2項)とに区別される。宣誓認証は、このうちの署名認証の一類型として新たに設けられた手続であり、謄本認証には、宣誓認証の手続に関する公証人法第58条ノ2の規定は適用されない。

商法第167条及びその準用規定による定款の認証は、整備法による改正前と同一の手続により行われ(公証人法第62条ノ2から第62条ノ5まで)、この場合にも、宣誓認証の手続に関する公証人法第58条ノ2の規定は、適用されない。

宣誓の趣旨は、証書の記載が真実であることを宣誓することにある。この宣誓の趣旨に照らせば、認証を与えるべき私署証書は、単に過去の事実を記載した内容のものである場合が一般的であると考えられる。契約書など証書の作成者の意思表示そのものを含む私署証書のうち、約束の意思を表示する部分については、過去の事実を記載するものとは受け取りにくい。このような法律行為を記載した私署証書について、その記載が真実であることを当事者が宣誓する場合には、当該私

署証書に記載された意思表示を当事者が行ったという過去の事実について、これが真実であることを宣誓した趣旨であると理解することができないわけではない。したがって、契約書など当事者の意思表示を記載した私署証書であっても、宣誓の趣旨をこのように理解した上で宣誓認証の手続を採ることを妨げるものではない。

3 宣誓認証の手続

(1) 嘱託の手続

ア 代理人による嘱託の禁止

一般の私署証書又は定款に認証を与える場合には、代理人によって嘱託をすることが認められているが（公証人法第31条、第60条及び第62条ノ3第4項参照）、宣誓認証の嘱託は、代理人によってすることができない（公証人法第58ノ2第3項）。宣誓認証は、偽証の制裁を背景とする宣誓を公証人の面前で行うという厳粛かつ厳格な手続を経ることによって証書の記載内容の真实性を担保しようとする趣旨の制度であり、代理人による嘱託を認めると、証書の作成者が公証人の面前で宣誓するという厳粛な手続を採ることができないため、その真实性を担保するための手続的な前提が欠けることとなるからである。

なお、病気などにより公証人の役場に出頭することができない者が証拠を保全するために宣誓認証による供述書を作成しようとする場合等においては、代理人による嘱託は認められないが、公証人は出張して職務を執行することができる（公証人法第18条第2項ただし書）。

イ 嘱託人の確認

宣誓認証の嘱託人の確認の方法については、一般の私署証書の認証と同様、公正証書の作成に関する公証人法第28条の規定が準用される（公証人法第60条）。

ウ 証書2通の提出

宣誓認証の嘱託をするには、同一の内容が記載された証書を2通提出しなければならない（公証人法第58条ノ2第2項）。

外国の官庁等に提出する書面で提出先から認証文を含めて定型用紙に記載された証書に対する宣誓認証が求められる場合においては、当事者がその証書の複写を作成して2通の証書とし、これに署名又は押印する方法を採ることも、便宜差し支えない。

証書が外国語で作成されている場合には、公証人は、日本語による翻訳の提出を求めることができる。

エ 通訳及び立会人

証書の作成に当たっての通訳及び立会人に関する公証人法第29条、第30条及び第34条の規定は、宣誓認証を与える場合に準用される（公証人法第60条）。

したがって、嘱託人が、日本語を解しない場合又は言語を発することができない者であって文字を解しない場合には、通訳を立ち合わせなければならない（公証人法第60条による公証人法第29条の準用）。

(2) 宣誓の方式

宣誓は、公証人の面前で行われなければならない（公証人法第58条ノ2第1項）。宣誓は、起立して厳粛に行わなければならない（公証人法施行規則第13条の3第2項）。ただし、病気や身体の障害等により起立することができない当事者については起立することを要しない。また、公証人その他の宣誓に立ち会う当事者以外の者は、宣誓の際に起立することを要しない。

宣誓は、良心に従って証書の記載が真実であることを誓う趣旨のものとする（公証人法施行規則第13条の3第1項）。宣誓の趣旨は、当事者本人が、口頭で陳述することを原則とするが、言語を発することができない者又は日本語を解しない者は、通訳を介して宣誓の趣旨を述べることができる。

また、宣誓の方式として、宣誓の趣旨を記載した宣誓書（参考様式1及び2参照）を朗読させてこれに署名させる方式を採ることも差し支えない。

公証人は、宣誓の前に、当事者に対し、宣誓の趣旨を説明し、か

つ、証書の記載が虚偽であることを知って宣誓したときは過料の制裁があることを告げなければならない（公証人法施行規則第13条の3第3項）。

宣誓には、過料の制裁が伴うことから、公証人は、宣誓の趣旨を理解することができない者に対して宣誓をさせることはできない。囑託者が16歳未満の者であっても、証人の場合における民事訴訟法第201条第2項とは異なり、当然に宣誓をすることができないこととはされていないが、このような場合には、公証人は、宣誓をさせるに当たって、囑託者が宣誓の趣旨を理解しているかどうかを十分に確認しなければならない。

公証人は、宣誓の趣旨を説明するに当たって、囑託人が宣誓認証における宣誓の趣旨を十分に理解しているかどうかを確認する観点から必要があるときは、証書に記載された事実の陳述が囑託人がその記憶をありのままに述べたものであるかどうか、囑託人が証書に記載されている内容や意味を十分に理解しているかどうかなどについて、囑託人に注意をし、かつ、必要な説明を求めることができる。

(3) 認証の手続

ア 当事者の証書への署名又は押印

宣誓認証を与える場合には、当事者が公証人の面前で証書に署名若しくは押印し、又は証書の署名若しくは押印を自認しなければならない（公証人法第58条ノ2第1項）。署名と押印を併せて行い、又は署名と押印を併せて自認することも差し支えない。署名又は押印は、証書2通ともにされなければならない。

イ 認証の記載

認証の記載は、当事者が公証人の面前で宣誓をした上で、証書に署名若しくは押印し、又は証書の署名若しくは押印を自認した旨を、公証人が証書2通ともに記載して行う（公証人法第58条ノ2第1項）。認証の記載の様式として、当事者が署名又は押印をした場合について参考様式3、当事者が署名又は押印を自認した場合について参考様式4を参照されたい。

公証人の認証は、日本語を用いてしなければならない（公証人法第60条による公証人法第27条の準用）。外国の官庁等に提出する証書で、当事者から認証文の記載について翻訳の作成を求められた場合には、便宜、翻訳を作成してこれを証書に記載して公証人の署名を付することも差し支えない（認証文の記載の英語による翻訳の例につき、当事者が署名若しくは押印をした場合についての参考様式5及び当事者が署名若しくは押印を自認した場合についての参考様式6を参照）。外国の官庁等から指定された様式による定型用紙に記載された証書に宣誓認証を行う場合において、その定型用紙に記載された認証文の趣旨が公証人法第58条ノ2第1項に規定されている認証文の記載の趣旨と同一であるときは、日本語による同趣旨の認証文を記載した上で、定型用紙に記載された外国語による認証文の記載に公証人が署名を付することにより、便宜、公証人による認証文の記載の翻訳に代えることも差し支えない。

ウ 無効の法律行為等に関する認証の禁止

公証人は、法令に違反している事項、無効の法律行為及び無能力によって取り消すことができる法律行為については、宣誓認証を与えることができない（公証人法第60条による公証人法第26条の準用）。

また、宣誓認証についても公証人法第58条第3項の規定が適用される。したがって、私署証書に文字の挿入、削除、改ざん、欄外の記載、その他の訂正があるとき、又は破損若しくは外見上著しく疑うべき点があるときは、その状況を認証文に記載しなければならない（公証人法第58条第3項）。

なお、宣誓認証は、謄本認証（公証人法第58条第2項）とは異なる手続であるが、文書の写しを持参して真正な原本が存在する旨陳述した証書につき認証を求める事例において、その写しが偽造文書について作成されたものであって真正な原本の存在を仮装することを目的とするものであった場合があるので、このような